

# 目 次

## ○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	5
欠席議員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
開会・開議	6
町長挨拶	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について	7
日程第 4 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	9
日程第 5 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	12
日程第 6 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備 組合最終処分場候補地選定委員会設置条例	14
日程第 7 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	20
日程第 8 議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について	21
日程第 9 認定第 1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につい て	23
日程第10 認定第 2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決 算認定について	37
日程第11 認定第 3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について	39
日程第12 認定第 4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	42
日程第13 認定第 5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について	45

日程第14	認定第6号	令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算認定について	48
日程第15	認定第7号	令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について	50
日程第16	認定第8号	令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について	53
日程第17	認定第9号	令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算 認定について	56
日程第18	議案第62号	令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)	60
日程第19	議案第63号	令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)	69
日程第20	議案第64号	令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)	70
日程第21	議案第65号	令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	71
日程第22	議案第66号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号)	73
日程第23	議案第67号	令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	73
日程第24	議案第68号	令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)	74
日程第25	同意第4号	吉岡町教育委員会委員の任命について	77
日程第26	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	78
日程の追加			79
追加日程第1	議長報告	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 の提出について(依頼)	80
散会			80

## ○第2号(9月2日)

議事日程第2号	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	82
欠席議員	82
説明のため出席した者	82

事務局職員出席者	8 2
開 議	8 3
日程第 1 一般質問	8 3
◇富岡大志君	8 3
◇廣嶋 隆君	1 0 5
◇富岡栄一君	1 2 4
◇平形 薫君	1 3 9
◇村越哲夫君	1 4 8
散 会	1 6 6

### ○第3号（9月3日）

議事日程 第3号	1 6 7
本日の会議に付した事件	1 6 7
出席議員	1 6 8
欠席議員	1 6 8
説明のため出席した者	1 6 8
事務局職員出席者	1 6 8
開 議	1 6 9
日程第 1 一般質問	1 6 9
◇岩崎信幸君	1 6 9
◇坂田一広君	1 8 5
◇飯島 衛君	2 0 5
◇飯塚憲治君	2 1 9
◇小池春雄君	2 3 6
散 会	2 5 2

### ○第4号（9月11日）

議事日程 第4号	2 5 3
本日の会議に付した事件	2 5 5
出席議員	2 5 6
欠席議員	2 5 6
説明のため出席した者	2 5 6
事務局職員出席者	2 5 6

開 議	2 5 7
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	2 5 7
日程第 2 議案第 5 9 号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例	2 6 5
日程第 3 議案第 6 0 号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備 組合最終処分場候補地選定委員会設置条例	2 6 6
日程第 4 議案第 6 1 号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	2 6 6
日程第 5 議案第 7 0 号 第 5 次吉岡町総合計画基本構想の変更について	2 6 7
日程第 6 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）	2 6 7
日程第 7 認定第 1 号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につい て	2 6 8
日程第 8 認定第 2 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 6 9
日程第 9 認定第 3 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について	2 6 9
日程第 1 0 認定第 4 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	2 7 0
日程第 1 1 認定第 5 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について	2 7 0
日程第 1 2 認定第 6 号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算認定について	2 7 0
日程第 1 3 認定第 7 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 7 1
日程第 1 4 認定第 8 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について	2 7 1
日程第 1 5 認定第 9 号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算 認定について	2 7 2
日程第 1 6 議案第 6 2 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 5 号）	2 7 2
日程第 1 7 議案第 6 3 号 令和 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）	2 7 3
日程第 1 8 議案第 6 4 号 令和 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）	2 7 3

日程第19	議案第65号	令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) ……………	273
日程第20	議案第66号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号) ……………	274
日程第21	議案第67号	令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号) ……………	274
日程第22	議案第68号	令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号) ……………	275
日程第23	発委第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 の提出について……………	275
日程第24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第25	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第26	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第27	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第28	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第29	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第30	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		278
日程第31	議会議員の派遣について……………		280
町長挨拶……………			280
閉会……………			281

# 令和2年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和2年9月1日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和2年9月1日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について  
(選挙)
- 日程第 4 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 認定第 2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 認定第 6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

(提案・質疑・付託)

日程第15 認定第 7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第16 認定第 8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第17 認定第 9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(提案・質疑・付託)

日程第18 議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

(提案・質疑・付託)

日程第19 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第20 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・付託)

日程第21 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑・付託)

日程第22 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第23 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第24 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第25 同意第 4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第26 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について

(選挙)

- 日程第 4 報告第 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 議案第 59 号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 60 号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 61 号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 70 号 第 5 次吉岡町総合計画基本構想の変更について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 1 号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 10 認定第 2 号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 11 認定第 3 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 12 認定第 4 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 13 認定第 5 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 14 認定第 6 号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 15 認定第 7 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 16 認定第 8 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 17 認定第 9 号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 18 議案第 62 号 令和 2 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 5 号)



- (提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第1 議長報告 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(依頼)  
(付託)

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君	代表監査委員	石関 秀 一 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので令和2年第3回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、昨年と同様、長く寒かった梅雨が明けると一転全国各地で最高気温の記録更新のニュースが報じられたところでもあります。天候不順で農作物等の作柄等も不安定な状況となっております。幸い梅雨明け以降、集中豪雨による大変な災害は発生しておりませんが、台風シーズンを迎え、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、本定例会では、令和元年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定をはじめとする議案11件、報告1件、認定9件、同意1件、諮問1件を上程させていただきました。議案11件のうち7件が補正予算、条例改正が3件、そのほかが1件でございます。何とぞ慎重審議の上、いずれも認定、可決、同意及び答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してありますので、平形委員長からの委員会報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る8月24日月曜日、午前9時半から役場2階大会議室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和2年第3回定例会の会期及び会期日程について協議いたしました。

本定例会の会期は、本日9月1日火曜日から9月11日金曜日までの11日間です。

一般質問は9月2日水曜日と9月3日木曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日9月1日から11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、会期は9月1日から11日までの11日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりでございます。

---

## 日程第3 選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（山畑祐男君） 日程第3、選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

本件は、吉岡町選挙管理委員及び補充員の任期が令和2年9月20日をもって満了することに伴い、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

これより吉岡町選挙管理委員及び補充員について、それぞれ4名の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、  
指名方法は議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、選挙方法は指名推選によることとし、指名  
方法は議長が指名することに決めます。

それでは、ただいまより資料をお配りしますので、暫時休憩といたします。

午前9時36分休憩

---

午前9時37分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

最初に、吉岡町選挙管理委員の指名を行います。

選挙管理委員に岸 正雄氏、大貫ふた葉氏、長塩和徳氏、前田 奨氏の4名を指名いた  
します。

なお、詳細については、お手元に配付した資料のとおりでございますが、それぞれ地域  
で活躍し、立派な方でございます。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました4名を吉岡町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が吉岡町選  
挙管理委員の当選人に決定いたしました。

次に、吉岡町選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に第1位千明 誠氏、第2位に西山照和氏、第3位小材昭恵氏、第  
4位木暮充男氏の4名を順位を付して指名いたします。

なお、詳細については、お手元に配付した資料のとおりでございますが、それぞれ地元  
でも活躍し、立派な方でございます。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました4名を、順位も含め、吉岡町選挙管理委員補充員の当選人  
と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が吉岡町選挙管

理委員補充員の当選人に決定いたしました。

森田選挙管理委員長にはここで退席をお願いいたします。お疲れさまでございます。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時39分休憩

---

午前9時39分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

#### 日程第4 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（山畑祐男君） 日程第4、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では令和元年度の決算に基づき実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月3日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は8.7%で、前年度比0.9%のマイナス、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回ったため、前年度に引き続き比率なしとなりました。資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明させます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも令和元年度の決算に基づき算定した数値となっております。

なお、健全化判断比率とは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことを言います。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金

等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和元年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率につきましては比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計、水道事業会計など、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和元年度は全ての会計において赤字額はなかったため、連結実質赤字比率につきましても比率なしとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが一般財源のうちどれくらいの割合を占めているかを指標化したものとなります。吉岡町の実質公債費比率は8.7%で、前年度比0.9%のマイナスとなりました。0.9ポイント、率が改善した要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰上げ償還に伴い、分子の構成要因の1つである元利償還金が大きく減少しました。また、分母においては、税収の増などから標準財政規模が増加したことなどにより、令和元年度の単年度における比率が減少し、その結果、過去3か年の平均値を取る実質公債費比率が昨年度に引き続き改善されました。なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっております。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計などの借入金や一部事務組合へ将来支払っていく可能性のある負担金など、現時点での残高の程度を指標化しているもので、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。早期健全化基準は350%となっておりますが、吉岡町では将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、前年度に引き続き比率は発生しませんでした。

次に、資金不足比率ですが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっております。

なお、監査委員には令和2年8月3日に審査をお願いし、令和2年8月11日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定しているとのことを確認いただきました。本町の比率につきましてはいずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、今後も各事業を精査し、財源確保を図り、より一層財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 今説明をお聞きしました、この監査委員の監査報告と併せて質問いたします。

監査報告では良好な状況で心配ないということで、非常に喜ばしいことと思います。ちょっとその監査報告の中を見ますと、4分の2ページ、(2)、①実質赤字比率についてというところで黒字の幅が若干減ったと。前年度比0.16%減。その次に、4分の3ページに移りまして、黒字の比率が5.9%で2.59%減となったと、こうなっているんですけども、赤字の額はなく健全経営だと。

これは非常にいいことだと思うんですけども、ここ近年の財政調整基金も若干暫時減っていますし、黒字の幅が去年に比べて減ったということで、全体としては非常にいい財政状態なんですけれども、暫時何か経営が圧迫されているというんですか、黒字幅が減っているという。それで、懐のお金もだんだん減ってきたということで、ちょっと一般市民の私としてはこの先行きどうなのかなと心配な面があるわけです。

それで、ここ二、三年の例も含めて将来の見通し、あるいは支出がいっぱい増えているんだとしたら何かを見直して抑制するとか、そういう考えがあるのかどうか、現在の状況も併せ、近年の状況も併せて町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） まず、今年度の報告の内容で黒字額が昨年度から減っているということなのですが、これにつきましては財政運営の中でも毎年事業の規模とか実施する事業によっていろいろ異なってきます。そういった意味では、各市町村もそうだと思うんですけども、吉岡町としては去年については若干の黒字額が減っているという形になります。

ただ、それにつきましても、皆様から議決いただいた予算を執行した結果での数値でありますので、この辺は無駄のないような形での財政運営を努めていきたいと考えております。

また、今後につきましても、吉岡町では今ほかの市町村とは違う住民が増えている町でございまして。そういった中で、やっていかなければいけない事業、また大型商業施設等の進出によって整備しなくてはならないインフラ整備等につきましても、きっちりとした形で事業は展開していかなくてはならないと考えております。

そんな中でも、その事業を展開する中においては当然財政調整基金等も投入しなくてはならないと思うんですけども、当然将来負担のことも考えますと財政調整基金だけで使ってしまうと基金が減ってしまいます。何かのときのための基金という形においては、



そちらについては担保しておく、確保しておかなくてはいけないと考えておりますので、起債等をバランスよく借入れ等も行いながら事業のほうを進めていかねばと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第5 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び町民の安全に資するため制定するものでございます。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） では、補足説明をさせていただきます。

本条例は、県の土砂条例が3,000平方メートル以上が対象のため、その以下の面積を対象とした条例を制定するものになります。

議案書をご覧ください。

第1条は目的になります。土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、生活環境の保全及び町民の安全に資することを目的としています。

第2条は定義で、土砂等、埋立て等、小規模特定事業について定義するもので、小規模特定事業とは、土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいいます。

第3条は町の責務で、土砂等の埋立て等の状況把握と適正化に関する施策と県への協力を行うこととしています。

第4条は埋立て等を行う者の責務で、土壌の汚染を生じさせないよう努め、災害の発生防止措置を講じ、周辺地域への生活環境の保全に配慮することとしています。

第5条第1項は土砂等を排出する者等の責務で、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散防止に努めるとともに、適正な埋立てが行われるよう埋立て等を行う者へ協力することとしております。

第2項では、土地所有者は土壌の汚染及び災害を発生させるおそれのある埋立て等を行う者へ土地提供をすることがないように努めることとしています。

第6条は土砂等の汚染に関する基準について、環境基本法に規定する環境基準に準じて規則で定めることとしています。

第7条では小規模特定事業の許可について規定するものです。ただし書きにより許可を受けなくていい場合を第1号から第5号に記載してあります。第2項から第6項は許可申請の規定になります。

第8条は許可の基準で、県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例等に違反した者で一定期間経過していない者などは許可しない等の規定になります。

第9条は変更の許可で、第7条の許可を受けた事項について変更を行おうとする場合の規定になります。

第10条は、土砂等の搬入の事前届出等に関する規定になります。

第11条は、事業の完了等に関する手続等を規定するものです。

第12条は、許可を受けた者について相続、合併及び分割等があった場合の地位の承継についての規定です。

第13条は、施工管理者の設置についての規定です。

第14条は、事業に係る標識の掲示についての規定です。

第15条は、許可等に係る搬入された土砂等の数量などの帳簿の記載に関する規定です。

第16条は、土壌の検査等についての規定です。第1項は、許可を受けた者は、規定の定めにより土壌検査を実施し、報告をしなければならない規定になります。第2項は、許可を受けた者は、事業区域に汚染された土砂等があることを確認した場合の報告の規定です。

第17条は、帳簿等の書類の備置きの規定です。

第18条は、土砂等の搬入等に使う車両等であることを表示する規定になります。

第19条は、当該事業の改善や停止命令等についての規定です。

第20条は、当該事業の許可の取消し等についての規定、第21条は、当該事業の埋立

て等により災害の発生を防止するため必要な措置を命ずることができる規定になります。

第22条は、生活環境の保全、災害の発生防止のため、埋立て等に関する者に対する協力要請の規定になります。

第23条は、埋立て等に関する者に対する報告や質問、立入検査等の規定になります。

第24条は、関係行政機関への照会等の規定、第25条は、許可及び変更許可の手数料に関する規定、第26条は委任規定で、条例のほか必要事項は規則で定める規定です。

第27条から第31条は、罰則の規定になります。

附則として、第1項は施行の日を定めるもので、この条例は令和2年10月1日から施行する。

第2項は経過措置の規定になります。この条例の施行の際、現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第7条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可または不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例

議 長（山畑祐男君） 日程第6、議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場選定委員会設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地を選定するため、選定委員会を設置するものでございます。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、補足説明を申し上げます。

吉岡町のごみ処理事業は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の構成市町村の共同処理として実施されています。そして、現在の一般廃棄物最終処分は、渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場で埋立てを行っております。

今回の用地選定委員会の設置は、今後の広域圏の一般廃棄物最終処分場の用地確保について平成20年2月8日に組合構成市町村による協定が締結され、用地選定順位が1番渋川市、2番吉岡町、3番渋川市、4番榛東村と決定されたことにより、吉岡町による検討が必要となったことに伴うものでございます。

なお、現在の処分場の利用計画は2029年、令和11年までとなっております。

本条例は、最終処分場候補地の選定を行うため委員会の設置に関し必要事項を規定するものになります。

それでは、議案書1ページをご覧ください。

第1条では、本条例の設置目的について規定するものでございます。

第2条では、本委員会の所掌事項について規定するものでございます。

第3条第1項では、委員の定数を12人以内とし、有識者、関係団体の代表者、公募による住民、その他町長が必要と認める者を構成員とする規定で、第2項では、委員の任期を最終処分場候補地が選定されるまでと規定するものでございます。

第4条では、検討委員会の委員長及び副委員長について規定するものでございます。

第5条では、検討委員会の会議の招集及び成立要件、議決要件、意見の聴取等について規定するものでございます。

第6条では、委員会の庶務について規定するものでございます。

第7条は委任規定となり、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めると規定するものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行する。

第2項は、吉岡町特別職の職員の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するもので、新旧対照表をご覧ください。

別表中、環境衛生運営審議会委員の次に吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会委員の報酬を月額8,800円を加えるものになります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) この議案はエコ小野上処分場が終わって、それが終わった後の2029年から順番で吉岡町へ来るということなんですけれども、合併する以前は8か市町村でやっていたんですけれども、考え方なんですけれども、確かにそうなったんでしょうけれども、8か市町村だから順番だったんですよ。

それで、今度渋川市は8か市町村ある中の6か市町村が合併したんですよ。本来であれば8つが順番だったんですよ。だから、合併したから今度渋川市が6つをもう1つという考えになってしまったわけなんですよね。

だから、そこのところで考えてみると、広域圏というのは8か市町村でスタートしていますから、そうすると人口とか土地の面積からしても吉岡町はなかなか割の合わない部分があるかなというふうに思ったり、実際の話で今度これが小野上処分場規模のものが吉岡町に来るというふうになったら、これは順番だからやむを得ないんだというふうに言いますが、果たして吉岡町を見たときに小野上のエコ処分場に相当するような場所というのは本当に吉岡町に確保できるのかどうかという問題があると思うんですよ。

順番だからしょうがない、仕方ないじゃなくて、本当に吉岡町を見たとき私はなかなか合う場所がないような気がするんです。山の奥のほうへ持っていくと当然水というのが上から流れてきますから、小野上エコ処分場はこれはクローズド工法と呼んで雨も入らないという工法にしたんですけれども、私は考えなければならないと思うのは、まずはこれ吉岡町に順番だからやむを得ないとしてもそれだけの場所が本当に確保できるのかどうか。まずは委員を、まずできることが前提で委員を選ぶとかという話なんですけれども、果たしてそのところはもう少し広域組合で協議をできる可能性がないのかどうかということも議論する必要があると思うんです。

それと、以前に吉岡町議会で私が提案して言ったんですけれども、福岡県ですか、大木町というものがあまして、大木町では、大体出てくるごみの半分は家庭ごみだと言われているんですね。あとの半分というのはプラスチックだとか燃えるものだとかとなっているんですけれども、相当今は分別収集するとパッカー車で運ばなくても、大木町の話ですけれども、大木町は残飯も全部そこで大きいサイロがあって、残飯はそこにみんな入れて、出てくるごみの半分は残飯ですからそこに入れて、あとは人間の、今吉岡町は玉村に持っていきますけれども、家畜のふんも大木町では全部入れるんです。そこに入れてしまって、その大きいサイロに詰めてしまってメタン発酵させて、それでそのガスを取るものですから、そこでメタン発酵で出たガスを利用して施設の動力を賄っていたんですけれども、そ

れは7割払えるというんです。

それで、そのところで発酵するものですから、僅かな出た残飯が発酵すると堆肥が取れるんですけども、それ堆肥に使って、そして、出た水分というのは町が大きいローリー一を持ってまして、あとは噴霧器を持っていて、それで田んぼにまいてあげるんです。これもたしか有料だったような気はするんですけども、安い有料なんですけれども、それで作物もよく取れるというので、今いわゆる液肥も足りないくらいだというふうに言われているんです。

ですから、そういうふうにと考えると今の廃棄物の処理の仕方というのは全てが残飯に重油で火をつけて、それで燃しているんです。強制的にね。私はこんなやり方がいつまでも続くとは思わないんです。でも、そういう分別収集をしっかりと、それで発酵の技術を使ったものにとすると本当にエコで、何も廃棄物って残らないんです。

ですから、私はただこういうものに走るんじゃなくて、広域組合の中で当然それまでに何とかそういう新しい技術のほうへもうシフトしていくという考えを持たないといけないんじゃないかと思うんです。いつまでも、昔はなかったわけですから。戦前はなかったですよ。戦後になっていろいろなごみが出るようになってから。昔はみんな肥料として使っていましたから、ないですよ。

だから、ただ順番だからもう吉岡町でこういうふうにやりましょうじゃなくて、ここでやはり私は一考する価値があると思うんです。実際にそれで進めても完結している自治体もあります。吉岡町の議会も行きましたけれども、視察も大変多く来ていました。

私はそっちのほうへ、今広域組合でも小野上エコ処分場に造るあの建物、処理施設が、あれが30億円かかりますから。また、2029年までにいっぱいになってしまっただけで、そう先の話じゃないんで、立ち止まって考えるべきものではないのかというふうに思っています。順番が来たからもうここで選んでおきましょう。これは両方進めていかななくてはならないかもしれませんが、そういう処理の方法というものを私は真剣になって考えていく時期に来ているというふうに思いますけれども、今後の在り方について今町長はどんな、今初めてこの話はするわけですけども、今どういう考えでいるのか、やはりまた、どういう方向で進むべきか。

今、町長は広域組合では副管理者ですから。市長が管理者で、吉岡町が副管理者でありますから、その中でそういう提案をしていけば、今までのことを踏襲じゃなくて新しい方法での処理の方法というものを考えられるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ真剣になって考えていただきたいと思いますと思いますけれども、その点についての町長の考えをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうからご提案もいただきました。ただ、自分としては前任者からの引継ぎを受けた中でもう既に遅かりしというような状況の中でこの準備、協定が締結されているという状況の中で、この準備は進めなくてはならないということで今回提案をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

また、ごみの処理方法等につきましては今後の検討課題ということで、広域の中でも意見等を発言できたらと思っております。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 準備は進めていくにしても、進めていくんでしょうけれども、やはり懸念されるのが吉岡町にあれだけの最終処分場を、あと9年後ですか。実際には8年ですかね。今2020年だから。あと8年後、9年後ですよ。に造らなくてはならないということですから。吉岡町を見てそれが、決まり事かもしれませんけれども、造れそうな場所はあるという認識の上で準備でしょうか。それはどう考えていますか。また、その考えていかななくてはならないのかもしれませんが、実際の問題としてあれだけの場所が吉岡町にあるかなといったらどう思いますか。それ相当な車の数が行きますから。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろんあるかどうかと言われてあるとも言えないし、ないともちょっと現在のところでは断言できませんので、吉岡町一円を見渡した中でこの選定委員会の中で検討していただきたいということで、現在は自分としては考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。  
岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 第3条、選定委員会は委員12人以内で組織すると載っております。まずは、1、有識者、2、関係団体の代表者、3、公募による住民、4、その他町長が必要と認める者となっておりますが、まずはこの割合、そしてこの有識者及び関係団体代表者、この辺のどういう人物を選定するかお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この関係につきましては、住民課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらの割合につきましては、例えば有識者等ということで大学教授などを考えているんですけれども、そういった専門的な分野だとか、いろいろ考えていったときに、ちょっと人数等の変更はあるかとは思うんですけれども、各項目ごとに二、三名の方を選んでいきたいというような格好で考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。  
岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これからの課題ということで、こればかりはまた仕方ないかと思っているんですけれども、今小池議員が実際大分質問されたと思うんです。私もそれに対しては危惧しているんです。

さっき言ったとおり県内で3番目に何ととっても面積の狭い町なものですから、先ほど申したとおり造れるか、造れるか、これがやはり問題でありまして、やはりある程度市町村、うちの町と協議しなければならないと思っているんです。

その中で、先ほど小池議員が質問したのでその内容に関しては聞きませんが、一応その中で、この4つと書いてあればそうですけれども、有識者等の中に市町村関係で人員が入るか、そこら辺がどんな感じになるかお伝えください。4つあるから。この中で吉岡町だけじゃなくて、例えばオブザーバーみたいな感じで他市町村からそれなりの人が入るかどううか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても住民課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長が必要と認める者とか、そういったものもありますけれども、有識者ということになりますと広域的なことといいますか、大学の教授ですとか、そういうことになれば町外の方とか、そういったことにはなってくるかなと思うんですけれども、あとは、こちらのほうでは事務局としては広域のほうの協力も得ていきたいとは思っておりますので、そういったところでまた今後検討させていただければと思います。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第7 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴う所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康子育て課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 本条例につきましては、特定教育・保育施設などの確認基準を定める条例になります。今回の改正内容につきましては、主に2点の条例改正となります。1点目としては、厚生労働省令で認可基準が改正となったことから、本条例の確認基準を整合させるための改正、2点目として、幼児教育・保育の無償化に伴い施設における食事の提供に要する費用の基準を定める改正が主な改正点となります。

それでは、吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案となります。

1ページから3ページ上段までの第2条の改正につきましては、法令の改正により略称が改められたことによる改正及び本条例における用語の定義の改正、3ページ、第3条の改正につきましては、保護者の経済的負担の軽減の配慮に伴う改正、3ページ、第5条から後ろのほうの33ページ、第52条までの主な改正につきましては、今回の法令改正により支給認定の略称が教育・保育給付認定に改められたことに伴う改正となります。

8ページに戻っていただきまして、第13条第4項の改正につきましては、特定教育・保育施設が利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることができる範囲及び国の定めた基準と同じ基準を本条例で定め、保護者及びその同一世帯員の市町村民税所得の合算

額が基準未満の者及び第3子以降については無償化とすることの所要の改正となります。

後ろのほうの36ページ下段のほうから37ページ、附則の改正につきましては、連携施設の認可基準の経過期間が5年から10年に改正されたことに伴い、確認基準も10年にし、整合させる改正となります。

議案書のほうに戻りまして、最後の8ページをご覧ください。

附則とし、「この条例は公布の日から施行する」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第62号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について。

本件は、第5次吉岡町総合計画に係る計画期間を延長させていただきたく、基本構想の変更をお願いするものであります。

具体的には、コロナ禍による本町を含め自治体を取り巻く現状と社会全体への影響を見据えた場合、予定どおり10年を計画期間とする総合計画を拙速に策定するよりも、現状分析から慎重に策定を進めることを目的に、計画の最終年度を令和2年度から令和3年度へ変更したいものであります。

詳細につきましては企画財政課長より説明をさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案書をご覧ください。

第5次吉岡町総合計画基本構想の変更についてといたしまして、現総合計画基本構想について下記のとおり変更したいので、地方自治法第96条第2項及び吉岡町議会基本条例

第10条第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

下記でございますが、現総合計画基本構想第1編、第1章、5、計画の期間中、「基本構想：平成23年度～32年度（10年間）」を「基本構想：平成23年度～令和3年度（11年間）」に改めるとしたいものです。

総合計画は、平成23年の改正地方自治法により策定義務はなくなりましたが、策定自治体においてはまちづくりの指針を示す最上位の計画とも言えます。本町の現総合計画につきまして、平成23年第1回定例会の議決を経まして、「キラリよしおかー人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町一」を将来像にこれまでまちづくりを進めてきているところでございます。

町では、令和3年度を始期とする次期総合計画を令和2年度末策定に向け、基本構想の上程を令和2年、本年第4回定例会に予定しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的にワークショップ等の住民参画が難しい状況が継続しており、この状況下で策定作業を進めた場合、協働のまちづくりを進めるにも不十分な総合計画になることも想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症により社会全体が甚大な影響を受ける中、事態の収束までには相当の期間が必要になると見込まれ、現時点で今後の社会経済情勢を軽々に見通すことも困難かと思われまます。加えて、これまでの習慣や社会常識を見直し、新しい生活様式の実践も迫られております。

町といたしましては、次期総合計画はコロナ禍を踏まえた新たな視点を取り入れた上で策定することが望ましいと考えております。

つきましては、現総合計画に係る計画期間を令和2年度から1年延長し、令和3年度に変更し、次期総合計画の始期を令和4年度とさせていただきたく、本議案にてお願いするものであります。

以上、雑駁ではございますが第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

議 長（山畑祐男君） ここで監査委員を入場させますので、休憩いたします。

再開を10時50分といたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第9 認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第9、認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 説明申し上げます。

本決算書は、1ページから378ページとなっております。別冊として1ページから196ページまでの主要施策の成果説明書及びA4判でホチキス留めの令和元年度決算参考資料を添付しております。

別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A4判ホチキス留めの令和元年度決算参考資料につきましては、資料番号1として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号3として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号4として、自治会関係支出金一覧表、資料番号5として、町債年度末現在高、資料番号6として、不納欠損額の年次推移、資料番号7として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号8として、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（令和元年度決算）、資料番号9として、用語解説を掲載しております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。初めに3ページをお願いします。

一般会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書で、歳入総額は76億263万3,332円、歳出総額は74億3,451万8,416円、歳入差引額額は1億6,811万4,916円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1億4,380万2,000円、実質収支額は2,431万2,916円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては5億7,807万4,990円の増、増減率では8.2%の増でした。歳出総額につきましては5億4,961万418円の増、8.0%の増でした。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金の繰入額はございません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。12、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は26億1,261万813円で、平成30年度と比較しますと6,240万5,783円の増、増減率では2.4%の増となっております。収納率は96.5%で、前年度と比べますと0.2%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は12億3,390万1,518円、不納欠損額は169万9,317円、収入未済額は3,772万217円でした。不納欠損の該当者は、個人3人、法人1社、収入未済の該当者は、個人328人、法人14社でした。

2項固定資産税は、収入済額11億3,324万6,970円、不納欠損額は702万2,019円、収入未済額は4,506万1,403円でした。不納欠損の該当者は15人、収入未済の該当者は273人でした。

3項軽自動車税は、収入済額7,059万1,074円、不納欠損額は4万3,600円、収入未済額は199万2,847円でした。不納欠損の該当者は6人、収入未済の該当者は87人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億6,344万4,851円。

5項入湯税は、収入済額1,142万6,400円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の39ページをご覧ください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の収入状況を記載しております。

また、不納欠損額につきましては、別添の決算参考資料、資料番号6、不納欠損額の年次推移に一般会計と特別会計を記載しております。一般会計は1ページから2ページ、特別会計は3ページからとなっております。参考にご覧いただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、中段より少し下で2款地方譲与税は、収入済額8,950万円、前年度比34万7,000円の増、0.4%の増でした。

決算書16ページ、17ページに移りまして、3款利子割交付金は、収入済額216万2,000円、前年度比203万9,000円の減、48.5%の減でした。

4款配当割交付金は、収入済額1,063万9,000円、前年度比150万8,000円の増、16.5%の増でした。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額636万4,000円、前年度比126万6,000円の減、16.6%の減でした。

6款地方消費税交付金は、収入済額3億4,947万1,000円、前年度比1,995万9,000円の減、5.4%の減でした。

7款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額130万4,405円、前年度比14万7,399円の減、10.2%の減でした。

8款自動車取得税交付金は、収入済額1,367万4,695円、前年度比1,459万6,305円の減、51.6%の減でした。

18ページ、19ページに移りまして、9款環境性能割交付金は、収入済額401万6,000円、環境性能割交付金につきましては、令和元年度から新設されたもので、令和元年10月の消費税引上げに合わせて自動車税が廃止され、自動車税環境性能割が新たに創設されたものです。こちらは群馬県が徴収し、交付金として町に交付されるものです。

10款地方特例交付金は、収入済額7,177万3,000円、前年度比3,981万2,000円の増、124.6%の増でした。

11款地方交付税は、収入済額11億3,299万6,000円、前年度比3,463万9,000円の増、3.2%の増でした。

12款交通安全対策特別交付金は、収入済額366万7,000円、前年度比27万7,000円の増、8.2%の増でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の5ページから9ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、一番下の段、13款分担金及び負担金は、収入済額1億688万8,490円、前年度比5,105万190円の減、32.3%の減でした。

次ページに移りまして、1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金で保育運営費保護者負担金においては不納欠損額78万1,300円、収入未済額754万650円

となっております。不納欠損の該当者は12人、収入未済の該当者は27人でした。

続いて、14款使用料及び手数料は、収入済額3,403万5,977円、前年度比62万2,651円の減、1.8%の減でした。1項使用料1目農林水産使用料は、収入済額391万円。2目土木使用料は、収入済額1,372万9,376円でした。

2節住宅使用料は、収入済額1,115万3,000円、収入未済額は370万7,980円で、収入未済の該当者は6人でした。3目教育使用料は、収入済額621万5,925円でした。

次ページに移りまして、2項手数料は、1目総務手数料から2目衛生手数料、3目農林水産手数料まで、収入済額1,017万5,296円でした。

下段に行きまして、15款国庫支出金は、収入済額14億5,378万9,541円、前年度比3億8,346万4,211円の増、35.8%の増となっております。

国庫支出金の主なものといたしましては、23ページ下段で1項1目1節児童運営費国庫負担金で収入済額3億6,334万8,878円、2節障害者福祉費国庫負担金、収入済額2億357万6,000円、3節児童手当国庫負担金は収入済額2億7,931万1,665円でした。

決算書24ページ、25ページに移りまして、下段で2項2目3節児童福祉費国庫補助金は、2億1,641万7,320円です。

決算書26ページ、27ページに移りまして、中段、2項5目1節土木費国庫補助金は、収入済額1億4,415万9,314円、2項6目1節消防費国庫補助金は、1億852万1,000円でした。

次に、決算書28ページ、29ページに移りまして、下段、16款県支出金は、収入済額6億6,148万3,034円、前年度比5,869万6,132円の増、9.7%の増でした。

県支出金の主なものといたしましては、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億6,134万2,875円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額1億178万5,300円。

30ページ、31ページに移りまして、上段5節児童手当県負担金、収入済額5,991万4,165円。中段より少し下、2項2目1節社会福祉総務費県補助金5,757万5,531円。

決算書32ページ、33ページに移りまして、中段より少し下で、2項2目7節医療福祉費県補助金、収入済額9,487万2,268円などでした。

次に、決算書38ページ、39ページに移りまして、上段で17款財産収入は、収入済額311万3,665円、前年度比61万5,256円の減、16.5%の減でした。主

なものといましては、1項1目1節財産貸付収入で収入済額143万9,087円、2項1目1節土地売払収入で100万6,000円でした。

次に、18款寄附金は、収入済額617万4,900円、前年度比192万9,050円の減、23.8%の減でした。一般寄附金は4件で160万8,900円、ふるさと納税は225件で456万6,000円でした。

次に、19款繰入金は、収入済額1億9,517万846円、前年度比4,745万5,451円の増、32.1%の増でした。

40ページ、41ページに移りまして、下段で20款繰越金は1億3,965万344円、前年度比4,455万654円の増、46.8%の増でした。

21款諸収入は、収入済額1億605万4,002円、前年度比2,717万1,390円の減、20.4%の減でした。諸収入の主なものは、まず、1項1目1節の延滞金で、収入済額579万733円、該当者は1,192件でした。

次に、42ページ、43ページに移りまして、上段で3項1目1節貸付金元金回収金、収入済額500万円、4項1目1節渇水対策施設維持管理費受託事業収入600万円。5項3目雑入で、8,910万6,669円です。主なものといましては、47ページ中段、地域活動支援センター吉岡負担金1,213万5,500円、中段より少し下で駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金3,032万5,587円。

決算書48ページ、49ページに移りまして、上段で同じく駒寄スマートIC大型化事業に係る前橋市負担金（繰越明許）で1,044万1,615円などでした。

次に、22款町債は、収入済額5億9,810万円、前年度比2,030万円の増、3.5%の増となっております。町債の1項1目1節臨時財政対策債2億4,450万円、2目民生債1節公共施設等適正管理推進事業債は、第三保育園解体事業2,650万円、3目農林水産業債1節地方道路等整備事業債（林道新設事業）で2,150万円、4目土木債1節公共事業債、駒寄スマートIC大型車対応化事業1,720万円、同じく4目2節地方道路等整備事業債（道路改良事業）で2,080万円、50ページ、51ページに移りまして、5目消防債1節緊急防災・減債事業債（防災無線デジタル化事業繰越明許分）で3,160万円、6目教育債1節学校教育施設等整備事業債で、駒小体育館改築事業7,610万円、吉中校舎増築事業9,810万円などでした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債令和元年度末現在高をご覧ください。

一般会計から水道事業会計の全会計では80億7,993万5,131円で、前年度の合計と比較しますと3,613万4,309円の減、0.4%の減となっております。

決算書に戻っていただきまして、50ページ、51ページの一番下の行で、歳入合計は収入済額76億263万3,332円、不納欠損額は954万6,236円、収入未済額



は9,602万3,097円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書52ページ、53ページは、歳出の総括となります。

54ページ、55ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費です。支出済額8,684万5,247円、前年度と比較しますと824万6,040円の減、8.7%の減でした。主な支出といたしましては、下段の13節委託料で、会議録委託料140万5,524円、議会映像配信業務委託173万9,640円、議会広報印刷業務委託247万8,154円などでした。

56ページ、57ページに移りまして、2款総務費、支出済額8億6,629万728円、前年度と比較しますと4,750万6,649円の増、5.8%の増でした。主な支出といたしましては、決算書58ページ、59ページ、組織機構改革業務11節需用費から18節備品購入費までで、合計で1,308万3,248円支出しております。適正かつ効率的・効果的な行政サービスの展開に向けて新たな業務体制構築への検討を行い、9課18室から11課20室に再編、また、庁舎の整備といたしましては、総合案内、課ごとのサイン及びカウンターの色別化、ローカウンター設置、番号発券機の設置を行いました。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、款、項、目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課・局・室名等が記載されております。令和元年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で37ページの資料となっております。組織機構改革業務につきましては、1ページの1番目に記載しております。

決算書58ページ、59ページに戻っていただきまして、13節委託料で、自治会事務委託料3,924万円、次ページに移りまして、60ページ、61ページの中段、19節負担金、補助及び交付金で、自治会振興助成金260万円、地域づくり振興事業補助金129万円、魅力あるコミュニティ助成事業助成金200万円などでした。各自治会の内容につきましては、別添の決算参考資料、資料番号4、令和元年度自治会関係支出金一覧表を参考にご覧いただければと思います。

なお、事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の1ページの2番目、自治会事務委託と、3番目、自治会活動支援事業に詳しい内容が記載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、64ページ、65ページ、中段で5目財産管理費の中の15節工事請負費で役場庁舎等整備工事1,290万1,175円を支出しております。主な内容といたしましては、役場庁舎空調設備給水式冷温式発生機整備工事を行いました。

次に、6目企画費の中でプレミアム商品券事業、3節職員手当から13節委託料までで、合計1,546万8,481円、別添の決算参考資料、資料番号1では2ページに記載しております。

次に、ふるさと納税推進事業で11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、合計183万9,166円を支出しております。決算参考資料、資料番号1では、3ページ上段に記載されております。

ふるさと納税につきましては、先ほどのところで説明いたしましたが、寄附件数225件で、寄附額は456万6,000円でした。

次に、決算書68ページ、69ページ、中段、8目13節委託料で、放課後児童見守りパトロール委託料213万8,400円支出いたしました。決算参考資料、資料番号1では5ページ中段に記載しております。まち・ひと・しごと創生総合戦略の放課後児童安全対策事業の一環として、また、児童の帰宅時等の安全を確保するため、シルバー人材センターに委託し、青色回転灯装備車両を使用し、児童の下校時間に合わせてパトロールを実施いたしました。

決算書に戻っていただきまして、68ページ、69ページ、中段より少し下で、15節工事請負費の中の防犯灯設置工事71万5,250円、防犯カメラ設置工事150万2,050円を支出いたしました。決算参考資料、資料番号1では、5ページ中段に記載しております。児童生徒の通学路に防犯カメラ4台を設置いたしました。

続きまして、決算書70ページ、71ページ上段、10目交通対策費の15節工事請負費で、道路交通安全施設工事495万8,663円支出いたしました。決算参考資料、資料番号1では、5ページ下段に記載しております。道路反射鏡19か所、区画線2,495.2メートル、赤灯撤去工事1か所などを整備し、交通安全の向上を図りました。

続きまして、決算書72ページ、73ページ上段、12目電子計算費支出済額1億2,567万9,614円で、主な支出といたしましては、13節委託料、一括処理委託料1,450万9,670円、14節使用料及び賃借料でハードウェアリース料1,623万7,440円、施設使用料1,962万円、システム使用料2,209万2,120円などでした。

続きまして、同じページ下段、14目温泉事業費、13節委託料、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料で1,925万円、15節工事請負費で1,140万5,880円、内容といたしましては、リバートピア吉岡温泉源泉ポンプ入替え工事、源泉水位計取替え工事、ガスセパレーター分解及び出口配管改修工事を行いました。

決算書78ページ、79ページをお願いします。4項選挙費、支出済額2,552万4,532円、内容といたしましては、1目選挙管理費26万8,664円、2目県知事選挙

費531万8,175円、3目県議会議員選挙費710万625円、次ページに移りまして、4目町長・町議会議員選挙費511万7,663円、5目参議院議員選挙費771万9,405円でした。内容につきましては、決算参考資料、資料番号1の6ページ、7ページに記載しております。

次に、決算書82ページ、83ページに移りまして、下段、3款民生費は、支出済額29億1,099万4,278円、前年度と比較しますと4億3,897万138円の増、17.8%の増となっております。

初めに、3款1項1目社会福祉総務費は、支出済額1億293万7,463円、主な支出といたしましては、決算書84ページ、85ページ中段より少し下で、14節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）870万2,000円、下段で19節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金が2,823万359円などでした。

続いて、決算書86ページ、87ページ中段、4目老人福祉費、支出済額2億1,694万1,533円、決算参考資料、資料番号1では9ページに記載しております。主なものといたしましては、在宅で介護している介護者の労をねぎらうための寝たきり老人等介護慰労金支給事業で423万円を支給いたしました。支給対象者は90名でした。

続いて、同じく9ページ中段で、敬老祝金品支給事業は、事業費686万5,410円で、対象者は80歳、85歳で244名、88歳、90歳、95歳、101歳以上で172名、100歳で5名で、合計421名の方に祝い金や祝い品を支給いたしました。

続いて、決算書に戻っていただきまして、88ページ、89ページ中段より少し上で、6目障害者福祉費、支出済額4億4,423万6,643円、決算参考資料、資料番号1では、10ページから11ページに記載しております。主な内容といたしましては、障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行う障害者自立支援事業で2億9,695万5,646円、児童発達支援、放課後等デイサービス利用者に対し、障害児通所支援費の支給を行う障害児支援事業で1億460万3,770円を支出しております。

続いて、決算書92ページ、93ページへ移りまして、7目医療福祉費、支出済額2億245万1,194円、決算参考資料、資料番号1では、12ページ上段に医療費無料化事業ということで記載しております。内容といたしましては、子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の方々の健康管理の向上に寄与するため社会保険等で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。

決算書に戻っていただきまして、92ページ、93ページ下段、9目老人福祉センター費、支出済額1,911万9,000円、決算参考資料、資料番号1では、12ページ中段に記載しております。老人福祉センター指定管理料となっております。

決算書94ページ、95ページに移りまして、10目後期高齢者医療費では、支出済額1億9,440万8,587円、内容につきましては、19節負担金、補助及び交付金で、療養給付費負担金として1億5,221万8,965円、28節繰出金で後期高齢者医療事業特別会計事務費等繰出金として866万539円、後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定繰出金として3,352万9,083円を支出しております。

続きまして、すぐ下、2項児童福祉費、支出済額17億2,698万3,793円、主なものといたしましては、2項1目13節委託料で、子ども・子育て支援計画作成業務委託で346万5,000円を支出しております。決算参考資料、資料番号1では、13ページ下段に記載しております。この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を事業年度として策定されており、平成30年度に行ったアンケート調査を基に次期事業計画を策定いたしました。

決算書96ページ、97ページに移りまして、上段、児童手当支給事業として記載しております2目児童手当20節扶助費、児童手当で、3億9,914万円を支出しております。

次に、3目児童保育費は、支出済額12億5,279万5,416円、決算参考資料、資料番号1では、14ページに記載しております。主な支出といたしましては、子供のための教育・保育給付事業で、13節委託料で、保育所運営委託料7億165万9,700円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の私立及び公立の認可保育所に対し委託料を支払ったものです。同じく13節委託料で、地域子育て支援拠点事業運営委託料815万2,000円、決算参考資料、資料番号1では、15ページに記載しております。内容といたしましては、在宅で子育てをしている方やこれからお父さん、お母さんになる方などを対象に、親子で遊んだり子育てについて学ぶ事業を第4保育園に委託しております。

19節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費2億3,139万4,608円、これは町内在住の乳幼児が通う町内外の認定こども園、幼稚園等に対し支払ったものです。

次に、決算書98ページ、99ページ中段より少し下で、5目学童保育事業費、支出済額3,615万7,644円、決算参考資料、資料番号1では、17ページに記載しております。主なものといたしましては、13節委託料で、吉岡町社会福祉協議会へ学童クラブ指定管理料1,793万5,367円、17節公有財産購入費で1,800万円を支出しております。これは賃貸借契約で利用していた駒寄第3学童クラブ駐車場用地について、施設が整備されたことでの恒久的な利用が見込まれたため、用地を購入したものでございます。

次に、決算書100ページ、101ページ上段で4款衛生費、支出済額6億3,837万6,717円、前年度と比較しますと2,052万1,988円の増、3.3%の増で

した。

初めに、4款1項1目保健衛生総務費で、主なものといたしましては、決算書102ページ、103ページ上段、13節委託料で、健康づくり計画策定委託料385万円、決算参考資料、資料番号1では、18ページに記載しております。内容といたしましては、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防・重症化予防、心の健康維持・向上を基本方針とした計画策定です。

次に、19節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（火葬運営等）1,061万4,000円、同じく救急医療分714万円、同じく夜間急患分459万4,000円、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金404万5,000円、28節繰出金で国民健康保険事業特別会計への繰出金1億2,010万8,000円、水道事業会計への繰出金3,000万円などでした。

続いて、2目予防費、主なものといたしましては、13節委託料で予防接種委託料6,808万7,736円でした。

次に、決算書104ページ、105ページ上段、3目母子衛生費、主なものといたしましては、中段より少し下、13節委託料で妊婦健康診査委託料2,044万3,820円でした。

続きまして、106ページ、107ページに移りまして、4目健康増進費、主な支出といたしましては、中段の13節委託料で、健康診査等委託料3,418万1,467円となっております。疾病の早期発見、早期治療につなげるため、がん検診のほか、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等を実施いたしました。令和元年度より歯周疾患検診の対象者を拡大し、より多くの町民が検診できる体制といたしました。19節負担金、補助及び交付金ではよしおか健康No.1プロジェクト事業補助金で121万3,576円を支出しております。健康No.1プロジェクト事業の詳細につきましては、決算参考資料、資料番号1の21ページに記載しております。

次に、5目環境衛生費、主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金で441万円、公共下水道エリアと農業集落排水エリア以外の区域を対象に単独処理浄化槽またはくみ取り式から合併浄化槽への転換を推進するほか、開発事業を除く一般住宅を対象とした合併浄化槽設置費の一部を補助するものです。浄化槽エコ補助金につきましては10万円でした。決算参考資料、資料番号1では、21ページ中段に記載しております。

次に、6目保健センター費、主なものといたしましては、決算書108ページ、109ページに移りまして、中段、15節工事請負費295万9,000円、保健センター改修工事で、令和2年度から開設しました子育て世代包括支援センター開設に伴う工事で、事務室の拡張やカウンターの増設などを行いました。

次に、中段2項清掃費で、主なものといたしましては、1目し尿処理費、支出済額2,782万8,000円で、内容といたしましては、19節負担金、補助及び交付金で、渋川広域負担金（し尿運営等）となっております。2目塵芥処理費は、支出済額1億6,436万5,995円、主な支出といたしましては、13節委託料で、一般ごみ収集委託料4,254万8,000円、19節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（ごみ運営等）1億1,353万5,000円でした。

次に、5款労働費は、支出済額1,363万1,051円、前年度と比較しますと370万3,259円の減、21.4%の減でした。主な支出といたしましては、決算書110ページ、111ページ上段、19節負担金、補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給641万2,114円、21節貸付金で勤労者生活資金融資預託金500万円でした。

次に、6款農林水産業費は、支出済額3億6,634万4,869円、前年度と比較しますと4,717万7,509円の増、14.8%の増でした。主なものといたしましては、決算書112ページ、113ページ中段、3目農業振興費13節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料684万2,000円、これは地方創生推進交付金による継続事業で、小倉乾燥芋の収量や生産量拡大に向けた調査、検証を行いました。また、今後の販路拡大として小倉乾燥芋のホームページ及びECサイトを構築いたしました。

次に、決算書114ページ、115ページ上段、15節工事請負費で、道の駐車場工事509万3,000円、内容といたしましては、大型バスを受け入れるための整備を行いました。

続いて、4目畜産振興費19節負担金、補助及び交付金で、野生動物侵入防止柵設置事業補助金228万1,685円、内容といたしましては、豚舎に野生動物の侵入を防ぐための柵の設置事業に対し補助したものです。

続いて、5目農地費、主なものは、決算書116ページ、117ページ上段、決算参考資料、資料番号1では23ページ下段で、19節負担金、補助及び交付金で、小規模農村整備事業負担金847万4,000円、群馬用水施設緊急改築事業償還負担金1,289万8,552円などでした。

続いて、6目地籍調査費、支出済額2,086万1,763円、決算参考資料、資料番号1では24ページに記載しております。主なものといたしましては、13節委託料の地籍調査業務委託料803万円、復元測量等業務委託料774万9,500円などでした。

決算書118ページ、119ページの上段、7目渇水対策施設維持管理費、支出済額1,641万9,266円、主なものといたしましては、11節需用費で小倉揚水機場の電気料1,482万6,678円でした。

続いて、8目農業集落排水事業費で、28節繰出金、農業集落排水事業特別会計への繰

出金が1億4,129万323円でした。

次に、2項林業費、支出済額7,689万5,393円、主なものといたしましては、決算書120ページ、121ページ中段、2目林業振興費15節工事請負費で、県単林道工事2,973万3,000円、同じく県単林道改良工事（繰越明許）で1,943万9,000円支出いたしました。

7款商工費は、支出済額4,133万3,722円、前年度と比較しますと1,103万2,045円の増、36.4%の増でした。主な支出といたしましては、決算書122ページ、123ページの上段、19節負担金、補助及び交付金で、商工会振興事業補助金550万円、住宅リフォーム促進事業補助金245万6,000円、中小企業制度利子補給金349万7,377円などでした。

続いて、下段で8款土木費は、支出済額6億5,193万3,844円、前年度と比較しますと2億8,346万4,606円の減、30.3%の減でした。主な支出といたしましては、決算書124ページ、125ページ中段より少し下で、8款2項1目道路橋梁総務費19節負担金、補助及び交付金で、滝沢大橋補修事業負担金（榛東村施工）で1,376万1,152円、次のページにいきまして、2目道路維持費13節委託料で道路台帳更新委託料938万3,000円、15節工事請負費、道路維持補修（単独）で3,294万7,483円、同じく道路長寿命化補修工事（単独）で2,344万8,600円などでした。

次に、3目道路新設改良費で、13節委託料、町道改良測量設計委託料（単独）（繰越明許）で1,006万800円、128ページ、129ページに移りまして、15節工事請負費で町道改良工事（単独）として1,959万1,000円を支出いたしました。

次に、5目橋梁維持費で13節委託料、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務（補助）で768万円、15節工事請負費で橋梁維持補修工事（補助）で（繰越明許）3,030万3,400円を支出しております。

続いて、同じページ下段、4項都市計画費、支出済額3億8,029万5,699円支出しております。決算参考資料、資料番号1では29ページに記載しております。主なものといたしましては、決算書132ページ、133ページ中段、2目都市計画施設費13節委託料で、駒寄スマートIC大型車対応化事業（繰越明許）1,456万6,302円、同じく駒寄スマートIC大型車対応化事業8,265万6,883円、15節工事請負費で建設工事（スマートIC）（繰越明許）で1,416万9,600円、建設工事（城山みはらし公園）（繰越明許）で5,058万1,777円などとなっております。

続いて、134ページ、135ページ上段、3目下水道費28節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出金で1億5,709万7,915円支出しております。

次に、9款消防費は、支出済額4億7,924万909円、前年度と比較しますと1億5,061万8,270円の増、45.8%の増でした。主な支出といたしましては、決算書136ページ、137ページ中段より少し下で、2目消防施設費19節負担金、補助及び交付金、渋川広域負担金（消防救急等）で2億8,681万4,000円、138ページ、139ページに移りまして、5目無線放送施設設置事業費15節工事請負費で、防災無線デジタル化設置工事、繰越明許分と合わせまして1億4,806万3,200円支出しております。

次に、10款教育費、支出済額8億9,788万3,427円、前年度と比較しますと1億4,041万5,966円の増、18.5%の増でした。増額の主な要因は、駒寄小学校体育館新築に伴う事業や吉岡中学校校舎増築に伴う事業などによるものです。主な支出といたしましては、決算書142ページ、143ページ、中段より少し上で、10款1項2目28節繰出金500万円で、一般会計から学校給食事業特別会計への繰出しを行い、給食食材費を助成することで学校給食の充実を図りました。

次に、150ページ、151ページ、中段より少し下で、2項小学校費2目教育振興費28節繰出金で、駒小学校給食事業特別会計繰出金736万4,400円、明小学校給食事業特別会計繰出金602万150円で、児童1人当たり年9,500円を補助いたしました。

続いて、3目学校建設費、主な支出といたしましては、15節工事請負費で明小維持補修工事994万3,601円、内容といたしましては、主に校庭整備を含めた工事となります。次ページに移りまして、同じく駒小体育館解体工事（繰越明許）で2,189万1,600円、駒小体育館新設工事前払い金として1億円支出いたしました。

決算書156ページ、157ページに移りまして、上段で3項中学校費2目教育振興費28節繰出金、学校給食事業特別会計で615万8,850円支出いたしました。先ほどの小学校費と同様、生徒1人当たり年9,500円を補助いたしました。

続いて、3目学校建設費15節工事請負費で、校舎増築工事として1億9,402万7,482円を支出いたしました。

続いて、4項社会教育費1目社会教育総務費で吉岡町・大樹町子ども交流事業、決算参考資料、資料番号1では、35ページで、合計で352万6,410円支出いたしました。

決算書162ページ、163ページに移っていただきまして、中段より少し下、4項4目13節委託料で、文化センター長寿命化計画策定業務415万1,400円で、内容といたしましては、吉岡町公共施設等総合管理計画に基づき文化センターの長寿命化計画を策定いたしました。15節工事請負費、維持補修工事で810万626円、主なものといたしましては、文化センター正面玄関屋根防水補修工事、文化センター2階研修室空調機



設置工事を行いました。

決算書164ページ、165ページに移りまして、4項5目文化財保護調査費、決算参考資料、資料番号1では、36ページに記載しております。13節委託料で、文化財映像作成配信業務委託料152万9,000円、内容といたしましては、スマホやタブレット、パソコン等で文化財（南下古墳群・三津屋古墳群・森田家住宅）について、上空からの映像や内部の映像に解説をつけて作成し、動画投稿サイトで見られるようにいたしました。

決算書166、167ページ、中段より少し下で、5項1目保健体育総務費13節委託料で、社会体育施設長寿命化計画策定業務委託料424万6,000円、内容といたしましては、先ほどの文化センター長寿命化計画と同様、吉岡町公共施設等総合管理計画に基づき社会体育施設の長寿命化計画を策定いたしました。168ページ、169ページ、上段、15節工事請負費、文化財事務所移転補償に伴う関連工事1,115万1,969円支出しております。

次に、6項1目給食センター費、170ページ、171ページに移りまして、中段、13節委託料で、調理業務等委託料5,188万1,820円、15節工事請負費、施設等補修工事で586万3,248円支出しております。

172ページ、173ページに移りまして、11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費は、支出済額4億8,163万2,624円、前年度と比較しますと1,121万1,242円の減、2.3%の減でした。

次に、決算書174ページ、175ページ中段、13款諸支出金は、支出済額1万1,000円、前年度と比較しますと7,000円の減、38.9%の減でした。

14款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は74億3,451万8,416円、翌年度繰越額は8億7,360万8,000円、不用額は4億557万2,584円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月5日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。  
ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算特別委員会に付託いたします。  
ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

## 日程第10 認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第10、認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の179ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億912万5,314円、歳出総額は1億832万9,572円、歳入歳出差引額は79万5,742円、実質収支額も同額の79万5,742円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては909万727円の減、増減率では7.7%の減でした。歳出総額につきましては、870万6,335円の減、増減率では7.4%の減でした。

次に、180ページ、181ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

182ページ、183ページはその歳出です。

184ページ、185ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

186ページ、187ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目給食費納入金は、収入済額8,331万3,490円、内訳は、現年度分で教職員給食費558万2,360円、給食センター職員等給食費72万9,000円、児童生徒給食費7,680万5,890円、過年度分では19万6,240円となっております。不納欠損額はゼロでした。収入未済額は198万4,050円でした。

別冊の主要施策の成果説明書の164ページをご覧ください。

下段の(3)に給食費の収納状況を掲載しております。未納額内訳で、収入未済額の現年度分70万700円は、41人、29戸、過年度分、平成17年度から30年度の収入未済額は128万3,350円で、25人、19戸でした。

決算書186ページ、187ページに戻りまして、中段の2款1項1目繰入金は、収入済額2,454万3,400円で、食材費助成分繰入金として500万円、給食費補助分繰入金として明小・駒小・吉中3校合わせまして1,954万3,400円を一般会計から繰り入れました。

3款1項1目繰越金は、収入済額118万134円、前年度からの繰越金です。

4款1項1目雑入、収入済額8万8,290円は給食の試食代等によるものです。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額1億912万5,314円、収入未済額198万4,050円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。決算書188ページ、189ページは、事項別明細書総括の歳出です。

190ページ、191ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款1項1目学校給食費は、支出済額1億832万9,572円で、内訳は16節原材料費で給食用食材費として1億826万8,572円と27節公課費消費税分として6万1,000円支出いたしました。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額1億832万9,572円、不用額

は1, 134万2, 428円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願  
いいたします。

議 長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、  
監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳  
入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係  
書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的に  
は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料を  
ご覧ください。

以上です。

議 長(山畑祐男君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第11 認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議 長(山畑祐男君) 日程第11、認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入  
歳出決算認定についてを議題といたします。

理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長(柴崎徳一郎君) 認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計  
歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、認  
定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の195ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は4億3,148万6,186円、歳出総額は4億3,005万6,716円、歳入歳出差引き額は142万9,470円、実質収支額も同額の142万9,470円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては1,060万3,456円の増、増減率では2.5%の増でした。歳出総額につきましては947万3,986円の増、2.3%の増でした。

次に、196ページ、197ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。198ページ、199ページは、その歳出です。

200ページ、201ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

202ページ、203ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金、収入済額1,966万9,229円、主なものといたしましては、1目受益者負担金1,952万3,320円です。収入未済額は726万1,770円。内訳は、受益者負担金の現年度分で2万1,200円、該当者は1人でした。滞納繰越分は724万570円、該当者は57人でした。

2款使用料及び手数料は、1項使用料1目下水道使用料、収入済額1億56万369円でした。収入未済額は1,564万9,856円で、内訳といたしましては、現年度分1,203万5,963円、該当者は令和2年2月調定分までで94人、4月1日からの公営企業会計移行に伴う特例的収入となる令和2年3月調定分までの該当者を含めると3,047人となります。

なお、本特別会計につきましては、令和2年3月31日をもって打切決算となったため、このような金額及び人数となりました。

続きまして、滞納繰越分は361万3,893円、該当者は87人でした。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金は社会資本整備総合交付金で、収入済額5,760万円でした。

4款県支出金1項県補助金1目下水道費県補助金は、収入済額130万円でした。

続いて、5款1項1目繰入金、収入済額1億5,709万7,915円は、一般会計からの繰入金です。

続いて、6款1項1目繰越金、収入済額30万円、前年度からの繰越金です。

続いて、7款諸収入、収入済額135万8,673円、主なものといたしましては、決算書204ページ、205ページ上段で、2項1項1目雑入、消費税還付分128万4,693円となっております。

続いて、8款町債1項1目下水道事業債は、収入済額9,360万円で、内訳といたしましては公共下水道事業債（補助分）5,200万円、単独分2,520万円、流域下水道事業債（補助分）490万円、同じく流域下水道事業債（単独分）20万円、公営企業会計適用債1,130万円でした。

一番下の行へいきまして、歳入合計は、収入済額4億3,148万6,186円、収入未済額2,291万1,626円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

206ページ、207ページは、事項別明細書総括の歳出です。

208ページ、209ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出の1款1項下水道費1目総務管理費は、支出済額3,910万2,461円です。主な支出といたしましては、209ページ中段より少し下で13節委託料1,139万2,250円、主な支出といたしましては、地方公営企業法適用業務委託390万5,000円、地方公営企業適用に伴う資産台帳更新及び資産評価業務委託528万円です。

続いて、2目管渠管理費は、支出済額6,266万5,151円、主な支出といたしましては、決算書210ページ、211ページ上段で、19節負担金、補助及び交付金、県中央処理区維持費管理負担金4,798万6,269円です。

続いて、3目建設費は、支出済額1億5,594万9,788円、主な支出といたしましては、15節工事請負費で1億4,333万5,400円、内訳といたしまして公共下水道工事（補助）で1億1,537万6,200円、公共下水道工事（単独）で2,795万9,200円を支出いたしました。

続いて、2款1項公債費、支出済額1億7,233万9,316円は、元金及び利子の償還金となっております。

続いて、決算書212ページ、213ページ中段、3款1項1目予備費は支出ございませんでした。

一番下の行にいまして、歳出の総額は、支出済額4億3,005万6,716円、不用額は4,047万6,284円でした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第12、認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の217ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は19億73万8,672円、歳出総額は18億9,732万9,362円、歳入歳出差引額は340万9,310円、実質収支額も同額の340万9,310円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては3,256万346円の増、増減率では1.7%の増でした。歳出総額につきましては、7,221万7,863円の増、4.0%の増でした。

次に、218ページ、219ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

220ページ、221ページは、その歳出です。

222ページ、223ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

224ページ、225ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項国民健康保険税は、収入済額4億3,088万2,950円、不納欠損額179万7,915円、収入未済額1億684万7,650円でした。不納欠損の該当者は15人、収入未済の該当者は401人でした。

国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税とから成り、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分けられ、その現年課税分と滞納繰越分で1節から6節までの区分となっております。

次に、別冊の主要施策の成果説明書169ページをお願いいたします。

国保加入世帯及び被保険者数が年度ごとに記載されております。被用者保険の適用拡大により、国保加入者は減少傾向にあります。

決算書226ページ、227ページに戻っていただきまして、中段、4款1項国庫補助金101万9,000円、5款1項県補助金1目保険給付費等交付金は、収入済額12億7,926万581円となっております。

決算書228ページ、229ページに移りまして、6款1項財産運用収入、収入済額1万2,390円は、国保基金利子です。

次に、7款1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億2,010万8,000円でした。内訳といたしましては、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,448万2,290円、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,673万2,057円、3節職員給与費等繰入金591万3,353円、4節出産育児一時金等繰入金392万円、5節財政安定化支援事業繰入金428万7,000円、6節その他一般会計繰入金で福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金477万3,300円となっております。7款2項1目国民健康保険基金繰入金は1,600万円でした。

続いて、決算書230ページ、231ページで、8款1項の繰越金は、収入済額4,306万6,827円でした。



続いて、9款諸収入は、収入済額1,038万6,124円でした。主なものといたしましては、1項1目一般被保険者延滞金、収入済額674万9,148円、次ページに移りまして、3項雑入3目一般被保険者返納金で271万6,521円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は収入済額19億73万8,672円、不納欠損額179万7,915円、収入未済額1億684万7,650円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書234ページ、235ページは、事項別明細書総括の歳出です。

決算書236ページ、237ページからの事項明細書で説明させていただきます。

歳出の1款の総務費は、支出済額1,206万3,490円、主なものといたしましては、1項総務管理費、支出済額1,051万5,136円、2項徴税費、支出済額119万3,870円などでした。

次に、決算書238ページ、239ページに移りまして、2款保険給付費、支出済額12億5,115万5,796円、主なものといたしましては、1項療養諸費で支出済額10億9,516万4,838円、中段より少し下で2項の高額療養費で1億4,930万8,228円。

次ページ、240ページ、241ページに移りまして、中段の4項1目出産育児一時金は、支出済額588万2,730円、該当者は14人でした。

5項1目葬祭費は、支出済額80万円、該当者は16人でした。

別冊の主要施策の成果説明書172ページ、173ページをご覧ください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

174ページには出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書240ページ、241ページに戻りまして、下段で3款国民健康保険事業費納付金、支出済額6億1,132万7,702円で、主なものといたしましては、3款1項医療給付費分は支出済額4億2,648万9,055円。

242、243ページに移りまして、上段3款2項後期高齢者支援金等分、支出済額1億3,472万3,116円。

3款3項介護納付金、支出済額5,011万5,531円となっております。

続いて、下段の5款保険事業費は、支出済額2,161万8,142円、主なものといたしましては、1項1目特定健康診査等事業費で、支出済額1,248万4,852円でした。

決算書244ページ、245ページに移りまして、中段の2項保健事業費は、支出済額913万3,290円、主なものといたしましては、2目13節委託料で、糖尿病重症化

予防委託料375万円、19節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金306万円、該当者は153人でした。

決算書246ページ、247ページに移りまして、8款諸支出金、支出済額116万4,022円。

9款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は、支出済額18億9,732万9,362円、不用額は3,285万4,638円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第13 認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第13、認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の251ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億7,714万5,524円、歳出総額は1億7,704万5,524円、歳入歳出差引き額は10万円、実質収支額も同額の10万円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては2,404万811円の増、増減率では15.7%の増でした。歳出総額につきましても2,404万811円の増、15.7%の増でした。

次に、252ページ、253ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入となっております。

254ページ、255ページは、その歳出です。

256ページ、257ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

258ページ、259ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項分担金、収入済額29万円、これは小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額は2,754万3,461円、収入未済額は397万5,948円、収入未済額の内訳は、現年度分327万4,560円で、該当者は、令和2年2月調定分まで16人、4月1日から公営企業会計移行に伴い特例的収入となる令和2年3月調定分までの該当者を含めると933人でした。先ほど公共下水道事業特別会計でも説明いたしましたが、本特別会計も3月31日をもって打切決算となったため、このような金額及び人数となっております。

続いて、滞納繰越分70万1,388円、該当者は24人でした。

3款1項繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額1億4,129万323円でした。

4款1項繰越金は、前年度からの繰越金10万円。

5款1項諸収入は、収入済額2万1,740円でした。

6款1項町債は、公営企業会計適用債で790万円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額1億7,714万5,524円、収入未済額397万5,948円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

260ページ、261ページは、事項別明細書総括の歳出です。

262ページ、263ページからの事項明明細書で説明をさせていただきます。

1款1項農業集落排水事業費は、支出済額8,387万8,817円でした。内訳は、1目の総務管理費、支出済額4,675万5,335円、下段、2目施設管理費、支出済額3,712万3,482円、主な支出といたしましては、11節需用費、電気料794万8,203円、次ページに移りまして、上段、13節委託料で、処理施設運転管理委託料1,353万円、15節工事請負費で、処理施設維持補修工事858万5,600円などでした。

続いて、2款1項の公債費は、支出済額9,316万6,707円、元金・利子の償還金です。

3款1項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は、支出済額1億7,704万5,524円、不用額は234万4,476円でした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第5号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第14、認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の269ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入歳出総額は225万4,786円、歳出総額も同額の225万4,786円ということで、歳入歳出差引き額、実質収支額ともゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては212万6,845円の減、増減率では48.5%の減でした。歳出総額につきましても212万6,845円の減、48.5%の減でした。

続いて、270ページ、271ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

272ページ、273ページは、その歳出です。

274ページ、275ページは、歳入歳出事項別明細書の総括の歳入です。

276ページ、277ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項1目貸付事業収入、収入済額218万9,786円、1節貸付金元金回収金現年度分、収入済額17万9,178円、収入未済額はございませんでした。2節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額163万732円、収入未済額9,104万6,569円、収入未済の人数は25人でした。3節貸付金利子回収金現年度分は、収入済額1,044円、収入未済額はございませんでした。4節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額37万8,832円、収入未済額1,839万3,611円、収入未済の人数は25人でした。不納欠損額はございませんでした。

別冊の主要施策の成果説明書181ページから186ページまで、貸付金及び貸付金財源等の年度別調書となっております。

187ページは貸付金元金回収金・利子回収金の現年度分、過年度分の総括表となっております。ご確認くださいと思います。

決算書276ページ、277ページに戻りまして、2款1項県補助金は、収入済額6万5,000円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額225万4,786円、収入未済額1億944万180円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書の278ページ、279ページは、事項別明細書総括の歳出です。

280ページ、281ページの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款1項総務管理費は、支出済額8万8,704円。

2款1項の繰出金は、一般会計への繰出金で、支出済額216万6,082円でした。

3款1項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へいきまして、歳出の総額は、支出済額225万4,786円、不用額は72万214円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特

別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第15 認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第15、認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は13億9,067万7,186円、歳出総額は13億6,221万6,652円、歳入歳出差引き額は2,846万534円、実質収支額も同額の2,846万534円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては604万5,589円の増、増減率では0.4%の増でした。歳出総額につきましては、2,175万9,797円の増、1.6%の増でした。

次に、286ページ、287ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

288ページ、289ページは、その歳出です。

290ページ、291ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

292ページ、293ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項介護保険料は、収入済額3億5,314万100円、不納欠損額145万9,300円、収入未済額360万1,900円でした。不納欠損の該当者は42人、収入未済の該当者は71人でした。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億2,916万1,400円、収入未済額のマイナス17万2,000円は、死亡等による払戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,367万6,700円、収入未済額は194万2,100円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額30万2,000円、不納欠損額145万9,300円、収入未済額は183万1,800円でした。

別冊の主要施策の成果説明書190ページに年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書292ページ、293ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億2,481万5,723円は、現年度分介護給付費負担金です。2項国庫補助金は、収入済額4,478万2,255円、内訳といたしましては、主に1目調整交付金で、収入済額2,484万4,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で853万5,400円。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で932万5,855円などでした。

294ページ、295ページに移りまして、3款1項支払基金交付金は、収入済額3億4,240万9,000円でした。

4款県支出金1項県負担金、収入済額1億7,944万6,000円は、現年度分介護給付費負担金です。

2項県補助金は、収入済額900万4,660円でした。

決算書296ページ、297ページに移りまして、6款1項一般会計繰入金は、収入済額1億9,241万3,326円。

一番下の行にいきまして、7款1項繰越金は、前年度からの繰越金で4,417万4,742円。

298ページ、299ページにいきまして、8款諸収入は、収入済額48万6,977円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額13億9,067万7,186円、不納欠損額145万9,300円、収入未済額986万6,314円でした。



次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書300ページ、301ページは、事項別明細書総括の歳出です。

302ページ、303ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款の総務費は、支出済額1,984万5,776円、内訳は1項総務管理費、支出済額155万6,169円、中段の2項徴収費は、支出済額73万6,336円、3項介護認定審査会費は、支出済額1,370万5,704円でした。

304ページ、305ページに移りまして、2款保険給付費、支出済額12億5,884万6,042円、内訳といたしましては、1項介護サービス等諸費、支出済額11億6,062万6,655円。

次ページ、306ページ、307ページに移りまして、下段、2項介護予防サービス等諸費が2,992万8,065円。

決算書308ページ、309ページに移りまして、下段、3項その他諸費98万8,064円。

決算書310ページ、311ページに移りまして、4項高額介護サービス等費、支出済額2,601万7,986円。

5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額303万4,332円。

6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,825万940円。

決算書312ページ、313ページに移りまして、中段より少し下で、4款地域支援事業費、6,206万9,023円。1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,644万4,912円。

決算書314ページ、315ページに移りまして、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,508万3,972円。

316ページ、317ページに移りまして、3項一般介護予防事業費、支出済額44万2,027円。4項その他諸費9万8,112円。

続きまして、5款諸支出金、支出済額2,145万5,811円。1項償還金及び還付金は、支出済額2,097万7,811円。

2項繰出金は、一般会計繰出金で47万8,000円でした。

別冊の主要施策の成果説明書191ページ中段をご覧ください。

3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数を記載しております。

192ページに移りまして、(3)地域密着型(介護予防)サービス受給者数、(4)予防給付費と介護給付費等の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費、193ページに移りまして、(6)要支援者の給付内容と給付費一覧となっております。参考にご確

認いただければと思います。

決算書318ページ、319ページに戻っていただきまして、一番下の行にいきまして、歳出の総額は、支出済額13億6,221万6,652円、不用額は4,533万5,348円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願  
いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、  
監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳  
入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係  
書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的に  
は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料を  
ご覧ください。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第16 認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第16、認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の323ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は2億579万7,587円、歳出総額は2億13万7,387円、歳入歳出差引き額は566万200円、実質収支額も同額の566万200円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、1,588万2,163円の増、増減率では8.4%の増でした。歳出総額につきましては、1,407万6,263円の増、7.6%の増でした。

次に、324ページ、325ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

326ページ、327ページはその歳出です。

328ページ、329ページは歳入歳出事項別明細書、総括の歳入です。

330ページ、331ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入済額1億5,171万2,700円、収入未済額22万7,500円でした。収入未済の該当者は7人でした。内訳といたしまして、1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料が収入済額9,155万8,700円、収入未済額のマイナス1万3,900円は死亡等による払戻し分です。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額5,994万3,800円、収入未済は24万1,400円、2節滞納繰越分普通徴収保険料、収入済額21万200円でした。

2款繰入金1項一般会計繰入金は、収入済額4,218万9,622円で、内訳といたしましては、1目事務費繰入金866万539円、2目保険基盤安定繰入金3,352万9,083円でした。

続いて、3款1項繰越金は、収入済額385万4,300円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入、収入済額804万965円。主な内訳といたしましては、次ページに移りまして中段、4項受託事業収入594万8,001円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

続いて、5項雑入192万6,764円でした。

一番下の行にいきまして、歳入合計は、収入済額2億579万7,587円、収入未済額22万7,500円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

334ページ、335ページは、事項別明細書総括の歳出です。

336ページ、337ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の1款総務費は、支出済額872万9,408円、内訳といたしまして、1項総務管理費、支出済額835万4,448円、主なものといたしましては、13節委託料で、支出済額716万3,001円でした。

2項徴収費は、支出済額37万4,960円でした。

続いて、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,011万9,015円、内訳といたしましては、広域連合事務費等負担金667万9,132円、保険料等負担金1億4,991万800円、保険基盤安定負担金3,352万9,083円でした。

続いて、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、支出済額16万2,200円でした。

決算書338ページ、339ページに移りまして、2項繰出金1目一般会計繰出金は、支出済額112万6,764円。

4款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行にいきまして、歳出の総額は、支出済額2億13万7,387円、不用額は532万9,613円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております認定第8号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第17 認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第17、認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分及び第30条第4項の規定による令和元年度吉岡町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

決算書344、345ページをお願いいたします。

初めに、令和元年度吉岡町水道事業決算報告書により説明いたします。

収益的収入及び支出の決算ですが、水道事業の経営活動に伴い発生する収支について記載をしたものでございます。

なお、詳細については360ページ以降に水道事業会計収益費用明細書を添付しておりますので、それぞれご確認をお願いいたします。

まず収入では、1款水道事業収益、右ページになりますが、決算額で4億2,406万3,499円、内訳として、1項営業収益3億8,314万9,387円、主な収益は水

道使用料や水道新規加入金、手数料などの収益となっております。

2項営業外収益4,091万4,112円、内容については下水道事業からの負担金や放射性物質水質検査の実施に伴う東京電力補償費のほか、長期前受金戻入の計上でございます。

第3項特別利益、決算額はゼロです。

続いて、支出です。

第1款水道事業費用、決算額3億9,151万803円。内訳で、1項営業費用3億6,452万7,432円、内容については施設などの維持管理のための配水給水や事業運営に係ります総係費のほか、減価償却費なども含まれております。

2項営業外費用2,698万3,371円、企業債の利子償還金と消費税でございます。

3項特別損失、4項予備費とともに決算額ゼロでございます。

次に、346、347ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、施設整備などに関する収支報告となっております。

収入、1款資本的収入、347ページになりますが、決算額で1億800万9,000円、内訳、1項出資金3,000万円、町からの出資金となります。

2項工事費300万円、町からの消火栓設置工事負担金です。

3項補助金7,500万9,000円、防衛省所管の国庫補助金で、老朽管更新事業の補助金となっております。

続いて支出でございますが、1款資本的支出、決算額2億9,966万587円。内訳、1項建設改良費2億2,603万7,514円、施設整備に係ります人件費や工事費となっております。第2項企業債償還金7,362万3,073円、企業債の元金償還金となります。

なお、344ページから347ページまでの収支決算報告書は、消費税込みの金額となっております。

続いて、348、349ページをお願いいたします。

令和元年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

損益計算書については、水道事業1年間の経営活動、経営成績を示すものでございます。

なお、金額については消費税分を差し引いた額で記載をしております。

1の営業収益では、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額で、右ページになりますが、3億5,258万7,510円。

2の営業費用は、(1)の配水及び給水費から(5)のその他営業費用を足した額で、3億5,048万5,085円。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額が営業利益で、349ページの中段、2

10万2,425円となります。

3の営業外収益は(1)の長期前受金戻入と(2)の雑収益を足した額4,097万9,026円となります。

4の営業外費用では、(1)の支払い利息の額2,328万5,271円を計上しており、3の営業外収益から4営業外費用の差引き額は、営業外収支で1,769万3,755円となります。令和元年度における経常利益は、営業利益と営業外収支を足した額で1,979万6,180円、過年度の修正損益などもございませんので、経常利益が当年度純利益、決算黒字の結果となっております。

なお、この純利益は当年度における未処分利益剰余金となります。

続いて、350、351ページをお願いいたします。

令和元年度の水道事業剰余金計算書になりますが、先ほどの損益計算書で説明をした当年度未処分利益剰余金の処分案について記載をしております。未処分利益剰余金を積立てする場合は、地方公営企業法の規定により剰余金処分案を議決していただく必要がございます。ページの上段の表は、令和元年度水道事業剰余金の期首、期末における積立て状況をお示したものでございます。

下の表をご覧ください。

当年度発生した未処分利益剰余金の処分計算書の案となります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容となります。

351ページ、表の右の端、未処分利益剰余金、当年度末残高1,979万6,180円全額を建設改良積立金に議決処分をしていただき、建設改良積立金の残高を1億2,323万2,877円に増額し、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円にしたいとするものであります。

次に、352、353ページをお願いいたします。令和元年度の水道事業貸借対照表になります。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時におけます保有する全ての資産と負債及び資本を示したものととなります。表は、「資産の部」と「負債及び資本の部」に分かれております。

352ページ、「資産の部」では、1の固定資産は(1)の有形固定資産で、合計が3億6,720万4,399円。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収されます債権で、合計3億268万8,348円。

資産の合計は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた40億6,989万2,747円となります。

353ページの「負債の部」でございますが、3の固定負債9億2,182万3,38

5円。

4の流動負債は、(1)の企業債から(5)の引当金までの合計で1億8,771万1,762円。

5の繰延収益、10億9,164万1,625円。

負債の合計については、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の合計で22億117万6,772円となります。

続いて、「資本の部」ですが、資本の合計は6の資本金、7の剰余金を足した合計18億6,871万5,975円、3から5の「負債の部」に6と7の「資本の部」を足した合計は40億6,989万2,747円となり、左のページ下段の資産合計と同額でございます。

次に、354ページをお願いします。こちらについては決算附属資料となりますが、事業報告で総括や予算等の議決事項、355、356ページには主な建設工事の概要を報告しております。

建設工事では、防衛省の補助金で実施しました老朽管更新事業で、繰越しを含めて総額1億9,228万2,600円、13工事を実施しております。そのほかにも舗装本復旧工事、単独での配水管工事を実施したところでございます。

357ページをご覧ください。

(1)に業務量を記しております。当年度における年度末の給水人口2万1,616人、給水戸数が8,197戸、ともに前年対比増加となっております。また、年間配水量は282万7,197立方メートル、有収水量は244万1,691立方メートル、有収率86.4%、前年度比較で105.2%改善が図られた状況でございます。

358ページをご覧ください。(3)の事業費に関する事項では、①の供給単価が131円21銭、②の給水原価が136円06銭となっております。また、下段(2)の企業債の概況については、本年度末の償還残高が9億9,736万258円でございます。

359ページのキャッシュ・フロー計算書については、令和元年度における事業活動によりどれだけ資金が増減したかを示す計算書となっております。

また、360ページ以降には収益費用明細書及び固定資産・企業債明細書等の附属資料を添付しております。

以上、認定9号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長(山畑祐男君)** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]



代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和元年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和2年8月7日、監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上です。

議長（山畑祐男君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第9号は、総務産業常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって令和元年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

石関代表監査委員には、監査報告お疲れさまでございました。

ここで監査委員が退場いたしますので、暫時休憩といたします。再開を2時40分といたします。ご苦労さまでした。

午後2時21分休憩

---

午後2時40分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第18 議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（山畑祐男君） 日程第18、議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,597万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,251万6,000円とする

ものです。

今回の補正の主な内容ですが、まず歳入では、本年度の普通交付税が確定したことによる増額や国庫補助金の確定などに伴い、各種町債の見直しを実施しております。

歳出につきましては、3款民生費の障害者福祉費や児童保育費において、令和元年度の事業確定に伴い、国や県への返還金を計上しております。また、8款土木費では駒寄スマートIC周辺の道路整備に伴う測量設計業務や用地買収費を計上しております。

そのほか詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（山畑祐男君）** 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** それでは、議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）の議案書、表紙1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案説明の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、こちらにつきましては、2ページから6ページまでに記載されており、説明につきましては、後ほど補正の款項の区分等も含めて事項別明細書で説明させていただきます。

次に、第2条 地方債の補正は、第2表・地方債補正によるとなっております、これにつきましては、7ページをご覧ください。

追加といたしまして、まず一般事業債のよしおか温泉リバートピア吉岡空調機更新事業2,030万円でございます。こちらは、このページ一番下段の公共施設等適正管理推進事業債から振り替えるものとなります。その下、地方道路等整備事業債（渋川吉岡連携道路事業）1,940万円は、事業内容の精査により次ページ、8ページの中段の公共事業等債から一部を振り替えるものとなっております。3段目、学校教育施設等整備事業債（中学校トイレ改修及び給水設備更新事業）の530万円は、令和3年度に予定している工事のための設計業務に対するものです。

次に、変更となります。

まず、臨時財政対策債ですが、こちらは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるもので、補正前の限度額2億2,400万円に2,640万円を追加し、2億5,040万円とするものです。

次の公共施設等適正管理推進事業債（よしおか温泉リバートピア吉岡空調機更新事業）は、先ほどご説明したとおり全額を上的一般事業債に振り替えるものとなります。

8ページをご覧ください。

1 段目、公共事業等債（道路改良事業）は、事業費の増に伴い限度額を2,390万円とするものです。

2 段目、公共事業等債（橋梁長寿命化事業）につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い起債対象事業費が減額となったため、限度額を640万円に減額するものとなります。

3 段目、公共事業等債（駒寄スマートIC大型車対応化事業）は、補助金が増額となったため限度額を4,590万円に減額するものです。

4 段目、公共事業等債（渋川吉岡連携道路事業）は、先ほどご説明したとおり事業内容の精査により7ページの地方道路等整備事業債の一部を振り替えたため、限度額を800万円に減額するものです。

その下、5 段目、地方道路等整備事業債（道路改良事業）は、町道三宮・駒寄線道路改良工事など、単独事業費の増に伴い限度額を5,340万円に増額するものです。

次の地方道路等整備事業債（橋梁長寿命化事業）は、2 段目の公共事業等債でご説明したとおり、社会資本整備総合交付金が減額となったため、起債の限度額を2,690万円に増額するものです。

最後、地方道路等整備事業債（駒寄スマートIC大型車対応化事業）は、財源の見直しに伴い限度額を300万円とするものです。

続きまして、12ページをご覧ください。ここから主な補正内容につきまして事項別明細書で説明させていただきます。

まずは歳入でございます。

1 款 2 項 1 目の固定資産税ですが、新型コロナウイルスの影響に伴う徴収猶予の申請に基づき、250万9,000円の減。その下、入湯税につきましても、新型コロナウイルスの影響を鑑み、418万2,000円の減といたしました。

10 款 1 項 1 目 1 節 地方特例交付金ですが、個人住民税減収補填特例交付金などの交付決定に伴い、総額1,572万8,000円の増となります。

13 ページ、11 款 1 項 1 目 地方交付税 1 節 普通交付税は、算定の結果、交付額が確定したことによるもので、9,328万1,000円の増となります。

次に、14ページをご覧ください。

15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 5 目 1 節 土木費 国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）1,320万円の減は、国からの交付内示に伴うものとなります。

次に、16ページ下段をご覧ください。

19款繰入金2項1目1節財政調整基金繰入金は、1,954万8,000円の減額です。これにより、本補正後の財政調整基金からの繰入れは6億9,626万円となります。

17ページ中段、20款1項1目1節繰越金ですが、令和元年度の決算剰余金の確定により、1,441万8,000円の増となります。

続きまして、18ページをご覧ください。

歳入の最後、22款町債につきましては、先ほど地方債の補正にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、歳出の主な補正内容につきましてご説明いたします。

なお、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当負担金は、全款項目を通じて人事異動等による増減となっておりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、21ページ下段をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費9目基金費24節積立金、財政調整基金720万9,000円の増ですが、こちらは令和元年度の決算により実質収支が確定したことによる積立金の増となります。

次に、ページが飛びますが、27ページ中段をご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料で、返納金3,677万3,000円の増となります。こちらは令和元年度の事業の精算に伴い国と県に返還するものとなります。

次に、29ページ上段をご覧ください。

2項児童福祉費3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金で、保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業分）287万7,000円の増です。こちらは町内保育施設での新型コロナウイルス感染症対策に対し、1園につき50万円を限度に補助するものです。財源につきましては、国庫補助10分の10となっております。その下、返納金の1,650万3,000円につきましては、先ほどの障害者福祉費と同様に令和元年度の事業精算に伴い国と県に返還するものとなります。

続きまして、31ページ中段をご覧ください。

4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費12節委託料で、最終処分場候補地選定業務委託料200万円です。次期最終処分場の候補地を選定するための業務委託となります。

ページを飛んでいただきまして、35ページ上段をご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）2,596万円の増です。こちらは町内の道路や側溝、水路など緊急補修工事の増によるものです。

次に、3目道路新設改良費12節委託料で、町道改良測量設計委託料（単独）600万

円及び3行下の用地買収費（補助）900万円の増です。こちらは熊野・吉開戸線や金竹西・吉開戸線など、駒寄スマートIC東側周辺の道路整備事業に要する経費となります。

14節工事請負費で、町道改良工事（単独）2,000万円は、町道三宮・駒寄線道路改良工事の増に伴うものとなります。

続きまして、36ページをご覧ください。

4項都市計画費2目都市施設費14節工事請負費で、補修工事（城山みはらし公園）の400万円の増は、みはらし公園内の階段に発生したクラックの補修工事の経費となります。その下、21節補償、補填及び賠償金で、補償費（スマートIC）は520万円の増となります。こちらは駒寄スマートIC大型車対応化事業での電柱地中化に伴う移転補償費の増となります。

37ページ下段をご覧ください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金、補助及び交付金で、修学旅行等負担金（コロナ関連）570万円の増です。こちらは、新型コロナウイルス禍において感染症予防の観点から移動手段等を変更した際に発生する費用増加分を町が負担することで保護者負担軽減を図り、中学生の修学旅行等を安全かつ安心して実施するための支援を行うものとなります。

39ページ下段をご覧ください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費14節工事請負費で、明小維持補修工事の143万円は、給食コンテナ配送口のサッシ改修工事を実施するものです。その下、駒小維持補修工事294万8,000円は、南校舎の空調機修繕工事や校舎北側の駐車場整備工事を実施するものとなります。

40ページ中段をご覧ください。

3項中学校費3目学校建設費12節委託料で、トイレ改修及び給水設備更新工事設計業務委託719万4,000円は、来年度、令和3年度に実施予定の工事の設計業務委託料となります。その下、14節工事請負費の374万6,000円は、空調機補修工事及び東校舎の外構工事費の増となります。

続きまして、43ページ下段をご覧ください。

12款1項公債費の1目元金及び2目の利子ですが、どちらも令和元年度事業の借入分の借入先が確定したことに伴う補正となっております。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

また、次ページ、44ページから47ページは給与費明細書となっております。

最終の48ページは、地方債の平成30年度末及び令和元年度末における現在高並びに令和2年度末における現在高の見込みに関する調書となります。今回の補正予算で臨時財

政対策債等、起債の借入限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で20ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最初に36ページでありますけれども、8款土木費4項都市計画費の中の2目都市施設費の中で、城山みはらし公園の工事請負費、これクラックができたとかと今説明がありましたけれども、これどういうことだったのか。できて間もないんで、瑕疵担保責任なんか全く関係のないことなのかどうかということの確認です。

それから、37ページですけれども、10款教育費の2目の事務局費の中の18節の修学旅行等負担金（コロナ関連）という中で、安全のためにということで、修学旅行なんでしょうけれども、今修学旅行を最近になってまたばたばたとあちこちで中止をするというようなことが出てきていますよね。そういう中で、これを見るとコロナに十分配慮して今のところは行くんだという決断のようなんですけれども、どうなるか分かりませんが、これは本当に慎重にすべき問題だというふうに思いますし、だから、その辺をどのように考えているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、中学校費で40ページ、学校建設費の中の12節委託料の中でトイレ改修及び給水設備の更新工事というもの、これは手を使わなくても水が出るように、今随分そういうものをやっているらしいですけれども、そういうことの工事なんですか。そうだとすれば、これ全ての小学校、中学校、公立の学校は当然ですけれども、ほかのいろいろ公共施設がありますよね。そういうところでも考えなければならない問題だと思うんですけれども、学校も含めてその辺についてはどういう考えを持っているのかをまずお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今小池議員のほうから3点質問いただきました。

城山みはらし公園につきましては建設課長のほうから、また、修学旅行、また吉中のトイレ改修等につきましては教育委員会事務局長のほうから答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 城山みはらし公園の関係でございますけれども、本体工事が平成28年度に実施されまして、平成29年度に今回のこの階段部分の改修の工事が施工されました。お尋ねの瑕疵担保責任なんですけれども、2年が過ぎてしまったということで、今回町のほうで工事で対応したということでございます。

**議長（山畑祐男君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** まず、修学旅行につきましては今の町の学校3校では修学旅行を児童生徒に体験させてあげたいという思いから、開催時期とか行き先とか交通手段の見直しなどによって、それぞれの学校で感染症対策に配慮しながら実施に向けた準備を進めております。

今回の予算の関係なんですけど、当初子供たちを高崎から京都、奈良まで新幹線等を使って行く予定だったんですが、そちらをこちらのほうから貸切りバスにして行くと。なおかつ、バスの中の座席を2人がけのところに1人で座るような、そんな対応をしながら安全に行けるような、そんな対応をしながら安全に行けるような、そんな対応を考えているところでございます。

また、トイレの改修のほうにつきましては、自動水栓等につきましては過日の7月の臨時会のほうで予算をつけていただきまして、その準備が進められております。ここで上げさせていただいたトイレ改修及び給水設備更新事業につきましては、今回吉岡中学校の北校舎と南校舎のトイレを改修しまして、便器の洋便器化、あと床の乾式化を行うことによりトイレの衛生環境を整えたいと。同時にトイレの自動水栓化もしていくんですが、それとともに給水管の赤さび問題へも対応ができるような形でトイレ改修に向けた給水管の更新工事も図っていきたいという形で考えているところでございます。

**議長（山畑祐男君）** 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** 最初の質問ですけれども、城山みはらし公園ですけれども、できてからもう2年たって、どの程度どんなふうには破損しているんだか分かりませんが、確かに造ってまだ3年ですか。それでも瑕疵担保責任が過ぎたからといっても、どうも微妙な部分だと思うんですね。

何でできたのか。でも、もしかしたら工事そのものがどうであったかということの、その検証もしっかりした中で瑕疵担保責任が問えないのかどうなのか。これ常識から考えると造って2年ぐらいで……でも、これだけの金をかけて直すというんですけれども、それなりなことなんだろうけれども、ちょっと常識では考えられないことなんですよ。

だから、本当に、これは担当の委員会でも行ってしっかり調査をしてもらってということも大事でしょうけれども、どうも解せないんで、私はこれ十分な調査が必要だということふうに思いますし、その施工業者との話はどうだったかということも分かっている範囲で聞きたいと思っています。

それと、今コロナの問題で修学旅行等になりますと3密を避けるというのが最優先と言われておりますけれども、限られた空間の中で、バスの中というのはまさに3密そのものですよね。

そういう中で、私もぜひとも子供たちの希望に添えるようにしてあげたいと。しかし、そのことが結果的にまた大きな子供たちがコロナに感染すると。誰かが菌があったりするとまたそれが感染してしまう。ともすればまた何か月か先にどうなるか分かりませんから、それは状況を見ながら実施はするんでしょうけれども、でも行けるようだったらそういう対策をしてやりたいということなんでしょうけれども、私はそのことというのが、どうしても決めたことというのはそれは走りたがるんですけども、撤退も勇気が必要ですよね。そういうことも十分に考えて、後で問題のないようなふうにして行っていただきたいということは強く申し上げておきたいと思います。それについての見解も聞きますけれども。

それから、お手洗いのことはこれで大体全部の3校とも手を使わないで、お手洗いも自動になって、あと手洗いのほうですね。栓を使わないで手がまた洗える状態にこれでみんななるわけですか。今の到達状況はどうですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） みはらし公園関係につきましては建設課長よりもう少し詳しく話をさせます。また、修学旅行関係につきましては教育長のほうから学校等との連携をご説明させていただきます。また、給水管系につきましては事務局長のほうから説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 遊歩道の階段部分においてコンクリートのところにひびが入ってしまった最大の原因なんですけれども、コンクリートの舗装と擬木の伸縮性の違いによって人が階段のほうに見渡したときに、その伸縮性の違いでひびが入ってしまったというふうな原因と考えております。

また、工事につきましては工事が施工後、町の完了検査もしっかり行っておりますので、今回は間隔的に期間が過ぎてしまったということで町のほうで施工を行うということでございます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。



〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいまの小池議員からの修学旅行の実施についての見解ですけれども、何を判断基準にするかというのは非常に難しいところだと思うんですけれども、1つは移動手段等においては文部科学省のガイドラインで貸切りバスを使用することについての見解、これを参考にさせていただいております。

その中では、現在のクラスの子供たちの人数に対して2台のバスを使う、クラスで2台のバスを使うという状況において実施すればそのガイドラインには十分に対応しているというふうに考えております。

また、近隣の市においては既に中学校あるいは小中学校、修学旅行を中止するということを決定した旨は報道等で承知しております。吉岡町の場合には小学校が2校、そして中学校1校ということで、実施するしないについてはもう少し現在のコロナウイルスの感染症の拡大状況、群馬県の拡大状況でもありますし、町の状況あるいは行き先の状況、この辺の状況を実施する10月末から11月にかけて、その期間までにおいてどのような状況になるかということをもう少し様子を見る猶予はあるというふうに考えておりますので、そのための準備を今学校においても保護者の理解を得ながら着実に進めているところであります。

実施することについては今現時点で確実に実施するということは申し上げられないんですけれども、でも、実施できる状況で進めているということをご理解いただければありがたいと、そういうことについてのこの負担金の補正ということで理解していただければありがたいと思います。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 自動水栓、手洗いの部分につきましては、7月の臨時会のときに議決いただいたとおり、小学校については自動水栓、そして中学校についてはレバー式の水栓ということで今準備を進めているところでございます。今度このトイレの改修等が行われれば、ほぼ全てのそういう対応ができるのかなというふうに捉えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 城山みはらし公園の件ですけれども、私は何せこの場所というのは新しく造ったところですし、当然盛土をして造ったところですからしっかりとその地盤ができていなければそうなることは明々白々のことですよね。

ですから、まだ造ったばかりですから瑕疵担保責任が過ぎたといえども、そもそも盛土して造ったところですから、軟らかいところですから、ちゃんとしたその基礎工事がちゃんとなされたかどうかということが問題だと思うんですよね。

私は全くそれ見ていませんから、位置的に広いところですから、西側だか東側だかどこだか分かりませんが、どっちにしましても造って2年僅かでもうそんな状態になってしまうという、どこかに造る過程で問題があったというふうに私は思えてならないんです。

ですから、もう瑕疵担保責任の2年が過ぎたからもう一方的に相手には問題がなくて町が金を出して造るんだということになると、私は切りがないと思うんです。その辺もよく精査した中での付議していただかないと、ただ悪くなってきたら町が予算を取ってまたやり直せばいいんだということとは理屈が全く違うと思うので、ぜひとも慎重にやっていただきたいということをお願いをしておきますし、当たる委員会でもぜひその辺の調査をしていただきたいということも言わせて私の質問を終わります。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第19 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第19、議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,153万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和元年度決算の確定による繰越金の増額によるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、令和元年度決算が確定いたしまして、実質収支額が79万5,742円となりました。これを令和2年度の繰越金として歳入額を補正するものとなります。

補正予算書の2ページの「第1表」歳入をごらんください。

第3款の繰越金の既決予算について20万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が79万5,000円になったことから、59万5,000円の増額をさせていただきます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1目学校給食費第16節原材料費の給食用食材料費を59万5,000円増額させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第20、議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億143万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただ

きますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

歳入の部、5款県支出金特別調整交付金（市町村分）の9,600円の増は、歳出の増に伴うものになりますので、8ページの歳出をご覧ください。

5款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費の人件費の減10万4,000円と、2目疾病予防費の郵便料、こちらのほうは医療費通知の発送に伴う20万円の増になります。この差引き金額の9万6,000円がその金額に当たります。

7ページの歳入にお戻りいただきまして、7款の繰入金の340万8,000円の減は、令和元年度の決算が確定したことにより、8款繰越金が同額の増額になるため基金からの繰入れが減額になるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第21 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第21、議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,774万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,320万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和元年度の繰越金の額の確定に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

7ページをご覧ください。

まず歳入ですが、第1款保険料は、前年度の所得が確定したことにより本年度の保険料を算定した結果による歳入の増となります。

第2款国庫支出金第1項第1目介護給付費負担金、第2款第2項第1目調整交付金、8ページ、第3款支払基金交付金第1項第1目介護給付費交付金、9ページ、第4款県支出金第1項第1目介護給付費負担金は、当初交付決定に伴う所要の補正です。

ページが戻りまして、7ページ、第2款国庫支出金第2項第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、8ページ、第3款支払基金交付金第1項第2目地域支援事業支援交付金、9ページ、第4款県支出金第2項第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、第6款繰入金第1項第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、14ページ、歳出第4款第2項第4目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費と、15ページ、歳出第4款第3項第1目一般介護予防事業費の増額に伴う国・県・支払基金・町の各負担割合に応じた歳入の増になります。

支出の内訳は、高額医療合算介護予防サービス費相当の見込みの増と、介護予防事業実施に伴う介護予防教室のパンフレットや介護予防サポーター用のポロシャツの費用となります。

ページを戻りまして、10ページ、第6款第2項基金繰入金1,075万7,000円は、第1号被保険者が負担すべき保険料の不足分を基金積立金から充当するものです。

第7款繰越金2,845万9,000円は、令和元年度決算により繰越金が確定したことに伴う補正になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長(山畑祐男君) 日程第22、議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,024万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、主に令和元年度の決算が確定したことによる繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 中島住民課長。

[住民課長 中島 繁君発言]

住民課長(中島 繁君) 補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

3款1項1目繰越金は、令和元年度決算が確定したことによる556万円の増額計上になります。

7ページの歳出をご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に同額の556万円を計上するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第23 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(山畑祐男君) 日程第23、議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第

1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で4万6,000円の減額補正を、また資本的収入及び支出においては、支出で5,000円の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長(笹沢邦男君) 補足説明を申し上げます。

議案書9ページ、水道事業会計補正予算明細書をお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、支出、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費6万2,000円の追加、2目総係費10万8,000円の減額、いずれも人件費の追加と減額になりますが、収益的支出において合計4万6,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、支出、1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備工事費5,000円の追加、これも人件費の追加補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第24 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

議長(山畑祐男君) 日程第24、議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入で第1款公共下水道事業収益で558万5,000円の追加、第2款農業集落排水事業収益で185万7,000円の追加、支出では第1款公共下水道事業費用で505万1,000円の追加、第2款農業集落排水事業費用で2,670万8,000円追加の補正をお願いするものであります。

また、資本的収入及び支出においては、収入で第1款公共下水道事業資本的収入で312万2,000円の減額、支出では第1款公共下水道事業資本的支出で84万1,000円の減額、第2款農業集落排水事業資本的支出で7万円減額の補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 全体で20ページありますが、議案書1ページ、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、主な内容を16ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出より説明いたします。

収入、1款公共下水道事業収益2項営業外収益3目長期前受金戻入558万5,000円の追加ですが、令和2年度からの公営企業会計移行に伴います下水道事業会計の開始貸借対照表の金額確定による長期前受金戻入の追加となります。

なお、長期前受金戻入については、これまでの事業において取得した補助金等の令和元年度分の収益化額となっております。

2款農業集落排水事業収益2項営業外収益2目長期前受金戻入1,850万7,000円の追加、これも公営企業会計移行に伴う開始貸借対照表の金額確定による長期前受金戻入の追加となります。

17ページをお願いいたします。

支出、1款公共下水道事業費用1項営業費用1目管渠費740万8,000円の減額ですが、委託料で不明水対策調査業務委託や下水道全体計画及び事業計画等変更認可業務委託の発注に伴います入札差金を減額しておるものでございます。

2目総係費205万9,000円の減額ですが、主なもので委託料252万8,000円の減額は、下水道事業経営戦略策定業務の発注に伴います入札差金の減額でございます。



4目減価償却費1,451万8,000円の追加、公営企業会計移行に伴います下水道事業会計の開始貸借対照表の有形及び無形固定資産の金額確定によります減価償却費等の追加となっております。

18ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業費用1項営業費用3目減価償却費2,666万4,000円の追加、これも公営企業会計移行に伴う開始貸借対照表の有形及び無形固定資産の金額確定によります減価償却費等の追加となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入、1款公共下水道事業資本的収入1項企業債1目企業債9,188万円の追加ですが、下水道管渠整備事業の資金繰りでございます国庫補助金・社会資本整備総合交付金の交付額が予定しておりました額に対して著しく低額であったことから、事業財源の振替措置として企業債の追加をしております。

2項負担金369万8,000円の追加、開発などによります一括納付・受益者負担金の追加補正となります。

3項補助金9,870万円の減額では、国庫補助金・社会資本整備総合交付金の交付額決定に伴い1億930万円を減額しております。

20ページをお願いいたします。

支出、1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費1目管渠建設改良費73万円の減額ですが、主に給料、手当及び法定福利費などの給与費の減額補正となっております。

戻りまして、2ページ下段をお願いいたします。

企業債の変更ですが、予算書第5条の表を改めるもので、先ほど公共下水道事業資本的収入及び支出で説明をさせていただきました起債の限度額について、補正前2億682万円から補正後2億9,870万円に変更をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 私の聞き違いでしたら誠に申し訳ないんですけども、今町長の説明が支出の第2款農業集落排水事業収益、これが補正額180万5,700円と言ったような記憶があるんですけども、間違いでなければ私が間違えているわけですけども、たしかそう言ったような気があるんですけども、どうでしたか。そこがあれでしたら訂正をお願いしたいと思うんですけども。もし間違いでしたらご勘弁願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 収益的収入及び支出の中で収入の第2款農業集落排水事業収益で1,850万7,000円の追加ということでございます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第25 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（山畑祐男君） 日程第25、同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命について、吉岡町教育委員会の委員1名が令和2年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、田中知子氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりであります。

田中知子氏は、現在伊勢崎市となっておりますが、旧堺町の出身で、地元の小中学校を卒業後、太田西高校に進学し、卒業後はバス会社、医療事務機関等の会社に勤務されました。出産を機に家庭に入られた後、夫の実家である吉岡町に住まわれてからは、地元での信頼も厚く、現在陣場地区子ども会育成会の支部長と吉岡町子ども会育成連絡協議会（子育て連）の本部役員書記を務められております。

さらに、同氏は人格が高潔であるとともに、小学生と幼稚園児2人の子供を持つ母親として教育にも熱心で、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年となります。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第4号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第4号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

---

## 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（山畑祐男君） 日程第26、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、坂田昭二氏であります。住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

同氏は県内の高校を卒業後、民間企業に勤務されております。平成28年4月から現在

に至るまで溝祭自治会長として昼夜を問わず地元にご貢献され、平成31年度には吉岡町自治会連合会長も務められておられるなど、地域の要職を歴任され、地元での信頼が厚く、町の実情を熟知し、地域活動にご尽力されている方です。

地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していく重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は新たに人権擁護委員候補者をお願いするものでありますが、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は原案のとおり答申されました。

---

## 日程の追加

議 長（山畑祐男君） ここで議事日程を追加したいと思います。

配付してあります追加議事日程のとおり日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、日程（第1号）の追加1により会議を進めます。

---

## 追加日程第1 議長報告

議長（山畑祐男君） 追加日程第1、議長報告。

この議長報告は、お手元に配付しておりますとおり、群馬県町村議会議長会会長仲澤太郎氏より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（依頼）」を受理したものです。

本議題につきましては、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

## 散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時44分散会

# 令和2年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和2年9月2日（水曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和2年9月2日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。通告のあった10人のうち、本日は5人の通告者の一般質問を行います。

あらかじめ説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力願います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程第2号により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

最初の項目、防災危機管理に関するところで、ちょっと前置きを考えたんですけども、ちょっとはしょって、いきなり質問から入りたいと思います。

まずは地域防災計画なんですけれども、全国的に災害が頻発する現在の状況への対応など、内容に関してはより詳細に定めておく必要があるという認識にあります。早急かつ、かなり大幅な改定が必要であると思いますが、こちらの策定状況と完成への見通し、こちらがどうなっているのかについてお尋ねしたいと思います。

それとともに、その中で、本年度より配置されています防災専門員がどのような関わり方をされているのか。以上、併せて説明いただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡大志議員より、防災危機管理に関する質問をいただきました。

改めまして、皆さん、おはようございます。

今日から明日にかけて、10名の議員さん方より一般質問の通告をいただいております。誠心誠意、答弁させていただきたいと思います。



まず、富岡議員より防災危機管理に関しての質問をいただきました。答弁させていただきます。

まず、地域防災計画の修正についてですが、前回の大幅改定、平成26年2月28日完成から6年以上が経過しており、その間、全国的な災害発生状況や社会情勢も大きく変化していることから、議員ご指摘のとおり、大幅な修正が必要であると認識しております。

そこで、実際の修正業務の進捗状況でございますが、予算計上されておりましたとおり、7月10日に契約を締結したところであります。なお、履行期間は令和3年3月29日までとなっております。そして、7月17日には防災担当者と業者との第1回目の打合せを行いまして、今後の業務スケジュールの必要な資料の確認等を行い、早速、業者側で防災計画の構成、検討を開始したところであります。

今後は、関係機関、各課との調整、協議も行いながら素案作成を進め、令和3年2月頃には関係機関の代表者も出席していただく防災会議を開催し、今年度内に修正業務を終える予定であります。

また、今年度から採用された防災専門員の関わり方ですが、防災担当者と業者打合せのときにも同席していただき、積極的に計画修正業務に携わってもらっております。

今後も引き続き、業者との打合せや関係機関、関係各課との調整、協議の場にも同席していただき、これまでに培った豊富な経験を生かして助言等をしてもらうようお願いしているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。

続けてお尋ねしていきます。この地域防災計画の中で、受援計画の策定についても早急に策定していただきたいと思っていますけれども、こちらに関してはどのような考えにあるのか。また、こちらについて進行中であれば、現在の状況と概要についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 受援計画につきましては、現在作成中でございます。実際の進行状況は、防災専門員の助言を仰ぎながら素案を作成したところでございます。概要といたしましては、大枠のみですが、総論、人的支援、物的支援、ボランティアの受入れの4つの章から

の構成となる予定でございます。

なお、受援計画の位置づけといたしましては、町地域防災計画の下位計画として、独立した計画でございます。吉岡町業務継続計画、BCPですね、これを補完する計画として策定されるものでございますので、地域防災計画と業務継続計画の両方修正するんですけども、併せまして内容を精査した上で完成させる予定となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。その物的な支援、あとボランティアの話、またちょっと後でいたいと思うんですけども、この受援計画の上で、災害時相互援助協定というものがあまして、こちらもしっかり検討していただきたいと思います。近隣の自治体とは締結していると思うんですけども、大規模な災害時には、その近隣自治体が深刻なダメージを受けて、我が町への援助が期待できなくなる可能性があるわけですね。

よって、距離がある程度離れ、同時に被災する可能性が比較的小さい地域とも締結していくべきではないかと思っておりますけれども、町としてはどのような見解にありますか。お答えいただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 災害時相互援助協定に関してですが、自治体同士といたしましては、現在、吉岡町では前橋市とのみ協定を締結しております。前橋市は隣接自治体でありますので、大規模災害時には本町と同様に被災している可能性がございます。議員ご指摘のとおり、援助が期待できない可能性は極めて高いということも想定されます。

今後、この点を踏まえ、ご指摘いただいたとおり、距離がある程度離れた自治体との協定を模索していきたいと考えております。

なお、渋川市、榛東村とは消防の相互援助協定は締結済みでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 遠隔地との協定を検討されていかれると思うんですけども、今後ね、今のお話ですと。現在の友好都市との関係から拡大していくということも手ではないかと思うんですけども、いかがでしょう。

また、ただ協定を結んでいくのではなくて、ふだんからの交流も重要な要素になると。

というより、これが伴わないと相互援助協定としての意味がないのではないかと思いますので、すけれども、こちらに関してはどのようなお考えでありますか。お答えいただきたいと思  
います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 遠隔地と自治体との協定に関してですが、友好都市である北海道大樹町とは、ふだんは交流を続けていることから、今後、災害時協定の締結を視野に入れた検討をしていきたいと考えております。

実際、相馬市等が被災した場合についても対応させていただいたりとか、そういった経過もございます。そういったこともございまして、そういったことを協定という形にすることも検討していきたいということでございます。

また、その他遠隔地等の自治体との協定の締結におきましては、県内の各自治体の締結状況等も参考にしながら、まずは平素の交流の事実を踏まえた、ふだんからの活動を充実させることから可能性を探ってまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ふだんのお付き合いがしっかりしていると、何かあったときに、じゃあ行ってやろうということになるので、そちらのほうを優先することもいいと思います。

あと一方で、災害、豪雨災害など全国的に被害が発生する場合があります、1つとか2つとかでなく、ある程度の数の自治体との協定というものも進めていかなければいけないのかなと思うんですけれども、こちらについてはいかががお考えでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） この点に関しましても、複数自治体との協定も、遠隔地の自治体との協定の締結と同じような考えに立つと考えられます。日頃の交流等も踏まえながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 分かりました。受援という意味では、災害時の復旧にはボランティアの力が不可欠かと思えます。どのような範囲で、どのような形で受け入れていくべきか、あらかじめしっかり検討していくべきではないかと思えますが、この辺、町長もよくご存じだと思うので、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ボランティアの受入れに関してですが、先ほどの受援等の関わり合いが出てくることですが、現在の地域防災計画上、明確な受入れ態勢が示されておきませんので、今回の防災計画の修正や受援計画の策定に合わせ、受入れ態勢を明確化していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 立て続けに質問していきますが、受援も大事なんですけれども、こちらから積極的に応援に行けるような体制を、先ほどの話と一つ通じる部分があると思うんですね、ふだんのお付き合いという部分で。こちらから積極的に応援に行けるような体制を整えるべきだと。災害が比較的少ないと言われている吉岡町であるからこそ、積極的に支援をすべきだと私は思いますし、支援に行くことで、我が町の防災について学んで帰ってくることも、学べることも多いと思うんです。

できる範囲で構わないので、できる範囲で小規模でもいいので、まずできることから始めてみてはいかがでしょうかと思えますけれども、いかがお考えでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 被災地への本町からの支援でございますけれども、物的支援に関しましては、今まで可能な範囲で備蓄品等の提供を行ってまいりました。また、人的支援に関しましては、東日本大震災時に3名の職員が被災地への業務支援のために派遣を行いました。

近年は、被災地への派遣は行われておりませんが、今後は派遣を念頭に置いた職場全体

の体制や業務の見直し、さらには職員の災害に対する備えについての啓発の充実等を検討してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かに、昨年の台風15号、19号被害とかありましたし、今この時点で、もう災害が起こりそうな、今週末でも大規模な災害が起こってしまうような、そういう状況にある中で、できるだけ速やかに検討を進めていただければなと思うところであります。

次、職員の動員計画についてお尋ねしますが、例えば勤務時間外に地震などの予測不能な災害が発生して、2号とか3号動員、特に3号動員になる状況になった場合に、現実的に動員に応えられるのは吉岡町在住の職員に限られてしまう可能性があるのではと。そのために、対応できるだけの動員が得られない可能性も十分考えられるんですけども、こちらについてどのような見解をお持ちなのか、またどのように対応策を立てていくお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 職員の動員計画に関しましては、緊急時に、近年、職員の町外在住者の割合が56%ということで増加してきております。ご指摘のとおり、緊急動員の際に支障を来すおそれがあることは認識しております。ただ、町外在住者でも隣接している市町村に居住している職員も多くいるため、道路や橋等が壊滅的な被害を受けない限りは動員が可能であると考えております。

また、もし壊滅的な被害が発生していて、車両等が使用できない場合には、当然ながら徒歩で登庁も視野に入れるよう指示しております。また、ふだんから参集ルートについては災害時を想定して事前に複数のルートを把握しておくよう、災害時対応職員初期行動マニュアルでも示しておるところでございます。

なお、平成26年2月の大雪の際には、実際、町外から徒歩で登庁する職員も多数おりました。

いずれにいたしましても、町外在住職員が多数いるということは、大規模災害発生時には災害対応の障壁になると思われまますので、緊急時の動員について日頃から念頭に置いて生活するよう、改めて周知をしてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） この件では、直接甚大な影響を受けるものは町民なので、ぜひ皆さん、知恵を絞って、いろいろ考えていただければと思うところです。

次、国土強靱化地域計画というものがあまして、こちらについては2月26日の上毛新聞で記事になりましたのでご存じだと思います。今のところ群馬県と、あと市町村では館林のみしか、まだ群馬県では策定が進んでいないんですけれども、吉岡町も早急に取り組む必要があると認識していますが、町としてはどのような見解にあるのか。

また、この計画を策定していく場合、他の計画との位置づけ、特に地域防災計画との位置づけがどのようなものになるのか、併せてお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 国土強靱化地域計画の早期策定をということでございます。

まず、国土強靱化地域計画の策定が求められる背景ですが、我が国が東日本大震災において未曾有の大災害を経験し、その教訓を踏まえ、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）が制定されました。

近年、大規模災害が起こるたびに耳にする「想定外」という言葉はあります。そして、想定外の事態も想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく。同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが国土強靱化であるとされ、法律により、地方公共団体にも、その策定が責務であるとされたところであります。

策定に対する考え方ですが、8月26日の新聞報道、先ほど議員にもおっしゃっていただきましたが、群馬県内では全市町村が策定を予定しております。町といたしましても策定を念頭に、県担当者を招いての学習会や庁内協議を重ねているところでございます。

現在の状況では、骨子の立案等に至っておりませんので、内容等をご案内する段階にはありませんが、早急に策定に進んでいきたいと考えております。

また、町のほかの計画との関連ですが、法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものであります。

したがって、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものでございます。

計画の性質としては、今までの防災の範囲を超えて、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的な対応を進めるものでございます。

最初に着手すべきことは、国から「脆弱の分析」という言葉で示されていますが、起きてはならない最悪の事態を洗い出す作業を進めてまいります。そして、その結果分析から、中・長期的な視野に立ったインフラ整備とソフト事業の組合せによる地域づくりに資するための町としての取組を立案していくこととなります。

今後は、作業状況に応じて町民の皆様の意見を求めながら進めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ぜひ、できるだけ早く進めていただきたいと思います。

次、危機管理部門・危機管理担当に関してという形でご質問いたします。総合的な危機管理と部門の強化が必要という考えの下に質問しますが、まず防災担当に関して今後どのようなことが期待できるのか。そして部門的には、防災・減災はもちろん、防犯、行政対象暴力など、コロナみみたいな防疫なども含めた危機管理を総合的に取り扱う部署であるべきだと思うんですけれども、どのようなお考えにあるでしょう。

また、危機管理担当者は町長直属で、特に事案、災害発生時にリーダーシップを発揮できないと意味がないのではないかと思うんですけれども、どのようにお考えなのか。

以上3点について、町の見解についてお答えを求めたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 危機管理担当者の活用に関してでございますが、総合的な危機管理部門の強化ということで質問をいただきました。

昨年、機構改革に関連して、防災・危機管理担当部門の設置についてご質問をいただき、その必要性和配備について検討させていただき、旨の回答をさせていただきました。そして、直後に襲来した台風19号により避難勧告の発令という事態が発生いたしました。吉岡町においては、幸い大きな被害が発生することなく乗り切ることができましたが、職員の動員態勢や、訓練ではない現場での状況判断等に貴重な教訓と反省材料を残した出来事でありました。

それらの一連の経験と内部検討の結果、まず防災専門員を配置したところであります。

防災専門員の業務ですが、町の地域防災計画や避難所運営マニュアル等、防災関係の諸計画やマニュアルの見直しに関し、担当者とともに取り組んでいただいております。そして、現場活動としては、自治会等の地域に密着した団体に対する防災活動のアドバイス等

の各種講演活動や実施指導を担っていただくことになっております。本来であれば、自治会等における自治会活動も始まっているわけでございますけれども、新型コロナ対策等により、人寄せの回避、いわゆる3密状態をつくり出さない配慮などから、現場活動は実施できておりませんが、今後は小規模なグループに分かれていただいての現場活動等にご案内できればと考えております。

危機管理担当者の職階、所属長に直接指示が出せないかということでございますが、人員の動員態勢と災害時の陣頭指揮部門を今回の組織機構の見直しにより、迅速な意思決定ができるよう指揮命令系統の一本化を図りました。今後、引き続き最適な体制を模索してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 一本化というところであるんですけども、同じような質問になってしまうことになるんですが、危機管理担当が課長、室長の指示待ちとかになってしまうと、やっぱり意味をなさないわけですし、災害時の情報が限られた中では、刻一刻と状況が変化する、その中においては、やっぱりウーダグループというものを高速回転させて、空振り覚悟で判断し、すぐに行動に移すことが求められると。

そういう意味では、このスペシャリストによる判断が最優先になるようなシステムにしていくべきではないかと思いますが、前回と同じような質問になりますけれども、もう一度、確認のためにお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 現状の担当室長の指示で、緊急時の判断や決定が即座に行われるのではないのかとのご指摘をいただきました。昨年のご質問では、防災のみではなく、交通安全、防災、防犯、消防、救急救命、さらに情報管理及び行政対象暴力の課題に対しても、総合的な対策として一本化することが理想ではないか。昨年に引き続き、またご意見をいただいたわけでございます。

ご質問の中のウーダグループについてですけれども、現場における観察から、行動を決めていくことをツール化するという考えで理解をしております。

一般的には、行政の計画はPDCAで動いております。PDCAは、よく言うところの、「P」では企画立案を予算化し、「D o」で執行をします。「C」「C h e c k」で監査



及び決算を踏まえまして、「A」「Action」で翌年度の企画に反映させる、いわゆる工程の品質管理ということで捉えております。

それに対しまして、ウーダーループというものは、このPDCAの中の「D」。つまり、執行の現場の中でその意義が発揮されるべき性質のものであると理解しております。与えられた条件、枠組みの中で最適な判断と迅速な行動をすることも、職員教育の一環で必要な要素であると理解しております。

したがって、まずは統一した指揮命令による、意思決定による行動に基づく人材を育成していくという観点が必要であると理解しておりますので、現行の体制の中で、こういった観点からの課題を抽出してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。できれば、本来なら防災担当が直接課長に指示が出せるような体制が理想ではないかと思うんですけども、現時点ではウーダーループによる問題解決能力の向上というものに努めていただける、職員の研修に努めていただけるというところで、そこまで理解しておきます。

次、今後の防災元年の各種計画の策定とか、訓練の実施とかいろいろ、また先ほど言いました、総合的な危機管理能力が求められる中においては、やはりもう一名の危機管理担当を外部から採用する必要があるのではないかと私は思うんですけども、こちらについていかがお考えでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災や危機管理はスペシャリストでないと、いわゆる現場の場数で対処能力に差が出ることは、昨年の台風19号の襲来時に痛感したところでございます。

県内においても、市レベルでは、安全・安心部門に外部人材の活用があると聞き及んでおります。危機管理担当部門は、まさに町民の生活に直結する部門でございます。

したがって、外部人材の活用と併せて、1人でも多くの職員に経験させたい部門でもあります。そして、危機管理部門の経験により行動力にたけた職員を養成していくことも重要であると考えております。

人材育成の観点と、現場の対処能力の向上といった要素と、人員のバランスや年齢構成等を踏まえながら、ベストな体制を探ってまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かに、職員の育成で対応していきたいということも分かるんですけど

も、その育成の段階で必要ではないかという考えもあるわけです。今の職員の中で勉強していくのではなくて、そういう経験者が現場にいることによって、そこから学んでいったほうが、OJTで学んでいくこともいいのではないかと思うんですけれども、ぜひ検討していただきたい。

これは繰り返すんですけれども、私は外部からの採用が必要だと思います。もちろん正規職員としての採用を強く求めたいと思いますし、年齢や経験などを考えると、定年退職した幹部自衛官がいいのではないかと私は思っています。こちらについては、ぜひとも前向きな検討をしていただければと思います。

次は、情報発信と災害広報計画なんですけれども、例えば今、町のホームページのコロナ関係の情報というものはとても見えづらい、分かりにくいというものがもう現状です。体系的な制限があるにしても、町民にとっては、見えづらい、情報が得られにくいと意味がない。防災危機管理においても、町民への情報発信は非常に重要な部分ではないかと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防災・災害情報の提供、発信の方法については、現在、防災行政無線による放送、よしおかほっとメールによるメール配信、町ホームページへの情報掲載等が挙げられます。特に、外出中でも情報が入手可能なメール配信やホームページへの掲載は、近年の急速な携帯電話、スマートフォンの普及もあり、大変重要な情報発信ツールであると認識しております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 決算のときも話をすると思うんですけれども、携帯メールは昨年1,934人から2,478人と、まだまだ足りていない部分もありますし、ホームページ自身、もっとしっかりするべきだとも思いますし、それとソーシャル防災という意味でSNSなどの活用も具体的に織り込むべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） SNSの活用につきましては、迅速かつ正確な情報の提供が大前提となります。民間のほうから様々なツールが提供されておりますことも把握しております。例え

ば、台風被害のAIチャットボット回答でありますとか、これで長野市等では時間外の対応を行っている。あるいは市川市の罹災証明システム、こちらはホームページに誘導していただくだけで、これで完結するものではないんですけれども、そういったものの取組もあると。あとは、地方創生臨時交付金の中の資料でも、こういったものも案内がされているところでございます。

また、先ほどご質問の中で出ました災害ボランティアの受付システム、そういったものも把握はしております。

また、真のオンライン化は、国民のホームページからSNSの変化に対応するということが、総務省の情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査、そういったところでも示されているところでございます。

そういったところを受け止めながら、今後、検討課題とさせていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうですね。ぜひ進めていただきたいと思うわけですし、被災時でも通信設備が被災していなければ、このSNSは最大限に活用できると。非常に有効なツールであることは皆さんご存じだと思います。また、例えば、先ほどの動員計画の中で話が出たんですけれども、職員同士の連絡を取り合うことにも、SNSというものが、ラインワークスでしたか、そういうような商品があるんですけれども、そういうものが非常に有効であると思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思うんですけれども、そういう意味も含めて、ホームページをはじめ、このようなIoT化が進んでいる中で、今回のホームページ、見えにくいものもあるので、業者に頼るだけでなく、専門知識のある職員が配置されている必要を強く感じますけれども、こちらに関する見解についてお聞かせいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 情報発信体制の現状についてですが、よしおかほっとメールの配信にしましては、通常時から防災担当が操作、運用を行っております。

また、ホームページの情報掲載に関しましては、通常時は企画財政課企画室の広報担当が行っております。いずれの担当も深い知識を持っておるわけではございませんけれども、

専門業者等の打合せ等を踏まえまして、提供されたマニュアル等を参考に、日々運用に当たっているところでございます。

また、緊急時のホームページに関しましては、通常のホームページのトップではなく、緊急対応用のトップページを表示し、防災・災害情報等に絞った掲載も可能であることを確認しております。

ホームページ上で、見やすいか、見やすすくないかのアンケート等も取って、企画財政課で各課にそのことに対して配付を行って、事後の対応を求める取組等も行っておるところでございます。

そういう現状を捉えながらも、見えにくいという意見は実際存在するわけでございます。そういった意見には謙虚に耳を傾けながら対応してまいりたいと考えます。

また、今後は広報担当だけでなく、防災担当もホームページの更新を速やかにできるような体制を整備した上で、住民の皆さんに分かりやすい情報提供、発信を心がけてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 言いたいことはあるんですけども、ちょっと時間が押し迫ってきているので、次に行きたいと思います。

次、設備面に関してなんですけれども、非常用電源は今、役場にあるんですけども、昨年の台風15号のような被害、また発電所や送電線の被災とかも十分考えられていくわけで、こちらに関しては、防災倉庫と兼用の電源供給システムというものがあって、これは国の補助金割合も高いので、数台購入すべきではと思うんですけども、こちらに関する町の見解についてお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 非常電源や空気清浄機の整備をとということでございます。議員ご指摘の防災倉庫兼用の電源供給システムに関しましてですが、販売業者へ確認しましたところ、コンテナ倉庫に太陽光発電機器、風力発電機器、水力発電機器のほか、蓄電池が格納され、非常時に各発電機器を展開し、昼夜問わず発電が可能となるものと承知しております。以前、議員とご一緒したときに現場で確認をさせていただいております。

また参考に、販売業者にこれまでの導入事例を確認したところ、この電源供給システムが発売されたのが昨年の10月頃からであり、新型コロナウイルスの影響もあり、他の自治体での導入事例も現在のところ、ないとのことでありました。

町といたしましては、ご指摘いただいた電源供給システムについて引き続き検討を重ね

ながら、コンパクトな太陽光発電機の導入等も含めた別の方法での非常用電源の確保の検討も併せて進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 台風15号の被災のときに問題になったので、携帯電話の電池がなくなってしまったということが、これが一番こたえたのではないかなと思うんですけども、そういう面では、こういうものが幾つかあったほうがいいと思います。ただ、まだ導入事例がないという形なので、同等品も含めていろいろ検討を進めていただければと思います。

それと、次に行きますけれども、空調関係なんですけど、廣嶋議員から質問もあった部分に近いところなんですけれども、避難所でのクオリティ・オブ・ライフ、生活の質というものを向上させるために空気清浄機の整備も進めるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所への空気清浄機の整備についてでございますが、現在のところ、空気清浄機の新型コロナウイルスに対する効果は確認できていないと言われることを勘案いたしますと、積極的な整備にはなお検討を要すると考えております。一番の理由といたしましては、やはりフィルターの清掃等のメンテナンスの部分が、衛生等も含めてどうなのかなという部分が、現場の状況等もいろいろありますので、そういうところで感染リスクが下げられない。その辺をうまく解消できるのかなというところが一番のネックになっているのかなという認識でございます。

現状の対策とすれば、従来から言われているとおり、手指消毒や定期的な換気を行うことが最優先、重要であると考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） では、避難所以外で、例えば今コロナ対策として庁舎内、執務室内に対策されていくこともいかがと思うんですけども、私も2社ほど調べたんですが、完全に防止できるというわけではないですけども、そういう面ではマスクもシールドも一緒であって、ただ期待できるということなんですよね。一定の効果に、ある1社では不活化に成

功している事例があるわけなんですよ。そういう部分も含めて、役場の庁舎内につけていく。皆さんのためにも必要なのではないかと思うんですけども、こちらに関するお考えはいかがでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員のご指摘のとおり、例えば医療機関でありますとか、そういうところに行きますと、カウンターの下に空気清浄機の配置があることは確認をしておるところでございます。

現在、先ほども申し上げましたが、空気清浄機のコロナウイルスに関する効果は十分に確認されておらないという状況でございます。また、一部のものでは、例えばつくば市でありますとか、そういったところで社会実験等で行われているということも承知しておるところでございますけれども、まだ製品化されていないというような情報も得ております。

したがって、既存のものを急遽導入していくというところを積極的に考える段階にはまだ至っておらないと考えております。

なお、今後の情勢等を見極めながら、必要性に応じて、また皆さんの不安解消といった部分で必要なかどうかという判断はまだつきませんけれども、なお検討の余地があるものと解釈しておるところでございます。

引き続き、換気や消毒等の地道な対策等には注意を払いながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） それを言うと、シールドも庁舎につけていますけれども、同じようなものなのでという話になってしまうわけですよ。少しでも対策、期待ができるものであれば、どんどん積極的にやるべきだとは私は思っています。

次ですね、大分時間が押してしまったんですけども、学童の開所時間の拡大と施設拡充に関してなんですけど、その後の状況はどうなっているかというところで、町長、前回の質問で、できるだけ早い段階で対応していきたいと答弁されていますけれども、3月から現在まで具体的にどのような対応が行われているのか、お答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 3月議会の質問の答弁その後の対応ということで、学童クラブについて質問いただいております。学童クラブについては、明治小地区について、新たな施設設備に向け、不動産鑑定及び境界立会いを経て土地面積が確定したことから、地権者と交渉を行っているところでございます。

また、駒寄地区については施設整備の予定は現時点ではないことから、学童クラブの指定管理者である社会福祉協議会と運営・運用面でどのような対応ができるか検討を進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 7か月後には次の学年が始まるわけですよ。対策が間に合わなければ、大量に不承認が発生します。例えば、じゃあ指定管理者と話をしていくのであれば、例えばある学童のA、Bを、A、B、Cまでしてしまって増やすとか、あとは、いわゆるロバロバを何とかしてしまうとか、まあ無理かもしれませんが、いろいろ考えていけると思うんですよ。そうしていかないと、もう本当にこのままいくと、7か月後には同じことが起こってしまうわけなんですよ。もうすぐに対応しなければいけないんですけども、こちらに関してはどうお考えですか、町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康子育て課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほどの質問で町長が答弁したとおり、学童クラブ希望者の申請者数の増加を考慮の上、指定管理者である社協と運営、運用の面でどのような対応ができるか検討しているところなんですけど、その検討の中に、先ほど富岡議員が言ったようなことも当然、意見としては出ていました。ということで、今の段階ですと、何ができるかというところを今、検討しているところです。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ただ、このままその協議、検討で、これは私がもう最初の質問をしてからどれだけたっていますかね。最初の、昨年度の待機児童が出て問題化してから、ずっと、協議はしているとか、検討はしているとか、計画に沿って進めるとかしているんですけども、検討していても間に合わなかったらアウトなんですよ、保護者にとっては。そこについてはどのようなお考えなんですかね。

確かに、明治学童の補正予算、今回出ていますけれども、次年度には間に合わないでしょう。駒寄学童も今、検討されていると言うんですけども、このままであれば、その検討が遅れると、来年度また待機児童が発生するわけですよ。同じぐらいどころではないですよ。数、データを見れば分かりますよね。このままいけば、来年は新4年生でもかなりお断りしなければいけないという状況が起きてしまうわけですよ。

このような状況で、もっとスピード感を持って対応しなければいけないと思うんですけども、町長及び担当課長、どのようにお考えでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど健康子育て課長から答弁されたように、所管の社会福祉協議会等と協議を進めて、何とか対応できる方向に向けて進めていけたらと考えております。

（「担当課長、ないですか」の声あり）

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 健康子育て課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほど町長が述べたとおり、どのような対応ができるかということをお話を今、社協と話し合っているというところであります。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） では、この問題、いつまでにどうするか、ある程度めどをつけていただけませんか。このまま検討するといっても、また3月に同じ一般質問で、また、申し訳ないと思っている、また協議するということになりかねないので、ここで目標値でもいいですから、いつまでに、例えばもう3月に間に合わせたいというぐらい言ってみたらどうかと思うんですけども、その辺いかがお考えでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 社会福祉協議会と協議を進めていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） それであれば、前回と同じではないですか。協議はしている、協議を続けると言っているだけになってしまうのではないですか。そこが問題だと言っているんです



ね。それで「子どもを育てるなら吉岡町」になるんですかね。子育ては検討していればいいんですか、協議していればいいんですか。目標値、立ててみたらどうですか。もう3月までに間に合わせたいと、何とか。協議をこれから続けます、これから協議を続けますではなくて、3月に間に合わすべく対応していきたいというぐらい言ってみたらどうですか。どうでしょう、町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 解消に向けて協議を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） らちが明かないですね。次、行きます。しょうがないので。

今回、学童の利用時間の拡大についてアンケートがあったんですけども、その内容と方法、結果について、すごく簡単でいいので説明いただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） アンケートについては以前、一般質問で回答したとおり、1学期中に実施する予定でしたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1学期中には実施ができませんでした。

詳細については、健康子育て課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） アンケートにつきましてですが、社会福祉協議会長名で行いました。期間といたしますと、7月15日から8月7日を締切りとして……（「いつだったか、いいから、もっとはしょって言って」の声あり）はい。アンケートの集計結果については、9月の中旬に今出るというようなことは話を聞いております。回収率は78.1%です。内容につきましては、利用時間について、始業と終業時間の要望について、延長保育を行った場合の保育料の値上げについて、学童クラブのおやつ提供などについて、新型コロナウイルス感染症拡大期における保護者の対応について、アンケートを行いました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） これね、アンケートの回収率の話でちょっと出たんですけども、アンケートを指示したのは担当課ですよ、もちろん。社協が独自の判断で行ったわけではな

いですよ。それもあるんですけども、これね、アンケートを渡すときに、出しても出さなくてもいいですよと保護者に渡しているわけですよ、実は。全部が全部そうではないですよ、何件かから、出しても出さなくてもいいですよとアンケートを渡していると。この1つの事実のみで、このアンケートの信憑性、ゼロになりますよね。

なので、アンケートというものは全体に回収率をできるだけ上げて、より正確なデータを取っていくものであって、それをアンケートに答えていただく人に、答えなくてもいいですよと言っていること自体がおかしいと思います。

それと、そのアンケートの内容で気になったところが、利用者全員に対して、時間延長になったら値上げしますよ。それについてどう思いますかと。その答えで、今までの時間で構わないから値上げしないでほしいというアンケート項目、選択肢があるんです。時間内の方は全部それに丸をするに決まっているのではないですか、そうですね。だって、利用時間が延長しないのに料金を余分に払いたくないから、みんなそっちに丸をします。そのデータをもって、利用の希望がそんなになかったということになれば、これはもう恣意的な誘導だと判断せざるを得ないわけです。

では、こんなアンケートを一体誰が指示して、誰がつくってやったのか。その辺も含めて、これはどういうことなのかを説明いただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康子育て課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） アンケートの内容につきましては、一応、社協で素案というものをつくりまして、それで町としても、こういった内容を追加してくれというような形でやりました。

それで、今、議員がご指摘の、回答してもしなくてもいいですよというようなお話、今初めて聞きましたので、ちょっと今この段階でコメントはできません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 時間がもったいないので、こっちは答えてほしいんですけども、こういう誘導的な答えをつくったのは誰なんですか。さっき、何か今、町からも、こういう質問をしてほしいと出してということは、町から出したんですかね、これは。どうなんですか、課長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 健康子育て課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） そういった誘導的なことは、私どものほうとしては考えていなくて、あくまで延長時間が、延長を希望するかどうかということと、それと、仮に費用を負担するかどうかというものは別問題ですけれども、費用を例えばかけても延長を希望するかというような趣旨で、うちのほうとしてはアンケートをそのように考えてつくりました。

ですから、あくまで延長するから全て有料と、そういう意味で町としてそのアンケートを考えたということではないことは了解してください。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） でも、これね、アンケートの紙を見た保護者の方とかなり、何人か話してみたんですけども、みんな同じ印象ですよ。これは誘導ではないかと。そういうようなアンケートの仕方というものは、もし利用を、延長を希望されている人の中でそのアンケートを取ることはいいかもしれないけれども、全体に対して、時間が延びれば有料になりますよみたいなやつになれば、それこそアンケートのそのもののデータがおかしくなりますよね。そこは認識してください。

ちょっともう時間がないので、教育長もお待たせするわけにもいかないもので、先に進めたいと思うんですけども、今回、12月に文教厚生常任委員会から、3月に予算決算特別委員会から、学童の課題解決に向けて要望が出ているんですけども、この2つの委員会から今出ている、何とか解決しなければいけないと。議会側からもきちんと要望が出ているんだということに関して、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和元年度第4回定例会では文教厚生常任委員会から、令和2年第1回定例会では予算決算特別委員会より要望を受け取りました。健康子育て課分の内容については、学童保育の待機児童の解消、学童保育の開所・閉所時間の拡充等でありました。

詳細については、健康子育て課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほどの質問で町長が答弁したとおり、開所・閉所時間については、

アンケート結果を踏まえ、実施の可否を決めたいと思います。また、待機児童の解消につきましては、先ほど来、町長が述べているとおりです。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） あと予定している時間がどんどん少なくなって、何とも言えないところなんですけれどもね。もう、あきれてものが言えない。議会からの要望ですよ。

それで、前回、気になったんですけども、前は子ども子育て支援計画でしたか、それで進めると言っていますけれども、計画という言葉を使えば答弁になるというのは大間違いで、今回ちょっと出てこなかったのが突っ込みようがなかったんですけども、計画で進めると言ってしまうと、全部の一般質問に対して、第5次総合計画の中で進める、第6次総合計画策定において検討するで、全部の一般質問が成り立ってしまうと。そういうような答えをしてほしくないなと思うところでありまして、委員会、議会からの要望が出ているので、検討するだけではなくて、現在どのようにあるかとか、細かく各委員会において説明すべきだと思います。そこはやっぱりしっかりしていかないと、議会との信頼関係は成り立たないと思うんですね。そこを注意していただきたいと思いますが、町長もしくは課長、どう思われますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然、議会からの要望という形の中で、町ではしっかりと協議、検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。

次、「子どもを育てるなら吉岡」に関して、ちょっとすみません、飛ばさせていただきます。

GIGAスクール構想に関して、もうあと6分しかなくて、本当に申し訳ございません。その中で、まず今回GIGAスクールにおいて、ICTによる教育イノベーションというのが、ちょっと難しい言葉ですけども、これが進んでいくのではないかと思うんですね。教育のICT化が進む中で、今後は学習の在り方が大きく変わっていくのではないかと思います。

アクティブラーニングというものが今どんどん進んでいます。観察とか考察という観点が必要視されていく中で、今までみたいに、この答えはこうですよ、これはこういう気持ちになりますよというような答えを与えるのではなくて、自分自身の気持ち、気づきに

重きを置くコーチングの要素が強くなるのではないかと。

その中で、このようなICTによる教育イノベーションが進むことに関して、教育長としてはどのようなお考えをお持ちなのか。ただ、これはお考えがあっても、実際、子供に投影されていかなければ意味のない話なので、先進事例を参考にしながら独自の取組、このイノベーションというものを、精神的な取組という解釈したあれでもいいと思います、簡単に言うと。変革ですよ、それを展開していくことも可能ではないでしょうかと思うんですけども、こちらに関して、小学、中学校への働きかけについてはどのようにお考えなのか。

そして、ここも大事だと思います。学校の先生たち自身が、この変革の中で新たな専門性を得られるような支援や環境整備についても検討していくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。

この3点について、教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 富岡議員から、ICTによる教育イノベーションへの見解について、教育長の見解として問われたということで解釈しております。

吉岡町教育委員会では、今回の文部科学省のGIGAスクール構想に準じた取組として、「HiBALIプラン」というものを計画いたしました。この「HiBALI」というものは、単なる「ヒバリ」という言葉ではなくて、町の鳥のヒバリなんですけれども、「Hill-town Basis toward the Active Learning Innovation」の頭文字を取って、「Hill-town」の「Hi」、「Basis Active Learning Innovation」と。この省略の頭文字を取って「HiBALIプラン」というものをつくりました。

これは、通信環境の整備と1人1台のコンピューター整備、学校での指導体制充実、これに向けて着実に進めていきたいと考えております。

この教育のICT化が進むことについての考えはということですが、今後、全児童生徒へ貸与される情報端末を活用した授業の形式としては、まさに今、富岡議員がおっしゃったように、正解を求めるためだけのものではなくて、他者の考えに触れながら、自分の考えを深めたり、自分の考えを瞬時にクラス全体で共有して、考えを高めていくというような主体的なものとなります。

このように、ICT環境整備は学習活動の一層の充実と、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善につながっていくと思っておりますし、また、つなげていかななくてはならないと思っております。

町独自の取組としては、そして小中学校の先生方への働きかけということで、先ほど質

間がありましたけれども、この支援については、実は先日、令和2年度の群馬県事業でありますICT活用スキル育成プロジェクトの中の先進プログラミング教育実践モデル校として明治小と駒寄小を指定していただきました。

この事業は、先進プログラミング教育を実践することで新しい学びを創造するとともに、その実践研究成果を県内に広く普及することを目標としておりまして、令和2年度以降、複数年をかけて、プログラミング教育を中心に県教育委員会によるICT活用スキル育成プロジェクト事業のモデル校としての成果を生かすことが期待されているところです。

このタイミングで、吉岡町の2つの小学校がモデル校として指定されることとなりましたので、町としても児童生徒への新しい学びのほか、ICT化全般に対して、教職員のスキル向上等も図ることができる、そういう事例となるような取組にしたいと考えているところです。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 大変すばらしいことだと思います。その中で、子供たち、吉岡町の小学校だからこそ、かなりレベルが高いんですよね、やっぱり小学校が。だからこそ、今の教育環境がよくなってきている状態だからこそ、これが生かされていくのではないかと。

ただ心配なことは、先生方がこのICTに慣れていくために相当時間がかかっていくと。あるところでは、もう5年スパンで先生方に理解してもらうのにそれだけかかるのではないとも言われているので、それがもうすぐ迫ってきている、これからこの変革が迫ってきている中で、どんどん先に進んでいただければと思います。

40秒ぐらい残りますけれども、ちょっと次のふるさと納税に関しては、また別の機会にさせていただきます。

以上をもちまして、5番富岡の一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

吉岡町第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）には、基本目

標として「配慮を必要とする子供や家庭への支援」があり、子育て家庭に対する経済的支援の充実、独り親家庭等への支援体制の充実を図るとあります。

同計画書によりますと、児童人口17歳以下の見込みが、平成31年度4,183人を基準にすると、推計では5年後の令和6年度には3.5%、145人増の4,328人になります。このうち小学生は1,422人から66人増の1,488人となります。

平成30年11月に吉岡町で調査した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」によりますと、就学前の調査結果では、お子さん「2人」は51.7%と最も高く、次いで「1人」が28.1%、「3人」が15.2%、「4人以上」が3.2%の順でした。

今年3月議会でスクールバス無料化について質問しましたが、スクールバス無料化について町長は、「受益者がある程度の負担は適正な行政財政運営だと考える」と言われていました。

スクールバスは平成元年4月からスタートして、平成20年から使用料が半額になり、さらに13年が経過しております。

では、初めに質問します。

1、子育て家庭に対する経済支援の一つとして、スクールバスの料金を第2子のお子さんから半額にして、支援体制の充実を図ることに町長の見解を伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 廣嶋議員から、第2子から料金を半額にできないかということで質問をいただきました。

通学バスについては、上野原地区を通っている県道前橋伊香保線で運行していた民間の路線バスが昭和63年度に廃止されたことにより、上野原地区の子供たちの通学に支障を来したことから、平成元年4月から町で運行を始めた事業でございます。

前回の答弁と同様になってしまいますが、通学バスの運行につきましては町民皆様の税金を使わせていただいておりますので、バスを使用する方には受益者負担の原則から、ある程度の使用料をご負担していただくことが適正な行政財政運営だと考えていることに違いはございません。

ただ、議員がおっしゃるとおり、世帯として考えた場合に、保護者の方にかかる経済的負担の大きさについても理解できるところはありますので、このことについては今後検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 同様に、教育長の見解を伺います。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいま町長の答弁にもございましたとおり、このことについては受益者負担の原則にも配慮しつつ、世帯としての保護者負担の軽減の観点から検討してみたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 現在、スクールバスの利用者は何人で、利用者金額の年間総額は幾らになりますか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 令和2年8月現在、25人の児童が通学バスを利用しております。

なお、通学バスの使用料につきましては、年度当初、45万円ほどの収入を見込んでおりましたが、学校の臨時休業により4月、5月の通学バス使用料は徴収しておりませんので、実際には見込んでいたよりも少ない金額となる予定です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 利用者数25人。休学等があつて、今年度は料金が発生していないようですが、通常に支払った場合、年間総額幾らになるのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど答弁したとおり、45万円ほどというふうに、よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕



4 番（廣嶋 隆君） それでは、4 5 万円ほどということですが、第 2 子からの該当者が何人いて、第 2 子からの料金を半額にした場合、年間幾ら減収になるのでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど答弁したとおり、8 月現在で 2 5 人の児童が利用しておりますが、このうち 2 人目の児童が 6 人、3 人目の児童が 1 人となっております。仮に、現在利用している児童がこのまま 1 年間に通学バスを利用したと想定した場合、2 人目以降の料金を半額にすると、7 人が対象となり、7 人が半額となりますので 6 万 3, 0 0 0 円ほどが減収になると考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは令和 2 年度。それでは、令和 3 年度からは利用者数、それから 2 人からの該当者、何人いるのでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） あくまでも試算ということになりますが、来年度の使用者は 2 3 人、そして使用料としての収入は 4 2 万円程度になるのではないかと考えております。仮に来年度、2 人目以降を半額にした場合は、今年度と同様、7 人の生徒が対象となると想定されまして、減収額は 6 万 3, 0 0 0 円となる見込みです。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4 番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 分かりました。

スクールバスの年間維持費というものはどれぐらいかかっているのでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 運転手の賃金や燃料代、車検等の費用、自動車の重量税等、通学バスにかかる費用の合計額としまして、令和2年度の当初予算では282万6,340円が計上されております。なお、令和元年度の決算上の合計額としましては278万5,959円となっております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 年間維持費は、今年度は280万円、決算上では278万5,000円と。町では、「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には力を注いできました。子供4人以上の家庭にはエンゼル表彰もしております。

町長、必要な財源は年間6万3,000円です。例えば、10月から実施すれば3万2,000円で済むわけですよ。ぜひ10月からでも第2子からの料金を半額にできませんか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど答弁したとおり、このことについては今後、来年度に向けて検討をしていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 先ほどの町長及び教育長の答弁の中には、世帯として考えれば、2人目以上の経済的な負担も考慮して、理解できるというお話がありました。ぜひ来年4月から実施できるように、年間6万円です。たかだか6万円ですよ、6万円をぜひ予算上にのせて、4月から実施できるようにお願いしたいと思います。

次に、自転車の安全利用促進委員会は2020年3月6日、全国都道府県別の中学生、高校生の通学時における自転車事故発生件数について調査、分析した内容を公表しております。2018年、都道府県別の自転車事故ランキングでは、中高生とも群馬県がワースト1でした。2018年、都道府県別で人口1万人当たりの中学生の通学時の自転車事故発生件数が最も多かったところは群馬県で29.4件。同様に高校生は117.6件で、高校生の場合は5年連続ワースト1となっております。

中学生の自転車事故が多い理由としては、自転車利用や交通に関する経験が浅く、交通事故の危険性に対する認識が浅い。ルール、マナーに関する教育を受けているものの、自

転車という車両を運転しているという意識や責任感が乏しい等が挙げられます。自転車は小回りが利く便利な乗り物ですが、誰もが加害者にも被害者にもなってほしくありません。

関東圏での自転車保険加入が義務づけられているところは、令和2年4月1日現在、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県の笠間市で、加入は強制ではないが、加入するよう努める必要がある。つまり努力義務の地域は、千葉県、茨城県、群馬県で、栃木県は未検討となっております。

吉岡町で自転車に関する交通事故は、渋川警察署の調べによりますと、平成29年は20件で、うち15歳以下が6件、平成30年は33件で、15歳以下は11件、平成31年は21件で、15歳以下は4件でした。

最近では、自転車が加害者となる高額賠償事故が発生していることから、自転車保険の加入義務が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自転車は誰もが手軽に利用できる乗り物ですが、全国的に自転車事故による高額賠償事案が発生しているということは私も認識しております。

現在、群馬県では自転車損害賠償保険の加入については、条例による加入が努力義務とされておりますが、近年の自転車事故による高額賠償事案に鑑み、自転車保険の加入を義務化することが検討されているようでございます。

町としても、現在手続が進められている県条例の施行に合わせて取組を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 県でも、条例による義務化を進めているということですね。

同様に、教育長の見解はいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 教育委員会といたしましては、自転車を運転する人の責任である「ルールを守ること」と、併せて「保険に加入すること」の大切さについて、保護者及び児童生徒に改めて啓発を図っていきたいと考えております。

また、自転車保険につきましては、既に保護者が加入している保険や共済などで、自転車による賠償事故を保証する特約をつけている場合もありますので、自分自身の自転車賠償保険への加入の状況を確認するためにも、まずは自分自身や家族が自転車事故による賠償を保証できる保険や特約に加入しているか調べる事ができるチェック表の配布などか

ら始めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 教育長のほうでは、今後チェック表を配布して実態を調査するということですね。

次に、吉中では昨年度から自転車による通学範囲を1.5キロから1キロに距離を緩和しました。これにより、自転車通学者が130人ほど増えて430人ほどとなりました。ますます自転車による交通事故が心配となります。教育委員会が把握している過去3年間の吉中生徒の自転車に関する交通事故件数は何件ありましたか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 通学中の自転車事故件数ということですが、平成29年度が6件、平成30年度が3件、令和元年度が5件となっております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 平成29年6件、30年3件、31年5件。具体的に、被害者であればいいということはないですけども、万が一、加害者になった場合、高額な保険等の問題等が発生すると思います。

吉岡町の全児童生徒は、町の負担により災害共済給付制度に加入しております。事故などの自分自身の保険は対応しています。しかし、自転車事故で加害者になった場合はどうでしょう。昨年の9月議会で、任意保険加入については、吉中3学年合わせて125人で、全生徒の19%とのことでした。県として、自転車保険加入は努力義務ですが、自転車事故による高額賠償事故も増えております。

町が任意保険の一部を負担し加入率を高めることについて、町長の見解を伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど答弁したとおり、現在、群馬県では、自転車事故による賠償できる保険や特約への加入義務化に向けたが進められており、町としては、県条例の施行に向けた取組を進めていきたいと考えております。

なお、県条例施行により自転車保険の加入率が高まることが想定されますが、自転車保

険の加入率を高めるため、町として、利用者が支払う自転車保険を負担するような事業は考えておりません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 加害者となった場合、年齢に関係なく多額の損害賠償を求められるケースがあります。自転車保険にはいろいろあります。自転車整備店で有料の整備をして、STマークを取得できれば1億円の保険がつくものがあります。また、3年間一括保険もあり、研究、検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、吉中の交通安全講習会ではどのような内容を実施しているのか、お答えてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では毎年、警察と町交通安全協会の方々の方々の協力により、自転車マナーアップ運動を実施しており、警察官による交通安全教室の開催などにより、自転車の安全な乗り方や加害者になり得ることなどについても全校で学習しております。

さらには、毎月、安全委員が自転車の整備状況を点検し、整備に問題がある生徒には修理をするよう呼びかけているほか、毎週月曜日の下校時には、教職員が学校近辺の路上パトロールを行い、自転車の乗り方について安全指導を行っているところです。

今年度につきましては、学校の臨時休業や授業時間の確保等の影響もあり、1年生のみを対象とした交通安全講習会を実施しました。なお今後は、自転車を運転する人が交通ルールを守り、無謀な運転をしなければ自転車事故を防ぐことができるということ、そして、自転車に乗って通学することは、他人に危害を及ぼす可能性があるということについても意識づけを図っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 交通安全に関しては、いろいろ取り組んでいるわけですが、交通安全講習会は交通ルールやマナーだけでなく、交通事故の実態を周知するとともに、具体例として、学生が加害者になってしまったケースを紹介するとか、賠償責任について言及した話を盛り込むとか、交通事故防止の徹底を図ってもらえればと思います。

続いて3番、昨年9月議会で質問した、吉中生徒の部活動大会出場時に、登録に漏れた

部員を輸送するため、町有マイクロバスの活用についてですが、1年が経過しました。検討結果を町長に伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉中生徒、町有マイクロバス活用についてでございますが、それぞれの大会の登録選手及び引率者を派遣するという目的の場合に利用可能としておりましたが、大会の登録に漏れた部員にも、大会を現場で体験させてあげたいという教育的な配慮から、そのような際にも町マイクロバスが利用できるよう調整を行ってまいりました。

実際に、昨年度の駅伝部の関東大会出場の際には、登録選手以外の部員の送迎のためにマイクロバスの利用を許可しておりますので、今後も、本来優先されるべき公務での使用を妨げない範囲で同様の対応を取っていければと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） どうもありがとうございます。町有マイクロバスを使うことによって、登録に漏れた選手たちが、やはり現場に行き応援すると、生徒たち、選手は非常に力強い結果をもたらせると思います。ぜひ今後も各部活動の活用についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に4番、林道栗籠井堤線について、今年度の工事の進捗状況を伺ひます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 林道栗籠井堤線について、今年度の進捗状況ということでございます。今年度の林道栗籠井堤線の工事における進捗状況でございますが、まず道路新設部分の杉など樹木の伐採を行ってございましたが、その伐採が完了いたしましたので、現在、道路本体の工事に着手しており、樹木がなくなった斜面の切土や盛土など造成的な工事を進めている状況でございます。

なお、詳細に関しましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、工事の詳細についてお答えいたします。

まず、工事の契約についてですが、契約日は令和2年7月10日でございます。施工業者は森喜建設株式会社で、請負金額は2,897万4,000円でございます。今後の工程につきましては、先ほど町長の答弁にございました、切土、盛土等の造成工事が10月末、その後、排水設備工事が11月末、路盤工事が12月末、防護施設、標識、のり面保

護工事が1月中旬、さらに舗装・区画線工事が2月下旬までであります。工期は令和3年2月26日までとなっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のところ工事は順調に進んでいるとお見受けいたします。

今までいろいろ質問してきた中で、林道栗籠井堤線の終点、終わりというところは、滝の沢を渡ったところなんですか、渡る手前なんですか。どちらなんですか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 林道栗籠井堤線の計画上の終点につきましては、滝の沢川を渡河した左岸までとなっております。ですが、現在工事を行っております県単独林道開設事業栗籠井堤線の工事区間につきましては滝の沢川の右岸まででありまして、その終端部に車両が転回できるスペースを設ける予定ということになっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 林道栗籠井堤線として捉えた場合は、滝の沢の左岸ということによろしいんでしょうか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどお答えさせていただきましたとおり、計画上につきましては、あくまで左岸が終点ということになっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうすると、林道栗籠井堤線とすれば、滝の沢を渡ったところが計画上の終点になるわけですが、今年度では完成したことにはならないと解釈いたしました。それでよろしいんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 計画からしますと、終了したということにはならないかと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 私も、この林道栗籠井堤線については前議員から引き継いでいるものですが、ちょっと初歩的なことをお伺いいたします。林道栗籠井堤線の開始年度はいつからスタートしているのでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 大変申し訳ございません。今ちょっと手元に今年度の資料しか持っておりませんで、ちょっとお答えできません。申し訳ありません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） それでは、開始年度は別問題として、開始年度から、年度ごとに幾ら予算をつけてきて、その予算は県が幾ら、町債が幾ら、一般財源が幾らというようなことをお聞きしたい。恐らく今、資料はないと思うんです。私の手元では、令和元年度は決算書では3,655万9,000円だと思うんですよ。このうち、県の補助金が1,250万円、町債が2,150万円、一般財源が255万9,000円と報告書には書いてありました。同じように、この林道栗籠井堤線ができたときから同様な回答を欲しいのです。いつまで回答できるのか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕



産業観光課長（岸 一憲君） 大変申し訳ございません。今の時点でちょっとご回答できないということ。申し訳ございません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 委員会では数字は出していただけのんでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今の数字につきましては、また後日、調査をしてご提示できればと思っております。委員会までに間に合うかどうか、ちょっと確認はさせていただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 早急に調査をお願いしたいと思います。

それから、林道栗籠井堤線は滝の沢を渡った左岸が終点ということですが、素朴な疑問なんです、なぜ県道の前橋伊香保線までが林道にならないのか、お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この件に関しましては、滝の沢川の左岸側につきましても、平成29年中の計画では、県道まで林道として整備する予定でございましたけれども、平成30年の5月に左岸側の計画地を含む山林におきまして、残土処理場としての林地開発が許可されました。林道とは、森林の適切な管理や間伐等の森林整備を行うことを目的とした道路でございますので、開発行為により樹木の伐採が実施されますと、受益地が減少するということになりまして、林道として整備するための補助要件を満たすことが難しいという判断によりまして、計画を断念した経緯がございます。

そのような経過を踏まえまして、平成30年9月21日に実施いたしました林道工事の説明会におきまして、滝の沢川左岸から県道までの区間につきましては、町道として整備を行う予定であるとお伝えしたものでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 平成29年中は、林道が県道までという計画でした。平成30年9月21

日で左岸までというふうになったわけですが、町道としての工事ですか、先ほども質問の中に、何年度からスタートしたのかということをお伺いしております。それと、町道としての予算を計上したことがあるのか。例えば、それは調査費とか設計料とか、そのような形で町道として予算を計上したことがあるのか。あるのであれば、それは何年度か、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町道関係部分につきましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町道としての設計業務の委託の予算でございますが、昨年度、予算化いたしました。事情によりまして減額をさせていただきました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 昨年度計上した。金額は、まず幾らでしょうか。そして、これが実施されなかった理由はどのようなことでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 予算の資料をちょっと今、手元がないので申し訳ないんですけども、こちらが、要は一級河川滝の沢川を渡河する方向が決まっていなかったために、町道の、いわゆる始点とか終点が決まらないため設計ができないということで減額をさせていただきました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 先ほどは、滝の沢川の渡り切った左岸が終点だということですよ。その左岸の終点のポイントは分かっているわけです。だから、そこをスタートに県道までが町道になるわけですから。そういうことではないのでしょうか。何でその設計の金額、今分かりませんが、盛り込んでおきながら、それを実施しなかったのか。この点をお聞きしたいんです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 新設道路になりますので、起点、終点部分が定まらなないと、やはり設計ができないと。当初は、洗い越しという方向だったんですけれども、一級河川を渡河する方向が決まっていないため、起点、終点が定まらないということで、設計はできないということです。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 終点のポイントは決まっているわけではないんですか。ちょっと課が違うんですよね、産業観光課と建設課と。町道だから建設課で、産業観光課は県の関係だから産業観光課ということなんですけど、今までが1つの課にあったわけですよ。室で分かれていたわけです。だから、横のつながりは十分できていたと思うんです。今回、横のつながりも十分やっけていただいて、この私の解釈で言えば、滝の沢川を渡った左岸が終点だと言っているわけですから、産業観光課は、そこが終点だから、そこが今度、起点になるわけではないんですか。終点のポイントは決まっているんですか、産業観光課長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、産業観光課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど大澤建設課長からの答弁にもありましたとおり、やはり渡河する方向が決まっていないということになりますと、終点はここですということもなかなか、ポイント的には決められない部分ではあるのかなと感じておりますので、そういう部分で、ここまでですと。逆に言えば、町道の始点がここからですということが決められない部分ではないかと考えられます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） いずれにしてもこの問題は、町道も手をつけてもらわなければ困るんですよ。来年度予算に町道に関する予算を計上する予定があるんですか。お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） まずは、こちら今、一級河川を渡河する方向が決まっていないということで、今後につきましては、県の渋川土木事務所や県の森林事務所の助言、指導をいただきながら、同整備の手法等について検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 一度、昨年度、設計を予算にのせているんですよね。少なくとも、ある程度ルートをつくれるのではないのですか。今の話ですと、全然やる気ないですよね。県の様子を見てから考えると。そんなことでは駄目ですよ。もっと町道に関して積極的に動いてもらって、地元住民に説明してほしいんですよ。まるっきりやる気ない答えですね。話にならない。

ぜひ来年度、設計料か調査料かよく分かりませんが予算をのせて、町道の動きをスタートしてください、町道に関して。スタートしなければ何も始まりません。その前提となるものは予算です。実行してください。お願いします。

次に、今年度で林道部分は舗装されますが、滝の沢の手前で行き止まりになるわけです。道路が行き止まりになれば、おのずと不法投棄などの心配が発生します。こういう不法投棄等のことに関して、何か対策はお持ちですか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件の前に、先ほどの町道の関係でございますけれども、予算の前に、まずは渡河方式が決まらないと、予算の組立てに行けないということをご理解いただきたいと思います。

また、今の質問につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 現在、林道の新設工事を行っております区間につきましては、議員ご指摘のとおり、周辺からの見通しが悪い、そのようなことなどから、不法投棄の温床となりかねないことと危惧いたしております。その対応策といたしまして、デ・レイケ9号堰堤から北側に上り上げた頂上部周辺にゲート等を設置するなどの措置を検討したいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 北側の頂上付近にゲートを設置したいというお考えですが、これは今年度内にこのゲートを設置する予定なのでしょうか。いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業観光課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 当初の工事の設計に入っていないということもありますので、変更等可能であれば、できれば今年度完了時には設置したいなどは考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ぜひ早いうちにゲートを設置していただきたいと思います。ゲートができなければ、そのうち不法投棄等が発生があり、心配、特に地元住民が大変困りますので、その辺は、ゲートだけではなくて、例えば不法投棄の看板等の設置も検討していただければと思います。

次の質問は、先ほど絡みで質問しておりましたので飛ばして、5番、株式会社吉岡町振興公社の経営状況は議会で報告があります。社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会及び公益社団法人吉岡町シルバー人材センターの運営形態はどのようになっているのか伺います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 社会福祉協議会と町とは、町の高齢者福祉、社会福祉を考える上で、互いに車の両輪のように、なくてはならない密接な関係でございます。また、シルバー人材センターにおいても、町から多様な業務を委託しており、経験豊かな人材の宝庫であり、それらの業務を担うことで高齢者に就業の機会を与え、生きがいに多量なる貢献を果たしております。

なお、各機関の運営状況等の詳細につきましては、介護福祉課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） まず、社会福祉協議会についてですが、社会福祉協議会とは社会福祉を目的とする事業に関する企画、立案、普及、宣伝、助言を行い、地域の福祉ニーズを持つ人々のために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体、社会福祉法人です。

運営形態としては、自治会長や福祉団体代表である評議員20名からなる最高議決機関

としての評議員会を置き、学識経験者である会長、民生児童委員代表の副会長、社会福祉団体代表や学識経験者、常務理事からなる理事8名により構成される理事会を執行機関として設け、理事のうち事務局長が常務理事を兼務しております。

次に、シルバー人材センターについてですが、シルバー人材センターとは「自主・自立」「共働・共助」の理念の下に、高齢者が働くことを通して社会参加をし、自ら生きがいをづくりと健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とするもので、法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた団体、公益法人になります。

営利を目的とする団体ではなく、高齢化社会を支える役割を果たす公共性、公益性を有する社団法人で、国、県、町から補助を受けて運営をしております。

運営形態についてですが、組織としては、理事10名、監事2名から構成されております。理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とし、事務局長を兼務しております。

理事は理事会を構成し、センター業務の執行の決定に参画いたします。理事長はセンターを代表し、その業務を執行します。監事は理事の執行を監査します。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 昨年度は、町から社会福祉協議会に対して補助金が2,823万円、シルバー人材センターには運営費の補助金として420万円が出ております。社協とシルバーの昨年度の業務委託件数と委託金額についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 町からの委託についてでございますが、令和元年度実績で、社会福祉協議会は委託件数12件、合計金額6,561万23円になります。シルバー人材センターは受注件数189件、合計金額2,025万1,086円になります。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 8月23日付の新聞報道によりますと、近隣の市の社会福祉協議会をめぐる、市が退職した幹部職員の役員就任を働きかけ、役員報酬を市から社会福祉協議会への補助金に上乗せして交付していたことが分かりました。市から社協に対し毎年度、職員の

人件費を含む運営費として補助金が交付されています。市長は、「専任ポストを設け、人件費を市から交付したことは好ましいことではなかった」との記事が掲載されました。

吉岡町ではこのようなことがあるのか、町長に伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 渋川市の場合は、確認したところ……失礼いたしました、訂正いたします。近隣市町村の場合は、常務理事と事務局長は別と確認しております。

吉岡町の場合は、先ほど申しましたように、常務理事と事務局長は同じになります。人件費、運営費の補助金の中の、人件費の部分に事務局長分の給料が入っておりますが、理事としての報酬は局長は頂いていないということで、渋川のようなことはないと確認しております。以上です。すみません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 社協やシルバーの経営報告が議会にされないのはなぜか、伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 経営報告が議会で報告されないことについてでございますが、地方自治法によると、町で出資している法人で、政令で定めるものについては毎事業年度、経営状態を説明する書類を作成し、次の議会に提出しなければならないと定められおり、地方自治法施行令によると、町が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社が対象となる法人等の範囲でございます。

社会福祉協議会は社会福祉法人のため対象外となります。シルバー人材センターは公益社団法人であり、町から補助金は出ておりますが、町が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社には当たりませんので、こちらも対象外となります。

これらのことにより、社会福祉協議会とシルバー人材センターにおける経営状況について

て、議会での報告を行っておりません。

なお、先ほど不適切な発言があったことを謝罪いたします。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、地方自治法等によって報告義務はないということだと思  
うんですが、報告義務がなくても報告していただきたいんですけれども、この辺はいかが  
ですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 概要等につきましては、今後検討していきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 少なくとも昨年度、社協に対しては2,823万円、シルバーに対しては  
420万円が補助金として出ておるんです。ですから、地方自治法に出さなくてもいいよ  
と書いてあっても、これは町として議員、議会に対して報告していただきたいと思いま  
す。ぜひよろしく願いいたします。

最後ですが、4月、役場の組織改革機構では、窓口業務の統合化によって、どのような  
成果があったのか伺います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 役場の組織機構改革では、全体的な基本方針、方向性として、窓口事務  
の統合化による庁内スペースの有効活用を掲げ、様々な検討を行い、令和2年4月に実施  
させていただきましたところです。

詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 窓口業務の統合化につきましては、新設した住民課内に、利用頻度の  
高い戸籍及び住民基本台帳業務、国保関係、高齢者医療や福祉医療など窓口業務を集約し、  
総合窓口的機能を担う役割といたしまして住民保険室を設置いたしました。

また、1階フロア中央部分を北にくぼませ、住民保険室向かいに介護福祉課を設置する  
ことで、手続にいらした方の動きを最小限にできるよう、庁舎フロアのレイアウトを大幅  
に見直したところでございます。

関連いたしまして、庁舎正面玄関の入り口に総合案内を新設、案内要員を常駐させ、目



的の窓口へのスムーズなご案内の実施、また手続の多い住民保険室には、窓口の混雑緩和と待ち時間の快適化のため番号発券機を導入いたしました。

この組織機構改革ですが、4月から実施し、まだ5か月を経過したところであり、成果の測定が難しい部分がございますが、来庁された方のお話をお伺いする限り、おおむね好評ではないかと感じております。

今後も、町民の方はもちろん、業務に当たる職員の声にも耳を傾けながら改良を重ね、さらなる行政サービスの向上及び職場環境の改善に努めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 組織再編によって、庁舎改修工事費等を含めた経費が約2,180万円かかっております。新たな組織体制で町民の幸福度をますます向上できるように頑張りたいと思います。

以上で4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

議長（山畑祐男君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

まず、1番目として、町の用水路についてお伺いします。

1番として、整備事業について。

昭和35年、県営中群馬土地改良事業で、大久保第一地区から始まり、昭和45年、県営群馬用水土地改良区の町浦地区や、平成14年、団体営土地改良事業など、吉岡町では計42件、900.3ヘクタールの土地改良事業を行ってきて、早いところは60年がたちました。

時が過ぎるにつれ、水路も老朽化し傷んでいると思います。近年の異常気象により大雨が降り、水路自体も問題がある箇所も多くあるかと思えます。町も定期的に改修工事を行っていますが、令和元年度の決算書を見ますと、農地費、事業名、小規模農村整備事業、一般財源でと書いてあります。847万4,000円支出、工事場所が南下下八幡地区と大

久保溝祭地区において延長598メートルの農業用水路の布設替え工事を群馬用土地改良区が事業主体で実施したとあります。群馬用土地改良区からの支出はなかったか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 農業用水路の整備状況につきましては、議員がおっしゃるように、県営群馬用土地改良事業をはじめ、昭和40年代から各種の補助事業を活用し、数多くの土地改良事業により整備されたものと認識しております。

農業用水路につきましては、経年劣化に伴い、中には十分な機能を果たしていない水路もありますので、水路の更新事業を群馬用土地改良区の協力を得ながら、老朽化の程度など優先順位を考慮し、農業用水路の布設替え工事を順次実施しているところでございます。

詳細については、建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 群馬用土地改良区の受益地に供給するための用水路を改修する場合に、県の補助事業である小規模農村整備事業を活用し、町が群馬用土地改良区に事業の依頼をして、群馬用土地改良区が事業主体となり、用水路の改修工事を実施しております。

昨年度の総事業費は1,522万4,000円で、県の補助金は約45%の675万円となり、残りの847万4,000円が町の負担金として群馬用土地改良区に対して負担金を支出しておりますので、群馬用土地改良区の負担を伴う支出はございません。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 分かりました。追加説明書の130ページに群馬用水関係があつて、2,754万5,000円とありますけれども、先に聞いたものは補助事業とちょっと出ているものは違うかなと。また決算関係で質問したいと思います。

2番に行きます。農地所有者には群馬用水賦課金ということで、1,000平米当たり経常費1,500円、かん排事業費で畑かんが1,510円、一部補給というものは水田ですかね、1,490円、維持管理費で畑かんが2,500円、一部の水田で3,750円納入しています。この賦課金はどのような目的で利用されているのかと、町全体での賦課金額は幾らになるか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長から説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 群馬用土地改良区の賦課金につきましては、土地改良法第36条第1項に、「土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その組合員に対して金銭等を賦課徴収することができる」との規定がございます。

ご質問の、群馬用水賦課金の利用目的でございますが、経常費は群馬用土地改良区の人件費などの運営経費に充てられております。次に、維持管理費につきましては、調整池やパイプラインなどの施設の維持管理に充てられております。次に、かん排事業費は県営かんがい排水事業費等の償還金に充てられております。

また、町全体の群馬用水賦課徴収額についてでございますが、令和元年度の決算額で、経常費賦課金が560万4,256円、維持管理費賦課金が1,306万9,206円、かん排事業費賦課金が578万4,587円、合計で2,445万8,049円となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。3番として、一般道路側溝敷設替え工事も決算書を見ますと、道路維持工事費の工事請負費、道路長寿命化補修工事で約219万円の支出があったということが載っております。工事場所が、陣場大藪線で24.3メートル、長坂3号線で21.3メートルと書いてあります。最近の異常気象によるゲリラ豪雨の大雨などで水があふれ、また、ごみなどが詰まり水があふれて災害が起こっているかと思えます。どのような対応をしているか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長から説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路側溝や水路にごみなどが詰まり、水があふれてしまっている場合は、早急に現地に出向き、現場を確認して、職員やシルバー人材センターから派遣を受けている道路作業員がごみや土砂の除去作業を行い、道路側溝や水路の復旧を行っております。なお、詰まった箇所が暗渠等で復旧が困難であるときは、専門業者により高圧洗浄などの

清掃業務を発注して対応しております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、皆さんにお配りした資料1番を見ていただきたいと思います。見てのとおり、道路の水路脇ですかね、水路右側に、上の写真ですと右側にあります。水路脇には、今の時期になると草が生い茂り、町民が通行するのに迷惑がかかっております。下の写真になりますと、遊休農地というか、耕作放棄地ですかね、樹木は生え、雑草は生えているところがあります。この雑草があることにより住民が迷惑しているところも数あるかと思えます。町としては、どのような対応をしているのか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路脇や水路脇の除草管理につきましては、春と秋に道路愛護事業として地域住民の皆様に除草や側溝の土砂上げ等にご協力をいただいているところでございます。

また、通常の道路パトロールや、自治会や住民からの要望に応じて除草作業をシルバー人材センターから派遣を受けた道路作業員が実施しております。なお、例年、草の繁茂が顕著な場所や通学路、幹線道路など交通量の多い箇所の除草につきましては、専門職のいる土木業者や造園業者に適宜その現場の状況に応じて除草作業を実施しております。

また、今年度から障害福祉サービス事業所との協議が調い、除草作業業務を福祉事務所に委託し、数か所の路線の除草作業を実施しております。

なお、遊休農地の雑草が道路などに張り出している場合や住民からの苦情がある場合は、その都度、町農業委員会と連携して除草管理の依頼を地権者に通知しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、自治会で年2回の道路愛護をしているかと思えます。町でも、道路愛護謝礼として自治会にだと思うんですけども、報償費52万円が決算書から支払われているとあります。道路愛護謝礼金を増やし、道路清掃回数を増やしてもらい、町道の清掃、雑草退治などをしてもらえるような考えはないのか、町長、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、建設課長から説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路愛護事業につきましては、各自治会を通じて地域住民のご協力により道路等の清掃活動を実施していただいております。

道路愛護事業は、群馬県及び群馬県道路協会の実施要領に基づき、各自治会に参加のご協力をお願いしております。現在のところは県の実施要領に基づきますので、道路愛護の回数を増やす予定はございません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） そこで、ちょっと資料が、教えていただいたものが1つあります。多面的機能支払交付金に取り組んでみませんか。群馬県緑保全協議会。多面的機能支払交付金は、農地、水路、農道などを共同活動で保全管理している活動組織に交付金を交付する制度ですという中で、多面的機能支払交付金制度というものが1番目にあります。この交付金には、農地維持交付金、資源向上支払（共同）や資源向上支払（長寿命化）などがあり、中でも農地維持支払では、1番に、農地や水路、農道、ため池の見回り、2番目に、草刈り、堀さらい、農道の砂利補充、ゲートの塗装、鳥獣害防護柵の管理、3番目としまして、1、2に加え、今後農地や水路などをどのように維持管理していくか地域で話し合い、構想をまとめていくことが必要になります。

この交付金の単価は10アール当たり、田で3,000円、畑で2,000円、草地で250円とあります。この交付金の対象は、個人では対象とならず、水利組合や自治会等の組織が対象だそうです。この制度を利用し、農地周りには組織に交付金を出し、維持管理してもらえれば町の負担も軽減されるのではないかと思います。この交付事業を町民に周知し、多くの団体が参加してもらえるような対応はどのように考えているか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長から説明を申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 多面的機能支払交付金は、国や県も推進している支援制度となります。地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動に対して、対象農用地の面積に応じて交付金を交付するものでございます。

農業者の高齢化や後継者不足などの背景もあり、農地の保全管理に対して補助金が制度化されております。

現在、町では北下の貯水池組合がこちらの交付金を活用して実施しております。

今後の多面的機能支払交付金の周知でございますが、大藪貯水池組合や漆原水利組合などの農業者団体に対し、多面的機能交付金の事業について引き続き周知を図っていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次の2番に入ります。豪雨災害での対応はということで、資料2番を見ていただきたいと思います。

本年の7月7日から8日にかけて降った豪雨により、南下、大藪地区の用水路、下の用水路から雨水が道路にあふれ、その水のせいで、その水が道路に入り、その道路から漏れた水で田の土砂が崩れ、田んぼに土砂が入ってしまいました。このような田んぼもあちこちあるかと思いますが、取りあえずこの崩れた要因と、この水路工事の予定はどのようになっているか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、建設課長から説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員がおっしゃるように、7月8日の大雨により、南下の大藪地区において道路ののり面が崩れ、農地に土砂が流入する被害が3件発生しております。また、このうちの1件は、のり面下の水路の一部が崩れた土砂により埋まってしまった事例もありました。

その最大の要因としては、集中豪雨のように水路の排水能力を超える雨が短時間に集中的に降ったことが挙げられます。また、小規模農村整備事業により農業用水路の改修工事が昨年度実施され、道路ののり面の一部が掘り返されたことにより地盤が弱くなってしまった箇所があるということも要因の一つと考えられます。

現場の復旧につきましては、保護をする工事が終了していると認識しております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 私が思うには、取りあえずのり面は工事は完了しているけれども、水路はこれからかなと思います。

それで、豪雨災害対策で何かないかということで、農地の雨水貯水量というものをちょっと調べさせていただきました。1平方メートル当たりの1時間当たり降水量を貯蓄できる量は、水田で292.5ミリ、畑では46.7ミリ、果樹園では94.8ミリの雨水を貯留できるとあります。

町も都市化が進み、農地が宅地や商業施設等に変わっていき、流域治水のため池の役割を果たす農地、水害対策としての農地確保が必要かと思えます。農地保全での豪雨災害対策の考えをお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関して、建設課長から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 農地の保全が治水の役割に対してどうかというご質問でございますが、やはり議員のおっしゃるとおりに、大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、2番の交通事故対策に入ります。

交通事故状況はということで、本年4月15日未明に起きた、県道高崎渋川線で軽自動車が乗用車に追突され炎上し、2人の貴い命が亡くなりました。亡くなられた2名の方々には心からご冥福をお祈り申し上げます。

吉岡町では平成28年10月12日、漆原地区で歩行者と乗用車の事故以来の死亡事故が起きてしまいました。近年は、自動車自体の性能も上がり、事故件数も減っている中、残念です。近年の事故状況はどのようになっているか、町長、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 交通事故状況について質問いただきました。

まず、本年4月、野田宿交差点北で発生しました交通事故で亡くなられた2名の方に対して、心からご冥福をお祈り申し上げます。

近年の事故状況でございますが、今年の7月末時点の状況を前年同月と比較して申し上げますと、町内における人身事故件数は前年比マイナス30件の52件、負傷者数は前年比マイナス38件の64件、死亡者数は前年比プラス2件の2件となっております。なお、渋川警察署管内、群馬県内全体を比べますと、人身事故件数、負傷者数ともに減少しております。死亡者数に関しましても、県内全体で見れば減少しておりますが、渋川警察署管

内の死亡者数に関しては、本町の2名が計上されていることもあり、前年比プラス2件の計3件となっております。ご迷惑をおかけしております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に、事故の多い交差点についての対策をということ。

本年7月7日、午後3時50分頃、町道高崎渋川線と大久保山子田線が交わる田中の交差点で、乗用車2台、軽自動車1台が絡む地元住民が巻き込まれる事故が起きました。この事故は、大久保山子田線の信号機が青で、東西から来た2台の車に高崎方面から来た乗用車が赤信号を無視し、2台の車に衝突する事故でした。幸いにも運転していた3名には大けがをした人はいなかったです。この事故で約2時間の交通規制があり、夕方学生が下校するためか、路線バスが次々と来て、交差点が封鎖されたため、バスが迂回させられたり、会社帰りの帰宅時間も重なり、交通渋滞が起きました。この交差点は見通しも悪く、時々事故が起きています。事故関係車両3台ともドライブレコーダーがついていなく、高崎渋川線を運転していた人が赤信号を認めたものでした。

資料3番を見ていただきたいと思います。資料3番で、吉岡町南下、田中交差点付近の事故状況というものをごらんと調べてみました。平成27年から令和2年の7月末までで、件数が17件、出会い頭が8件。この出会い頭というのは、交差点内の事故と。追突が4件、信号待ちしている車に後ろから追突をしたと。あと単独が4件、すれ違い1件。人身事故でいいますと、11人の方がけがをされております。

それと昨年度、令和元年度の吉岡町の事故状況をもうちょっと調べさせていただきました。昨年、町の件数136件で、交差点の事故が64件、47.1%、約50%で、2件に1件は交差点の事故と。交差点といえますので、車同士が交差するから当然そこでは接触事故が起きるといことになるかと思っております。交差点付近が37件、足しますと74.3%の構成率で、4件のうち3件は交差点付近の事故になっているかと思っております。

この交差点は、2番目の写真を見ていただきますと、見通しが悪く、特に南から来たときには、榛東のほうから、西から下りてきたときの車はよく見えません。車が見えて気がついたときにはもう衝突していると。昔からここは事故が多い交差点になっております。

そこで、補償関係で、ちょっと車の保険の加入状況というものをごらんと調べてみました。車の車検時に加入する強制保険、自賠責保険と任意で加入する保険があります。2019年損害保険料算出機構の自動車保険概況で見ますと、2019年3月末時点での対人賠償率を見ますと、全国で74.8%、保険に加入しているものは4台のうち3台になっているそうです。1年古い2018年3月末では74.6%ということで、自動車保険とは別に自動車共済があります。自動車共済が13.4%で、合計では全国が88%、群馬では88.



7%。若干、全国の平均よりは群馬県は自動車保険・共済に加入しているかと思えます。

ということは、10台に1台は自賠責保険しか入っていないということになります。中には無車検、うっかりか故意か分かりませんが、車検を受けなかった車も走っている場合があるかと思えます。

自動車保険・共済は、あくまで個人の自由意思で加入するもので、法律による加入義務はありません。自動車保険・共済の必要性、重要性を感じていない場合や、経済的理由などによって自動車保険・共済に加入していない車が現在は10台に1台は走っております。このような車と事故が起きた場合、過失割合や補償問題などで保険会社等の第三者の介入が入らず、解決ができず補償も受けられないことになりかねません。

そこで、この田中の交差点に事故防止対策として、事故の過失割合が分かるようカーブミラーと防犯カメラをつけられないか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 事故の多い交差点についての対策といたしましては、まずカーブミラーの設置に関してですけれども、渋川警察署に問い合わせたところ、信号機のある交差点への事故防止のためのカーブミラーの設置例は、把握している限り、渋川警察署管内にはないとの見解を得ております。

吉岡町といたしましても、交差点にカーブミラーを設置する場合には、ほかの多くの自治体と同様に、信号機がないことが前提であると考えております。

次に、防犯カメラの設置に関してですが、現在の町の設置の方針といたしましては、通学路や公園などを中心に、子供たちの安全・安心を守る目的を第一に設置を進めております。したがって、信号機のある交差点の交通事故対策としての設置は行っておりません。交差点の交通事故対策といたしましては、これまでどおり路面標示等、別の方策を実施してまいりました。

今後につきましても、この方針を継続しながら、渋川警察署や吉岡町交番とも十分相談しながら、さらに犯罪抑止に効果的な場所への防犯カメラの設置を考えております。

また、過失割合の把握の容易性、こういった問題は、予防安全とはまた別個の課題であると認識しております。

町といたしましては、交通安全対策の趣旨に照らして、事故発生予防の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 先ほどのカーブミラーは、交差点にはつかないと書いてありましたが、私も一応、渋川警察で聞く限りは、カーブミラーは行政でつけるということで、警察がどうのこうのとは言いませんと。ただし、立てられる場所があるかどうかではないけれども、交差点ですので、その関係は行政とよくお話をしてくださいと。警察はあくまでカーブミラーは駄目ですとは、カーブミラーは行政、町でつけるものだと言われてきました。

次に、都市計画道路についてお伺いします。都市計画道路宮田大藪線の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いします。この都市計画道路ができれば、先ほどの資料3にあります写真の田中の交差点、当然こども広く改善され、見通しもよくなり、交通事故もなくなるかと思えます。一日でも早く開通するような都市計画実行の予定はあるか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 都市計画道路宮田大藪線の進捗状況につきましては、県道高崎渋川線バイパスが整備されることから、宮田大藪線と交差する南下地内の大藪信号の手前、約290メートルの間は、平成24年度に道路新設改良工事が完成し、既に供用がされております。

また、南下地内の田中の信号から東側、吉岡バイパスの交差点までの間は、現状の道路線形とほぼ同じ線形で、現況2車線の歩道付きの道路が既に整備されておりますが、都市計画道路法上の幅員は16メートルで、現道の幅員より5メートルから約6メートル、幅員が広い計画道路となっております。

議員ご質問の、都市計画道路宮田大藪線の未整備区間の計画につきましては、昭和55年の都市計画決定後、町内幹線道路が整備され、交通ネットワークが整備されつつ、県道南新井前橋線バイパスも来年度に完成が見込まれており、交通の流れの大きな転換期を迎えようとしております。

このような背景から、都市計画マスタープランに基づき、今年度から2か年をかけて、都市の変化や将来を見据えた町全体の都市計画道路の見直し業務に着手します。その見直し業務の中で、将来の交通量や事業の費用対効果等を検証していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次に、3番のふるさと納税に入ります。

令和元年度の収支状況はということで、令和元年度のふるさと納税は、ちょっと決算書で見ますと、件数は昨日分かりました。225件で456万6,000円とあります。平成30年度、町民がふるさと納税した金額は、本年度第1回定例会の報告で1,470万円と聞きましたが、令和元年度、町民がふるさと納税をした件数及び金額はどのようになっているか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ふるさと納税について、吉岡町民が他の自治体へふるさと納税をした額は3,118万3,000円で、件数は431件となります。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 入ってきたお金が450万円で、出ていった金が3,183万円ということで、大分税収は出ていっているかと思えます。税収の保全対策はということで、昨年度の県内35市町村のふるさと納税寄附金額は約49億円で、群馬県は過去最高を更新したと総務省集計で明らかになったということで新聞報道がありました。寄附件数は12万7,744件で63%の増で、隣の榛東村では4億2,049万円、1.9倍増で県下第4位とあります。榛東村みたいにいっぱい集められればいいですけども、先ほどの答弁ではないですが、450万円しか集まらないのに3,183万円ですか、出ていると。最低限、出ていくお金ぐらい、3,180万円からは集められないか。

ちなみに本年度、8月10日発行の雑誌「AERA」では、独自分析で「後悔しないコロナ移住先ランキング」、関東地区では吉岡町が1位になりました。この評価を無駄にせず、この魅力を大勢の人に知らせ、ふるさと納税税収アップにつなげられないか、何か考えがありましたらよろしくお願ひします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） ふるさと納税につきましては、今後さらなる返礼品目の追加やクラウドファンディングの導入などを実施してまいります。また、ふるさと納税サイト「さとふる」の追加を、年末の最も納税額が増える時期に合わせて準備を進めており、この魅力ある吉岡町が全国の皆様の目に留まる機会を増やし、吉岡町の魅力を発信していくことで、

ふるさと納税の増額につなげていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 4番目に入ります。特別定額給付金ということで、8月31日で申請期限が過ぎた特別定額給付金の申請状況をお伺いします。

新型コロナウイルス発症に伴い、本年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言下、生活維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめ全国各地のあらゆる現場で取り組んでいらっしゃる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」というものが閣議で決定され、特別定額給付金事業が実施され、令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている国民1人につき10万円が給付されることになり、町では21億7,500万円の予算を取り組み、8月31日で締め切りました。

給付金を辞退された方、給付の申請の中には「辞退する方はレ点をつけてください」というものがあつたかと思えます。辞退された方や、何らかの理由で申請をしなかった、また、できなかったということで、せっかくの10万円をもらえなかった人たち等がいましたら、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 8月31日で申請期限が過ぎた給付金の申請状況はということで質問いただいております。特別定額給付金については、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、1人10万円を給付する制度でございます。町では申請書の郵送に先駆け、5月4日からのオンライン申請、5月7日からはダウンロード申請を開始し、5月27日に郵送にて申請書を発送しております。対象世帯としては8,262世帯、金額にして21億7,310万円の事業となっております。

なお、詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 特別定額給付金につきましては、議員ご指摘のとおり、8月31日消印有効により申請受付を終了しておりますが、現時点での実績といたしましては、8月27日での支払いが済んでおりますので、その時点での状況を申し上げます。受付世帯8,225件、支払い金額21億6,870万円となり、世帯数で見ますと99.6%、人口で見ますと99.8%の支給率となっております。

ご指摘の、申請をされていない世帯数につきましては差引き37世帯、金額といたしましては440万円となっております。担当部署といたしましても、多くの方に受給していただきたいとの考えから、3度の個別勸奨、3度の回覧、広報よしおか6月号、7月号、8月号での周知を行ってきたところでございます。

なお、申請されていない世帯等の具体的な内訳につきましては、その申請しない理由等も、それは個々にあると思いますので、個々の把握ができていない部分もあります。回答は差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 自分の都合でしなかった、申請を辞退された方は、この世帯の中で、この人のものはいいですよと辞退された方はいなかったんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 辞退をされていない方、された方のある、なしに関しましても、その人の思いがあつてのことだと思いますので、ある、なしも踏まえて、回答は差し控えさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） では最後、5番の質問に入ります。町の入札状況についてご質問いたします。

令和元年度の入札状況はということで、令和元年度の入札も吉岡町広報の中でも載っています。数多くあつたかと思います。一般競争入札の件数及び金額と、指名競争入札の件数、金額はどのようになっているか。中でも、不調に終わったものなどはありましたらお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和元年度の入札状況ですが、件数のみを申し上げます。まず、条件付き一般競争入札が2件、指名競争入札が91件でした。

そのほか、詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） まず、条件付き一般競争入札ですが、こちらは予定価格が5,000万円以上の工事が対象となり、町長が申し上げたとおり件数は2件で、吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事と吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事でございます。吉岡中学校校舎増築工事の落札額は1億7,200万円、駒寄小学校体育館新築工事の落札額は4億7,880万円でした。

次に、指名競争入札ですが、件数は、工事、業務委託、物品購入の合計で91件でした。金額につきましては、件数が91件と多いので、その平均を述べさせていただきたいと思っております。予定価格の平均は864万6,778円、落札額の平均は799万4,525円、平均落札率は89.3%となっております。なお、不調になった入札はございません。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 入札が不調になったものはないと。指名競争入札とも、入札は金額を提示して入札するのだということで、ただ、第4回の臨時会でやった入札、児童のタブレット導入で15件のうち入札したものが2者と。競争入札でも、下手すると、入札はしたけれども、皆さん辞退して1者だけだと。1者、2者、そういう入札はなかったかをお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 指名競争入札は、この前の臨時議会でも15件のうち13件辞退ということで、2件という形になります。ただ、2件においても、それで競争は成立しておりますので、また令和元年度につきましても、当然1者になってしまうと入札が成立しませんので不調という形になりますけれども、1者になってしまった入札というものはございません。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 最後の質問になります。吉岡町競争入札執行制度審査委員会設置要綱で、第3条、組織、第2項で、委員会には委員長を置き、副町長をもって充てるとあります。野村副町長は委員長になって1年以上が経過しました。この1年間、審査した中での感想や改善等がありましたらお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 副町長ご指名ですので、副町長から答弁をさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君発言〕

副町長（野村幸孝君） 議員お尋ねの件であります。昨年の吉岡町競争入札執行制度審査委員会において、私が感じたこと、取組、改善したこと及び今後の検討課題について述べたいと思います。

入札案件は、建設工事、業務委託、物品購入等があります。

私が群馬県での入札指名委員会において関わったものは、建設工事と、建設工事に係る業務委託の入札発注でありました。吉岡町のそれら公共工事の入札制度に関して、1つ感じたことがありました。

かねてより、公共工事のダンピング受注、行き過ぎた価格競争により業者の利益が上がり、雇用を増やせない、若手入職者が減少、さらに下請業者に対する低廉な契約によりインフラの品質が確保されているのかなど、建設業を取り巻く情勢は厳しいものでありました。

これらの背景を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正品確法が平成26年6月に公布、施行されました。この法律は、現在及び将来にわたっての公共工事の品質確保とその担い手の中・長期的な育成、確保を目的としています。

基本理念として、技術者の育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、ダンピング受注の防止や調査設計の品質確保などがあり、発注者の責務として、担い手の中・長期な育成、確保のための適正な利潤が確保できるよう、実態を反映した価格であることや最低制限価格の設定、適切な工期設定、発注者間の連携の推進等が明確化されております。

私は昨年、町の入札制度に関して、改正品確法のこうした基本理念を反映すべき発注者としての責務は不十分ではないかと感じておりました。競争入札執行制度審査委員会に改正提案をし、協議を重ね、改善を図ってまいりました。

改善に取り組んだことの1点目は、適正な価格設定です。県内市町村の予定価格の設定や最低制限価格の設定状況を調査し、吉岡町における予定価格の設定や最低制限価格設定の見直しについて、審査委員会で協議し、改正案を町長に報告、相談し、適正な予定価格の設定、適正な最低制限価格の設定をし、今年度4月から実施しております。

また、2点目は工期の設定についてです。工事の工期設定で、準備期間を考慮されない

ような極端に短い工期のものが散見されたことから、令和元年度に公布、施行された改正品確法で示されている働き方改革への対応として、発注者の責務である、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定について、競争入札執行制度審査委員会として昨年、職員に周知しております。

3点目は競争性の確保です。入札は競争を基本とすることから、今まで理由を付して随意契約としてきた一部の業務委託を、今年度は指名競争入札で実施しております。

いずれも、行政としての説明責任を果たせるよう指導を行ったところであります。

今後の検討課題としては、入札方式です。現在、町では、紙による入札で、指名した業者にお集まりいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら実施しております。時間もかかりますし、感染リスクを考慮すると、電子入札のほうが安全です。また、県内市町村では電子入札が大勢を占めております。しかし現在、町内業者全てが電子入札に対応が可能かは不明のため、今後は電子入札の導入に向け、慎重に検討を行い、導入する場合も、業者の体制準備も必要なことから、周知期間を含め丁寧に説明していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 以上をもちまして、2番富岡、一般質問を終わらせていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後1時54分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 12番平形 薫議員を指名します。平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） それでは、議長への通告に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

町は、国から地方創生交付金等を受けて、まちおこしだとか、町のにぎわいを求めて、3つの事業を進めております。令和元年度の検証は、既に7月27日に委員会が開催されておりまして、結果が町のホームページに8月31日にアップされております。

幾つか質問をいたしますので、お答えをお願いいたします。

最初に、文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクトという企業版ふるさと納税事



業に関わる検証シートについて質問をいたします。平成29年度に企業版ふるさと納税、企業がこれを使うと税金が多少軽減されるという制度ですけれども、3,000万円のふるさと納税を頂いて、それから何人かから何百万円ですかね、寄附金を頂いて、総計5,730万円ほどで旧文化財、事務所ですかね、これを文化センターにして、新築して事業を始めたということでございます。

いろんな事業を行っております、例えば勾玉作りとか、各種講演会等々やっておるわけなんですけれども、目的は、ここに書いてありますけれども、本町の特色である古墳や養蚕などの歴史、文化に関する情報発信や各種交流事業を通じて、域外からの新たな人の流れを呼び込み云々と、こういうまちおこしを進めておるわけです。

何年かもうたちましたけれども、いろいろな、KPIというんですかね、重要指標何かというものがあまして、目標値を定めておるわけなんですけれども、30年度、それから31年度と目標値を達成しているように見えるんですけれども、幾つかの課題もあるということなんです、ざくっと端的に、この事業が立ち上がったんですけれども、立ち上げのときの感想というんですかね、成果などについてお尋ね申し上げます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 平形議員から、国の交付金事業で文化財センターの利用者目標設定等検討結果ということで答弁をさせていただきます。

平成30年度の事業に対し、検証委員会から利用者の目標値についての指摘があったことは承知しておりますが、ご存じのとおり、町文化財センターは30年の4月に開館したばかりの施設であり、検証シートにも、「事業の評価として、事業期間が短く効果を把握できないため、経過観察されたい」とも記載されております。

町文化財センターでは、開館以来、住民に地域資源を認識してもらい、郷土愛の醸成を図ることを目的として、小学生体験教室や各種郷土講演会、企画展、動画配信事業等を進めているところでございますが、当初設定した目標値は平成30年度及び令和元年度についても達成できていることから、今後ともこのような取組を継続していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 立ち上がり上々ということかなというふうに思います。

2つ質問したいんですけれども、1つはこのKPIの中に観光入り込み客数というものがありまして、要するに、どこに何人ぐらい訪れたかという数の集計なんですけれども、船尾自然公園、それからバーベキュー場、リバートピア吉岡、吉岡町緑地運動公園、伊香

保おもちゃと人形自動車博物館、庵古堂、さらにはまいたけセンター、この来場者をカウントして、それを目標値に定めておるわけなんですけれども、先ほど申し上げました、この事業の目標からすると、古墳や養蚕などの歴史、文化に関することと一体どのような関係があるのかというふうに思う町民もいるかもしれないので、そのところを少し指標として適切かどうか検討されたいという外部有識者による意見があるんですけれども、この辺について、いかがなものでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この「文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクト」に係る地域再生計画につきましては、企業版ふるさと納税を活用した事業となりますが、地域再生計画における地域の目標において、「町内の豊富な文化財を有効活用する交流エリアを形成し、「よしおか再発見プロジェクト」と連動させながら地域資源を磨き上げ、本町の特色である古墳や養蚕などの歴史、文化に関する情報発信や各種交流事業を通じて、域外からの新たな人の流れを呼び込み、交流人口や町内周遊・滞在の拡大を目指すものである」としており、この「域外からの新たな人の流れを呼び込み、交流人口や町内周遊・滞在の拡大を目指す」という部分において、毎年度、群馬県が実施している観光客数・消費額調査における観光入り込み客数を指標とすることが適当ではないかと設定されたものとなります。

文化財施設を訪れた方が周囲の観光施設にも立ち寄っていただくことを想定した中で、こちらの数値を採用したのですが、実際には観光客が増えたことと文化財施設の来場者数との因果関係が密接に関係しているとはいづらい部分もあることから、検証委員会では、「指標として適切かどうかも検討されたい」という指摘がなされたものと認識しております。

ただ、KPIとしましては、文化財施設利用者数も設定されていることから、目標で掲げた「交流人口や町内周遊・滞在の拡大を目指す」指標としては、観光入り込み客数については適切なものであると認識しております。

この地域再生計画につきましては、昨年度で計画期間が終了しており、今後は検証委員会での検証は行われないうこととなりますが、企業版ふるさと納税を活用した施設としては、今後もその目的を達成させるよう取り組んでいく所存でございます。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 分かりました。

もう一つ質問します。令和元年度の検証シート、8月28日の全員協議会の中で頂いた資料なんですけれども、これを読みますと、KPI未達成とかいろいろ書いてあるんですけども、要は新型コロナウイルスの感染症拡大によりイベントなどの実施が困難な状況だったためとあるんです。おかしいと思いませんか。コロナ禍というものは、今年の1月下旬から今までのことですね。この検証は昨年4月から今年の3月までのことを検証するわけですよ。何かちょっとおかしいのではないかなと思うので、時間がございませんので、私が言った発言に答弁は必要としないですけども、検討を願います。

次に、高齢者を中心とした地域福祉交流拠点整備事業について質問いたします。いろんな、平成30年度から認知症カフェだとか、ふれあいいいききサロン、子ども食堂とか、そこに取組の結果も書いてありまして、平成30年度が62回、1,802人の延べ参加人数になっているということと、令和元年度につきましては70回、今言いました認知症カフェ、22カフェとか、いろいろ会合とか含めまして70回、1,444人ということで、多少数は減ってはいるんですけども、立ち上がりは非常によかったのではないかなと私自身は思っているんですね。

なぜそういうふうになるかということなんですけれども、もう数年前になりますが、高齢者を中心とした地域福祉交流拠点を整備するときに、この本会議場におきまして、誰がやるんですかと、これを運営するのはボランティアですよという発言があって、現在の健康子育て課長が答弁したのを記憶にあるんですけども、そのとき私も、これをボランティアでやっていけるのかなという不安があったんですよ。そのことが見事に私の予想、不安が外れていまして、これがうまくいっているのではないかなというふうに、この2年間を見ていて思うわけなんですけれども。

この取組の事業年度が、最初から言うと、平成28年から令和2年、ことしに、5年間だということなんですけれども、肝心要のところ、このボランティアをいかに育成し、ボランティアに活動していただくかが、この事業を発展させる一番のキーポイントではなかろうかなと思っているんです。

そこで聞きたいんですけども、ボランティアのさらなる拡大策というものをどのようにお考えでしょうか。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) この件に関しましては、介護福祉課長に答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

**介護福祉課長（寺島悦子君）** 現在、元気になるカフェの運営については、ボランティアの皆様のご協力が不可欠となっております。しかしながら、活躍できるボランティアの数には限りがあり、新たなボランティアの発掘や潜在的なボランティアの活用、引き続きボランティアの育成が欠かせないものとなっております。

町社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアのさらなる活用、新規ボランティアの育成、ボランティアの増員を目指して、拠点を利用し、交流事業等、新規事業について検討を協議していきたいと思えます。

そして具体的には、今年の9月9日からハートボラカフェということで皆様に周知しているところなのでございますけれども、こちらは社協ボランティア、町内ボランティア団体、各福祉団体、ボランティアに興味のある方、まだボランティアにはなっていないけれども興味のある方等々を対象に、9月9日から新たなボランティアの人材の発掘、育成、ボランティアの活動の創出を目標に開催したいと考えております。以上です。

**議 長（山畑祐男君）** 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

**12番（平形 薫君）** 本当にボランティアが何人いるか、活発に動いてくれるかによって、この事業が右肩上がりに上がっていくか、ここは本当にキーポイントだと思うので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

それで、もう一つは、認知症カフェ、22カフェ等々、令和元年度、70回、延べ人数で1,442人がこの取組をしているという結果が検証シートに報告されておるんですけども、数が少ない印象を受けるんですね。当然のことながら、私だけではなくて、そう思う方もいらっしゃるまして、今年の7月28日に監査委員が定期監査を行って、その結果報告書を出しているんですね。その文面を見ますと、令和2年2月以降は新型コロナウイルスの感染症拡大の観点から、館を貸さないなどの制限をしたので、これはやむを得ないということなんだけれども、この利用率の低さについては、認知度の低さ等が原因の一つと考えられると。

したがって、この認知度を上げるために、利用団体の募集だとか、施設や事業等の周知をぜひやっていただきたい。それから、さらには利用者からの意見やアイデアを取りながら運用方法を改善したいというふうに書いてあるわけです。この辺についてはいかがお考えでしょうか。

**議 長（山畑祐男君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

**町 長（柴崎徳一郎君）** この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 議員のご指摘どおり、回数等については毎回重要に捉えております。

まだまだ回数については少ないなど実感しております。拠点をご利用いただく団体についても固定化しておりまして、PR不足が否めないという状態ですので、より一層のPRを図ることによって、新たに利用していただける団体、そして個人を増やしていくことが重要であると考えますので、そういった具体的な施策についても、社会福祉協議会等々と協議した中で検討を深めていきたいと思っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 立ち上げ順調、スムーズな立ち上げかなと思っておりますので、事業年度が今年度で終わりますけれども、来年度からさらに右肩上がりに利用者が増えるようにご努力をお願いしたいと思います。

3つ目の、地方創生推進交付金事業に関わる検証シートについて質問をいたします。事業名称を、「日本一の丸干し乾燥芋の産地を守る！地域特産品生産体制構築事業」とあるわけですが。この検証シートの有識者の意見を見ますと、小倉の乾燥芋というものは買い手には困っていないんだと。生産体制の拡大に苦勞しているという、非常に全国でもなされている珍しいケースなんだと指摘されておられるわけですが。この交付金を1,000万円、国から頂きまして、様々な調査を行いました。さらに、これは平成30年度ですかね、貯蓄施設、コンテナを買って、温度調湿設備を備えて、315万円を投資してやりました。目的は、ここに書いてありますけれども、自立可能な会社組織の設立、6次産業化をマネジメントすると。こういう事業です。

この検証シート及び8月28日に頂いた検証シートの附属資料で、令和元年度の事業報告書を読みますと、どうしても、この「自立可能な会社組織」というものがイメージできない。もっと具体的に説明をお願いしますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 吉岡町の特産品であります小倉乾燥芋の増産を図りつつ安定して供給することができる持続可能な生産体制づくりと6次産業化の推進を目指しまして、地方創生事業の目玉事業の1つとして取り組んでまいりました。

この間、組合員の方々とも話し合いを重ねておりましたが、本来であれば組合員皆さんの合意の下進められるべきところがございますが、有志の方を中心とした協議会形式による事業展開を実施してまいりました。

協議会では、小倉乾燥芋を吉岡町のブランドとして末永く後世に残していくために、県や関係機関の方々とともに知恵を出し合い、将来的な展望も見据えた上で、生産性の向上や効率的な加工・販売方法の確立等を目指して、様々な試みを繰り返してまいりました。この取組により導き出された知見や分析結果などは大変有用なものであると考えております。

また、この事業を進めていく中で、各生産農家が独自に行ってきた栽培方法や加工技術において、見えなかった問題点なども洗い出すことができたことにより、改善策や方向性を見出すことができたと思っております。

このことは、今後の乾燥芋生産に携わる方々の生産体制を構築していく上で、何が重要で何が必要となるかなど、データを含めて示すことができる。また、小倉甘藷生産組合の存続とともに、特産品としての小倉乾燥芋の価値を一層高めたい関係者一同にとりまして、一定の成果であったと認識しているところでございます。

ご質問の、自立可能な会社組織を設立し、生産体制の構築を目指すという当初の目的は、現時点では実現しておりませんが、これまでの取組によって新たな動きが見え始めております。

町といたしましても、今後の動向を注意深く見守りながら、できる限りの協力をさせていただきます、当初の目的に近づけていきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 具体的なイメージが湧かない。でも、質問しましたけれども、持っていないという話なんです。この事業報告書とか検証シートを見ると、ごく当たり前のことかなと思うんですよ。今、小倉の乾燥芋を作るといいましたよね。この事業報告書には、焼き芋とか書いてある。これは全然マッチしない。焼き芋と小倉の乾燥芋は全然違うものですよ。それを売ろうとしている。書いてあるんですよ。しかも、昔からやってきた小倉の乾燥芋を売るんでしょう。5号農林を使うわけですよ。ところが、ベにはるかとかの話が出てくるんですよ。これではね、自立可能な会社。会社というものは、その乾燥芋を売って、それでお金を稼いで、働いている人たちの給与を払って、利益を出す。これが会社なんです。そういうことからすると、全然イメージが湧かないですよ。当たり前の話ではないかなと思うんですよ。

ちょっと肝心なことを聞きますけれども、この事業を、会社を立ち上げて、このブラン

ド、小倉の乾燥芋を売っていくためには、これは商品を守らなくてはいけない、ブランド名を。そうすると、ここにも書いてありますけれども、地域団体表彰制度、これを特許庁に申請して、早くこれを申請しないと、誰かにやられたらもう終わりなんですよね。もう法人格でないとできないので、今、協議会というものがあるのであれば、それを法人格にして、そして早く申請していただきたいと思うんです。

それから、もう一つは、これは非常に重要なことなんですけれども、HACCPというものが書いてあるんですね。私は昔、もう十何年前ですけれども、日本版HACCPという、総合衛生管理製造過程というものがあるんですよ。要するに、飲料会社にいたわけなんですけれども、そこでラインを立ち上げるときに、A4判でこのくらいの厚さのファイルがありますよね。それを何冊か、さいたま新都心の厚生労働省の関東厚生局まで持って行って申請するんです。そうすると、係員が3人ぐらい、2人で来て、それで3日間ぐらい審査するんです。それは、その製造工程を全部細かくぶった切って、そこに品質と、それから安全性を全部盛り込む。大変な作業。2人専属で10か月かかったんです、それをつくるために。しかも、それはISOを取っていたからできたんです。

この今の協議会のメンバーとかそういうものだと、これはちょっと無理かなという感じがするんですけれどもね。

けれども、日本全国に小規模事業者というものは何人も、何万件もあるわけなので、それはそういうことにはならないんだろうなと思って、ちょっと調べたら、要するに、そのHACCPを基準とした乾燥芋の取扱い手引書というものがあるらしいんですね、まだ読んでいないんですけれども、簡便なものだと思いますよ。けれども、これを来年の6月までに申請しないと、この事業自体がやっていけない。そういう法律になってしまっている。当然のことながら、この会社を立ち上げて、物を売っていくとなると、食品安全管理者とか置かなくてはならないと思うんですけれども、そういうときのために、ぜひとも必要なものです。

これは今からやらないと、もう間に合わない。そのキュアリングだとか、それから生産の芋だとか、そういうことをやっている場合ではない。特に焼き芋なんて考えている場合ではない。そのところを、私、実際にそういうラインとかHACCPをやりましたから、大変ですよ。今、小倉の乾燥芋生産組合は、そういう手順書というものを持っていないと思うんですよね。それを全部書類にして、記録に残していくということをやらなくてはならないので、それをぜひ進めてもらいたいと思います。

あんまり時間がないので、最後のふるさと納税の話に行きたいんですけれども、ふるさと納税の前に、今、この前の臨時会で、オリンピック観戦、大樹町交流も今年ではできなくなると思う。ついては、児童の心のケアをしっかりとってもらいたいと言ったら、検討した

いという回答が書いてあるんですけども、そのところでちょっと聞きたいんですが、大樹町の何かあれが、予算がこの前で減額になりました。これは、大樹町とか、オリンピックは当然今年はないんですけども、大樹町とかオリンピックとか、これは来年は実施するのかということをお聞きしたいんです。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 6月の一般会計補正予算で行った債務負担行為の補正は、令和3年度の大樹町子ども交流事業であります。

令和3年度の大樹町子ども交流事業の日程は、8月18日から21日の4日間を予定しておりますが、令和3年8月には延期されたオリンピックの競歩やマラソン競技が北海道の札幌を会場として行われる予定であります。また、お盆に近い時期なので、人の流れが読めない部分があるほか、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、航空機の減便等により航空券の手配が困難になることも想定されたことから、来年度の大樹町子ども交流事業を確実に実施するために、今年度中に来年度分のチケットが確保できるよう債務負担行為を行ったものであります。

なお、当初予算で上げさせていただいた大樹町子ども交流事業は令和2年度の事業であり、この事業については既に中止を決定し、7月の一般会計補正予算（第4号）で減額させていただいているところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 最近の新聞を読みますと、各市町村で小中学生、中学生の修学旅行を中止するというものがありまして、ネットとかで見ますと、実施する学校もあるんですね。その辺、吉岡中学校は一体これからどのように修学旅行を計画しているのか、中止するのか。その辺をちょっと簡単に答えていただけますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 修学旅行は、文科省の学習指導要領により、特別活動の一つとして位置づけられておりまして、学校生活における諸活動の中でも、特に強い印象に残り得る、極めて価値の高い教育的体験活動であるといえます。

そのような修学旅行においても、このような新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響



を受け、当初の予定を変更せざるを得ない状況となっております。

小学校につきましては、例年1泊2日で鎌倉、東京への修学旅行を実施しておりますが、今年度は明治小学校が1泊2日で福島県の会津と裏磐梯、駒寄小学校が同じく1泊2日で栃木県の日光と那須への修学旅行を計画しております。

吉岡中学校におきましては、当初、5月中旬に2泊3日で京都、奈良への修学旅行を予定しておりましたが、緊急事態宣言や学校休業により行けなくなったことから、改めて計画を練り直し、交通手段を貸切りバスに替えるとともに、バスの台数を増便し、より感染リスクを下げるほか、1校のみで宿泊できる宿を確保するなどの対応により、10月の下旬に実施できるよう準備を進めているところでございます。

今後の群馬県内及び予定している修学旅行先の感染状況によっては、修学旅行の中止も想定されます。町教育委員会としましては、その時々警戒度を注視しつつ、学校3校とともに、文部科学省や群馬県のガイドライン、旅行関連業における……。

**議長（山畑祐男君）** 時間になりましたけれども、答弁はあと少しで終わりますか。では、答弁をそこまで続けてください。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 学校3校とともに、文部科学省や群馬県のガイドライン「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等に基づいて、慎重に進めたいと考えております。

**議長（山畑祐男君）** 以上をもちまして、12番平形 薫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時ちょうどいたします。

午後2時46分休憩

---

午後3時00分再開

**議長（山畑祐男君）** 会議を再開いたします。

---

**議長（山畑祐男君）** 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

**8番（村越哲夫君）** 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

1として、町の道路状況について。

1、都市計画道路のその後についての質問をさせていただきます。この質問に対しては、前の富岡栄一議員の質問にちょっとかぶるところはございますですが、それはご了承くださいと思います。また、またかというような質問でございますが、それだけに、この質問は地元の方々、また、あの道を通るの方々に対しての熱意というんでしょうか、心

が、皆さん一つになって、何とかしたいというような心から、このような話をさせていただくわけでございます。

以前に質問しました都市計画道路大久保上野田線ですが、その着工の予定について再質問します。

産業道路から続く吉岡バイパスからさらに宮東交差点を北に延伸していくものでありまして、完成すると、吉岡町にとって交通の大動脈となることが期待されております。一方で、路線の着工が遅れると、町の発展に大きく影響する心配もございます。こちらについて、改めてお尋ね申し上げます。

まずは、着工が遅れるのではという不安がありますが、当初の計画に変わりはないでしょうか。また、ぜひとも県に対しての前倒しの早期着工について、県へ要望を精力的に続けていただきたいのですが、町としてはこれについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 村越議員から、都市計画道路のその後についてご質問いただきました。

吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、群馬県の社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめた県土整備プランに、「県道として令和9年までに着手」と位置づけられております。

昨年度の台風19号の甚大な県内の被害を踏まえ、現在、県では安全な暮らしと安定した経済活動が可能な社会資本整備を目指し、この県土整備プランの見直しを行っているところでございます。

議員のご指摘のとおり、吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、町の発展に欠かせない重要な広域的幹線道路と私も認識しているところでございます。

また、計画道路の延伸先については、渋川市との連携が不可欠でございます。昨年8月に2年ぶりに渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会を開催し、地域連携に関する事項の協議を行いました。

そして、昨年12月には渋川市長をはじめ、渋川、北群馬に関係する県議会議員とともに渋川市長と連盟で、群馬県副知事と県土整備部長に「渋川市及び吉岡町の相互連携によるまちづくりにおける道路・交通分野に関する要望」を直接行い、その中で、都市計画道路大久保上野田線の早期整備について、改めて要望活動を実施したところでございます。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ぜひ、その要望をこれからも根気よく続けていただいて、あの道が、まあ我々が生きている間というわけにいかないでしょうけれども、ぜひ完成を見届けたいなな

んていう気持ちもなきにしもあらずであるので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

また、この話も、またかというような話でございますけれども、川久保踏切の件ですが、渋川市とJRの協議など、その後の進展はどうなっているのでしょうか。お尋ねしたいと思ひます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 川久保踏切の拡幅に関しましては、渋川市の都市計画道路半田南線の計画道路となります。この都市計画道路半田南線は、県道昇格及び整備の要望を渋川市が群馬県に継続的に行っておりますが、県土整備プランには位置づけされておられません。

この半田南線は、車線数を4車線、鉄道との交差する構造を立体交差として都市計画決定がされておりますが、相当な事業費を要するため、事業化のめどが立っておりません。

そこで、交差方式を立体交差から平面交差に変更することに関して、各種調査、関係機関との調整を渋川市が行っておりますが、道路法を踏まえた平面交差においても、JR東日本との高度で難易度の高い調整が必要となります。

いずれにしても、交差方法の方針案はまだ示されておられませんので、渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会の中で今後、情報共有を図っていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 確かに、この踏切の問題というものは大変だと私も思ひます。ただしかし、やはり、この前の吉岡バイパスのほうのあれが実現可能な話になってきたわけでございますので、やはりあれからつながってこそ、あの道は生きてくるのではないかなと思ひます。ということはなぜかといいますと、あれはやはり上武国道にも、サントリーの前の道からつながっておりますよね。ですから、やはりそれは1つのラインとして、これはぜひ早い時期にお願いできるような体制がだんだん取れるようでありましたら、ぜひお願いしたいなど。こんなふうに思っております。

また、この踏切に対しまして、予算面とか早期実現についてなんですけれども、今の課長の話、予算の話でありますように、平面交差での計画は妥当であることは確かに理解できますが、やはり安全面とか混雑回避の点からは、本来、立体交差があるべきではないかということは分かっておりますが、先ほどの答弁の中でも、まだまだそこまでいっていな

いということなので、町としての考えはいかがでしょうかということなんです、もし何かお答えがあるのであれば、ちょっとお答えいただければありがたいです。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しては、建設課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町としましては、渋川市の都市計画道路であるため、鉄道との交差方法に関しましては、渋川市の都市計画道路の見直し業務の中で方針案が示されるものと認識しております。

現在、渋川市は都市計画の再編として、土地利用の規制及び都市計画道路の見直し方針案を本年12月に予定しており、それ以降、段階的に必要に応じて都市計画の変更手続を行うことを確認しております。

引き続き、渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会において、意見交換、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） よく分かりました。ありがとうございます。

そして、町を東西につなぐ道路の渋滞の解消のためにも、一日も早い着工が望まれます。また、町の将来のためにも全力で対応していただきたいと願うものでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

次の質問に参りたいと思います。2として、町道下野田・上野田交差点についてお尋ねします。

下野田地内を東西に走る大久保上野田線と、南北に走る下野田八木原線が交差する道路ですが、下野田八木原線からの道を拡幅していただいからは交通量が多くなり、事故が多発しています。

現在は、仮設の停止標識が設置されていますが、夜間では見えにくいので、安全面で問題ないか心配だという周辺地域の住民の声があります。交差点の近くの方は分かっていますが、他の地区から来た人たちには停止標識に気づきにくいのではないかと思います。

これまでのように、事故が起こってはいけないと思い、以前にも質問しました。ここはやはり仮設標識でなく、法定の一時停止の標識の設置が必要ではないかと思います。

これについて、改めて尋ねます。以前にこの件で一般質問したときの答弁では、上申済みとのことでした。あれから既に1年半以上も経過しているのに、まだ設置されていない

現状です。周辺地域の住民からは設置を強く求める声があります。早期に設置してもらえ  
るよう、再度、公安委員会に要望していただきたいと思いますが、町としての考えはいか  
がでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） こちらの一時停止標識については、議員ご指摘のとおり、平成30年1  
2月19日付で渋川警察署へ上申済みであり、町としても現場の状況から見て、危険性は  
認識しているところであります。渋川警察署によると、過去5年間で6から7件の事故が  
発生しております。

なお、現在も一時停止標識が設置されない理由としては、現場交差点の主道路と従道路  
がドットラインの表示によって明確になっている点が考えられます。この点について、渋  
川警察署交通課へ確認したところ、主道路と従道路が明確となっている箇所は、一時停止  
の標識設置の優先設置としては低い箇所になるとの見解を得ております。

ただ、地元からの要望も強いようですので、町としましては、改めて標識設置に向けて  
再度上申を行うなどの働きかけを行っていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話は分かりましたけれども、ということは、それでは今の交差点から  
ちょっと、あの道路の、高速道路寄りの隣保館から役場のほうへ下がる道のあの交差点な  
んですけれども、そこにはもう既に道路標識、また道路に対しての止まれの標識がござい  
ます。あれは大分前に上申されていたんでしょうか。その辺のところをお尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員お尋ねの交差点は、役場から真っすぐ北のほうに向かっていった交差  
点のことであると認識しておりますけれども、あちらの標識の上申やら、その設置の経過  
については、ただいま資料がございませんので、お答えすることはできません。申し訳あ  
りません。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） また、周辺の住民をはじめ、やはり通行する全ての人、特に通学路になっ

ている子供たちのためにも、積極的な対応は望みたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、関越自動車道のり面の繁茂樹木についてお尋ねします。

下野田地区では、関越自動車道のり面の樹木が繁茂して西側の道路に覆いかぶさり、見通しが悪くなっています。トラックなどの大型車は枝葉を避けて通行している状態です。ここは高校生の通学路でもあり、小枝や落ち葉なども多く落ちていて、自転車での通行に危険を感じます。特に、冬季は夕方になると見通しがさらに悪くなり、特に女子学生などはとても不安を感じながら通行しているのではないかと推察されます。

こちらについてお尋ねします。場所は、カルバートボックス、前橋49と前橋52の間、100.94キロポストから101.26キロポストの西側の側道です。町から、のり面の樹木伐採、もしくは枝切りをしてもらえるように、ネクスコ東日本に申入れをしていたきたいと思います。こちらについて町としての考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 関越自動車道のり面の繁茂樹木につきましては、町道への張り出しが確認されたときや、自治会や住民からの伐採の要望があるときに、管理者であるネクスコ東日本に対して、適宜、樹木の伐採の要請を行っております。

町としましても、当該箇所につきましては、過去に台風や強風のときに倒木が数回発生しておりますので、管理者であるネクスコ東日本に対して、現場の状況把握をしていただき、併せて伐採の申入れをしていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ぜひ、これはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。やはり、あの辺を通る方々のためにも、そして繁茂するごとに要望し対応していただくのではなく、やっぱりできれば定期的な伐採などの対応をしていただけないかと思いますが、こちらについても町としての考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 議員がおっしゃるように、現在は関越自動車道のり面の樹木等の繁茂の状況で、町道を安心して利用できるよう、管理者であるネクスコ東日本に適宜、伐採等の申入れを実施しております。定期的な伐採や枝切り等につきましては、町としても必要性を認識しておりますので、管理者であるネクスコ東日本に対しまして、定期的な伐採の協議、要望をしていきたいと考えております。

**議長（山畑祐男君）** 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

**8番（村越哲夫君）** ぜひお願いしたいと思います。そして、ぜひこの側道が安心・安全かつ快適に通行できるようになることを心より願って、次の質問に参ります。

狭い町道の拡幅について。

町内には、生活道路でありながら、抜け道になったり、町の施設へ行くのに便利だったりするために交通量が多くなっている道路があります。例えば、下野田地区には役場や文化会館方面に続いているために交通量が増加している道があるのですが、幅員が狭くて、軽自動車同士であってもすれ違えない場所もあります。大変危険ではないかと思っています。

こちらについてお尋ねします。場所は下野田中部、隣保館南の道を高速道路に向かって、アパート・ウイングの西の狭い道路でございます。都市計画道路に交差する、南、第2浄水場までの150メートルぐらいでございます。このような場所については、車両の通行量に対応できるよう、例えば都市計画道路の整備などに合わせて拡幅することができないのか、必要ではないかと思いますが、こちらについての町としての考えはいかがでしょうか。

**議長（山畑祐男君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 本件に関しましても、建設課長から答弁をさせます。

**議長（山畑祐男君）** 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 議員ご指摘の道路は、役場や文化センターなど公共施設へつながる道路のため、下野田地区をはじめ、漆原東地区の住民の方も多く利用している町道と認識しております。

都市計画道路大久保上野田線の整備計画に合わせて町道の整備ができるか、また、他の町道との連結状況や交通量の流れなどを考慮して、地元の要望事項として整理し、将来的に検討する必要があると考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ぜひ、それはお願いしたいなと思っております。

また、このような課題については、単に地域の要望として捉えるのではなく、町としての課題として捉えるべきではないかと思えます。また、自治会が要望しなくても対応していくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路の整備、拡幅に関しましては、地権者のご協力が必要となります。地域の課題に対する要望につきましては、町では自治会を通じて要望していただき、緊急度や通学路などに優先順位を置いて、限りある予算の中で順次対応していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ぜひ、その順位も上げていただいて、ぜひ実現に向けていただければありがたいと思えます。

また、現在は町内には生活道路として想定外の交通量の増となり、安全面で問題のある場所が幾つもあると思えます。町民の安全のためにも、ぜひ積極的な対応を望みたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。5として、防犯カメラの設置について。

防犯カメラは、主に犯罪の抑止効果や、犯罪や不正行為の現場を撮影することで証拠をつかみ、犯人や実行犯を特定する目的に設置されて、市街地では繁華街や街路周辺に犯罪対策の一環として設置されていますが、この防犯カメラの設置についてお尋ねします。

現在、吉岡町の防犯カメラの設置数と、どのような場所に優先して設置されているのか、お尋ねします。また、特に通学路は学童生徒の安全のためにも重点的な設置が必要であるとともに、交通量の多い交差点や道路の設置も必要ではないかと思えますが、こちらについて町としてのお考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防犯カメラの設置について質問いただきました。



まず、防犯カメラの設置数に関しましては、令和元年度末現在で48台が稼働しております。

次に、設置場所についてですが、明確な設置基準があるわけではございませんが、子供たちの安全を守るために、通学路や公園等に優先的に設置しております。また一部、過去に犯罪が起きた箇所等にも設置しております。

なお、これまでには子供たちの安全を第一に考えてまいりましたので、通学等に直接関係のない交通量の多い交差点や道路への積極的な防犯カメラの設置は行っておりません。

町の方針としましては、今後も子供たちの安全を第一に考えながら、渋川警察署や吉岡町交番とも相談した上で、犯罪抑止効果を念頭に設置を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今のお話の中で、やはりなかなか交差点まではということでございますけれども、次にちょっと交差点の話が出ますから、またそのときに話しますが、また、こちらについても自治会の要望があつてから検討して設置するのではなく、町の課題として積極的に設置箇所等の検討を行うべきではないかと思いますが、町としてはいかがが考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 防犯カメラの設置場所と自治会からの要望に関してですが、町といたしましても、これまでも自治会要望に限らず、通学路を中心に設置場所の検討を行ってまいりました。また予算上、設置可能な台数は設置を進めておりまして、昨年度、令和元年度も予定していた4台を設置させていただいたところでございます。

今後も、予算上可能な限り、警察等とも相談しながら継続的に防犯カメラの設置を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 分かりました。

さて、先ほどの十字路の設置についての話なんですけど、例えば上野田の高崎渋川バイパスで今年4月に2人が死亡するひき逃げ事故がありました。このような事故においても、防犯カメラの映像は貴重な証拠になるのではないかと思います。町の予算もありますが、

今後も確実に設置数が増え続けていってほしいと願うものでもございます。

次の質問に参りたいと思います。福祉政策について。

(1)ふれあいいいききサロンについて。

ふれあいいいききサロンとは、地域を拠点に、その地域ごとに住む住民同士が共同で企画し、内容などを決めて、共に運営していく楽しい仲間づくり、居場所づくりの活動と行われております。

地域の中には様々な生活課題があり、誰にも相談できずに困っている人や、人知れず悩んでいる人がいるかもしれません。誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく安心して生活を続けるためにも、地域の中でお茶を飲みながら気軽に話すことができる仲間がいることはとても大切だと思っております。

また、一人一人が共に楽しい時間を過ごしながら、個人と地域をつなげることができるものがサロンではないかと思っております。

こちらについてお尋ねします。このような活動をしている団体は、データを見ますと27団体ぐらいあるとのことですが、現在、実際に活動中の団体は町に幾つぐらいあるのでしょうか。また、社会福祉協議会より各団体には、要件を満たせば年間2万円の補助があるようですが、それぞれの活動内容の把握はなされているのでしょうか。お尋ねします。

議長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) 福祉ふれあいいいききサロンの質問をいただきました。

現在、ふれあいいいききサロンとして登録している数は、高齢者サロンが30か所、子育てサロンが1か所、共生型サロンが1か所となっております。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、8月上旬の時点では、32か所中13か所が活動を休止していると伺っております。

活動内容は、各サロン特色がありますが、高齢者サロンにおいては、鬼石式筋トレ、健康体操、おしゃべり、ゲームなどを中心に行っているところが多いようでございます。

議長 (山畑祐男君) 村越議員。

[8番 村越哲夫君発言]

8番 (村越哲夫君) 今のお話の中で、30か所と、子育てが1か所、共生が1か所ということでございます。今は、そっちですね、今の補助の問題ではございますけれども、この補助の対象、これはちょっと通告にはございませんけれども、この2万円の補助の条件というもののはどのようになっていますか。教えてください。

議長 (山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） サロンについての補助ですが、町という形ではなくて、社会福祉協議会のほうから要件を定めて捻出しているものでありまして、ただいまのところ、すみません、詳しい資料がございませんのでお答えしかねます。よろしくお願いします。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） これは確かに町のあれには関係ないかもしれませんが、やはり今の2万円の補助が出ているのに、なかなか、話に聞きますと、人数を満たさない箇所もかなりあるとお伺いしておるんですね。だから、その辺のところを、これからの改革をしていただけるように、町から社会福祉協議会へご指導願う、このようなことはできないものでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 各サロンについての町からの補助金でございますけれども、今後検討していきたいと思います。以上です。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） よろしくお願ひ申し上げます。

現在はコロナ禍の中で、集まることがなかなかできないと思いますが、今後はより充実した活動に結びつくよう、例えば健康増進に向けた講師の派遣とか、よりよい活動となるためにアドバイスができるような人的な支援、または活動資金の追加補助などを、町からは支援も検討していただけないかと思いますが、こちらについて町の考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

**介護福祉課長（寺島悦子君）** 支援メニューの充実についてですが、昨年は2か所のサロン会場で、リハビリ職、PTを講師に招いて体力測定会を実施いたしました。

また、社会福祉協議会と地域包括支援センターの職員も地域のサロン会場に出向き、様々なテーマの出前講座、例えば絵本読み聞かせ、熱中症予防などについて講演を行い、実施しております。今後も、より充実した活動に結びつくよう、サロンの参加者の要望を詳しく聞きながら、専門職、具体的にはPT、理学療法士、OT、作業療法士、栄養士、保健師、社協、包括の職員などを派遣していくことなどを予定しております。

先ほどの追加の補助についても、各サロンの活動内容や回数、参加人員等、実績を踏まえて今後検討するというごことをお願いいたします。以上です。

**議長（山畑祐男君）** 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

**8番（村越哲夫君）** ぜひ、やはりこれは高齢者社会がどんどん進む中で、こういう方々の元気で活動ができるような体制をいつも取っていただけるようお願いしたいと思っております。

(2)として、8050問題について。

8050問題とは、ひきこもりの長期化、高齢化から起きる社会問題であります。主に50歳ぐらいのひきこもりの子供の生活を80歳ぐらいの親が支えているという問題であります。経済面からの生活困窮、当事者の社会的孤立、病気や介護の問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

ひきこもりという言葉が社会に出始めたのが1980年ぐらいから約90年代ぐらいではないかと言われています。若者についての問題だと思っていましたが、しかし、そこから約30年が経過し、その当時の若者が40代、50代となり、その親が70代、80代と長期高齢化する中で、親子が社会的に孤立していき、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが顕在化しています。

支援が届かないまま親が死んでしまい、親に支えられていた子供も死んでしまう事件や、親が先に死んでしまい、どうすることもできない子が親の死体を放置して逮捕されてしまう事件などが全国で起こっているようです。昨年は、川崎市の通り魔事件や、元農水省事務次官による長男殺害事件といった、ひきこもりの高齢化によるこの8050問題を背景とした事件が起きています。

こちらについてお尋ねします。内閣府が昨年公表した調査では、40歳から64歳でひきこもり状態にある人は全国で約61万3,000人と推計されていますが、町内でひきこもり状態にある人の把握はされているのでしょうか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 令和2年1月に、吉岡町地域福祉計画策定に向けて行ったアンケート調査の結果においては、「あなた自身、もしくは同居している家族の中にひきこもり状態の方はいらっしゃいますか」という問いかけに丸をつけた方は1.6%でございました。

また昨年、地域包括支援センターで関わったケースで、相談を受け生活保護につなげたケースが1件ございました。現在は、年間一、二件はこのようなケースがございます。

町では、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係各機関と連携を図り、地域支援をしていく中で、引き続き個々の現状を把握し、発見に結びつけてまいりたいと思っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 意外に少ないという言い方をしたら、すごく失礼に当たるのかもしれませんが、なかなかそれは実態が、うちも、うちもというふうな話はなかなか出ないものが現実ではないかなと思うんですけど、これはそういう調査をした結果なんだから、これは何とも言えない話でございますが、また、ひきこもりや介護、貧困といった法的な課題を抱える家庭に対して、一括して相談に乗れるよう、市区町村を財政面で支援する改正社会福祉法が今年の6月5日に成立しました。そして来年、2021年4月から施行されることですが、この改正法により今後、吉岡町としてはどのような取組を行おうとしていますか。お尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 改正社会福祉法への対応でございますが、町では社会福祉協議会、包括支援センター、相談支援事業所など関係各機関と連携を図りまして、地域支援をしていく中で、個々の現状を把握し、発見に結びつけております。

現在、同一課内の高齢者部門である介護高齢室と生活困窮者及び障害部門でございます福祉室において速やかに情報共有を図り、相談に乗っているところですが、現状を把握し

た上で、庁内各課及び関係機関と連携し、ワンストップ体制で個別ケースを包括的に捉え、より具体的な支援につなげられるような仕組みを構築していきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ぜひ今の話を、まとめることがなかなかできませんので、ぜひこういう人たちのためにも、いろんな情報を得て、しっかりとした体制を整えていただければと。こんなふうに思っております。

また、ひきこもりになる人の中には、発達障害や精神障害が背景に潜んでいる場合が多いようですが、このようなケースの発見と支援については、町としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） ひきこもりをされている方への発見と支援策でございますが、発見につきましては、家族からの相談で発覚することが多く、町に相談に見えたり、相談を受けた関係機関、例えば相談支援事業所、社会福祉協議会、包括支援センターや地域からの情報提供により顕在化いたします。また、町が介護や障害の認定調査で各家庭を訪問した際に発見に至る場合もございます。

支援につきましては、まずは家族への支援を中心に関わっていきます。家族が困っていることに寄り添って支援を行うことで、家族とひきこもり本人の関係性が徐々に変化しまして、本人の希望に応じて医療機関の受診や福祉サービスの利用など、具体的な支援につながってまいります。

処遇困難なケースにおいては、県の専門機関、心の健康センター、ひきこもり相談センター等に助言を仰ぎまして、紹介したりすることもございます。

今後も、町の各課や関係機関と連携を図り、発見から速やかに支援につなげ、適切に対応できるよう努めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ひきこもりの方や、その家庭の方のためにも、ぜひ温かい支援をお願いしたいと思っております。中には、障害があることが分かり、そこから支援に結びついた例

もあるようです。町の支援の手がしっかりと届いてほしいと願うものでございます。

また、住みよい町の吉岡町のキャッチフレーズの下にも、このような、やはり障害者が住みよい町であってほしいと思うものでございます。

次の質問に参ります。ヘルプマークについて。

ヘルプマークは、外見からは分からない障害があったり、病気であったりする人、例えば義足、人工関節を使っている人、知的・精神的障害のある人、心臓機能障害などの内部障害がある人、難病の人、妊娠初期の人などが支援や配慮が必要なことを周囲に知らせるためのマークです。

このヘルプマークは、2012年に人工関節を使っている東京の議員が、見えない難病や障害にある人を示す統一的なマークをつくってほしいと提案したことがきっかけと言われております。東京都が作成したものでございます。

17年には日本工業規格（JIS）に採用され、全国共通のマークとして普及が進み、令和2年5月31日現在では44の都道府県で導入されていると言われております。

県でも導入され、町でも配付しているようですが、このマークについて、町民への理解が進んでいかなければ意味がないと思います。

そこでお尋ねします。ただ配付するだけでなく、配付されたヘルプマークを実際に身につけていただくことが重要ではないかと思いますが、町としてはどのように考えていますか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 議員がおっしゃるとおり、助けを必要としていることが周囲の人にすぐに分かり、日常生活や災害時において援助を得やすくすることが大変重要となります。

交付の際には、職員から身につける方法等を対象者様に丁寧に説明することを徹底しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） それで安心しました。ぜひそのまま進んでいければなと本当に思います。

また、このヘルプマークの町民への理解の普及について、町としてはどのように考えているでしょうか。また、具体的にはどんな取組をされているのか。また、小中学校への啓発活動も重要ではないかと思いますが、教育委員会としてはどのような取組をされている

のでしょうか。お尋ね申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長、また教育委員会事務局長よりそれぞれ答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） まず、町民への理解の普及でございますが、ヘルプマークは援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が手荷物等にぶら下げることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成されたものでございます。

町としましては、ヘルプマークを身につけた方が日常生活や災害時において様々な援助を得やすくなるよう、趣旨の理解や普及に取り組んでいきたいと考えております。

交付方法ですが、町は県の各施設とともに交付窓口となっており、申請者に申出事由等確認票に障害の状態など申請事由や居住市町村等を記入していただいた上で、介護福祉課及び健康子育て課の2か所で交付しております。

具体的な周知方法としては、町ホームページ及び広報掲載、今後10月の広報掲載を予定しております。また、庁舎内でのチラシの配布を行っております。

また、町の職員が知らないということでは困りますので、町の職員についても、町民皆様のお問合せに適切に素早く対応できるよう、グループウェアにて周知を図っております。

今後様々な機会を捉えて、町民の皆様へヘルプマークについて理解を深めていただければ、引き続きPRをしていきたいと思っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、町内の小学校では、ヘルプマークを取り出した形での普及啓発活動は特に行っておりません。

今後、道徳や福祉の学習の中でヘルプマークを紹介していくことで、外見では健康に見えても援助や必要な人がいること、そして、そういった方々に対して思いやりのある行動を取ることが必要であるということを伝えられるよう、各学校にお願いしていきたいと考えています。

議 長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ぜひ教育委員会については、特に小中学生なんかは結構、時間的に、そう



いう方々と会うというんですかね、出会う機会も結構あるかと思いますが、ぜひうまくご指導というのか、うまく啓発活動をしていただきたいなど。こんなふうに思っております。

最後の質問になりますが、各施設の設備・備品についてお尋ねします。

(1)文化センター西側駐車場の側溝(グレーチング)についてお尋ねします。

以前、文化センター西側駐車場で、車椅子のタイヤが側溝グレーチングにはまり込んで動けなくなった人を通りがかった人が助けているところを見かけました。このような場所は、車椅子を使用する方にとっては大変危険です。町の施設でこのようなことが原因の事故は絶対あってはいけないと思っております。

こちらについてお尋ねしますが、文化センター駐車場はじめ町の施設では状況を確認して、細めのグレーチングに替えるべきではないかと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

議長(山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 村越議員から、町有施設の駐車場等のグレーチング交換についての問いをいただきました。

まず、文化センター以外の町有施設の駐車場等ですが、それぞれの現場をよく確認し、ご指摘のようなグレーチングを使用した危険箇所があった場合には、状況に応じた対策を講じたいと思います。

また、ご質問の文化センター駐車場の対応につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘君発言]

教育委員会事務局長(小林康弘君) 文化センター西側駐車場に障害者用の思いやり駐車場があり、車椅子の方や妊婦さんが利用されておりますが、その思いやり駐車場スペースの脇にある側溝のグレーチングの格子状の目が大きいことが、車椅子の車輪がはまってしまった原因になってしまったのではないかと考えられます。

今は、車椅子やベビーカーの車輪がはまり込まない細めのグレーチングもあると思われるので、今後、企画財政課とも相談しながら対応していきたいと考えています。

議長(山畑祐男君) 村越議員。

[8番 村越哲夫君発言]

8番(村越哲夫君) そうですよ、今、確かにグレーチングが場所によってはかなり太めというか、粗い目のグレーチングが多々ある。だから、車椅子もそれに対応できるような車椅

子が今あるんですかね、これは。まあ、あるとすれば、そういうものを利用していただくことも可能かと思いますが、やはりそういう車椅子も前輪がどうしても細いですから、どうしてもはまり込むという形はあろうかと思います。

そしてまた、車椅子の方にとっても住みよい町であってほしいと思いますので、この辺の改革ができるのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

(2) ステージや講壇などの階段について。

学校や、体育館や、文化センターのステージなどについて、高齢者や障害者が、その階段を上がり降りすることもあると思いますが、以前、町の行事で、高齢者が階段を降りるときに、そのそばに係員の人がついてはいるものの、大変危険に感じたことがあります。

こちらについてもお尋ねします。こちらについては、障害者や高齢者のために手すりのついたスロープの設置が必要ではないかと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。特に、文化センターのステージの階段については対応していただくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長 (柴崎徳一郎君) 文化センターや学校体育館のことにつきまして、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長 (山畑祐男君) 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘君発言]

教育委員会事務局長 (小林康弘君) 文化センターホールには、客席最前列から舞台に昇降できる階段があり、その階段には手すりをつけることができますので、現在も高齢者の方々が中心に利用されるイベントの際には、必要に応じて対応をしております。

また、このように健常者については、客席の最前列に降りてから舞台に上がることとなりますが、車椅子を利用される方については、客席最前列に降りることなく、確保されている車椅子スペースから客席中央の横扉を利用して、車椅子に乗ったまま、舞台袖または花道から舞台へ行くことが可能となっております。

町文化センターは、ホールの中央付近に確保された車椅子スペースから、文化センターのロビーや舞台、トイレのアプローチがしやすいよう、設計段階から社会的弱者の方々に配慮した構造となっており、開館以来、利用者の方々にも気持ちよく利用していただいております。

このように、文化センターではホールを使用する際、主催側と必ず事前に打合せを行っており、そこで高齢者や障害者の方々の使い方に応じて、その場に合った対応をしていくよう努めているところでございます。

また、学校体育館のステージにはスロープなどの設備はございませんので、例えば車椅子の方に講演をしていただく場合などについては、ステージ下のフロアで対応しております。

現況の体育館において、法定の基準を満たす常設のスロープを設置するには、アリーナスペースや器具などの備品保管スペースの確保の観点から非常に難しいと考えておりますが、今後、入学式や卒業式等の際に車椅子の児童生徒が利用することも考えられますので、今年度購入する車椅子対応の階段昇降機の活用や仮設のスロープの設置等で対応していきたいと考えています。

議長（山畑祐男君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） その辺のところ、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、私が町民の皆様と対話を続ける中で得た課題について、一般質問を通じてお伝えしました。どの課題についても、一日も早く改善が進み、より住みよい町、吉岡町になることを求めています。

これで8番村越の一般質問を終了いたします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました5人の一般質問は終了いたしました。

明日は、通告のあった10人のうち、残り5人の一般質問を行います。

---

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時59分散会

# 令和2年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和2年9月3日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和2年9月3日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.10）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日も、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のあった10人のうち、本日は残り5人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。議長への通告に従いまして一般質問を行います。

相変わらず、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっております。感染者は、9月2日現在、7万561人、死亡者は1,340人となっております。発症した時点からのグラフで判断してみますと、既に第2波が来ていると思われれます。

そこで、100年前の1918年（大正7年）から1921年（大正10年）にかけて世界的に大流行したインフルエンザ、いわゆるスペイン風邪を参考に検証するのがよいのではないのでしょうか。100年前と現在とではPCR検査など医療体制や整備など根本的に差がありますが、当時、日本国内では3度の流行が繰り返されたように、第3波、第4波が来るであろうことに対してしっかり備えなければなりません。

参考までに、スペイン風邪では、第1波が1918年8月から19年7月までで、患者数約2,116万8,000人、死者数が約25万7,000人、死亡率が1.22%、第2波が1919年9月から20年7月までで、患者数約241万2,000人、死者数が約12万8,000人、死亡率が5.29%、第3波は20年8月から21年7月までで、患者数約22万4,000人、死者数が3,698人、死亡率1.65%となっております。死亡率だけで見ると、1波より2波・3波のほうが多くなっております。スペイン風邪は流行が3年間続いたわけです。

これからもまだ長引くであろう新型コロナウイルスに対して、町としてはどのように推移していくと予想しているか、予想を踏まえてであります。その想定した中において、どう取り組んでいこうとしているのかを尋ねます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

昨日に引き続き、本日も5名の議員の皆さんから質問をいただいております。本日も精いっぱい答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1番目に岩崎議員のほうから新型コロナウイルス対策での動向と財政を問う。現状と今後の成り行きをどう予想するのかと、ご質問をいただきました。

新型コロナウイルスの現状について、政府の緊急事態宣言解除後、感染者数は全国的に減少傾向になりましたが、経済活動の一部を再開したことから国内の大都市を中心に感染者数が増加し、群馬県内でも増加傾向となっております。8月中旬に前橋市でクラスターが発生し、感染者数がさらに増加いたしました。

吉岡町では、8月26日に町内医療機関従業員の感染が確認されましたが、町民皆様の感染症予防の徹底や新しい生活習慣の励行などにより、感染症予防に一定の成果を上げていると感じます。

今後については、冬季にインフルエンザの流行も予想されることから、一層の感染症予防や新しい生活習慣の徹底、流行に備え、資機材、医薬品の調達等を行うとともに、必要に応じ政府行動計画、ガイドラインの見直し等や県行動計画の見直しを踏まえ、本町の行動計画の見直しを行うことと、繰り返しになりますが、蔓延防止策として引き続きマスクの着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等、感染症対策を実施するよう周知を行うこと等を今後実施していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 私も、ちょっと予想してみたんです。当然ながら、これから冬にかけてインフルエンザが流行するので、当然第3波、花粉症が来年3月に、春にまた起こりますので、それに対して第4波。次は、ワクチンができることが問題で、ワクチンのできるその状況によって、第5波、第6波と私は来ると思っているんです。しっかりとそこら辺は意識しながら対応してほしいと思うので、よろしく申し上げます。

次に行きます。

財政調整基金は、ご存じのように、自治体が税収減や大規模災害などの緊急の支出が生じた場合に備えての貯金であります。現在進行中の大災害と言ってよい新型コロナ対策に活用できる最大の財源であります。令和2年度当初の財政調整基金残高が14億8,029万1,000円で、7月の臨時補正後の残高が14億3,154万2,000円です。

この前、先週、8月25日付の上毛新聞に「国内34市町村で財調取崩し396億、コロナ伴い残高36%減」との見出しで記事が載っておりました。いかにも新型コロナウイ

ルス感染症対策のために巨額の財政調整基金が取り崩されているような見出しでありますし、内容もやはりそのように思われてしまいそうに思われるのです。誤解されやすい記事だと私は思っております。

町も、4億1,580万円取り崩しており、減少率が33%の状況とお聞きしておりますが、これにつきましては、当初予算と理解しております。新型コロナ対策のために取り崩した額とその事業をお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 財政調整基金は、一般的、原則的には年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。本年度における新型コロナウイルス対策経費として、まず当初予算から9月補正までの基金取崩し額は、予算ベースで6,600万円ほどとなっております。

それに充当している事業ということになりますと、一般財源ですので、全ての事業に当たっているわけですけれども、主なものとしたしましては、遠隔・オンライン学習の環境整備・GIGAスクールなど、あとは子育て支援給付金給付事業などに一般財源として充当しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今答弁がありましたように、6,600万円取り崩しているんですね。新聞でも書いてあるように、やはり貯金なんだけれども、緊急の場合、やはりこれは大事な財源でと、使わなきゃいけない。今答弁あったように、思ったより新型コロナ対策のためには取り崩していないのです。

当初私が一般質問する要旨は、その対策のために巨額の資金が取り崩され、財政的に厳しい状況に追い込まれつつあるのだろうという予想から、財政を立て直す施策をどう進めていくのかという質問を行う予定でしたが、残念ながら思ったより基金が支出されていないということは、町独自の施策が行われていないということなのです。町独自の対応事業と銘打って、子育て世帯への支援、高齢者等対策、緊急対策経営支援助成金助成事業などを行っているという豪語しているようですが、その中身は国や県の給付金や指導の下での事業でしかあり得ないと言えるのです。全町民が納得するような助成がなされていないということなのです。



政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提唱した新しい生活様式を励行して、国民・町民がどれだけ苦汁をなめたか、不自由な生活を強いられたか、提唱者たちは分かっていないと私は思うのです。なぜかという、そもそも新しい生活と表すこと自体が間違っていると思うんです。なぜかという、新しい生活という言葉の語意の中には、当然語的に一番いいのは初めてが当たり前なだけけれども、その裏には、生き生きしている、新鮮である、そういう奥深い言葉が含まれているんです、意味が。武者小路実篤が新しき村、これを宮崎につくって、その後は埼玉の毛呂山町だっけか、提唱したんですけれども、その新しき村と命名した、新しいという中には希望がある、理想がある、明るい未来がある、そういう意味も含まれているんです。新型コロナの影響で、生活自体が制約され、後退させられる様式の中で、新しいなんという言葉をつける政府がどこにあるか。普通に新型コロナに対応した生活様式でいいじゃないですか。そんな新しいという言葉なんかつけることはない。そのために、この部会の人たちは感性がない人だと、私はそう思っております。

それはいいんですけれども、そんなことがあって、この後言いますが、全国民、全町民が今の言葉どおり、精神的被害者なんです。その意味からしても、全町民が助かったと実感できる事業は行われていない。政府の世論調査で、コロナ禍が原因で、収入面では「収入が減った」が25%、「変わらない」が68%、「増えた」が2%の回答があります。金銭的にも、精神的にも、被害を受けた町民全員に同等の支援を行わなければなりません。実際、町民の方々からは、何の恩恵も受けていない、実感もないし、しかも遅いと言われっ放しです。

7月27日の臨時会の補正で、それなりの新型コロナ対策事業が提出され可決されましたが、財源は全て臨時交付金ではないですか。特に、地域応援商品券事業は、私から言わせると最悪なんです。1世帯当たりでの人数の不公平が生じることを考慮しなかったのか。また、配布するまでに長時間を要して利用できるのが11月以降とのことでは、既に各世帯、各個人、各事業者は対応を済ませているのであろうし、ありがたみなどありはしないと思っております。思うに、ごく一部の人たちの要望に応じて行っているにすぎないのではないかと。

強く提言します。まだ全町民1人1万円の支給を行うべきだと。財政調整基金2億1,000万円ぐらいを取り崩しても、町の財政にどれほどの影響がありますか。私はそう思っている。改めて問います。4月から6月、年率27.8%減のGDP、戦後最悪の下落を受けて、町独自の事業の予定はあるか。町全体、一人一人1万円の給付を行うべきだと思っております。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 財政調整基金については、災害等に備えての貯金としての役割も持っております。本町においては、本補正予算（9月補正）に至るまで、新型コロナウイルス対策に係る独自事業を、町民の皆様へのきめ細かな支援を実施するため、子育て世帯や独り暮らし高齢者への支援、また売上げが減少した町内の飲食店や中小企業者及び個人事業主の方に対しての助成など、真にお困りの方への支援に重点を置き、国の臨時交付金を主な財源としつつ、不足分は財政調整基金を投入し、予算措置をさせていただきました。

また、国においても、新たな生活様式が提案されているように、新型コロナウイルスとの生活は今後も続き、新たな生活様式に応じた予算措置も本年度後半、また次年度以降も続いていくことが想定されます。そうなりますと、通常想定され得る財源に加えてコロナとの共存を意識した財源を考慮して財政運営が今後より重要となってきますので、議員がおっしゃる全町民に1万円の給付につきましては考えておりません。

今後も、コロナウイルスを取り巻く状況を把握した上で、情勢の変化を見極め、町民のための有効な事業を展開していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） この答えは、当然予想しておりました。なぜかという、私もさっき言ったとおり、長時間、これで長期にわたって第4次、5次の当然コロナ、3波、5波、6波と来ると言うことは、さっきの大正時代のインフルエンザ、これを参考にしたとおり、なると思っている、それに充たしなきゃならないだろうから、そうお答えが来ることは当然分かっていたんですけども、ただ残念なのは、ここにはそれに関して、この選択肢はなかった。これだけは聞きたい。3つ選択肢があったと思うんです。まず、私が言った町民一人一人に対する1万円給付、今回町がやった商品券の事業です。3つ目は、今市が行っているプレミアム商品券、これはここにあるんだけど、ほかのところも持ってきたということで、これ身近なので、前橋市と渋川市だけは一応持ってきたんですけども、前橋市が1万円で1万3,000円、3,000円のプレミアです。渋川市が1万円で1万5,000円。渋川市に関しては、ちょっとあまりにも残念な商品券だと思っているんです。なぜかという、飲食店と宿泊だけ使える。これはあまりにも逆に不公平だ。ただ、問題は、プレミアム商品券の場合は実質自分で選択できる。要らなければ買わなくてもいい。こういうやっぱり利点があるんです。だから、吉岡の場合は、残念ながら、取りあえず配布しても、その1万円を配布した中で、商店関係で、その需要がある品物があるかないか、そういうことによって利用価値も違ってきちゃう。買わないこともあると思うんです。ということは、商品券が宝の持ち腐れになる。私から言わせると、やはり一番は1人1万円の給付がその選択肢の中ではベストだと思っているんです。ですので、その選択肢

関係、皆さん、この場合は特に町長、そこら辺の考慮は、熟慮はしたのか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、議員のほうから3点の選択があったのではないかと提案をいただきましたけれども、町の中では協議をさせていただいて、現事業を進めるということで、決定をさせていただきました。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） ちょっと残念ですけれども、町はそうだったというのなら、取りあえずは仕方がないと思っております。

次、財政調整基金残高につきましては、決算ベースで平成27年度末には29億9,173万9,000円、約30億円ありました。それから、平成28年度末、26億2,209万8,000円、平成29年度末、約23億9,198万7,000円、平成30年度末、23億586万1,000円、そして令和元年度末には21億4,183万9,000円と、毎年約3億円の基金が取り崩されているわけでございます。その間、大型事業や緊急事業に使用されたわけでありまして、必要不可欠な財源であります。

今までも多くの議員さんから質問がありましたが、現在、一般的に財政調整基金の適正規模は標準財政規模の何%ぐらいで、概算での金額はどれぐらいが適正かお答えください。適正水準よりも多額であると交付金が減額されるとも聞いております。そこら辺の絡みとともにお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） まず、財政調整基金の適正規模についてですが、これまで国等の技術的助言によりますと、標準財政規模の10%から20%であることが適正とされておりますが、令和元年度決算ベースで見ますと、吉岡町の標準財政規模は43億1,145万2,000円であり、その10%から20%については、約4億3,100万円から8億6,200万円ということになります。

また、町の令和元年度末の財政調整基金残高は21億4,183万9,000円であり、標準財政規模の49.7%となっております。

ここ数年のように大型建設事業を行うに当たっては、国庫補助金等の交付を受けて実施

するわけではございますが、こうした財源は交付されるのが年度末であるために、年度当初や年度途中で資金繰りのために一時的に基金から現金を繰り入れる繰替え運用というものを行っております。

この繰替え運用につきましては、ここ数年の実績で見ますと、毎年8億円から10億円程度を必要としておりますので、これに一般的な標準財政規模の、10%から20%と申し上げましたけれども、20%程度を加算した約18億から20億円程度が財政調整基金の適正規模と考えております。

また、基金の保有額と交付金、基金が多いと交付金が減らされてしまうのではないかとということですが、現状、基金を多額に保有することによる交付金等の減額査定については示されておられません。ただ、今後、国の予算編成の状況に応じては、このような措置が検討される可能性もあると考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ほど言った年度末ベースでは当然そこら辺は思っていること、入るといふ形には私も分かっておりますので、当然ながら金額的には大きな、18億から20億なんだけれども、今28億だったっけ、なるのが当然だと思っております。

次に参ります。

前2つの要旨に基づき、基金の取崩し、積立てなどでの基金の管理運用について尋ねます。これも多くの議員さんから質問なされていますが、一步踏み込んで、今後多額の基金が取り崩されるであろうと判断して、地方自治法や吉岡町資金管理並びに運用基準に基づき、適正規模に保たれた運用範囲内での管理運用について尋ねます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この関係に関しましては、税務会計課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 今後、多額の基金が取り崩されて基金残高が減少したとしても、町では地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の6及び168条の7などの法令の規定や吉岡町資金管理並びに運用基準に基づき、公金については、元本の保証された預金や安全性の高い債券で管理運用を行うこととしております。

現在、各基金の資金は、大口定期預金として基金ごとに別々の口座で管理しております。預金の際には、利回りの比較、町関係機関の借入れの状況、運用資金の総額などを勘案し、県内に支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等において、より

有利な運用ができるよう心がけております。

また、それぞれの金融機関の収益性、安全性なども確認しながら、基金の管理、運用を行っております。

債券につきましては、市場の金利水準の変化に対応して価格が変動いたします。現在国債については、20年、30年の長期国債でないとい利息がつかない状況になっておりますので、購入の際については債権価格変動リスク、また金利変動リスクを勘案し、慎重に検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 次に行きます。

8月17日、内閣府が公表した国内総生産（GDP）の1次速報では、コロナ危機が本格化した4月から6月期の実質で前年比7.8%減、年率換算では27.8%減と、過去最悪のマイナス成長に陥ったことが確認されたと発表されました。しかも、今後も感染の第2波、第3波に脅かされ、二番底、三番底の様相を呈し、コロナ前の水準に戻るには最低三、四年はかかるとの見方が専門家の間では大勢を占めていると論評があるように、日本経済は危機的状況で、金融システムの危機や経済の底割れ状態が続くと予想されます。当然ながら企業も経営が悪化し、資金不足に陥り、個人も預貯金が欠乏し、恐慌状態になると思われま。当然ながら、町民税や固定資産税も減収し、各種交付金、支出金もカットされるわけです。そうなりますと、町も財政を根本的に見直さなければならないわけでして、財政の確保や歳出の制約をしなければなりません。まずは財政危機に直面したときの町の対応は、マニュアルはあるのかお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 現在、財政危機に直面した際の町のマニュアルというものはございませんが、予算の編成においては、過去の実情及び今後の状況を可能な限り想定した上で、想定され得る財政の危機的要素などを把握し、実施しております。

また、年度の途中で突発的な状況が生ずることとなれば、補正予算を編成することとなり、財源につきましては、基金を取り崩し対処することとなります。

今後も、様々な状況に対し、臨機応変に即効性のある対応をしてみたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 町債について尋ねます。

平成24年度当時で、総起債残高が107億7,338万8,000円、一般会計の町債残高が52億3,577万4,000円と多額な資金を調達していたわけですがけれども、令和元年度末の総起債残高が80億7,993万5,000円、一般会計の町債残高が46億2,259万3,000円と年々改善されていると判断しております。

しかし、しょせん借金でありまして、低金利時代ではありますが、元金と利子とを償還しなければならない。借金返済はやはり負担でありまして、少ないことにこしたことはないわけでありまして。

財政健全化に関する4指標を精査してみると、全てにおいて健全と認められますが、私が毎年問題にしているのが実質公債費比率でございます。29年度が10.5%、30年度が9.6%、令和元年度が8.7%と0.9%ずつ改善されております。しかし、地方債の発行に許可が必要となる基準の18%のまだ半分でしかない。まだ下げなければならないと思うのです。

そこで問います。財政調整基金の適正規模から鑑みて、一般会計の町債残高が令和元年度末46億2,259万3,000円は多いと思うのです。基金と町債とのバランスを考慮して財政運営を行わなければならないのです。臨時地方道整備事業地方特定分の償還終了などでの改善となっておりますが、まずは適正なバランスはどの程度なのか、今後償還される事業について、大まかで結構です。計画をお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 事業の実施に際しましては、議員おっしゃるとおり、利子等の負担を考慮しますと、可能な限り借入れを行わず、一般財源にて実施することが金銭的な負担は少なく済みますが、一般財源のみに頼ることでは基金が減少し、将来的な財政負担に耐えられなくなるおそれがあります。そのため、基金と町債については、基金の標準財政規模に対する適正割合等を考慮した残高を維持することを念頭に取崩し及び町債の借入れを行っているところでございます。

吉岡町では、ここ数年大型事業の実施に際しての財源として起債件数が増加しており、それに伴い残高も増加傾向にあります。実際、令和元年度末残高が、これも先ほど議員さ

んおっしゃいましたが、46億2,259万3,000円となっており、前年度末から1億5,000万円ほど増加しております。こうした起債額の増につきましては、後年における交付税措置のある起債の借入れによるものも多く含まれており、一概に全てがただの借金とは言えないものとなります。

事業における財源措置につきましては、まず事業そのものの実施の可否、そして国庫補助金等の特定財源の有無の確認をした上で、不足分について起債を検討し、その起債を検討する際にも将来への負担の平準化を考慮した上で、可能な限り交付税措置のある有利な起債を選定しております。

また、吉岡町の実質公債費比率につきましては、平成29年度に減債基金を活用して実施した繰上償還の影響もあり、過去3か年において減少傾向ではありますが、依然高い状況にありますので、今後も適正な借入れにより比率の抑制に努めてまいります。

なお、今後の償還される事業の予定というか事業の計画でございますが、本年度、元金の償還が開始される主な事業については、平成27年度に借り入れた南下城山防災公園整備事業及び平成29年度に借入れの防災無線デジタル化事業に係る緊急防災・減災事業債があり、次年度においては、平成28年度借入れの明治小学校校舎増築事業に係る学校教育施設等整備事業債や令和元年度借入れの第三保育園解体事業に係る公共施設等適正管理推進事業債等の元金償還金の開始を予定しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） よろしく頼みます。次に行きます。

次が本日のメインでございます。PDCAサイクルが決して悪いと私は言わないんです。ただ、どうも雰囲気的に皆さん使い方を間違えていると思うんです。PDCAサイクルの理念につきましては、私も経営者なものですから、もう40年ぐらい前からそれなりに本を読んで勉強して理解しております。長い目を見た場合、新規事業を行うには有効であるには間違いないと思っております。町もPDCAサイクルを基にして事業を進めているわけです。

第4期吉岡町障がい福祉計画、吉岡町健康づくり計画、吉岡町都市計画マスタープラン、吉岡町立地適正化計画、吉岡町男女共同参画基本計画など、長期にわたって推進していく事業に関しては、P、しっかり熟慮し計画を策定し、D、事業の実施及び施策の推進を行い、C、行政評価や委員会・審議会などの意見を踏まえて、A、取組の短期的な修正を行い長期的な方向性を確立していき実現させていくということに対しては適した概念ではあります。だが、しかし、短期的な見地からは、その理論は通用しないわけです。

最近、とみに町の対応は遅く感じられて仕方ありません。昨年12月の定例会の一般質

間で取り上げましたが、時間の都合で割愛しました。今回、改めて質問するのは、世紀の大災害である新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、それに対応する事業が遅いからです。他市町村よりも明らかに遅い。緊急事態に際しては、即効性が求められ、より早く安心・安全を担保することが第一義なんです。全町民に対してではなく、もう全般に対してなんですが、今回はどうも私の考えでは、一部の事業者や被害者だけで、町政の大原則である町民のために置き去りにされているとしか私は思えないです。

そして、上毛新聞によりますと、各市町村がコロナ対策で、住民支援で、各自の給付を開始したのが5月中旬から6月中旬までで、ほとんどの市町村が給付手続を済ませております。吉岡町は、11月とは何と遅いことか。思いますに、これは私の学説で、皆さんどう思うか分からないけれども、現代社会において新規事業というのは皆無に等しいのです。成熟した現代社会では、過去に成された事象をその時代と状況にマッチした計画にアレンジし、遂行していくのです。発見・発明などと言えるのは、ノーベル賞や文化勲章など特別な業績のみなのです。それらの人々は天才と認められるだけで、一般の人たちは過去既になされている取組を参考に、またその時節に適合した事柄を整理して行っているにすぎないのです。それゆえに、我々に求められるのは、過去の施策を検証した上で、今起きている事象を精査し、町に合った事業を改めて行うことです。その時点においては、熟慮した計画などは考える時間などあり得ないのです。常にPDCAが同時進行しなければならないのです。

PDCAサイクルの欠点は、結局こういうことなんです。今、これから言いますけれども、致命的にスピードが遅い。そして、手順を重視するあまり、合意を取り付けなければならず、なかなかまとまらない。そのために責任が明確でないので、事業にむらができる。無駄と思えることにはチャレンジできず、改善の余地がない。いわばPDCAサイクルは、完全を求めるゆえに組織の中の優劣の差別ができてしまう。ある意味では、正確に、慎重に進めていかなければ弊害が起こるのは当たり前のことなのです。短期性、即効性が求められるべき取組については、トップダウンか担当職を入れた少数精鋭で行うべきと思うのです。Plan、Do、Check、Actionを順次、即時に判断して即座に実行に移すべきです。とかく組織というものは決め事が多く、身勝手な行動はできないものです。まして役場という公の場では、条例など規則等もありますので、熟慮しなければならないことが多いと思っていますが、町のトップとなった以上、トップダウンか少数精鋭で、即座に物事を進めるべきだと思うのです。

町長、そこら辺の所見をお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕



町 長（柴崎徳一郎君） Plan、Do、Check、Action、このサイクルに物申すと質問いただきました。

ご指摘の少数精鋭で行うべきという組織形態については、町長直轄の政策実行グループを編成するといった意味合いのお話かと思いますが、今年度実施した組織機構改革の検討過程においても、そして現時点においても、そのような組織は検討されておりません。

各所属長へは私が指示をした中で、課・局の業務範疇の中において事務が執行されるものと認識しております。所属長に対しては、常にスピード感を持って業務に当たるよう、指示をさせていただいているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） その答えでは、答えになっていないかな。じゃ、何でそんなにいろいろと、去年から考えてみると、事業が遅いのかな。私は、遅く感じられるんですよ、どう見ても。私、町長、柴崎さんと言わせてもらいますけれども、柴崎さんとは私が体育協会の役員以来面識があるから、もう25年から30年、副町長の野村さんとも体育関係で面識がありますけれども、町長の場合はその後当然ながら町長選2回やってきて、議員になって町にいろいろと一般質問されたじゃないですか。特に、そこら辺の一番理解している福祉関係とか、子ども子育て、これを中心に地域の課題、これからの町の課題、いろいろといっぱいしたものじゃないですか。そこら辺の町長の議員の頃の一般質問等を考えていろいろ見た場合、町長、この人はいろいろ努力しているな、町のために頑張っているなど、私は感心していたんです。立派とまでは言わないけれども、感心していた。ところが、私思うんです。町長になってから、どうも積極性がない。町長になったということは、当然ながらその本当はある意味、力と言ったら失礼かな、それはあって当たり前なんだと私なんかは思うんです、ある意味ね。だから、町長が、ある意味そこら辺の独自性、自主性、自己主張ですよ。そこら辺はもっと私はやっていいと思っているんです。だから、そこら辺が前から大分町長になってなくなったのが私は残念でならない。残念でならないと言ったら、特に選挙とか議員のときの勇猛果敢にいろいろなことを述べてやったじゃないですか。だから、それは、何か今物足りないんです。本音を言います。

それなので、町長にはもっと町に対する独自性、自主性を出してもらいたいと思っているんです。これは私の希望なので、それを求めませんけれども、一応そこら辺はぜひお願いしたいと、ちょうどいい時間だな、思います。ひとつそこら辺で、いろいろと心で、自分の心の中で、いろいろと考えて、いろいろ行事を、施策を進行してってください。よろしく頼みます。

だから、今町長は、この中でも答えてしまったので、次の質問を今一瞬どうかと考えた

んだけれども、これも当然それに関わった問題だから行きます。

私ども経営者から見ましては、業務を遂行するに当たっては、4Pなのです。4Pシステムなのです。ポリシー（方針）、プラン（計画）、プロジェクト（業務）、プレー（作業）が常に同時進行するのです。民間企業では、タイムイズマネーなんです。そのタイムイズマネーにいろいろ解釈あります。本当の金額というか、その時間に対する重要性を担保するか、そういうことがいろいろありますけれども、単純に一応タイムイズマネーと思ってください。常に即行動し、即よい結果をもたらすよう努力をしているのです。町も即対応して施策を実行すべきです。国や県の指導の下にとか他市町村の動向を見ながらなどと思案しているから遅れるのです。

町でも、短期戦略対応のマニュアルがあると聞いています。概略で結構です。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ご指摘の短期対応マニュアルについては、そういった趣旨のマニュアルというものは存在しておりません。ただ、例えとして申し上げるならば、業務継続計画、一般的にはBCPと呼ばれるものですが、災害時等において、町に求められる行政機能を維持し、町民生活に支障を来すことがないよう、災害時等の社会状況を想定した上で、継続して取り組むべき業務を整理し、そのために必要な体制などをあらかじめ定めることを目的としたものは存在いたします。

今回の新型コロナウイルス対策においては、「吉岡町業務継続マニュアル～新型インフルエンザ等対応版～」に基づき、流行時継続業務、流行時縮小業務、流行時休止業務等と区分し、業務を行っていくこととなっております。

また、当然のことながら町で実施する業務等の決裁の流れは事務専決規程や財務規則により定められているものでございますが、それを逸脱しない部分での業務遂行につきましては、スピード感を持って臨機応変に対応するよう周知徹底しているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そちら辺は分かっていたので、当然、悪いんだけど、この質問をします。

対応が遅いのは、短期戦略対応マニュアルが完全ではないからです。今町長が言ったように、そのとおりなんです。私は、本当に即応しなきゃならないと、物事は、さっきの私の理論で言ったんだけど、即事象、その起きている状況、事柄に対して、過去のある意味そういう経験というものがいろいろ事象ごとにあるんです。それをも参考にしながら、

常に常に先のことを考えなきゃいけない。そのために短期マニュアルというのが必要なんです。だから、今言ったとおり、多分こう皆さん考えていると思うんです。私なんか考えられないことなだけけれども。1970年代に起きた金融不安のときに行われた護送船団方式のように引っ張ってもらっていったほうが楽なのです。国や県の指示に従ってとか、市町村の動向を見ながら判断して施策を入れたほうが楽なのです。私は、全く違うと思っています、そういうの。実質、その地域の風土に合わせ、またその環境に合わせて、当然町々の施策は行われるべきであって、それに対してはやっぱりその独自の、町の、今言った例えば今回のコロナに関してはそうです、特に。もう短期的な、これだけ一遍に物事がもう4月、5月に対象となった、特に経済的なものも、またさっき言った精神的なもので気持ちも落ちていっている方に対しては、すぐ安心・安全を担保しなきゃならない。それに対することには常に即行動、即結果を求める。これが常に必要なんです。民間のこととかこのことは、さっきもここで言っています。ですから、各自治体、それぞれの特徴があるべきなんです。それゆえ、他市町村よりも先んじて行動してよい結果を得るべきなのです。後追いでなく、即決定、即実行なのです。ですから、町長、一応今ここで質問したとおり、その短期戦略マニュアル、そういうものを、ある程度今までの経験とか、世情が一番大きな問題ですけれども、それに対して策定するような考えはありますか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 準備には余念なきよう進めていければと思っております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 必要なことだと思いますよ。必要なことだと思いますよ。長い社会があって、いろんな事象、事件が起こる。ですから、常にそれに対するマニュアル、これは作っておくべきなんです。どういう事象が起きたとしても、それに、過去に大体起きていることを、今まで、先人ですから、起きたことに対して精査して、それに対していろいろと事情を加えて修正して施策を行う。これが一番、過去のその事象を見て、今ちょっと一瞬言葉出なくなっちゃったんだけど、それが一番大事だと思うので、ぜひそこら辺は考えてください。ひとつ頼みます。特に、このコロナに関して、こういう形ができたものから、特にお願いします。

最後に行きます。

今年3月第1回議会定例会の町長の施政方針に対しての質問をした中で、吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例が4月1日より施行されたのに対して、新設さ

れた産業観光課の中の商工労働に関する事項について質問したわけです。

内容としては、商工業者の発展のために、商工会の充実を図るべきと思うとのことでした。私の質問が。今回、新型コロナウイルス対策として、大打撃を受けた、町内に住所があり、町内で事業を行っている事業者を対象に1件当たり10万円の緊急対策経営持続化助成金助成事業と売上げが前年度同月比50%以上減少した飲食店経営者に1件当たり10万円の支援助成事業を行われたわけです。

今回の給付事業では、少しは潤ったと思われます。経過と申請者の数と何%かをお尋ねします。

また、地域応援商品券事業の経過もお尋ねします。

施行されてまだ5か月ですが、新型コロナ対策での協力などで連携がなされていると思います。商工会との絡みにおいて、何か進展があったか、答えてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 組織機構改革で加わった事項等について、商工労働に関する事項ということで、質問いただきました。ご質問の内容としましては、1つ目が緊急対策経営支援助成金と経営持続化助成金の経過と申請数及び申請率について、2つ目が地域応援商品券事業の経過について、3つ目が商工会との連携等において進展はあったのかと、以上でよろしいかと思いますが、この件に関しましては、それぞれ産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、それぞれについてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の吉岡町緊急対策経営支援助成金は、5月8日の臨時議会でご承認をいただき、5月11日から申請の受付を開始いたしました。8月25日現在、申請件数が33件、支払い済み件数も同数の33件となっております。見込みの件数に対する申請率につきましては、55%でございます。

次に、吉岡町緊急対策経営持続化助成金は、6月の定例議会でご承認をいただきまして、申請の受付を開始いたしました。8月25日現在、申請件数が144件、支払い済み件数につきましては123件となっております。見込みに対する申請率につきましては、41%でございます。

次に、2つ目のよしおか地域応援商品券の経過につきましては、7月27日の臨時議会でご承認をいただき、8月3日に吉岡町商工会と8月5日に株式会社GCCとそれぞれの業務委託契約を結んでおります。商工会との契約によりまして、商品券を利用できる事業者の募集を開始し、8月25日までの応募件数につきましては81件となっております。

また、商品券やポスター及びチラシのデザインが完成いたしましたので、8月19日に商品券等の印刷について発注したところでございます。

そして、3つ目の商工会との連携についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、政府は4月16日に全都道府県を緊急事態措置の対象といたしました。緊急事態措置による町内事業者の影響等の状況については、こちらから商工会へ出向きまして、直接情報提供いただき、まず町内飲食店の支援について助成金事業が迅速に実施できたというふうに思っております。商工会との連携につきましては、現在もよしか地域応援商品券の一部の業務についてお願いをしている状況でもございます。町といたしましては、今回のような有事の際のみならず、平日頃からお互いに情報提供を行い、情報共有を深めながら進展させていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） やっぱり残念ながらさっき言った55%、33件、私もそう思っていたんです。本音を言います。実際、60件ぐらいしかないところで、それに対して助成をもらいたいというのは、そんなものかな。こればかりはちょっと残念ながらそこら辺は理解したので言わないんだけど、ただ一番最後の、今言ったとおり、地域応援商品券事業の経過で、81件、何社、事業所に配布しました、出しましたか。それだけ教えてください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） この件に関しましては、こちらから募集という格好ではなくて商工会に委託しておりますので、町ではホームページ等の掲載を行いまして、ぜひ応募してくださいという格好を取っております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そうだよな。考えたら、商工会で出すよね。商工会の会員は約330ぐらいだったかな。そこで、商工会は当然、個人店とか、商工会とか、そのほかのとか出すよね。分からないわな。ただ、まだ81件なので、やはり本音を言います。少ないのはそれだけ利用価値がないんですよ。それだけは頭に入れておいてください。さっきも、私が3つ選択したか言ったら、結局これもまだ81件しかないということは、また本音言います、利用価値がないと思うから事業者も申請しない。私はそう思っております。そこら辺は失

礼なんだけれども認識が甘いと思っております。商工会との絡みでさっき答えて、商工会を、あと商工業者をこれから取りあえず発展させていくには、もっと密にしなきゃ。もっと密にしてそこら辺をしっかりと利用して、町の商工業者の発展のため、一番問題は、もう1分しかないけれども、ちょっともう、まあいいや。中島課長には一番最後の問題をちょっと答弁は分かっているので割愛をさせてもらって悪いんですけども、どうしてもやはり私思うのは、52秒だから無理かな。町のために町民が最小構成単位です。町民一人一人が社会の中で一番の構成単位なんです。それがしっかりして潤っていかなきゃ、三角になっているこの頂点もよくなる。もう時間がないからそれを言いますけれども、それを頭の中に入れてしっかりと町民のための施策をやってもらいたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、11番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1点目、水道事業について質問するものであります。

（1）水道事業に係る施策等について質問いたします。

吉岡町においては、平成31年3月に「水道事業基本計画（水道ビジョン・経営戦略）」が策定されました。

この計画では、「第1章 計画の趣旨と位置づけ」において、「厚生労働省は、2004年6月に日本の水道事業の目標となる将来像と具体的な施策・工程を示した『水道ビジョン』を策定し、2008年7月にこれを改訂しました。その後、東日本大震災の経験を教訓にした、より災害に強い持続可能な水道の実現と日本の総人口の減少予測をはじめとする水道事業を取り巻く環境の大きな変化に対応するために、水道ビジョンの全面的な見直しを行い、2013年3月に新たな『新水道ビジョン』を策定しました。この中で、水道事業者等に対しては、『新水道ビジョン』に基づいた各施策の取組をより一層推進するため『水道事業ビジョン』の策定を要請されています。また、2014年8月、総務省より、独立採算制を基本原則とする公営企業に対して、人口減少等に伴う収益構造の変化や

老朽化に伴う管路等の大量更新期の到来等により経営環境の厳しさが増す状況下でも、将来にわたり安定的なサービスの提供を実現するために中長期的な経営の基本計画である『経営戦略』の策定が要請されました。本町水道事業においても、環境の変化や直面する課題に適切に対応し、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに、安定した経営基盤を持続していくため、国が示す『安全』『強靱』『持続』を柱とした計画『吉岡町水道事業基本計画（水道事業ビジョン・経営戦略）』を策定するものです。」としておるところであります。

今回は、この計画のうち、気になった点の一部についてピックアップして質問するものであります。

まず、浄水場の耐震化についてお伺いいたします。

計画によると「施設ごとの耐震化は進んでいますが、取水から送水まで一連のシステムとしての耐震化には至っていないため、2016年度末の耐震化率は0.0%となっております。」とあります。耐震化ができていない浄水場の今後の耐震化の計画はあるのか。また、取水から送水までの一連のシステムとしての耐震化の計画はあるのか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 坂田議員のほうから水道事業に係る施策、浄水場の耐震化についての質問をいただきました。

本町の水道については、皆様の生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つとして、その必要性や緊急の度合いに応じて基幹施設や管路の耐震化など様々な施設整備を実施してきたところでございます。

浄水場の耐震化についてご質問いただきましたが、耐震化されていない施設、耐震性が不明である施設については、水道事業の中で優先順位をつけながら耐震診断等を行い、その結果を検証した上で、必要に応じて耐震化の改修計画を実施していければと考えております。

また、基幹管とされる取水管や送水管などの耐震計画については、平成27年度に作成しました「水道事業・管路更新計画」に沿って、優先順位の高い石綿管の更新を進めさせていただき、その後に基幹管路などの主要管路の耐震化を順次進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） まず、石綿管が先で、その後基幹管路というようなお話でしたけれども、

そうしますと枝葉のほうを先にやってメインとなるものは後回しにするという、その辺の理由についてご説明をお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、上下水道課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 今後の計画でございますが、先ほど町長が耐震診断等により今後は基幹施設や管路などの重要施設から計画的に進めることが課題ということで申し上げました。この計画の中でも記載をしておりますけれども、施設につきましては、老朽化により早急の対応が必要でございます上野原浄水場については令和3年度より取り組みたいと考えております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この浄水場のみで耐震化等できていないものというのは、上野原浄水場だけですか。ほかにもありますか。その辺のお答えをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、上下水道課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） まず、浄水場関係の耐震化ゼロ%ということでございますけれども、これにつきましては、河川や井戸などの水源から浄水場あるいは配水池施設をつなぐ導水管路、それから配水池から送水管路までの一連のシステムということで、耐震化が図られているかということの指標でございます。今回、一部施設ということで、南下の第2浄水場、第3浄水場については既に耐震化は図られておりますけれども、一連のシステムとしてはゼロ%というような指標になっております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしましたら、次の管路の老朽化及び耐震化について質問いたします。石綿管布設替えに係る防衛省の補助事業が終了いたしました。残る石綿管はどれくらいあるのでありましょうか。また、残りの石綿管布設替えの計画はどのようになっておるでしょうか、質問いたします。



議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 防衛省の補助事業を活用して平成27年度より進めてまいりました老朽管更新事業・石綿管布設替工事は、令和2年度分の事業費の前倒し交付をいただいたことから、おかげさまで令和元年度で補助事業が終了しております。

この工事全体で布設替えができた石綿管の総延長は、約1万1,124メートルです。町内に残ります石綿管は2,760メートル、残りの石綿管については施設等の更新計画や財政状況を踏まえながら、石綿管の解消に向けて毎年少しずつ布設替えを進めていく考えてございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） この管の布設替え、年間、計画的に進めていくということでありますけれども、おおむね1年当たりどれくらいの予算が取れるというふうに考えておりますか。と申しますのも、この防衛省の補助が始まって劇的に石綿管の布設替えというのができた。私、その前の状態も知っておりますけれども、この石綿管の布設替えにつきましては、関心を持っていらっしゃる議員さんがいて、1年ごとぐらいに聞いているけれども、やっている、やっていると、そういう答弁はあるんだけど、総延長からしたら全く減っていない、キロメートルで言われますと。恐らく数百メートルとか年間やっているんでしょうけれども、進んでいない。遅々として全く進んでいないという状況がありました。そういったことで、もう一度質問するものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 上下水道課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 今後の石綿管の更新計画ということでございますけれども、具体的には今後予算等の関係もございまして、管理者でございます町長と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、応急給水体制の充実について質問いたします。

現在の耐震化率等を見ると、震災等で断水が生じた場合の応急給水体制が必要不可欠であると思います。災害時においては、人が生命を維持するのに必要な最低水量として1人1日3リットル、3日で9リットル以上の飲料水が必要となるとされています。現状で、どれぐらいの応急給水が可能なのでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 応急給水体制につきましては、隣接する渋川市とは平成21年12月に締結をした「災害緊急時応急給水に関する締結書」により、小倉、漆原地内の2か所で配水連絡管を接続し、1日当たり500トン、同じく隣接する前橋市とは平成31年1月に締結をした「上水道相互連絡管設置に関する協定書」により、大久保地内1か所で配水連絡管を接続し、1日当たり400トン、合計900トンの応急給水が可能となっております。

また、基幹施設においては、平成17年度に南下地内に築造した第3浄水場と19年に築造した第2浄水場配水池は大規模な地震でも健全性を損なわない耐震レベル2に相当する施設となっておりますので、災害時における確保水量については、この2つの施設の合計有効水量3,950トンが水利計算上の配水池での最大確保水量となります。

しかしながら、給水車などの機動的に対応できる機材がありませんので、有事の際に水を配ることが大きな課題となります。

また、群馬県とは水道災害相互応援協定も締結しており、有事の際には県内水道事業者からの応援協力を得られることとなっております。

今後も、さらなる応援給水体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 給水車は1台もないということではよろしいですか。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

BCPの策定について質問するものであります。

計画によると、「BCPが機能することにより、水道では災害発生時に断水が生じない、または断水しても断水戸数を少なく抑えつつ、災害発生後から通常給水へ戻るまでの時間を短くする効果が期待できます。対象リスクとしては、地震等の自然災害、パンデミック、

事故、テロなど様々なものが考えられますが、本町では地震等の自然災害を主な対象として重点的に計画を策定していきます。」とあります。策定予定はどうかお伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） B C P策定計画については、現在、防災担当課で策定をしております「吉岡町震災時業務継続計画」の中に上水道事業も含まれていることから、町の業務継続計画を準用していきたいと考えております。

なお、この計画については、令和2年度に見直しをする予定と聞いておりますので、吉岡町水道事業基本計画の方針を踏まえつつ、進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、今後10年間の投資額と主な事業についてお伺いするものであります。

これは経営戦略のほうになると思うんですけども、この計画によると、今後10年間の投資予定として17.8億円が予定されているということであります。この財源確保については、どのようにお考えになっていますか。

この質問をいたしますのは、同計画によりますと、企業債の発行残高を将来の負担を過度にしないために、軽減するために、その起債残高を10億円以内にするというような記述があります。現在、起債残高は9億2,000万ちょっとであるというふうに記憶しておりますけれども、そういたしますと、企業債の発行というのは大体8,000万円ぐらい、この17.8億円には到底及びません。そういったことで、今後どのような形でこの財源を確保していくのか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 水道事業基本計画の投資・財源計画における今後10年間の投資予定額17.8億円ですが、その中の管路耐震化4.3億円については、防衛省の補助事業を

活用させていただき、前倒しで石綿管更新計画の9割近くが済んでおりますので、今後の投資予定額としては13.8億円が必要になると現時点では見込んでおります。

これから取り組みます主な事業では、上野原浄水場施設改修工事になりますが、財源につきましては来年度以降も防衛省に補助金の要望をしており、補助金と公営企業債などを活用して効果的に進めていければと考えております。

そのほかの施設改修に必要な財源につきましても、活用できる補助金などは最大限活用し、財政負担の少ない効率的な施設整備に努めてまいりたいと考えておりますが、水道料金の見直しなどの検討も必要になると考えております。

また、先ほど言われました起債残高10億円の関係です。10億円を堅持するというような観点からの部分のお答えでございますけれども、まず起債残高10億円以下に取り組むためには投資の平準化が鍵ということになってくるかと思っております。今後10年間で投資額が10億円を超える現在の計画でございますが、事業の精査、それから合理化により、投資額の縮減や見直しを図り、できる限りバランスよく進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今防衛の補助をまたお願いしたいというようなことでありますけれども、このお願いする防衛の補助というのは、補助率はどれくらいなのでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 現在要望しております事業については、補助率2分の1で要望しております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしましたら、次の高齢者等の交通手段について質問するものであります。

（1）食料品アクセス問題に係る施策等についてであります。

まず、町の現状に対する認識をお伺いするものでありますけれども、近年、食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等に伴い、過疎地域のみならず都市部においても高齢者を中心に食料品の購入に不便や苦勞を感じる食料品アクセス問題が顕在化している。

この食料品アクセス問題は、流通上の問題にとどまらず、生活基盤といった地域社会の在り方とともに、食生活を通じて健康にも関わる複雑な問題となっていると言われております。

農林水産政策研究所では、食料品にアクセスすることが困難な人口を「アクセス困難人口」としてアクセスマップを作成しているところであります。アクセス困難人口とは、店舗、この店舗には生鮮食品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニまでを含むわけでありますけれども、これらの店舗まで500メートル以上、65歳以上の高齢者で自動車利用が困難な人口をいうと。このアクセスマップによると、吉岡町のアクセス困難人口は、20%以下という、アクセスマップの類型においては一番アクセス困難人口が少ない類型にあるわけであります。

確かに吉岡町は、面積も比較的狭く、大型商業施設、大型スーパー等の進出は目覚ましいものがあります。また小売店、コンビニ等も点在しているわけであります。しかしながら、地域によっては自宅から500メートル以内にこれらの店舗がない場合もあり、食料品にアクセスすることが困難な人がいることも事実であります。町はこの問題をどのように認識しているのでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 高齢者に関わる食料品アクセス問題に係る施策等について、町の現状の認識についてのご質問をいただきました。

町の現状はとのご質問でございますが、国が作成しているアクセスマップにおける吉岡町のアクセス困難人口の割合は19%と示されておりますが、この結果については、国勢調査の調査結果に基づいて算出された推計値となっております。

また、町では、平成29年度に町内の買物が困難と思われる高齢者を対象に各地域の民生委員の方々にご協力いただきながら買物アンケートを実施した経緯がございます。

この問題に対する吉岡町の認識としては、先ほどの買物アンケートの結果では、子供や知人に買物の代行を頼んでいる状況も見受けられることから、それほど多くはないが、必要性はあると認識しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ただいまの町長の答弁では、町独自のアンケートによると、子供や知人に買物代行を依頼しているケースもあるけれども、さほど多くはないというような答弁でありました。さほど多くはないかもしれないけれども、やはりそういう買物に困難を来していらっしゃる方がいらっしゃることも事実であります。

この食料品アクセス問題に対して具体的な施策ということでお尋ねするわけでありませうけれども、農水省の食料品アクセス問題に係るポータルサイトによると、この問題の自治体の取組事例としては、おおむね公共交通等の充実、自家用車に代わる足を自治体が提供するパターンと、それ以外、食料品にアクセスすることが困難な方のところに食料品等を届けると、この2つの類型に分かれるかと思えます。自治体のそれぞれ各いろんな取組事例としておおむね2つに分けられる。そういったことで、私もこの2つの類型に分けて質問するものでありますけれども、まず公共交通等の充実について質問するものであります。まず、タクシー運賃等助成事業についてお伺いいたします。

町では、本年度から従前の福祉タクシーと相乗りタクシーを統合して、新たにタクシー運賃等助成事業、いわゆる「よしタク」として新たにスタートしたわけでありませう。この事業の概要とともに、利用状況がどのようになっているか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、企画財政課長より答弁をさせませう。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 令和2年度より実施しているタクシー運賃等助成事業についてですが、まず概要といたしましては、交通不便地区・空白地区の解消に向けた取組として、交通弱者がタクシーを利用した際に支払う運賃等の一部を助成することにより外出機会の創出を図り、もって日常生活における利便性の向上に資することを目的として、町内全域を対象として実施しているもので、1枚500円相当の利用助成券を使用に応じて年間最大72枚を一括交付させていただいているものでございませう。

対象者といたしましては、吉岡町に住民登録をされている方で、70歳以上の方、年齢19歳以上の方であって運転免許をお持ちでない方、障害者の方のいずれかとなっております。

利用方法につきましては、タクシーを利用した際、運賃等の範囲内において、1回の乗車につき最高2枚の利用助成券を使用することができます。ただし、2人以上の利用者が同乗したときは、運賃等の範囲内において、同乗する利用者がそれぞれ利用助成券を1枚使用することができるというものになります。

また、今年度の利用状況等についてですが、令和2年7月末時点、4か月を過ぎての時点ということになりますが、申請者数が148名、また実際に利用された方が65名、利用枚数が643枚、助成金額は、その4か月で3万2千1,500円となっております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 7月までの時点の利用状況というのは、この福祉タクシー、相乗りタクシー、それぞれ前までやっていたそのものと比較というのはできますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 令和2年の7月末時点での比較というのはできないんですけども、昨年度の福祉タクシーと従前の実績で見ますと、64万4,000円ほどとなっておりますので、約4か月でもうその半分に達しているという形になっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 滑り出しはいいのかなというふうに思います。

続きまして、福祉車両貸出事業についてであります。

社会福祉協議会が実施している福祉車両貸出事業の概要と利用状況はどうなっておりますでしょうか、お伺いするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） 社会福祉協議会が実施をしております福祉車両貸出事業につきましては、高齢者または障害者等のために歩行が困難な方で、車椅子を必要とする方にリフトつき自動車を貸出いたします。

費用につきましては無料で、燃料費として1キロ当たり10円をご負担いただいております。

利用状況につきましては、令和元年度実績で10名の方にご利用いただき、貸出し回数につきましては49回、走行距離は1,225キロメートルになります。令和2年度4月から7月末まででございますが、6名の方にご利用いただいております。貸出し回数につきましては11回、走行距離につきましては279キロメートルとなっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 次に、巡回バス、デマンドバスの検討について伺うものであります。

この件については、多くの議員さんが何回も何回も質問されているところでもありますけれども、私もまた質問いたします。

公共交通マスタープランによると、「鉄道駅やバス停が近づくなく、『利用したくても公共交通を利用できない』公共交通空白地域が存在しています。また、『利用はできるが便数やダイヤの問題で不便』という公共交通不便地域も存在しています。これらの空白地域や不便地域を解消する公共交通サービスの検討が必要となっております。」というふうにしておるところであります。

また、住民アンケート調査の結果を見ても、「高齢者や障害者が利用しやすいバスの運行」「バス停から遠い人でも利用可能なバスの運行」「巡回バス路線の検討」に対する要望は「多少思う」「非常に思う」を合わせると、いずれも50%を超えておるところであります。

タクシー運賃等助成事業についても一定の評価はいたしますが、利用者の個人負担部分が大いなのが現状であります。誰もが日常の足として利用できる安価な交通手段をさらに検討する必要があると思っておりますけれども、町の考えについて伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご指摘のとおり、平成24年度に実施した「吉岡町における公共交通に関する基礎的な調査」においては、バス運行の充実に対して高い住民要望があることは十分承知しております。

その改善策の一つとして、まずは相乗り推奨タクシー運賃等助成事業を実施、また福祉タクシーとの本年度からの統合により、タクシー運賃等助成事業に移行したところ、多くのご利用をいただいているところであります。

ご指摘の巡回バスやデマンドバスにつきましては、それぞれ運行方法等も異なり、また車両の管理や人件費、運行システムの構築等、経費がかかることから、導入につきましては慎重な対応が必要ではございますが、町民の皆様へのニーズはもちろんでございますので、コストも含めた様々な視点からも今後また検討を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕



9 番（坂田一広君） なかなかやっぱりさっきのタクシー運賃等助成事業だと、最高で1,000円までの助成ということで、最大で、1人で利用した場合、往復2,000円ですか。ただ、前橋とかあっちのほうの大きな病院に行こうとすると、数千円はタクシー代かかってしまうというのが現状であります。だから、そういった中において、なかなか便利な足としての公共交通、負担が少ない形での公共交通というのは考えていかなきゃいけない。むしろ、例えば、町長あるいは総務課長と一緒に視察行ったのでよくご存じかと思えますけれども、あれは栃木県ですか、栃木県の茂木町と芳賀町でした。200円、300円という安い料金で少なくとも町内は移動できると。デマンドバス、ドア・ツー・ドアで。特に、年齢制限等もなしに。初期的な費用もそれほど、吉岡町でやってできない費用でできたと記憶しております。そんなことで、実証実験やろうと思ったら大変なお金がかかるというのは分かります。運転手雇わなきゃいけないし、基地局に待機して配車をコーディネートする人も必要になってくるであろうと。車も2台ぐらい必要になってくるであろうと。そういったことを考えたらコストはかかるわけでありまして。実証実験以外の方法で、恐らく、その検討のほうを考えられないかどうか再度伺うものでありますけれども、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 巡回バスやデマンドバスにつきましては、先ほども申し上げたとおり、吉岡町、どんな方がどのような、どこに行きたいのかというところも含めてよく調査検討した上で、そちらのほうについては、どんな方法が吉岡町にとっていいのかというところも含めて考えていきたいと思えます。

ただ、まずは今年度、福祉タクシーと相乗りタクシーを統合化しましたので、そこでまず充実を図りながら、今後の検討材料とさせていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、次の公共交通の充実以外の施策について伺うものであります。

まず、社会福祉協議会が実施している配食サービスの概要と利用状況はどうなっておりますでしょうか、伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 寺島介護福祉課長。

〔介護福祉課長 寺島悦子君発言〕

介護福祉課長（寺島悦子君） こちらのほうも社会福祉協議会が実施しておりまして、配食サービス事業ということでございますが、独り暮らしまたは高齢者のみの世帯並びに障害者に対し、食生活の安定と対象者の安否確認を目的として、月曜日から金曜日まで週5日昼食のほうを宅配いたします。

利用料は、1回当たり300円になります。

利用状況につきましては、令和元年度では利用者数49名、実施日数240日、延べ食数4,663食、令和2年度4月から7月まででございますが、利用者数が46人、実施日数82日、延べ食数1,912食でございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、移動販売事業、買物代行事業等の検討について何うものがあります。

町内では、小売業者が移動販売を行っている事例がありますが、一定の需要はあるものの、利益はほとんどないというのが実情のようであります。

高崎市では、高齢者の見守りも兼ねた移動販売事業を実施し、登録した移動販売業者に補助金等を支給するとともに、移動販売する業者が移動販売を行いながら地域の高齢者などの見守り等も行っており、万が一利用者に異変が起きたときなどは市や高齢者あんしんセンターに連絡が行くようになってきているというものがあるそうです。

高崎市によると、移動販売には、直接品物を見て選ぶことができる、近所の人とのコミュニケーションが取れる、地域のつながりが生まれるなどのメリットがあるというふうにホームページでは書いております。令和元年10月1日現在で、9業者が登録しているようであります。

町でも移動販売事業、買物代行事業等を検討できないか何うものがあります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、移動販売につきましては、先ほど議員さんのお話にもありましたように、今現在、自主的に取り組んでおられる町内事業者がございます。町でも対象の

事業者に対しまして移動販売の概要等聞き取りをさせていただいたことがございます。その現状については、ほぼ特定の固定の顧客を中心に週2日程度に曜日限定して販売を行っているとのことでございます。また、商品も顧客の好みに合うものなどを厳選し、販売ロス減らさなければ利益を出すことは難しいと聞いております。

次に、買物代行業業につきましては、平成22年度から平成25年度まで群馬県緊急雇用創出基金の補助事業として買物代行サービス事業を商工会により実施した経緯がございます。

内容といたしましては、いわゆるご用聞きに回っていただく方を雇用し、各顧客宅を訪問し、注文を受け、概算の費用を預かり、注文のあった商品を購入し顧客に届けるというものでございます。

補助事業の終了年度におきまして、何とか継続できないか、あるいは事業化が可能かどうか等検討を行いました。事業としては毎年赤字であったということから継続が難しいという判断に至った状況がございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） いろいろ町の取組、あるいはほかの自治体の取組等について聞いてきたわけでありまして、最後に食料品アクセス問題について、町の現状を踏まえ、今後どのような施策を講じていくのか、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この食料品アクセス問題については、農林水産省の管轄でございますが、経済産業省が管轄する買物弱者対策の定義とも一部重複する部分があります。アクセスマップはあくまで推計であるため、今後、地域の実態に即した具体的な調査が実施される可能性もあるかと思っております。調査の方法や手順については、国あるいは県単位で統一したものが示されるのではないかと考えております。

食料品アクセス問題と買物弱者対策の両問題に対して、総合的に対応する仕組みなどについて、町の担当部局や商工会、あるいは社会福祉協議会等の関係機関と情報を共有し、連携しながら模索していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、町のインフラ整備について質問するものであります。

今後予定されている主なインフラ整備についてを質問するものであります。

まず第1点目として都市計画道路について伺いますが、昨日の富岡議員と重複する部分

がありますので、2番目の都市計画道路漆原総社線について、さきの全員協議会で示されたわけでありすけれども、まさに12億の道路をあそこに造るということで、青天のへきれきでありました。事業の概要、また財源の説明をいま一度求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今議員のほうから都市計画道路、特に漆原総社線についての質問をいただきました。

都市計画道路は、町の骨格を形成する道路であり、吉岡町においては、昭和55年に6つの路線が都市計画決定されて以来、広域的な道路網の計画に合わせて数回の見直しが行われ、現在は11路線となっております。

都市計画道路漆原総社線の状況につきましては、建設課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 漆原総社線につきましては、事業化へ向け、道路の安全性や事業費の経済性を考慮しながら、平成30年度に道路及び交差点の予備設計業務を行い、現在、都市計画道路の変更手続を行っております。

主な変更点といたしましては、3点ございます。

1つ目の道路の線形の変更としまして、世界かんがい施設遺産候補となった天狗岩用水に影響を与えないように、併せて事業費の縮減を図るため、天狗岩用水を避ける形で若干の道路の線形の変更を行っております。

2つ目の道路の幅員につきましては、現在の計画、16メートルから17メートルを道路構造令に沿いながら片側歩道2.5メートル、路肩1.5メートルを両側分、3メートルの片側1車線となり、合計で11.5メートルの幅員に変更するものでございます。

3点目は、現在の計画では道路の両側に歩道設置となっておりますが、周辺の住宅地の張りつきから事業費の経済性、縮減を考慮し、片側の歩道とするものでございます。

全体の概算事業費につきましては、約12億8,000万円と試算されました。この事業の進め方としまして、ベルアスレチックから天狗岩用水路に沿うところまで、住宅地を抜け、吉岡川を越える計画となっており、橋梁や建物補償などが必要となることから、莫大な事業費や工期がかかるものと想定されます。

したがいまして、全員協議会においても説明しましたとおり、株式会社コメックス付近の暫定整備路線から温泉方面の上武国道へ向かう道路までを第1工区として延長約560メートルを整備する計画でございます。

この暫定整備路線を含めた第1工区の概算事業費は、約2億3,000万円と試算され

ております。国の社会資本整備交付金が該当すると考えられ、約50%、1億1,500万円の国庫補助が充当されるものと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この総事業費は幾らになりますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 全体の概算事業費につきましては、約12億8,000万円と試算されております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この総事業費12億8,000万円。第1工区は2億3,000万円ぐらいですか、ということでありますけれども、総事業費、この12億8,000万円という膨大な予算を要する道路、これを造ろうとするわけでありますけれども、これに関しては、ビーバイシー、費用便益分析というのは行われたのでしょうか、伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 29年度に都市計画道路の見直し業務を行ったわけでございますが、ビーバイシーまでの検討はされておられません。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） これだけの総事業費12億8,000万円、13億弱の道路を造るときにビーバイシーの分析もせず、ただ都市計画道路として載っているからやるんだというのは、ちょっと説得力に欠けると思うんですけれども、町長、ちょっとこのあたりの考え、伺ってもよろしいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど建設課長のほうからお話がありましたように、平成30年度からの進め方ということの中で、自分としては地域の住民からの要望等も含めて進めていけたらと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 確かに地域住民は喜ぶかもしれませんが、あそこに道路ができれば。ただ、町全体の財政等を考えた場合に、本当にこの12億8,000万というお金を投資してあそこに今あの道を作るべきかどうかというのは、ビーバイシーもやらずに検討するというのは、どういうことか、もう一度お願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、全てを含めて先日の全員協議会においても説明させていただいたとおり、地域、町全体を見通した中での必要性を感じて計画を進めさせていただきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、もうビーバイシーについてはやる予定もないということでしょうか。ビーバイシーの分析もせずにあの事業は進めるんだと、地元の要望等を考慮してという理解でよろしいんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） まず、今年度からなんですけれども、都市計画決定されてから30年以上経過しましたが、様々な事情から未整備のままの路線が町内には幾つかございます。都市計画道路の整備は、便利で快適な生活や経済活動の発展に必要不可欠であります。今後人口減少や超高齢化社会が同時に進行し、また経済の低成長の中、都市計画道路に求められる機能や役割も都市計画決定の時代とは変化が生じております。このような状況を踏まえて、町全体の都市計画道路の必要性及び妥当性を検証し、計画を見直すことにより、持続可能なまちづくりを進めたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ビーバイシーについてどのようにお考えになっていますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ビーバイシーの検討については、今現在は考えておりません。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 私、さっきから何度も言っていますけれども、12億8,000万円という事業を行う正当性、これを考えたときに、ただ単に計画に載っているからやるんだよというのではなくて、幾つかあるまだ未着手の部分の都市計画道路もあります。そういう中で、なぜこの道路を、今漆原総社線なのかということ判断するには、それぞれの道路の未着手の部分のビーバイシー等を考慮して何を優先させるべきかというのを考えていかなきゃいけないんじゃないですか、町長。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画決定がされてから30年以上経過しましたが、様々な事情から未整備のままの路線が幾つか残っております。そんな中で、現状、吉岡バイパスの延伸先である吉岡町都市計画道路大久保上野田線の整備等々、持続的に発展していくために最も重要な都市計画道路と認識しております。

この大久保上野田線は、県道として令和9年までに、県土整備プランに位置づけられているということでございますけれども、今後吉岡バイパスの延伸先である関係の渋川市さんと連携して強く望んでいきたいということを昨日も村越議員の質問の中でも答弁させていただきましたが、並んで重要な路線は、28年度に全線開通となった上武国道である前橋伊香保線バイパスが全線開通したことに伴い、県道南新井前橋線と来年度上半期に完成予定の大型車対応化駒寄スマートインターチェンジを結ぶ都市計画道路の漆原総社線を整備することが最重要と認識しております。

町の将来、20年、30年を見据えて、町の持続的な発展と町の魅力が増す重要な都市計画道路と認識しているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 大変に膨大な費用がかかる事業であります。慎重に検討していただきたい

と思います。

続きまして、八幡山グラウンドについて伺うものであります。

請願採択後の対応ということで、昨年9月定例会で、町内3校のPTA会長、吉岡町スポーツ協会会長、自治会連合会会長による「吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願」が採択されました。

議会でのこの請願採択を受け、町ではどのような対応をしているのか、伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 請願書の採択を受けまして、町教育委員会では、令和元年11月に、町自治会連合会長、町スポーツ協会会長、吉中のPTA会長にご協力いただきまして、「吉岡町八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める要望書」に係る懇談会を開き、要望書内容の3点である①400メートルトラックの設置と芝仕様のサッカー練習場の整備、②駐車場の拡張、③トイレの整備及び更衣室の設置に係る要望書の内容を確認させていただくとともに、今後の方向性についても意見交換をさせていただきました。

懇談会におきましては、要望書の400メートルトラックと駐車場を整備するためには現在の計画の用地の中では対応が難しいこと、八幡山グラウンドに人工芝サッカー場を整備する場合、野球場としての利用ができなくなるため、八幡山グラウンド以外で野球場の整備が必要となること、遊歩道や駐車場などは南下古墳公園を含めた整備計画とすることなどについて意見交換がなされ、最終的に、八幡山グラウンドにつきましては、南下古墳群や吉岡中学校の校庭を一体と見て整備する必要があるとの認識を共有したものでございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、どういう方向で町としてはあそこの整備を進めていきたいのか、説明を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。



〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 今の八幡山グラウンドには、社会体育施設としての役割だけでなく、吉岡中学校のサブグラウンド的な役割、南下古墳公園との関係性、基本設計のときにはなかった文化財センターとの関係性等、より広い視野での計画性が求められていると考えています。

今後は、吉岡町緑地運動公園の中の多目的屋外運動場であるという位置づけも考慮しつつ、総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設総合管理計画のほか、今後策定が予想される国土強靱化計画など、様々な観点から検討する必要も生じることから、まずは現在策定が進められている次期吉岡町総合計画において協議がされるものと考えています。

なお、事業化の際には、できるだけ特定財源の確保を図りたいと考えており、社会資本整備総合交付金や学校施設改善交付金、立地適正化計画に関連する支援策の活用のほか、スポーツ振興くじや企業版ふるさと納税についても検討していくことになると考えています。

**議 長（山畑祐男君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9 番（坂田一広君）** そうすると、この請願を委員会で審査したときには、どうも依存財源はなさそう、期待できないという話でありましたけれども、期待できる財源があるという考えでよろしいですか。

**議 長（山畑祐男君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

**町 長（柴崎徳一郎君）** この件に関しましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

**議 長（山畑祐男君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** このスポーツ施設整備における補助制度をちょっと調べてみたら、文部科学省による学校施設環境改善交付金が若干ですが対象となるということが、今のところちょっとそういう情報が確認されております。そのほかにも、社資交とかスポーツ振興くじが対象となると考えられますので、その金額についてはまだうちのほうはもちろん確定はしておりませんが、そのような対象が今浮上してきております。

**議 長（山畑祐男君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9 番（坂田一広君）** この400メートルトラック、あるいは芝張りのサッカー練習場、そしてあの請願にはなかったけれども、野球場も整備しなきゃならないといったら、10億、15億、幾らかかるか分かりません。そういった中で、一日も早い実現を望み、若干時間を

残りましたが、私の一般質問を終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

議長（山畑祐男君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。新型コロナウイルス対策についてでございます。

（1）番といたしまして、避難所運営研修の実施計画はということで質問をさせていただきます。

コロナウイルスの感染が日本中で拡大しています。群馬県でも、連日感染者が発生し、クラスターも発生している状況です。今まさに恐れていた第2波真ただ中との報道もありました。

先月、新潟大学医歯学総合研究科先進血管病・感染症治療・予防講座特任教授の榛沢和彦氏の「コロナの時代における避難所運営の課題」についての講演を聞く機会がありました。新型コロナウイルスは、当初考えられた以上に感染力が強く、感染者の死亡率は季節性インフルエンザ感染よりも5倍以上高いとのこと。その原因は、血管内で血栓ができやすいこと、免疫反応を過剰に引き出すことなどにあるそうです。

また、新型コロナウイルス感染の特徴としては、会話だけで飛沫感染し、そして飛沫で飛散したウイルスは、壁、ドアノブ、床などに付着し、数時間から数日間、感染力があるとのことでした。そして、厄介なことに、無症状の感染者から感染するため、PCR検査など新型コロナウイルスを特定できる検査をしない限り、隔離による感染予防は難しいとのことでした。

また、床からのディスタンスのための簡易ベッドについては、新型コロナウイルスは床付近にちりやほこりにくっついて多く存在し、床から30センチの高さで半分になると考えられており、簡易ベッドは避難所での新しい生活様式であり、ウィズコロナ時代の避難所では必須とのことでした。床にシートや畳を敷いた上に座ったり寝たりしている雑魚寝生活は、足に血栓ができやすくなり、最も危険であると同時に、避難所ではあってはならないとの榛沢氏の言葉でした。また、車中泊や雑魚寝は、足のふくらは

ぎから血栓ができやすいということで、それを防ぐために弾性ストッキングの使用がその予防になるということでございます。

7月の熊本の豪雨災害では、人吉市の避難所では全員が簡易ベッドである段ボール製ベッドと段ボール製のパーティションを使えるような避難所がつくられ、段ボールベッドの間隔は1メートル以上空けてソーシャルディスタンスが得られるようになっているそうでございます。お手元に配付してありますが、この図面が人吉市の避難所の実態だそうでございます。

また、今回の熊本の豪雨災害においては、特に県外からのボランティアの受入れが制限されていたのは記憶に新しいところでございます。ウィズコロナ時代では、県を超えたボランティア活動参加などは難しくなると考えられ、ますます避難所運営の人材が不足し、被災者の避難所運営への参加がこれまで以上に求められるようになると榛沢教授は語っておりました。

町でも、ボランティア活動経験のある人、医療関係者、教育・学校関係者、役場職員、自治会の防災対策の代表者などで避難所運営を研修する必要があるのではないのでしょうか。ちなみに、実施している自治体によりますと、各班に分かれ検温や避難者カードの記入などの受付業務や段ボールの間仕切り作成やベッドの組立て、避難世帯の区割りなど、避難所運営の流れなどを訓練しているそうです。

町では運営研修の計画はあるのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員のほうから新型コロナウイルス対策、避難所運営研修の実施計画はということで、質問をいただきました。

避難所の運営につきましては、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな運営方法が必要とされており、本町でも段ボールベッド、間仕切り等の整備を進めているところでございます。

さて、避難所運営訓練の実施計画についてですが、現在、本町でも実施に向けて防災専門員を中心に検討を行っているところでございます。

内容といたしましては、健康状態のチェックを含めた受付から、段ボールベッドの組立訓練、避難者の区割り方法、避難生活が長期にわたる場合の運営方法などを想定しております。

訓練の参加者としましては、各自治会長さんと役場職員を中心に考えております。これは、新型コロナウイルス対策も踏まえてあまり多数の参加とならないよう、感染リスクを考慮しながら実際に避難所の運営に携わる方を対象に訓練を行う予定でございます。

なお、実施の時期につきましては、段ボールベッド等の各種備品の納入状況や新型コロナウイルス感染状況も踏まえまして、可能な限り早めの実施していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 避難所の運営の研修を計画されているということで、よろしくお願ひしたいと思います。先ほども言ったように、本当に雑魚寝という避難所は、もうあつてはならないということでございます。簡易ベッドの、段ボールベッドの備蓄ですか、その辺のほうをしっかりとっていただきたいと思ひます。

地震大国という言葉がある日本でございます。火山の噴火もあります。近い将来、必ず首都直下地震や南海トラフ地震が起きると想定されており、その際はこれまで経験したことのない数の被災者、避難所数になると榛沢教授は言っておりました。

また、日本は、先進国の中で災害専門省庁が存在しない唯一の国だそうでございます。ちなみに、教授の話で、イタリアの例がございました。イタリアでは、市民保護省というのが災害のときの指揮を執るわけですけれども、イタリアではボランティア団体が避難所を運営するというところでございます。そして、各州には6人用のテントが250個、30人に1個のトイレとシャワー、1時間当たり500人以上の食事が作れるキッチンカーまたはキッチンコンテナなどを備蓄することが義務づけられており、さらに1,000人分の簡易ベッド、枕、シーツ、毛布がセットで備蓄されていて、これらの数と種類も法令で定められているというふうな説明がありました。日本の場合は、避難してしばらくはパンだとかおにぎりぐらいで、温かい料理というのが食べられないような実態で、話を聞いたところ、本当に日本の災害対策はちょっとお粗末だなというふうに思ひました。

また、国で、物すごい巨大な備蓄倉庫を国中にこういうふうに配置しておきまして、国ですごい備蓄量をしているんですね。それをボランティア団体がいざというときは使えるような形で、本当に国を挙げて、イタリアも火山もあるし、地震もある。日本と同じような国だと思ひます。話を聞いて、日本の脆弱性というのをつくづく感じた次第でございます。

こういうコロナのような時代で、新しい生活様式が求められるようになった今でございます。ウィズコロナに即した対策を望みたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(2)であります。医療、介護、福祉従事者に対して抗体検査を公費で負担している自治体があるが、町の考えはということで、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの実態が少しずつ解明されてきておりますが、このウイルスはしつこいウイルスとのことでございます。PCR検査も、症状が出た前後でないとな陽性になら

なかったり、2週間ぐらいで陰性になる人と1か月たっても陽性だった人がいたり、中でも、若い人たちが感染しても無症状で、知らず知らずのうちに感染を広げてしまうなど今大変危惧されているところでございます。

7月15日の上毛新聞に長野原町、草津、嬭恋の3町村が公費負担で抗体検査というような記事が載っておりました。それで、インターネットで調べますと、感染した場合でも発熱など症状が確認されない事例も多いとされ、抗体の有無を調べることで、従来の感染防止策の有効性を検証し、第2波、第3波への対策につなげるということでございます。

また、この抗体検査というのは、やはり症状が出なかった人や回復した人も含めて、過去にどのくらいの人に感染が広がったかを把握できる。次に流行したときにどのくらいの人感染する可能性があるのかを推計やワクチン接種が必要な人数の試算に役立つと期待されているということでございます。

また、これは神戸市なんですけれども、神戸市などもやはりこの抗体検査をまず実施して、この検査をやることによって、いずれも市内の合計の陽性者数をはるかに上回る抗体保有率を示したということで、要するに症状が出ないでどこかで自然に罹患している人がいたということでございます。それは東京でも同じということでございます。そして、神戸市長の話では、このPCR検査に加えて感染状況を定期的に検証するため、抗体検査を活用して、そして抗原検査も積極的に実施したいというふうに話しておるわけでございます。

実際、今本当にこのコロナウイルスに対して抗体検査というのが出てみたり、抗原検査というのが出てみたり、PCR検査というのが出てみたり、本当に複雑怪奇でなかなか混乱してしまうような形でございますけれども、今朝たまたまNHKを見ていましたら、京都産業大学で、PCR検査センターを何かつくるなんていう話が飛び込んできて、そして金額は、この抗体検査というのは1万円ぐらいするそうなんです。ですから、先ほどの嬭恋とか、草津とか、長野原は、1万円のところを1人3,000円で、町が要するに補助して1万円ぐらいする検査を3,000円の支払いで希望者に、次のちょっと質問になってしまうんですけれども、希望する人に検査をしてもらうということだったんですけれども、今朝の先ほどの産業大学の検査では1,000円ぐらいでPCR検査ができるなんていうふうになってきて、状況がどんどん変わっておりまして、私のちょっとこの質問がかなり古くなってきてしまいつつあるんですけれども、取りあえずこの抗体検査でそういうやっている自治体が、そんなに多くはないですけれども、あるということで、どんな感じで広まっていて無症状の人がいたかというのがつかめるというようなことなんですけれども、この辺について、まず真っ先に医療、介護、福祉従事者に対してそういった抗体の検査を公費でやっている自治体があるということなので、その辺、費用は、なぜ私

このあれを言ったかという、PCR検査ってやっぱり2万から4万するそうなんです。かなり高額なものですから、本当に大変だなと思っていて、この抗体検査ですと今現在では1万円ぐらいでできるということなので、まずは医療、介護、福祉従事者に対して抗体の検査を、そのぐらいは公費で負担してまずしてはいかかなということで、お伺いするところでございます。

町としては、町長、医療、介護、福祉従事者に対する抗体検査というのを実施してはと思います、町長の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 医療、介護、福祉従事者に対しての抗体検査を公費で負担している自治体がある。町の考えはということで、質問をいただきました。

抗体検査を公費でとの質問ですが、県内でも長野原町、草津町、嬭恋村において抗体検査を実施しているとのことですが、抗体検査については保険適用外で、おおむね先ほど申しましたように1万円程度の費用がかかるとのこととあります。抗体検査については、過去に新型コロナウイルス感染症の感染歴の有無が分かる検査となります。仮に実施した場合は現在までの流行を分析し、今後の対策に利用する等、活用ができるそうとございます。町としては、現時点では実施を考えておりません。しかしながら、今後の国や県などの動向もありますので、情報収集はしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、町長答弁いただきました。先ほども言ったように、PCR検査も何か安くできるような形で話が出ていますので、そういった、また安くなったら、真っ先にこういった人たちに優先的に検査を受けていただきたいなというふうに思うところでございます。

(3)の希望する町民に抗体検査を実施できないかということでございます。先ほどの長野原町とか草津もそうですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康子育て課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 一般住民にもというお話なんです、こちらにつきましても、先ほど町長が答弁したとおり、感染状況を調べて今後に対応することに有用だと思うんですけ

れども、仮に吉岡町だけした場合だと、あまり感染歴の効果というか、地域全体でどうかというのが分からないので、現時点でやったとしてもちょっとそれなりの効果というのが見えないかなということがあります。例えば、第1波のときに東京都と大阪府と仙台市ですか、国のほうでやって、1%にも満たなかったというようなこともありまして、そういった形で都道府県単位とかでやればなかなか有用かと思うので、現時点では先ほど町長が答弁したとおり町のほうでは実施はしないということで考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 承知しました。またこれから、本当にコロナの感染の対策は様々なことが出てくると思います。そのときになったらまたお話をさせていただきたいと思います。

続きまして、（4）です。このコロナ禍に、最中のことなんですけれども、今町の行事がかなり本当に中止になっているような現状でございまして、子供さんなどの人生に一度の成人式というのが来年この最中のときにこれから迎えるわけなんですけれども、それに対して町は今どのような形で判断を、これからするのか、それとももうある程度決まっておるのか、町長に見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 成人式につきまして質問いただきました。

吉岡町では、例年、その時点で年齢要件に該当する住民のほか、住民票はないけれども吉岡中学校を卒業した方に対して案内状を送付させていただいております。

また、吉岡町では、地域ぐるみで成人をお祝いするという観点から、小中学生による成人式ボランティアを募集し、成人式の受付や式典の司会役を担っていただいているほか、式典内では吉岡中学校合唱部による校歌斉唱等も行われており、地域の先輩方の成人の門出を祝う温かな式典となっているところでございます。

今年度は、このような状況下ですので、例年どおりの成人式というわけにはまいりませんが、吉岡町としましては、十分な感染防止対策を取りながら実施できたらと考えております。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 成人式については、令和3年1月10日曜日の実施を予定しております。現在の群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」では、警戒度2の場合、屋内におけるイベント等の上限人数は5,000人、または収容率50%以内の

どちらか小さいほうを限度とするとされております。

今年度は、現段階で約260人ほどが成人式の対象者になるのではないかと想定しております。出席率が例年程度だとすると、200人弱が成人式に参加することとなる計算となります。文化センターのホールの座席数は508席でありますので、収容率50%以下というガイドラインの基準はクリアできるものと考えております。

なお、成人式の開催に当たっては、適切な感染防止対策を徹底するとともに、アトラクションの中止などによる式典時間の短縮やご招待する来賓者の縮小、成人式ボランティアの募集中止のほか、保護者の方々に対して文化センターへの入館を控えていただくことなども検討中でございます。

このように、吉岡町といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策をしっかりと取りながら、11月の案内状送付に向け、準備を進めているところでございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町のほうの見解を聞いて、よかったかなというふうに思います。

続きまして、（5）でございます。修学旅行についてでございます。

これも本当に昨日も話が出ました。本当にコロナ禍で、校長先生なり、教育長も、いろいろさんざん悩んでいるかと思いますが、修学旅行の実施についての町の考えをお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 修学旅行につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ご心配をいただいている修学旅行につきましては、県内の市を中心に修学旅行を全校一斉に中止する自治体があることは承知しております。昨日、事務局長からも答弁させていただいたところですが、修学旅行は、文部科学省の学習指導要領において特別活動の一つとして位置づけられている極めて価値のある教育的体験活動であります。

そんな中でございますけれども、小学校6年生、中学校3年生がこの宿泊を伴う修学旅行の実施対象になるわけですが、小学校6年生という子供たちのことを考えた場合に、6年生は小学校6年間で最上級生の活躍を見ながら自分がその最終学年になったときにあんな活動をしたいな、こういうことで活躍したいなと、そういう夢を持って6年生になってまいりました。ところが、各種委員会活動で、校内で行う行事、委員会活動が中止



になってしまったり、また運動会でも応援団長として頑張ろうとしているところで、全校一斉の運動会もできなくなったという、そういう子供たちの心を今ケアしながら先生たちが頑張っております。

中学校3年生は、私が申し上げるまでもなく、1学期に予定していた体育大会が中止、2学期に行う予定の合唱大会も中止、中体連の都市大会も中止、代替で交流試合というのを何とか現場の先生方が頑張っておこなったり、また吉中では合唱部、吹奏楽部を保護者だけの聴衆ということで、文化センターで実施をして3年生の気持ちを何とか整理したいという、そういう状況で今学校が動いているところです。

そういう中で、修学旅行は卒業文集に必ず載る、子供たちにとっても本当に最大のイベントであります。そこで、そういう目の前の子供たちのことを考えて、現在町立学校3校では、修学旅行を何とか子供たちに体験させてあげたいという思いから、まず開催時期、そして行き先、交通手段等の見直しを小学校、中学校、それぞれできる範囲で行いまして、可能な限りの感染症対策に配慮しながら、保護者の代表とも意見交換をして修学旅行の実施に向けた準備をただいま進めております。

今後、感染拡大状況、具体的には本県と旅行先府県の警戒度を踏まえ、最終的に実施が困難となった場合には修学旅行の中止の判断もあり得るという、そういう状況ではありますけれども、町教育委員会としましては、その時々々の警戒度を注視しつつ、学校3校とともに、文科省や県のガイドライン、旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引等に基づいて今準備を進めております。

中止とした場合の子供たちの心のケアを考えると、修学旅行の実施可否の判断については、学校の判断を大切に、目の前に子供を抱える学校の主体性を最大限尊重したいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 最大限尊重して子供のためにやっていきたいという方向でいるみたいですが、1つ聞きたいのは、保護者の代表とありますけれども、ある程度保護者の総意みたいなのを聞いたりするのも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。代表の方ということは、要するにPTAの方とか学年の、クラスの何人かということだと思っておりますけれども、こういったときのあれで、保護者全体にアンケートみたいなのを聞くとか、そういったことは特にする予定はないんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 一斉のアンケートを実施するという事は聞いておりません。ただ、実施については、それぞれの保護者の方に参加する・しないということについては、意思表示をしていただくということになっております。修学旅行実施規程というのが町にあります、これは新型コロナウイルスが発生したからということじゃなくて、前から、宿泊を伴って学校が外へ出て学習する、非常に大切なものですので、子供が90%以上参加ということにならないと実施しないという、そういう規程がございます。ですから、今までもそういう意義を当然伝えながら実施ということで、当たり前のように進んできたわけですが、当然参加率というのも毎年毎年きちんと報告を教育委員会として学校は実施してきておりますので、そういうような形を取るということは変わりないです。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今教育長の答弁で、参加するかしないかというのを聞くということは、遠慮しますという人はもうそのまま修学旅行には連れていかないということで、要するに参加しますという人だけを修学旅行に当然連れていくということによろしいんですね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） そのとおりです。ただ、90%の方が参加しないと、学校全体としての教育活動として成り立たないということがございますので、ただ、例えば95%の参加率の場合には、残りの5%のお子さんは参加しないということになるかなというふうに思います。これは、これまでも同様な形です。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） あと、小学校、中学生の行き先、昨日ちょっと小学生は行き先を変更して福島と栃木のほうというふうに聞いております。中学校はやはり京都、奈良で、変わらずということによろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） そのとおりでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 昨日の話ですと、一応状況によっては中止ということもあるやなしやというような話をちょっと聞いたと思うんですけども、その辺はちょっと再度確認したいと思えますけれども、中止の可能性があるときは、どういったときに中止になりますか、お伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 具体的には、まずは中学校の場合、申し上げます。中学校の場合は、群馬県の警戒度、群馬県が独自に設定している警戒度が現在2ですけれども、警戒度が1、そして行き先が京都ですので、京都府が同じような警戒度を設定している場合には、こちらが1で向こうも1ということでないという実施しないということで、学校は考えています。

小学校の場合は、今現在群馬県2ですので、行き先が福島と栃木だということもありまして、こちらが2で向こうが2だったら、それは実施しよう、1泊ということもありまして、そのような形で考えているのが1つです。

それから、学校内で当然感染、違う学年でも感染者が万が一出た場合、学校内で感染者が出た場合には、それは実施できないだろうというふうに考えております。

その他、細かい条件あると思えますけれども、ちょっと今手元に資料がないので、今私が見つかんでいるところはそんなところです。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） じゃ、中学校のほうでは、取りあえず今先方のほうは警戒度が1くらいということで、問題ないという認識でよろしいんですか。こっちのレベルと行き先のレベルが、要するに警戒度が同じぐらいだから、取りあえずは問題ないだろうということによろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 中学校のほうでは、最終決定を9月末頃というふうにしております。ですから、9月末の時点で1・1でないと、中止となると考えられます。その後、実際には10月下旬の27日に出発だというふうに、たしか27日出発なんですけれども、その間に警戒度が上がった場合にはその時点で残念ながら中止になるというふうな考えでおります。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。本当に子供たち、一生に一遍の修学旅行で、私たちも記憶ありますので、ぜひ何事もなく無事に行ければいいなと思っております。

続きまして、マイナンバーカードの利活用についてでございます。

申請の進捗状況はということで、（1）お尋ねいたします。特別定額給付金の申請が全国で6月よりあったわけでございますが、マイナンバーカードを使ったオンライン申請が混乱し、自治体の手作業が膨大になり、郵送申請より給付が遅滞する自治体が続出したとの報道がありました。

日本は、政府も自治体もデジタル化が遅れていると言われております。政府は、7月17日に新たなIT戦略を閣議決定いたしました。新戦略では、教育分野で、自宅でのオンライン教育の環境整備へ小中学校で1人1台のパソコン・タブレット端末の配備を年度内に実現する方針を打ち出し、吉岡町も契約になったようでございます。防災分野ではマイナンバーの個人向けサイト、マイナポータルでの罹災証明書の申請とコンビニ受取りなどが掲げられ、デジタル格差対策に関しては「年齢、障害の有無、地域、所得の多寡などを問わず、あらゆる者がデジタルの恩恵を受けることができる環境の整備が不可欠」と明記されております。生活困窮者のデジタル利用の実態を把握して必要な支援策を検討するとしております。

デジタル化の加速の必要性が叫ばれている今、町でのマイナンバーカードの現在の申請件数は何件で、全体の何%になるのか、お伺いいたします。

ちなみに、私も今年の7月にやっとカードを作成したような状態でございます。町長のほうの見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） マイナンバーカードの申請の進捗状況ということで、質問いただきました。

マイナンバーカードの申請受付時につきましては、今年度より4月より顔写真の写真撮影サービスを開始いたしました。

また、マイナンバーカードを利用した特別定額給付金の申請、マイナポイントの予約開始などの影響もあるものと思いますが、昨年度までと比べ、多くの方々の申請がなされている状況でございます。

詳細につきましては、住民課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーカードの申請状況につきましては、平成30年度末が申請2,006件、交付が1,457件、令和元年度末、本年の3月末時点におきましては、申請が3,106件、交付が2,309件で、今年度の8月16日時点では申請が4,164件、交付が3,225件になります。

この約4か月半で、申請が1,000件以上、交付が900件以上増えております。昨年度の年間の交付件数が約850件ですので、それ以上の件数が交付されております。

8月16日現在の申請率は、約19.1%、交付率は約14.8%になります。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、随分申請のほうは伸びているということでございます。

やはり（2）で、次、令和3年3月から健康保険証として使用できるなんていう話を聞いておったわけです。その辺を町はどのように今進んでいるのか、ちょっとお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、マイナンバーカードの保険証としての利用につきましては、来年、令和3年3月からの開始予定となっております。

町の国民健康保険においては、保険者番号の変更などのシステム改修を現在済ませております。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーカードの保険証としての利用につきましては、令和3年3月開始予定となっておりますが、医療機関等のシステム整備も必要になりますので、整備の済んでいる医療機関や薬局などで利用ができるようになります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナンバーカードを取得後、マイナポータルで登録手続きを行っていただくことになります。

マイナンバーカードを保険証として利用すると、医療保険の資格確認ができ、就職・転職・引っ越しなどの場合など、届出等が必要になりますけれども、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで受診ができ、高額療養費制度の限度額認定書がなくても限度額以上の支払いが免除されるなどのメリットが予定されております。

また、その後の予定としては、自分の薬剤情報や医療費情報の確認ができる予定になっております。

周知につきましては、各保険者等でも行っていると思っておりますけれども、町の後期高齢者医療については7月の保険証の更新時で行いまして、国民健康保険につきましては10月の保険証の更新時にパンフレット等を入れるなどして周知のほうを行う予定になっております。また、今後、広報等で周知を図っていければと思っております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。かなり前進しているというふうに思います。

ここに経済財政運営と改革の基本方針2020ということで、これ日本経済新聞の7月18日の記事なんですけれども、今国のほうでは再度のデジタル化ということで、変革に挑戦するというふうなことで、いよいよいろんな様々な利便性を今図ろうとしているわけでございます、このマイナンバーに関して。マイナンバー……、いいや、やめよう、分かんないことは。

それでは、続いて関連するんですけれども、マイナンバーを使った、(3)でございます。コンビニエンスストアでの各種証明書発行の見通しということでお尋ねするわけですが、私もこれ2014年9月の議会で一般質問させてもらったんですが、当時の答えは費用がするということで、あと経費もするということで、機械の関係だと思っておりますけれども、たしか800万円ぐらいかかるようなことなんか記憶にあるんですけれども、そういった回答をもらったわけなんですけれども、今の現状は、町長、どのような形で推移をしているのか、見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） コンビニエンスストアでの各種証明書の発行、いわゆるコンビニ交付

ですが、今年度に入り実施に向けて調整を始めたところでしたが、特別定額給付金等を含む新型コロナウイルス対策の業務の影響もあり、実際にベンダーとの調整が行われたのが6月になってからとなり、その後7月に関係部署も含めた打合せを開始して、現在ベンダーとの業務委託契約を行った中で、早期の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

当初の予定といたしましては、2021年早々、来年1月の早々にも実施ができればと考えておりましたが、J-LISが運営する証明書交付センターが今年度第2次から第3次へ移行する更新があるということで、各自治体のテストなどの実施も混み合うことが予想されております。

新型コロナウイルス感染症対策としても、庁舎だけではなく、コンビニエンスストアで各種証明書の発行が行えることはとても重要なことであると認識しております。町といたしましても、可能な限り年度内の稼働を目指して関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 私が6年前に質問したときは、費用、経費の問題でできないという回答をもらったんですけども、費用的な部分はどのくらいちょっとするか、参考にお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、企画財政課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） まず、平成2年度、今年度の導入経費と、あとはまず1月から予定していたので、予算上、1月から使用料のほうを取らせていただきました。その関係で、予算的には203万4,890円となっております。ただ、これが2月スタート、3月スタートということになると、若干この辺の費用が変わってくると考えられます。

また、令和3年度以降の、要はコスト、ランニングコストですけれども、こちらについては、年間ほとんどが使用料になってくるんですけども、267万円ほど予定しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 先ほどの本当にマイナンバーカードの推進もそうですけれども、キャッシ

キャッシュレス決済というの、今どんどん普及を加速させようとしておるところでございます。役場の窓口も、コロナの感染のこういう時代ということで、職員も本当に不特定多数の町民が訪れるわけで、なるべく手渡しでこういうふうを受け取ったりするとリスクも高まるというような状況も考えられますので、このキャッシュレスの件に関しては、いつだったか、カード決済はできないかなんていうそんな質問もあったと思いますけれども、だんだんこのコロナというのはどうも1年や2年で終わるようなものじゃないというような記事をよく耳にします。ですから、もうこのコロナと付き合っていくというような形で、3密を避けながら、経済活動も回しながら、そして要するに病気にならないように使っていく。それが数十年になるか分からないですけれども、そのような意見が結構ありますので、町としても本当に窓口対策とかそういう決済の面でも、キャッシュレスでできるものはどんどんキャッシュレスでしていったり、実際にコンビニの証明書が発行になりますと、物すごくマイナンバーカードが一気に加速すると思います。やはり私なんか今年まで作らなかったのは、納税のときしかあの番号は使わなかった、必要なかったんです。それじゃカードなんか作りませんよ。だから、政府は慌ててこうやって再度マイナンバーカードでいろんな資格とかもみんなして利便性を図っているということでございます。本当に日本は特に遅れているようなことで、私もお話しさせていただきましたけれども、今後とも、町長、町としても、ウィズコロナということで、もうコロナとともに生きていかなきゃならない、そういう時代になっていると思います。ですから、新しいまた施策というかいろいろ方針は町長のほうは考えなくちゃならなくて大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、飯島の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後1時48分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

議長（山畑祐男君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、通告書に従って一般質問をいたします。

まず、令和元年、降雨被害に関して、駒寄川流域における護岸未整備箇所の整備計画及び、その進捗状況についてお尋ねします。



以前の会議において、早急にこの箇所、未整備箇所を土木事務所に護岸工事の要請を行うとの答弁でした。その後の要請結果ははかばかしくないようで、「土木事務所としては現在工事を考えていない。当面様子を見る」とのことを聞いておりました。濁流が護岸を越水しそうだ。怖くなったので、自主的に家から逃げ出して知り合い宅へ避難したなどという状況に対して、この様子を見るということはないというふうに私は思います。当時、その答弁に私は非常にかっかりしました。

しかしながら、前回6月の議会において、渋川土木事務所と林道栗籠井堤線について協議したと聞いておりますが、当該護岸工事については再協議を行わなかったのか。その後の進捗と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員のほうから駒寄川下流における護岸未整備箇所の整備計画及び進捗状況ということで、質問をいただきました。

駒寄川の下流域で、吉岡川に合流する手前の護岸整備に関しましては、今年の4月に県渋川土木事務所との意見交換を行った際に、改めて地元の強い要望があることを伝え、護岸整備の要請を行っております。

このときの協議では、崖地のような形状になっていることから、護岸整備は困難であるとの報告を受けておりましたが、先月8月に県渋川土木事務所から事業化に向けて調査に入りたいとの報告を受けましたので、引き続き県と連携して進めていけたらと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 調査に入りたいということは現地の調査だと思うんですけども、そうしますと土木事務所としては、今後の完成へ向けての足取り、完成時期についてはどんなもくろみで協議の場で発言があったんでしょうか、お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 駒寄川下流の護岸整備につきましては、県渋川土木事務所から事業化の見込みができたため、工事時期は未定でございますが、まずは護岸整備に向けた調査に入りたいとの説明を受けております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 協議は、打合せのときは、ただ事業化に向けて始まったとかそうじゃなくて、当然土木事務所としても予定があるわけです。今年度中にやるとか、来年度上期で完成するとか、そういう質問はなされないんですか、町としては。どうなんですか。

町としては、今もまさに台風来ていますよね。10号というのもそのうちに来るという話ですけども、直接的にこの関東地方には来ないようなルートにはなっていますけれども、ああいうのが今後どんどん来るわけです。そうしたときに、また逃げ出すとか、この堰が切れそうだとか、そういうことを町民に放置したそういう状態でずっと置くんですか。自分がそこに住んでいる人だったら、そういうふうには思わないですよ。いつまでに仕上がるんですかと、こういう質問をしますよ。その辺はどうなんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 工事の時期でございますが、県としましては、予算の見込みがまだ立っていないとのことから、工事時期についてはまだ未定というお話を伺っております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） これだけお伺いしてお答えができないということは非常に残念なんですけれども、さらに今後協議を続けて、早期の着工、完成に向けて努力を続けてもらいたいと思っています。

それでは、続きます。

同じような水害のことですけれども、駒寄小学校の東側、鉄道線路と並行する道路の水事故について、その後若干の補修工事をしていただきました。それはありがたいと思っています。どうもありがとうございました。しかしながら、それについて新しい事象が発生しまして、その現状把握と今後の改善策をこれからお尋ねいたします。

先ほど改修をしたというのは、道路面にあふれた水が側溝にさっと流れ落ちるように側溝のコンクリート蓋じゃなくてグレーチング化をしたということです。それは側溝に路面から水がさっと流れて非常にいいことだと思います。さらに、去年の7月には路肩を、JRの土地ですけれども、路肩を流出させた。それについては縁石を盛ってこちらのほう

へ流水が路肩に洗い流さないようにしたということで、これは非常にいいことだったんですけども、しかしながら、その結果、道路面上に、そこに水が今度はプール状にたまりまして、それがどんどん増えると今度は南側に道路があります。踏切のほうですね。そこに流れ下りまして、まさに滝の状態で踏切道付近の道路にあふれて、今度はその踏切道の前が湖状態だと、こういうふうになっております。だから、その状態で、列車の運行に非常に危険な状態になっているわけです。この状況は、私はそこに行きませんでしたけれども、写真がありますから、町長も建設課長もご覧になっていますよね。この状態は、手直しは今まででいただいたんですけども、その結果、根本的な原因が解決されていないので、モグラたたきではないんですけども、こちらをたたいたら今度はこちらが出たと、そういう話なんです。ですから、現状維持するだけでは、この問題は解決しないわけです。要するに、根本を絶たないで臭い物に蓋をただけでは、問題は解決しないとそういうことなんです。結果的に、結論を言いますと、道路面上にあふれた水が側溝に落ちると。側溝に落ちた水が道路下のパイプを通して線路の横にあります側溝に落ちて、それが駒寄川に流れていくというときに、道路下のパイプが今細いままなんです。ですから、路面上に、排水能力が低いものですから、線路のほうの道路に流れ下って滝の状態になっているんです。要するに、踏切付近に水が1か所に集中しているわけです。これを放置すると、また似たような問題が起こると思うんです。早急に鉄道会社と協議を行って、何か問題の解決策を、その糸口というのを見つけることが必要かと思えますけれども、それについてはいかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘の踏切部分の冠水している状況につきましては、写真で確認をしております。JR上越線の路肩被害が発生した周辺の抜本的な排水対策としまして、今年の3月にJRの担当者と現場を確認しながら、JRの側溝に接続されている排水パイプの口径を大きくする協議を行いました。

この協議では、JRの側溝に接続されている排水パイプの口径を大きくすることはできないとの回答でした。また、新たにJRの側溝に排水パイプ等を接続することも認められないとの回答を得ました。

当該周辺地域の雨水排水対策については、かねてから町の課題の一つであると認識しております。引き続きJRと協議をしながら、改善に向けた取組を検討していきたいと考え

ております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 認められないということで、JRも迷惑しているわけですね。昔は鉄道会社JRさんも日本国有鉄道ということですから、国のものだったわけです。もちろん市町村も国です。ですから、同じプールの中でやっていたから、何とかうまくやっていたんでしょうけれども、今後はもう別個の要するに営利企業に鉄道会社はなったわけですから、当然そういうふうに言います。だけれども、そこで、今の現状を打開するためには努力をしなくちゃならないというのが、ここの前に、私の前に座っている方々の責務です。また、JRもそれについて応えていただきたいと私は思っています。

今のままだと、踏切道の前にプール状になっている。写真、そのとおりだったですよ。瀧のようになっていたでしょう。町長も見ていますよね。あれを解決しないと、また次の二次災害。これは二次災害が起こると、JR、鉄道会社も迷惑を被るし、大変なことになると思います。ですから、今後も、現状はそうでしょうけれども、努力を続けていただきたいというふうに思います。

次に移ります。これは、今日言うつもりではなかったんですけども、この文案をつくっているところで、ある回覧物が回りました。この回覧物は、駒寄グラウンド東側付近の線路側の土手、のり面ですね、あそこはかなり高いのり面です。これの補強工事を鉄道会社が実施するという。ですから、工事用車両とか、踏切道が一時閉鎖するとかというのがそのうちにあると思いますけれども、そういう事前の情報で、鉄道会社が関係する自治会に回覧物を回したんだと思うんです。これはもちろんあれですよ。行政のほうもご存じですよ、この計画というのは。

そこで、お伺いしたいんですけども、この付近は以前から、前も私質問した内容にありますから覚えていられると思いますけれども、障害のある長坂踏切近く、この排水のためですがあるところです。ここを大々的にのり面を補強工事するということですから、町としても一つのチャンスなんです。鉄道会社があそこをこれ触る、いじると、工事するというときには、協議をして、じゃそこを恒久的に何か解決策を見いだしていこうということ、その排水の不具合を鉄道会社と協議して何か解決策を見いだしていただきたいというふうに思いますが、この工事自体をご存じですか。これをいいチャンスと捉えて、鉄道会社に協議をして、その排水問題を解決していくと、そういうお考えはあるでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、建設課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町民グラウンド東側の土手の補強工事につきましては、鉄道会社からの工事実施に係る協議や連絡等は町にはございませんでした。

工事内容等につきましては、改めてＪＲに確認したいと考えております。

また、長坂踏切付近の集水ますにつきましては、集水ますの鉄板の蓋が大雨のときに持ち上がって排水が噴き出てしまうといった対策について、今年の３月にＪＲと協議を実施しました。町では集水ますのかさ上げ工事を提案しましたが、ＪＲとしては集水ますを加工するのではなく、鉄板の蓋の上に土のうを設置して様子を見たいとの結果になりました。

当該箇所につきましても、ＪＲ上越線沿いの排水対策として、ＪＲと協議を行いながら対策を検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔３番 飯塚憲治君発言〕

３ 番（飯塚憲治君） 全然行政に話がないというのは不思議です。駒寄自治会のほかにも自治会に回っていると思いますけれども、回覧物が回っているんです。踏切の補修というのが鉄道会社は時々やっています。車が通るから傷みますからね。そのときには夜間通行止めして補修するんですけれども、そういったものが、何月何日何時から何時まで通行止めになりますというのは、私が自治会長のときも随分ありましたよ。それと同じように鉄道会社は捉えているのかなというふうに思いますけれども、のり面を大々的にやるということは、その下に町道がありますよね、農道のような感じになっていますけれども。そうすると、そこに側溝を入れるのか、のり面の工事の一番下と道路面をどういう接続にするのかとか、そういう協議を当然するわけでしょう。なのに、鉄道会社はこれ全然行政に問合せしないんですか。それとも、そこまでやらない工事なんですかね。その辺は、ちょっと私も回覧物見ただけで、工事がありますだけで、その辺は分からないですけれども、早速ＪＲに問い合わせさせていただいて、そういう何か解決策が見いだせるようなそういう関係だったら、話合いをぜひしてほしいです。分かりました。

じゃ、次に行きます。

次は、このコロナの災いの下に、学校の休校、夏休みが短いと、こういうことで、学校教育に非常に大きな支障を来している。

まずお聞きしたいのは、春に行われました休校、これによる学習遅れを取り戻す教育方針と実施計画についてお尋ねいたします。

報道によりますと、学校休校による学習の遅れは、休校中の対応、学校再開後の対策な

どの結果、全国各校一律ではないように報道されています。一部中には学習の遅れはないと発表しているどこかの県の学校もあるようです。これは、テレビ放送で、ニュースであったので、正確な実態は私は分かりませんが、遅れはないという学校もあるんです。

そこでお聞きしたいんです。吉岡町の3つの学校は、どのような状況になっているんでしょうか、実情をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では、3校とも長期休業の短縮、学校行事の縮減等に取り組みながら、授業時間を確保し、学習を進めております。

詳細につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学習の保障という点でございますけれども、群馬県教育委員会からは、教科によって学習内容を30%削減して年度内に教科の内容を履修する年間指導計画例というものが示されました。

吉岡町においても、町立学校では既に夏休みの削減や行事の中止などによる授業時間の確保を進めております。年間の予定でいきますと、コロナでの臨時休業がなかった授業日数に対して、この方法により日数的には9割が確保できる見通しであります。

現在、1学期が終わり2学期に入ったところですが、現状を見ますと30%まで削減しなくても年度内にはほぼ学習内容については履修を完了できる見込みであるというふうに学校では考えており、承知しております。

ただ、ここで大事なことは、学習というのはただ一定の時間決められた内容を履修すればよいというものではなく、教員は授業を通して何がどのように身につけていけば学んだと言えるのかという問いに常に向き合いながら、子供一人一人の学習の成果に注目してそれを保障していくことに意を払うことが大変重要であるというふうに考えております。その点にも配慮しながら、現在授業を進めているところです。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 90%は確保できるということで、かなり回復できるということで、一応はちょっと安心いたしました。そうしますと、休校中に、これは今教育長のお話ですと、大分私も安心したんですけれども、一応お聞きしたいと思うんですが、休校中に対して、前回の臨時会でしたか、分科会、委員会だったですかね、休校中の休みの間に宿題を出して、その成果を見て表彰をすると、そういうことをしたいという説明がありましたけれど

も、その成果は期待するものでしたでしょうか。それ、まず1つ。

次に、また休校中及び夏休み中のオンラインによる自分が学校ではなくて自宅で行う自習学習、一部の人はできたと思うんです。先ほど言いました、この学習の遅れはないと、学校として、ということは、これこの学校というのは、こういうものを先取的に取り入れてもう生徒、児童にさせていたからだと思うんですけれども、群馬県なり吉岡町はそこまでいっていないから、ちょっとなっていないと思いますけれども、できる限りの範囲でオンラインの自習学習はどのように指導をしたのかというのが2点。

3点目は、吉岡町の先ほど90%はカバーできると。大切なのは、教育長今言われました、それがどのくらい生徒に身についているかということなんですよ。そういうことも含めて、吉岡町の学習の遅れ、これの取戻し戦略、これについてお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育長及び教育委員会事務局長より、それぞれ答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、休校中の宿題を表彰する制度ということについての成果ということでございますけれども、町教育委員会では、ご存じのとおり「臨時休業中、外出が制限され家庭で過ごすことが多い小学生が自分の興味・関心あることに目標を持って継続的に取り組むことを応援するために実施した、そのような取組の成果を表彰すること」を目的として、町内の小学生を対象に「臨時休業中の家庭での継続的な取組の表彰」事業を企画実施いたしました。

長い休み中に子供たちが少しでも目的を持って、少しでも規則正しい生活を送ってほしいという願いを込めて実施した事業であります。これは全員必須の宿題ではなく、自主的な取組を募ったものです。

結果として、両小学校から私たちの想定を超える121人から応募がございました。取組の内容例を申し上げますと、お手伝い・料理・手芸の記録、植物や動物の成長観察記録、ピアノ練習を積み重ねたDVD、木工製作、さらに縄跳び、サッカーのリフティング、スケボーなどの運動への挑戦、そして、町の施設・文化財地図の作成、古墳調べ、日本都道府県・名産地図、おもちゃを使ったゲーム制作、パソコンの自主勉強、コロナ禍克服のための牛乳消費促進のための家庭での取組、手作りマスクの製作、コロナウイルス調べなど、全てはとても紹介できませんが、まさに狙いどおりに継続的にこつこつと少しずつ取り組んだものばかりで、地道な努力が表れておりました。吉岡町の子供たちのパワーと実力、

そして何といってもご家族の皆様の熱意を改めて実感した次第です。

審査については大いに悩みましたが、町長賞、副町長賞、教育長賞というのを設けて各5点ずつ、ほかの取組を全て優秀賞とさせていただき、子供たちを励ましたところでは、子供たちが未曾有の長期にわたる臨時休業期間をチャンスと捉え、1つのことに地道に粘り強く臨んだこの経験は、必ずや今後の生活に生きるものと確信しており、事業の成果が表れたものというふうに捉えております。

また、ご質問の3点目、ただ授業の時間を確保すればよいということではなくて実際に何が身についたかということが大事であると、この辺の遅れの取戻しについてなんですけれども、これは実際のところ非常に難しいと私は思っています。ただ、教科の積み重ねの学習は、やはり翌年度に送ることはできませんので、まずはそこは最低きちんと履修をさせて、そして、その過程で話し合いをしたり、表現活動を行ったり、発表したりというところの体験の部分は、若干やはり十分な時間が例年より取れないと思われまふ。ここのことについては、どうしても翌年度以降の積み重ねをやはり充実させることによって回復していく必要があるというふうに思っております。そういう点でも、今後ICTの活用を子供たちが自由に利用できるような体制を整えて克服していくことが必要ではないかというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 休校中、夏休み中のオンライン独自学習はという質問ですが、臨時休業中につきましては、3密を避けて直接児童生徒や保護者に課題を渡し、直接回収や評価を行うようにしておりましたので、ICTの利用はございませんでした。

夏休み中につきましては、中学生を対象として、2種類の個別学習支援ソフトが家庭のパソコンで利用できるよう、各生徒にIDとパスワードを配布し、家庭学習ができる環境を整えたところでございます。

なお、家庭にパソコンやインターネット環境がない児童生徒を対象として、インターネット接続が可能となった文化センターの研修室にタブレットを用意し、学習アプリが使える環境を整え、そこでオンライン学習を行ったという実績もあります。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 私が考えていたよりずっと進んでいるなというふうに思います。というのは、これから言うんですけども、端末が準備できるのは、前の議会では、委員会では、今年度末という話でしたね。だけれども、そういう持っている人、自宅に備わっている人、それからそのタブレットは文化センターにあるので、そこへ出かけてやれる人はその教材



を与えてやったということで、非常に私としてもありがたく思います。できるだけ取り戻すんですけども、できる人だけやって、その設備がないという人ができないというのは、これが非常に私は困ると思います。ですから、今のところ、今のところと言ったら失礼ですけれども、今まで適切にやっていただいて、私はありがたいなというふうに思います。

次に行きます。

今端末を使ってやると、ICT機器を使ってやるというのはちょっと出ましたけれども、今後本格的にGIGAスクール構想、これを行う前段として、児童生徒が自宅で行う、ただできるじゃなくて、その方法ですよ。どんな対応で、どんな内容で、この構想は、自分の勉強の進度に合わせて独自性を持ってやるのが利点だという宣伝の文句がありましたけれども、そういうのも含めて自習学習、オンラインで、どのように行わせようとしているのか。それは、やっぱり先ほど言いました前回の回答の来年の3月の端末全員配布、これでは遅過ぎますよね。文化センターへ来てやらないと、ICT機器を持っていない人は、家ではできないわけですから、それで特に先ほど教育長が言われた、若干の取り残しがあるだろうというんですけども、勉強の遅れの取戻しですね。特に心配するのは、小学校6年生、中学3年生というのは、来年中学生、高校生になるわけです。そのための当然中3の人たちは試験があるわけです。小6もそのまま遅れを取り戻さないで中学生になると困るわけです。ですから、小6、中3、この人たちは特別に、特別扱いするというわけじゃないですけども、早急に学習の遅れを取り戻す必要があるんじゃないかなと思うんです、ほかの学年の人以上に。現在のスケジュールでは、若干端末は来年の3月までで、できると。先ほど教育長は若干の取り残しができるので来年度に教育を厚くしてやっていこうということですけども、この小6、中3の人に対して、特別なこういう何か対策というのはないんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 先ほど私が申し上げた学習内容の今飯塚議員もおっしゃった取り残しの部分ということにつきましては、少し説明が足りなかったかもしれません。小学校6年生、中学3年生にとって、学習をしっかりと終えるということはとても大事なことですし、これはやはり取り残さないように学習内容をしっかりと履修させる方向で今しっかりと指導しております。

私が先ほど申し上げたのは、やはり学習というのは、分かっていればそれでいい、正解

を出すためのテストができればそれでいいということ、その点からいくと、やはり表現活動であるとか、自主的に発表する態度の育成とか、主体的に関わる態度とか、そういうのを学習を通じて様々な場面で学校は育成しているわけなんですけれども、どうしても知識、理解だけは積み重ねの学習が必要とする部分、また教科の履修内容としては取り残さないようにするにはならないというのを優先的にやるので、どうしても態度面とか表現力とかというところで時間が十分でないのではないかとということです。ですから、小学校6年生、中学校3年生は、その部分については、小学校6年生でいえば、どうしてもその部分が今年の6年生について不足するかもしれませんが、やはりそれは中学校で育てていただいたり、また中学校3年生もできるだけ様々な工夫をしながら、行事を削減しながら学習をするわけなんです、それでも逆に削減した行事で養わなくてはならない能力とか、そこで育てられるものというのが、やっぱり十分ではないのではないかとこのころが懸念されております。ここにつきましては、本当に私もどうしたらいいかというのは悩むところなんですけれども、何とか子供たちが少しでも自己肯定感を高めながら卒業できるような工夫を学校にさせていただきたいというふうに思っているところです。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） できる限りやっていただいて、その次の学校に移ったときに支障が出ないように、あと半年で取り戻すということで、よろしく願いいたします。

次に移ります。

前回の補正予算の説明の中にGIGAスクールサポーターを吉岡町に1名配置するとありました。先生の力強い指導とこのサポートの協力によって、ICT機器の取扱い、設置について、またオンライン学習教材の指導を行って学習の遅れを取り戻すとありましたが、本当に吉岡町にサポーター1人の配置で十分でしょうか。町長、そのお考えをお尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） GIGAスクールサポーター、この主な業務は学校における環境整備の初期対応、それから端末等の使用マニュアル・ルールの作成等とされており、町では3校のICT環境化を促進するためGIGAスクールサポーターの配置に向けた準備を進めているところでございます。

このような業務に従事する人材であるG I G Aスクールサポーターは、特にI C T技術に知見を有する者が町で1人、3校で1人確保できれば十分であるというふうに考えております。

なお、文部科学省では、G I G Aスクールサポーターのほかに学校のI C T化を支援する人材としてI C T支援員という者の配置を推奨しております。

このI C T支援員と申しますのは、業務に応じて必要な知見を有する者として位置づけられていて、主な業務は授業計画の作成支援やI C T機器を準備する支援、校務支援システムを活用することについての支援、それから機械のメンテナンス支援、研修支援等となっております。

吉岡町においても、学校のネットワーク環境や全児童生徒への情報端末の整備が進む中で、日常的な教員のI C T活用の支援を行うI C T支援員の果たす役割は重要であると考えられることから、今後I C T支援員の配置に向けた検討を始めていきたいというふうに思います。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） I C T支援員というのは、私初めて聞きました。そういう人がいるんだと。若干ちょっと安心したわけなんですけれども、私がこれから言うその支援員に相当する人の業務内容とは若干これ違ってきますよね。これからお話しします。

来年度から、今年の10月から行われるかもしれませんが、このG I G Aスクール構想、実際に本格的に行われるわけですね。そのときに吉岡町としてのこれをスムーズに行わせる思案、これはあるのでしょうか、お尋ねしたいです。

そこで、このG I G Aスクール構想というのは、昨年度の下期、11月だか12月に政府が発表して、こういうふうにやりますよとなりましたけれども、その構想を見ますと、内容的には誠にすばらしいし、教育と学びの大きな変革、この構想にあるとおり、教室でのオンライン授業、自宅でのオンライン自習学習及び休校中などのリモートオンライン授業など、とてもすばらしいと思います。特に、このG I G Aスクール構想の利点の一つとして、自分の進度に合わせて自分の都合のよいときにいつでもどこでもできると、共通の学習教材で。でも、これは裏腹にやるとちょっとまずい面もあるんです。それはまた後ほどお話しします。

しかし、このG I G A構想というG I G Aの「I」は、イノベーションということですよ。これはイノベーションですと政府とか県、教育委員会がイノベーションしているんじゃないという以上に、それをやる児童生徒が、自分がイノベーションをするというのが非常に求められる内容なんです。ですから、これは改革、イノベーションではなくて変革、

あるいは改革と言ってもいいぐらいの大きな負荷だと思うんです、生徒、児童に対しては。

実際に、先進的な授業に遅れないと言った学校の、そういう学校からのデータだと思うんですけれども、あるデータによれば、このGIGAスクール構想のオンライン授業、自習学習も含めて、非常に生徒、児童にはストレスを感じるし、疲労感があるというんです。それは、自分でやらなくちゃ駄目だからです。ここにいて私がしゃべっているのを皆さんがこういうふうに聞いているのが普通の学校ですよ。ところが、これが自分で、簡単に言うと自分が先生になって、その機械を使って自分で答えているというようなイメージなんです。ですから、非常に生徒、児童にとっては、負荷が非常にかかるやつです。ですから、とてもすばらしい改革だと思うんですけれども、私はそこに不安を感じます。

それで、これからお願いします。町長はどういうふうに考えているか。そのサポートをしていただく、先ほど言いましたサポーターは別にいると言われましたけれども、教育長が、それについてどう考えているかというのをお聞きします。

まず取りあえずその前に学校の先生が教えるわけですけれども、先生といってもスーパーマンではなくて得手不得手がある。かつてダンスが取り入れられたときに中高年の男性の教師はどうしたのか。どうして教えたら俺はいいんだと、こういうのがあったそうですけれども、これにも当然そういうような現象があると思うんです。そこで、ですから、教職員の研修、その実績、また研修が万端となっていなければ、今後の研修の計画、準備万端になるための計画というのを実績とともに教えていただけますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、臨時休業期間中から教職員による G Suite と Google Classroom 等の授業支援ツールの試用をスタートしております。

これらのソフトは、今後授業において効果的な役割が果たせるものと期待されていることから、教員向けの G Suite の専門的な使い方講習についてもこれから計画しているところでございます。

また、グーグル社においても、授業での活用方法をオンラインで学ぶことができる教員向けのコンテンツも用意しておりますので、教員の都合に合わせて学ぶことも可能となっております。

なお、今年度はGIGAスクール構想の中で、GIGAスクールサポーターが配置されるほか、県事業である「ICT活用スキル育成プロジェクト」のモデル校事業にも指定さ

れておりますので、まずはICTに強い教員が中心となって授業の中での効果的な活用方法等、ICT化全般に対する全ての教職員のスキル向上を図っていきたいと考えています。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） その辺は十分しっかりとよろしくお願いいたします。

次に行きます。

さて、来年度からこの授業の取戻しではなくて本来の本格的なGIGAスクール構想、これが実施されたとき、家にPCがない、ふだんからICT機器を扱い慣れていない児童生徒をどのように取扱い訓練をしてレベルアップをさせていくのか。

学校で先生から教わった、分かった、もう大丈夫だ、納得したと言って家に帰って宿題をオンラインでやってみたら、つまずいて先に進まない。分かったようなつもりだったんだけどもなというようなことが多々起こり得るのではないのでしょうか。そして、翌日その宿題について、自宅での宿題の成果を確認すると、子供たちの間に大きな差が生まれていると、こういうことになる可能性もあります。このようなことを防ぎ、全員がスムーズにGIGAスクール構想の学習へと移行していける状況をつくり上げるための吉岡町としての思案はいかがなものがあるのでしょうか、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことに関しましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回導入する情報端末については、パソコンとしてもタブレットとしても使用可能な端末でありまして、使用感はスマホをイメージしていただければいいのではないかと考えています。

まずは、先生との課題のやり取りや学習動画の視聴がメインとなると思いますが、電源を押して10秒かからずにアプリの選択画面が表示されますので、個別学習アプリをその画面で選択して、各自に割り振られたIDとパスワードを入力するだけで利用が可能となります。

児童生徒のアプリの使用状況は教員側でも把握できますので、活用が進んでいない児童生徒には直接使い方のサポートが可能となります。

なお、表計算や文書の作成、プレゼンテーションの作成等については、今までと同様、授業の中で使い方をしっかり学習していきますので、特段問題は発生しないと考えています。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 十分スムーズにいったつまずきは起こらないということですね。ちょっと私はその辺については不安なんですけれどもね。教育委員会委員長がつまずきはしないよと言うんですけれども、こういう改革のときには必ずつまずきが起こりやすいんですよ。私も会社でいろいろなこういう変更、仕事の内容の改革とかそういうのをやってきました。先生が授業でやっても、あるいは一般の会社で上司が部下に話をしても、その真意なりしっかり伝わるのは6割から7割です。中には半分伝わればいいというふうに言われているんです。ですから、さっき言ったように、ああ分かったな、じゃ家に帰ってやってみようという、多々つまずきが起こるんです。だから、そういうことを吉岡町の児童に起こさせて不利益を負わせてはならないというふうに思っています。これは教室の中だけの生徒間の格差だけではなくて吉岡町の児童生徒が不利益を被ることはできるだけ避けたいと私は思っております。

そこで、お聞きしたいんです。G I G Aスクールサポーターが先ほど1人だと言いましたけれども、そのほかに違うサポーターがいるということですよ。それに類似した内容をちょっとお尋ねいたします。

教室で、先生と一緒に機器の取扱い、学習指導も行う、学習を補助するサポーター、これをぜひ取り入れてほしいと思うんです。それを吉岡町に1人ではなくて、1校に2人、あるいは3人程度、配置していただきたいなど、私そういうふうに考えております。

この指導員を増員することによって、きめ細かい指導、適所、適時に行えるようにすることが必要だと私は思います。とにかく今回のG I G Aスクール構想は大きな変革、児童生徒に大きなこれは負担というんですかね、児童生徒がイノベーションをしなくちゃならないというのが、随分その面が強いですから、この波に乗り切れないと落ちこぼれちゃうわけです。これが大切なんです。この辺について、落ちこぼれ、これを発生させない。先に行く人はどんどん先に行っていていいんです。ところが、落ちこぼれて、その後何かあのととき落ちこぼれたので、分からなくなり始めたので、成績がその後はかばかしくなくなってしまったと。そういう人が出ては困るんです。これについて、私が今言ったサポーター、これの採用等について、町長と教育長、両者のお考えをお聞きしたいんです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどの教育委員会のほうからの答弁にもありましたが、サポーターは1人配置になりますが、そのほかにI C T支援員の果たす役割は重要であると考えられますので、今後前向きに検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 子供たちの学習をしっかりと進めてほしいという議員の願いは大変ありがたく思います。町長の答弁と同様になりますけれども、実際にICTを活用した取組を行っていくのは学校でありまして、ICT支援員の配置について、ぜひ学校の教員の意見、また子供たちの様子も見たり聞いたりしながら、柔軟に対応して前向きに検討していきたいというふうに考えています。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 前向きに検討していただけるということで、大変ありがたいと思います。しかしながら、先ほどの教育長が言われたサポーターと、私が今質問事項の中で言ったサポーターは若干の差がありますよね。そこに、ぜひ先生と一緒に学習の内容についても、ICTの取扱いについても、家へ帰ったら、生徒・児童から、先生、ここが分かんないんだけどもともと電話が来たら、それにも対応できるような、そういう役割もちょっとつけ加えていただきたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

これは、先ほどすばらしいことだと言いましたけれども、裏腹に何かあるなというのをちょっと言いましたけれども、ここでちょっと話をしてみます。

町長、ここで、そのすばらしい構想のうがった見方をすると、先ほどの遅れはありませんよと言ったどこかの学校の校長、あるいは春の休校中、夏休み中、機器がもう自宅にあって、教材も持っている、個人で買えるやつもあると思いますけれども、ご両親がどちらかでもそういった機器の取扱いができるという方は、どんどん教えたと思います。そういうことができるから、うちの学校では遅れは全くありませんよと言えるんです、多分その学校は。そういうことは、本町の3校の中にも当然おられるんです、そういう人たちが。そうすると、そういう人はもう全然遅れていないで、さらに先に進んでいるわけです。ところが、家にあるのはスマホだけで、固定電話もパソコンもそういうのは全然ないよと、そういうお宅は非常にちょっと遅れていると思うんです。そうすると、そこに大きな差ができてしまうわけです。

GIGAスクール構想にそれで突入するといったときに、そちらの教育委員会教育長は、大丈夫だと、しっかりやるからと、それはよろしくお願ひしたいんですけれどもといても、先ほど私が言ったように落ちこぼれが出る可能性は大なんですよ。ですから、そういった時に先に行ける人は、自分のライバルに、自分の同級生に差をつける最大の千載一遇のチャンスなんです。ちょっとうがった見方をすればね。でも、それはそれでいいと思います。私が心配するのはボトムアップですから、落ちこぼれで下に沈まない、これを拾

い上げて、ある一定のレベル以上にみんなで一緒に行こうと、これは大切なんです。日本の社会はそうなっているじゃないですか。それじゃない落ちこぼれている人もいますけれども。ぜひ、そういうことをやっていただいて、当然何か月か後には、この実施の状況が国、県からレビューされます。その報告をするときに、うちはこうですよといった残念な結果を報告することがないようにお願いしたいと思います。

次に行きます。

先ほどGIGAスクール構想のサポーター、町に1人と言いましたけれども、それ以外に学習サポート用のサポーターをお願いしたということですが、町長、これは子供たちの将来のために、スムーズに移行できるように、少しお金を使ってもいいんじゃないですか。そんなに高額なお金にならないと思います。特に、最近は児童生徒の7人に1人は貧困家庭の子供だと言われているそうですけれども、これらの家庭環境がそろっていない人たち、そういう児童生徒がこれに該当する可能性が高いんです。この機会に取り残される、落ちこぼれる、これをできるだけ防いであげませんか。そして、その取組の結果は数年後に出ると思います。ここでつまずいた子供が将来にまでその尾を引いて、結局自分の親と同じような環境に陥ってしまう、こういう負の連鎖が起こらないとも限らないんです。そのぐらいGIGAスクール構想というのは、大きな、先ほどのイノベーション、刷新です。生徒児童に大きな負担をかけるやつです。昨今のコロナウイルスの災いのために各家庭が困っている。各企業が困っている。家庭に個人にと、支援金は大事ですけども、この落ちこぼれを防ぐことが将来にわたってその子供たちの安定した生活を支える、落ちこぼれて駄目になっちゃうということに関係している。支援金以上により深刻な問題だと思います。資金の捻出はこれから次の12月に向かってですけども、町長の考え一つでできるでしょう。私がさっき言った1校に2人か3人、これはスムーズな移行というのはスタートが肝心なんです。私が今お願いしている、提案しているサポーターを各校に2人か3人でというのは、2年も3年もする必要はないんです。入り口でいかにスムーズにその波に乗れるかということが大事ですから、せいぜい数か月、あるいは半年、そのようなぐらゐの期間でいいんです。ですから、この短い期間だけでも指導者を増員して手厚い教育が必要だと思います。そういった子供たちに、将来に負の遺産を残さないようにしてあげていただきたいというふうに思います。

そこで、最後になりますが、教育長の教育の専門家としての立場から、そのサポーターの配置について、ぜひ町長に進言していただきたいと思います。そのお考えはいかがですか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕



教 育 長（山口和良君） G I G Aスクール構想が始まる前から最近の教育界は非常に変化が激しくて、例えば小学校へのこういうのも導入されて現場は非常に混乱をしました。そういう中で、それぞれの教員が工夫をしながら、専科教員が今吉岡では中心になってやっておりますけれども、そういう専科の教員が中心になって小学校運営を今実施しております。このG I G Aスクール構想について、今飯塚議員が新たなやり方が入ってくる、機械が入ってくる時のつまずきについて何か支援員が必要ではないかというお考えですけれども、そういう人を入れることについては、先ほど町長、私も答弁をさせていただきましたが、現場も声も聞いたり、子供の様子を見ながら、前向きに検討していきたいというふうに思います。変化への対応、これは常に今求められているところで、そのことについては柔軟に毎年毎年現場では考えておりますが、それを支援していきたいというふうに思っております。町長と一緒に支援員の配置について検討したいというふうに思います。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） ありがたいお言葉で、よろしくお願いたします。とにかく私は落ちこぼれ、ボトムアップというのが必要だと思います。できる子はほっといたってどんどんできるんです。ですから、半分から下、あるいは3分の1から下という、ふだんからちょっと学習が遅れめな方、こういう方への手厚い指導、これが必要なんですと私は思います。よろしくお願いたします。

議長、ここで残り時間が終わりましたので、もう一問残っていますけれども、途中ですと尻切れとんぼになりますので、次回に回します。今日はこれで終了いたします。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分といたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時30分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議 長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

1 3 番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずは1点目でありますけれども、コロナウイルス問題についてであります。

コロナ禍で、多くの町民が不安を抱えていることと思われまます。これまで私たちが経験をしたことのない大きな問題となっております。

経済構造から私たちの働き方、子供たちの学び方など様々な問題が発生し、時代の大きな変革が始まっております。今まであった仕事、あるいは会社の倒産など、私たちを取り巻く環境が大きく変わって失業者も増えております。明日の生活がどうなるのか心配をしている方も多くいることと思います。町民に対して丁寧で分かりやすく、心配なく日々の生活ができるような親切的な対応が求められていると思います。

コロナ関連対策では様々な制度がありますが、これらを町民に対して専門的な立場でアドバイス、問題解決、対応ができる総合的な窓口の開設が必要であるというふうに私は思っておりますけれども、この点につきまして、まず町長の見解を問うものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうからコロナウイルス問題関連専門対策窓口の開設ということで、町民に対し分かりやすく丁寧な対応ができるよう専門窓口をつくるべきと思うかと質問をいただきました。

現在、町の対応としては、感染症全般に関しては保健センター内の健康子育て課健康づくり室で対応し、感染症についての専門的な案件の場合は、感染症について帰国者・接触者相談センターや群馬県感染症対策コールセンターを紹介しているところでございます。

また、町独自で行っている支援策などについては、それぞれの担当課窓口につないでいるのが実情でございます。

町庁舎の機構改革に伴い、総合窓口を開設して、来庁者に対し要件に合わせて担当部署に案内をしているところでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、今言われましたのは、それぞれ今様々な問題で困ったことがあったときに、総合窓口ですぐ相談ができるわけじゃなくて、このコロナ禍に対する専門的な窓口が私必要だと思っているんです。そこへ行けば、いわゆるたらい回しと言われている、行ったけれども、そのことはどこの課へ行ってください、そのことはどこの課へ行ってくださいというふうに言われるんですよ。そのことは役場じゃなくて社協へ行ってくださいとか、なんですよ。実際にそうなんです。ですから、そうじゃなくて、行ったらもっと親切丁寧に一定の知識を持った人がそこで相談に乗れるというシステムが必要だと思うんです。これだけ大きな社会問題ですから、そりゃ雇用もあれば、子供のこともあれば、また確かに今課長のところはコロナにかかったとか、子供がかかりそうだとかというのが、熱があるとかというのは、それはそこでいいと思うんです。そうじゃなくて、このコロナ

禍というのは、このことによって生活が成り立たなくなったとか、町にもある、やっぱり持続化給付金であったり、雇用助成金であったり、それを受けるときにどこへ行ったらいいかわからない。直接国へ行くんじゃないで、でもやっぱり窓口が町にありますから、またそういうもののアドバイスをやるのは町だと思うんです。ですから、そういう意味では、課長のところと、また町長部局のほうで、それ専門のところがやっぱり私は必要だと思うんです。それが親切というものだと思うんです。だって住民というのはわからないんです。今生活をしていて、お金がもうなくなっちゃったと。あとは日々の生活に困ったと。じゃどうしたらいいかと。どこへ行って相談していいかわからない。でも、町がちゃんとこのコロナに対する問題でお金がなくなったとか、生活に困っていると、そういうことがあれば、ここに相談してくれと。行くとすぐ分かる。取りあえずそこに行って、たらい回しにされるんじゃないで、専門的な知識を持った人がいるということが大事なんです、そこで相談に乗れるという人が。だから一定の知識を持っていれば、それはできますから、だからそういう専門の窓口をつくるべきではないかという私は提案なんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） コロナに関して、全ての要件を満たせる窓口の一本化というのは、非常に難しい、また厳しい状況であるかと、こんなふうに思っております。現在の町の、先ほどもお話しさせていただきましたように、町の健康子育て課においてコロナに対する相談等を対応させていただいて、またほかに困窮、あるいは子育て等でいろんな問題が起きたときには、社協あるいは役場の窓口のほうで案内をさせていただくということで、それぞれのところに対応させていただいているところが現状でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、それ知っている人はある程度分かるんです。でも、全ての人が知っているわけじゃなくて、親切丁寧というのは、やはり一般の住民というのはなかなかそのことが分からないんですよ。だから、どこへ相談していいかわからない。そうでなくても、役場というのは敷居の高いところなんです。ですから、またそういうことをどういうふうにして住民に知らせているか。こういう場合はどこへ相談に行ってくださいと。これまで広報でもいろいろ出しているんだと思うんですけれども、それがちゃんと分かるシステムになっているか。今日もずっと何人、昨日今日と一般質問がありましたけれども、このコロナ禍に対する質問が大変ありました。ですので、これだけ多くの方が心配しているし、またテレビをつけても、まず新聞記事で出ているのは、このコロナの問題、テレビ

を見てもコロナの問題、コロナ、コロナばかりで、そのことによってこれだけ多くの人たちが明日の生活も知れない。午前中の質問でもありましたけれども、国のGDPの年率換算にすれば27.9%ですか、下がっているという、本当に今までにない今危機的な時代に入っています。それだけ皆さんが生活をするに当たって、給料が減っちゃって失業が増えちゃってという中で、どうしたらいいかと。明日の生活をどうしたらいいかというふうに困っているときですから、そういうことを捉えた中で、じゃ当然住民はいろんなことが心配だろうというときは、やっぱり相談できるのは役場ですから、だからそのときにどこかの窓口へ行けじゃなくて、お金を借りたりするときというのは、窓口じゃなくて、もう少し専門的なところがあって、やっぱりほかの人には見えないところで相談に乗ってほしいんです。人がいっぱいいるところで、「いや実はお金がないので、一時的な資金を借りる、緊急資金を貸し付けるところがあるようなんですけれども、どこなんですか」というふうに言わなきゃ通じないじゃないですか。そんなこと言わなくても、もう少しちゃんと窓口がしっかりしていれば、すぐ対応ができるじゃないですか。知っているところからスタートしていただかないで、皆さんは知らないですから、知らない人に対してどう接してあげるかということなんです。ですから、私はこのコロナに関して、役場の課長クラスの方だったら、その程度のことは理解できていると思うんです。町では制度もそんなにたくさんありませんし、町はそんなにやっていますか。でも、やっていたとしても、それに関連することというのは、職員はみんな知っています。そうすれば、振り分けもできるし、最初の対応というのはできます。だから、住民が迷わないようにするために、私は、町長、このコロナ専門の窓口というものは必要だと思います。どうですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスによる社会経済活動全般に与えた影響はもとより、社会経済を構成する我々一人一人の個人の日常生活に与えた影響は計り知れないものがあると認識しております。町民の皆さんの抱えている状況を画一的に捉えることは大変難しいと言えます。まず、生活の基となる所得を得る手段として自営業者や給与所得者という区分もあります。生活の基盤となる家庭の状況も、単身者もいれば、就学期のお子さんを抱えていたり、介護が必要な高齢者の親と同居していたりと、様々でございます。

現在の感染者の状況は、ピークを過ぎたという見解もありますが、感染ルートを把握できない等、まだまだ予断を許さない状況であり、そういった先を見通せない状況が行政から見たら、この問題の施策・立案の難しさであるとともに、町民の一人一人の皆さんが抱えるいろいろな要素の集大成として先を見通せない不安感であると認識しております。町

民の皆さんからすれば、多様な状況を1か所で相談に乗ってもらいながら対処していくことが可能であれば大変ありがたいということであるということと、そういったニーズがある行政サービスの在り方として、そのことは想像に難くない事実であると認識しております。

コロナ対策の様々な制度については、感染予防、日常生活の支援、事業者の支援、学校教育について、またイベントや施設の需要の可否等、様々な切り口があります。そして、それぞれの分野での専門的な対応が必要となることが不可避であります。

この問題に対する総合的な窓口の設置について、詳細な調査等は実施しておりませんが、群馬県のホームページによる案内では、医療と医療以外の区分で28の連絡先を掲載しております。この一覧を見て、ご自身の抱える問題がどこの区分に該当するか判断がつかないことも想定できますが、これらの資料等を参考にお問合せをいただいた課題をそれぞれの担当部署におつなぎしていくことを積み重ねながら今般いただいた課題に対処していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 分かりました。先ほども言いましたけれども、いわゆる自分がコロナにかかっているのか、かかっていないのか、家族がかかっているか、かかっていないか、その場合には担当課のほうへ行くし、今度またコロナに対して生活の問題、困っているとかというときには、それは県は県で確かにやっています。だから、町でも、今町長も否定しなかったので検討されると思うんですけども、恐らくこのコロナの問題も、この半年やこちらで終わるものじゃなくて、恐らく2年、3年というふうにかかる問題だと思えます。まだ治るまでにはかかると思えます。それらの時間がかかると、生活というのは苦しくなるばかりですから、そうしたときに頼るところというのはどうしても最後は行政しかないんです。また、そもそも行政はそのためにあるわけですから、さりとて全てができるわけじゃありませんけれども、そのために行政があるわけですから、やはり住民が迷うことなく、心配なことがあったら、やっぱりプライバシーが守られて、そしてそのときそのとき適切に問題の解決をしてくれるという態度でいるということが信頼される私は行政だというふうに思っておりますので、ぜひともそのことはお願いをしておきます。

先ほども言いましたように、雇用調整助成金なんていう制度もあります。また、あるいは様々な緊急援助対策等もありますけれども、話は聞くけれども、どこでどういうふうに頼んでいいかということが、一定の人は分かるんでしょうけれども、また一定の人は分からないで苦しんでいる人もいると思うんです。だから、そういう人たちにどういうふうに行っている制度がありますよということを知らせていくか。それは知らないはあなたの

せい、見ないもあなたのせいじゃなくて、そういう人たちに対しても、こういう制度がありますよというふうに優しく寄り添う行政であるということが私は大事だというふうに思っております。

それでは、コロナウイルス問題に対する2つ目の問題に移ります。

吉岡町は、コロナ対策で何をやっているのかとよく聞かれます。売上げが対前年比、大きく減った、いわゆる50%以上、飲食店への補助があります。また、持続化給付金を受けられた方にも10万円、あるいはこれから生まれてくる子供、国の制度では4月27日でしたか、までですけれども、今年の、でも町はこれも1年、3月31日まで延ばしてあげます。そのことは、私は評価をできることだというふうに思います。吉岡町でもよくやったというふうに思っております。

私は、こういうものを見たときに、吉岡だけのことじゃなくて渋川市を見たり、近隣の市町村を見ていると、それなりに町独自の制度をつくってやっております。しかし、私先ほど言ったように、吉岡町は言われます。吉岡町は何やっているんだと。やっていないじゃないかと。ただし、これまで私は事務局のほうにもコロナ関連に関するものを平時と違うから新聞に載ったりしたらば切り抜きでもして取っておいてくださいというふうにお願ひしておきましたけれども、私も自分でも注意をして見ていますけれども、そうすると、やっぱり様々なことやっていますよね。おとといですか、東京の千代田区は1人12万円ですか、配ると。あそこまではできないにしても、自治体によっては様々なことをやっております。

私が言いたいのは、議会で町に対して予算要望を出しました。そのときに緊急対策経営支援助成金の適用範囲を農業や小規模事業者にも反映させることを図られたいと。そしてまた、緊急対策経営支援助成金の条件を緩和し、定額給付型にし、早期の対応を図られたいということで、町が行ったのは、飲食店ではこれまで前年と比べて50%以上減った月があればまずは10万円を町が独自に支援しますよと。その次のやったのは、国の持続化給付金、法人であれば売上げが50%以上減った月があれば200万円、そして個人であれば、中小企業ですね、個人ですね、個人であれば100万円が持続化給付金として国からの制度で支払われると。そして吉岡町が行った制度は、そのお金がもらえた人たちに対して申請すれば10万円ずつやりますよという、こういう話なんですよね。だから、200万円もらいました、100万円もらいましたという人には、じゃあなたのところには10万円あげましょうと。でも、議会が求めたのはそうじゃないんです。そうじゃなくて、もらえなかった人も、もっと裾野を広くして、このコロナでみんなうんともうかっているなんていう人は、中にはたまにはいるかもしれませんがけれども、ほとんどがみんな収入が減っているわけです。だけれども、農家なんていうのは、大きい農家もあれば、小規模農

家もあれば、確かに法人形式を取って一定の額を売り上げている人もいるでしょうけれども、この吉岡町を見た場合には、そうはいないです。一般的な農家を見ても、三ちゃん農業ぐらいですから、売上げもそんな大したことはない。しかし、このコロナによって全体的な売上げというのは減っていると思うんです。ですから、そういうところへは、だから申請していただければ、定額で、10万円じゃなくても、その半分にしたって、もっと配れるじゃないですかということで、議会として提案したわけですね。要望したわけです。しかし、国から200万円、100万円もらった人には町が10万円あげますよと。ほかの人にはやらないわけですから、それはだからおかしいじゃないですかと。もらえなかった人を対象にしたらどうですかというのが、これ議会の提案だったんです。

それで、実際に、まだたくさんあるんだと思いますけれども、新聞報道で、私が今記事で持っている中では、沼田市は収入が対前年比で30%ぐらい減った、そして申請したけれども持続化給付金の対象にならなかった人に対して10万円を支払っている、こういう制度なんです。私もそっちのほうが賢明だと思うんです。100万円もらった人、200万円もらった人に、はい、それに10万円じゃなくて、申請したけれどももらえなかった。いや、50%はいついていないけれども、うちは30%しか減っていないと。しかし、売上げもないんだよといえ、じゃその人には町が独自で10万円出しますよと。私はこっちのほうがよっぽど親切だと思うんです。これみなかみ町もやっていますよね。みなかみ町も10万円です。これも、おおよそ50%じゃなくて30%ぐらい減った月があれば対象ということで、私はだからこの町の給付金のときにも質問して、何でこういうことになったのかなと。片方はだから200万、100万もらっているところに10万円また上乗せしますよと。だから、そのときは議会も対象にならなかったところも考えてくださいというので、町長に意見書上げたんですよ。要望したんです。でも、それができなかったという。また、そういうことを考えなかったのか。それとも考えて、かように考えた上でのそういう決定だったのか、私はそこのプロセスが分からない。どうしてまたそういう結論に至ったんだかも分からないんです。ということもありますので、また改めてこのことについて、町長、どうしてこういうことになったのか、まずお考えを聞いて、できれば、私、今でも、まだ持続化給付金をもらった人はもらったでいいでしょうと。でも、しかし、まだ普通の人には町に30%でも、もうもらった人は別にして、収入が減った人が申請をすれば、10万とは言わず3万でも5万でも町が支給しますよということを私は考えるべきだと思うんですけれども、町長、いかがでしょうかね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 新型コロナウイルス対策に係る町の独自事業といたしましては、今回上

程させていただいている補正予算、9月補正に至るまで、町民の皆様へのきめ細やかな支援を実施するため、子育て世帯や独り暮らし高齢者への支援、また売上げが減少した町内の飲食店や中小企業者及び個人事業主の方に対しての助成など、真にお困りの方への支援に重点を置き、予算措置をさせていただいております。

また、コロナ禍において、就学援助を必要としている世帯への昼食代の支援や家庭学習のための環境整備に対する支援など、教育関係の面でも様々な事業に取り組んでまいりました。

そして、これら様々な事業につきましては、国の臨時交付金を主な財源としつつ、不足分は財政調整基金を投入し、予算措置をさせていただいているところでございます。

また、国においても、新たな生活様式が提案されているように、新型コロナウイルスとの生活は今後も続き、新たな生活様式に応じた予算措置も本年度後半、また次年度以降も続いていくことが想定されます。そうなりますと、通常想定され得る財源に加えてコロナの共存を意識した財源、また収入面においては、新型コロナウイルスの影響による町税の減少、そして今後経済状況のさらなる悪化も懸念されております。今後、真に困る方、経済的に困窮する方も増加する可能性もございます。今だけを捉えることなく、さらに先に備える必要もあるのではないかと考えられます。

そのような意味からも、財政調整基金の適正な運用は必要であり、様々な事象を考慮しての財政運営が今後より重要になると強く認識しているところでございます。それらを踏まえた上で、今後もコロナウイルスを取り巻く状況を的確に把握した上で、情勢の変化を見極め、コロナ禍においても町民の皆様が安心して暮らしていくために何が必要で、それに対し町がどのような事業を展開していけばよいかをよく検討し、職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 聞き方が私下手だったかな。もっと端的に聞きます。町長、持続化給付金、いわゆる売上げ減ったというところに、法人であれば200万、個人であれば100万というのが売上げ減ったということで国から申請すれば支払われました。町は、そういう200万円、100万円をもらった人に、この人がもらった人だったら10万円あげますよというので、その100万、200万の上にまた上乗せしてあげたんです。そうしたんです。私がさっき言ったのは、そういうところもそれはあります。しかし、例を出しましたけれども、沼田市であるとか、みなかみ町、群馬県内、ほかにもまだ県内はほかにもあると思いますよ。ここは、持続化給付金がもらえなかった人たちを対象にしてお金を出しているんです、10万円ずつ。私は、もうもらった人はもっと欲しいかもしれないけれども、



もらえなかった人、対象にならなかった人というのは、もう本当にぎりぎりのところなんですよね。というのは、一定の経理士を抱えているとかそういう人というのは、経理事務所がみんなやってくれますから、申請手続きみんな出るから、だから国の金貸すの、100万、200万と出るんです。その同じものを町で出せば、それは10万円ずつもらえますから。でも普通のちょっとした農家とかちょっとしたお店屋さんというのは、そういう経理士なんて雇っていないんですよ。ですから、そういう持続化給付金ももらえていないんです。そういうところには金が行っているだけけれども、そういうところ、今度そういう人がいざ欲しいと言ったら、そういう手続きができないから、そういう人はもうみんな漏れちゃっているわけです。ですから、先ほど町長がこれで終わったわけじゃないと言うから、ぜひともこういう人たちのことも考えて、次にはこの人たちをぜひとも対象に入れていただきたいということをまずはお願いしておきます。

それから、もう一点、地域応援商品券も1世帯1万円というので、さきの臨時会で決めました。1世帯1万円です。1世帯1万円ですから、1人で生活している人は1万円、7人家族、8人家族でも1万円。私は、行政というのは公平というのがすごく大事だと思うんです。行政というのは、公平の原則というのがあります。原則です。だから1人の人はただけれども、1人でいけばその人は1万円で、うちは8人いるだけけれども、この1万円、8人で分けなくちゃならない。1人千幾らだんべとこういう話ですから、これは本当に不公平だと思うんです。やはり1人1万円だったら1人1万円だと思うんです。

これ、最近の新聞の例では、商品券でしたけれども、長野原町が1人1万円ですよ。1人1万円の商品券。私はそうだと思います。1世帯で1万円で、こんなばらつきがあって、1人の人は喜ぶかもしれないけれども、5人も6人もいるところは、そんなばかな話があるかということだと思います。私は、ぜひともこのことは考えていただきたい。不公平だと思いませんか。これでいいんだなんていう考えだったら、私はとてもとても町長、町長という人の人格を疑います。もらうほうもありがたいと思わないです。片方はだって、子供だって、お年玉もらうのに兄弟が2人いて、片方が1,000円で片方が1万円もらえば、何で俺は1,000円であちは1万円だという話だって、それはもうくれた人を恨みますよ。ですから、みんな同じに、同じ町民ですから、私は、これはちゃんと改めて、少なくともその先に行かないうちに全ての人に1万円なら1万円の商品券、現金なら現金で渡るようにしたほうがいいと思います。どうですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 世帯1万円ということで、庁内の中で協議検討させていただいたという状況でございます。そこには、健全な財政運営に配慮しながら事業の円滑推進を図ってい

きたいという考えの下で対応させていただきました。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） やるほうはそれは円滑かもしれないけれども、それを受けるほうはとてでもないです。受ける方は、やるほうはそれでいいかもしれないけれども、それ皆さんがそろばんではじくにはそれはいいかたしれないです。世帯だから、8,000すれすれだからというので。でも、その3倍人口あるわけですから、そうすれば皆さん納得します。でも、こういうやり方というのは、私は納得しないと思います。だって、それでいいなんて思う人、本当にいますか。誰もいないと思います。もしかしたらいるのかもしれない。私は1人だから、1人で1万円もらったからいいよと。あとの人はどうでもいいのかもしれない。でも、もしかしたら、私1人もらって5人家族の人には気の毒だなというふうと思う人もいるかもしれないです。でも、私はどっちかといったらそういうふうと思うほうです。だったら5人いれば、それは5万円じゃないですか。これから間に合うじゃないですか。だから、皆さんのサイドというのは、何をだから中心にして考えているんだか。そのことによって、お金を出すことによって、町の商店が潤うという、その一辺だけなんですか。私は、これ限定したところにもすごく問題あると思っていますけれども、そこへ持ってきて今度は世帯ですからね。これ考え直す必要が私はあると思うんです。まだ、だってこれからでも町長、できますよ。だって先ほど言った財調だって、そういうときのためにあるわけです。中では、だって先ほど言いましたけれども、住民1人に12万円も出しているところあるんです。そこだってそれだけの財調使えば随分減りますよ。なくなりますよ。それでもやっているんです。私は、町長、こう見た中で、どなたかの議員がこの間の上毛新聞を見て、いいかげんな新聞を見て、だってあれ中身が全然違うもの。財調を取り崩しているけれども、それをコロナ対策で使ったわけじゃないですもんね。でもあれは、あの新聞を見ると、コロナ対策に使ったような記事ですから、ちょっと見て私もおかしいなと思って、ええ。実際にはだって本当に使っている額は幾らでもないですもんね。私は、県内見ても、吉岡町は財調を使っている額が全然少ないと思います。平均並みぐらいに使ってもいいじゃないですか。そして、住民のために使うべきだと思いますけれども、再度お尋ねします。どうですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん自分もこれでいいという思いはございません。ただ、町、町民2万1,000人を考えた中で、財政を考えた中で、現状で進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そんなこと聞いていると、私は本当あきれて物も言えなくなるんですけども。もう少し住民に寄り添って、やはり私は行政というのは公平でなくちゃならないと思っています。公平なんていうものはどうでもいいんだという考えでは、とてもじゃないですけども、私は聞き入れられない。まずは、行政は公平でなくちゃならない。

それと、先ほども言っていますけれども、吉岡町はやっぱこれだけの職員がいて、その職員の皆さんの能力というものが十分発揮されているのかどうか。また、発揮されるシステムになっているかどうかだと思えます。行政運営の中で、またそのことを町長はちゃんと指示しているのかどうか。私は、これだけ優秀な職員がいれば、県内のいろんな様々な自治体のものをみんな見ていますよね。そうすると、これはいいんじゃないか、または思いの中で、こんなことをすればもっと喜ばれるんじゃないか、役に立つんじゃないかという考えが出てくると思えます。それが、何が言いたいかという、ぜひともこれだけの能力があるんですから、皆さんの能力を集めてコロナ対策の中で示していただきたいというのがあります。

それと、渋川市は、今こんなことをやっているんです。新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、食材や日用品の宅配サービスの利用が増えていることを受け、渋川市は31日、自宅に宅配ボックスを設置する市民に対し5万円を上限に費用の3分の2を補助する方針を発表したという、こういう。また、同じ日でしたよ。またこれも渋川市です。渋川市は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、新しい営業形態を取り入れる飲食店を支援しようと、渋川市は31日、テークアウトとデリバリーサービス、キッチンカーの導入費用を補助する方針を発表した。関連費用1,500万円を本年度一般会計補正予算に盛り込み、市議会9月定例会に提出すると。そして、市内に本社か主たる事業所を置く小規模事業が補助対象の経費は、容器や割り箸など消耗品購入費、キッチンカーの購入やリース、キッチンカーですって、キッチンカーの購入、リース、宅配バイクや自転車の購入といった設備費、広告宣伝費、許可申請費で、1事業者当たりの補助上限額は、テークアウトは10万円、デリバリーとキッチンカーは各50万円出すそうです。こういうことをしながらこのコロナ禍を乗り切ろうとしている。これだけじゃないですよ。新聞に、いろいろ載っていますよね。新聞見ていると思うんです。このようにやはり時代に即して機敏に動くということが大事だと思うんです。機敏にも動かなければ、不公平極まるような行政をやっているようじゃ、話にならないです。

先ほども言いましたけれども、財政力そんなになんないと思います。長野原町は、しかし、町民1人当たり商品券を全町民に支給。1万円ですからね。こういうことを、配るんだっ

たら、私はこういうふうに行行政は公平であるべきだというふうに思います。ぜひともこの公平というものを念頭に置いて、そして時代に応じた施策をどんどん打っていく。職員の知恵を結集して、このコロナ禍に立ち向かっていくんだという決意を示していただきたいと思いますけれども、どうですか、町長、決意示せますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、今後もコロナウイルスを取り巻く状況を的確に把握した上で、今後も情勢の変化を見極め、コロナ禍においても町民の皆様が安心して暮らしていけるために、何が必要で、それに対し町がどのような事業を展開していけばよいかをよく検討し、職員一丸となって種々取り組んでいけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、2点目の都市計画道路の優先順位についてお伺いをするものがあります。

先日、寝耳に水で、漆原総社線の計画が示されました。議会と協議の上、順位を決めていくべきだというふうに思います。このことは私も本当に驚きました。これまで町は、吉岡バイパスの延伸と前橋伊香保線の整備とサントリーからの延伸で上武国道と接続計画で進んでいたと思います。どこで何があり変更になったんだか、さっぱり分かりません。これはどうしてこういうふうになったのか。

前町長、前議長が群馬県知事に対して何度も要請をしてきたことを承知していますけれども、これは先ほど言いました宮東から北に真っすぐ延びて行って、そして前橋伊香保線とぶつかって、サントリーから来てぶつかる。これをやるんだ、これをやるんだ。これをやるために取りあえずは、また県にもさせるために、唾をつけておくんだということ、途中で切れていた渋高線のところをつなげたわけですね。これはその先へ、前橋伊香保線につなげるための呼び水なんだという説明があつてあけたわけ。ですから、これが、この延伸というのが、将来吉岡町が進んでいくには要になる道路なんだ。そして、宮東から来たあの道路を延伸をして、そしてサントリーのところにつけて、あれがまた八木原のほうに向けて、渋川市と協議しながら、そして渋川市にもよく、吉岡町にもよく、そうすると交通網がしっかりできるんだと、その整備を第一義的に進めていくんだというのがこれまでの説明だったんです。私もそうだと思ったんです。それがいつの間にか変わっちゃうんだから、何がどうしちゃったのかと、これはもう本当に私たちも目を回すだけなんです。この優先順位はどうしてこれになったのか。

漆原総社線というのは、用地補償もかかると、また移転費用もかかるという説明がありました。これは誰の目にも明らかなように、多額な費用がかかります。これ本気で考えているのか、財源はどのようになるのか、今日坂田議員にも質疑に答えておりましたけれども、それをはっきり示していただきたい。

そして、大概が、何でもそうですけれども、最初は小さく言っておくんですよ。でも、それでも12億ぐらいと。でも、12億といっても、18億とか20億になるのが今までの相場です。ほとんど何でも、その中で収まったなんて話聞いたことない。そうなるんです。そうすると、県道であれば県がほとんどそれをみんなやりますけれども、単独事業を町でやるんだったら、町からも持ち出しがあるんですよ。今日午前中の質問にありましたけれども、僅か6万円の金も出せないところがこんな、それこそ子供の何ですか、上野原から来ている子供のバス代の補助も、6万円の金も出せないような人が、それこそ12億円だ、18億の今度道路造るだなんて寝言が過ぎていて訳分かんない。もう少し気の利いた、本当に皆さん聞いて胸にすんと落ちるような回答をしてください。どうですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 都市計画道路漆原総社線のことにつきまして、どこで何が変更になったのかというような質問でございますが、この都市計画道路漆原総社線の未整備区間につきましては、今までも議会において再三にわたり質疑され、この路線は崖地にかける橋梁や宅地も数軒あることから、莫大な事業費が見込まれるとして事業化は見送られてまいりました。

どこで何があり変更になったのかと質問でございますけれども、平成30年第4回定例会において、故人であります五十嵐議員の質問に対する町長答弁では、都市計画道路漆原総社線は、道の駅よしおか温泉の周辺既存道路のバイパス的機能の確保は最優先課題となっており、この整備により、渋滞緩和、安全・安心の確保が期待されている道路であり、事業化に向けた検討の進捗状況として、今年度、つまり当時平成30年度、道路及び交差点予備設計業務を発注し、来年度、つまり令和元年度に予定している都市計画変更のための資料作成を進めているところであります。今後の見込みとしては、来年度中、つまり令和元年度中に都市計画変更を行い、平成32年度に路線測量、道路詳細設計を実施し、平成33年度、つまり令和3年度以降、用地測量調査、一部区間の用地取得、工事着手を、最優先課題の解消を早期に行いたいと考えておりますと執行側が回答しております。

さらに、令和元年第4回定例会における飯塚議員の質問に対する町長答弁においても、都市計画道路である漆原総社線については、県道南新井前橋線と国道17号バイパスを結ぶ基幹道路と認識しており、平成29年度に現在のルートが適切なのか改めて概略ルート

の検討を実施しました。平成30年度には予備設計業務を実施し、今年度以降、都市計画道路漆原総社線の都市計画法に基づく変更の手続に入るところでございますと答弁をしております。

平成30年に示されたスケジュールより1年程度遅れておりますが、現在都市計画の変更手続を行っております。この手続における本年8月20日に住民説明会を開催するに当たり、7月22日、全員協議会において漆原総社線の都市計画変更の概要の説明を申し上げたところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 坂田議員からの質問にも答えていましたけれども、また質問にもありましたけれども、ビーバイシーも行っていない、費用対効果も全くやっていないなんて、そんなのは聞いたことないですよ。そういうものも確かになくはないです。費用対効果、場所によれば。しかし、どこから見ても、ここのところに私はすぐできる必要性も感じないし、渋滞の緩和というのも、そこはそんな渋滞して困ったという話も聞いたことないし、聞いていないですよ。そんなに、車がちょっとつかえたぐらいで渋滞という範囲じゃないですからね。まあ、いいですよ。このことは町長がやりたいと思っても、また議員も多くの方が疑問を持っていますから、多くの議員がそうやってちょっとどうなんだというふうになれば、そう前に進むものじゃありませんから、まず私もそう簡単には思っていないから、ちゃんと議会から質問があったときしっかりと答えられるようなふうにしてほしい。

最後の問題なんですけれども、これも時間が足りなくなったらまた来月に回すような話になっちゃうかもしれませんけれども、最後3点目は、スラグ碎石の撤去についてであります。この問題は6月議会でもただしましたが、時間の関係で不十分でしたので、改めて伺うものであります。

渋川市の市会議員が市道にスラグが使用され、そのままになっている。市長は、道路管理者として、そこに産業廃棄物が入っていることは法律違反であり、大同特殊鋼株式会社に撤去片づけを求める裁判を起こしました。判決では、原告の言い分を認め、判決が出されました。

吉岡町でも、同じ状態が今でも続いております。現在の撤去状況は話をしていると伺っておりますけれども、今どのようなことになっているのか、その詳細を示されたいと思います。

また、これまでやり取り、様々な覚書だったりいろいろなものがありますので、今回は口頭でも質問しますけれども、また文書での回答もいただきたいと、示していただきたい

というふうに思っております。

それと、続けて榛東のメガソーラーの問題も一緒に提起をしておきますけれども、これまでも大きな問題であります。吉岡町の水源であり、榛東村長も吉岡町町民の生命に関わる大きな問題であるというふうに議会で答えております。

吉岡町の町長がしっかりしていただきたいというふうには私は思っております。直接大同に乗り込み、榛東と一緒に、一日も早い撤去が望まれますけれども、今後の対応をお願いしたいというふうに出しておきました。

このことは、町長、再三言っておりますけれども、榛東の村長が公の議会で吉岡町の生命に関わる大きな問題だというふうに言っているんです。だから、隣の村長が吉岡町を心配してそういうふうになってくれており、それですと吉岡町が黙っているわけにはいかない。この水源は吉岡町の、あそこは、メガソーラーのところは、スラグがあるところというのは、下は吉岡町の水源地ですから、本当に真剣になって撤去を求めていかないと。渋川市は今、あそこは何か、佐藤建設工業に対し撤去要請をして、まともな回答もないようなので、次は裁判で撤去を求めるといような話も私は漏れ伺っております。そういうところまで来ております。

最後に、やっぱり吉岡町に何とんでも大きな影響を及ぼすわけですから、このことを真剣になって考えていただきたい。そして、先ほど、一番目で言いました水道課長も、前から下水道工事をしたところに存置という形で、最初はあまり聞いたことないけれども、存置とは何かと思ったら、そのままにしてありますよというのが存置というんだね。スラグ入ったままむき出しでそのままにありますよというのが存置。今でもそのままになっております。ですから、裁判で出たのは、その判決というのは、裁判所は、市長は、それを大同によって片づけさせなさいという判決ですから。これ裁判の判決ですから。それが出ております。次のことが決まるまではこの判決生きていますから。ということは、どけるということは認めているし、群馬県でもこれは廃棄物と認定していますから、もう産業廃棄物ということは明らかですよ。そうであれば、これは撤去片づけしかないんですよ、産業廃棄物は。ですから、そのこと一日も早くさせるということが大事なんです。まだ存置のままなんですけれども、それから全然動いていないんですよ。今どうなっているかというのと、もう一回、だからメガソーラー、私これしつこく言わないと、いつになってもこれほっといたままで撤去されませんから質問しているので、撤去されるまで質問しますけれども、これについての回答をお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） スラグ碎石の撤去の関係につきまして質問いただきました。

以前にもお答えさせていただいたとおり、町で行った鉄鋼スラグが用いられた疑いのある工事場所について、出荷者である大同特殊鋼株式会社に対して生産者としての責任を求め、継続して協議を行っているところでございます。

また、旧榛名カントリー跡地の榛東村内のメガソーラー設置場所のスラグ問題については、榛東村で土壌調査が予定されているようですので、状況を注視しながら、吉岡町の水源に影響を与える場所でもありますので、大同特殊鋼株式会社に対して適切な対応をするよう、今後も榛東村と連絡取り合いながら対応していきたいと考えております。

なお、現在の状況につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課所管で、路盤材等鉄鋼スラグ砕石が使用されました該当箇所の対応状況ですが、環境基準値を超えた箇所については、既に大同特殊鋼より処分費などの費用負担をするとの旨合意を得ておりますので、大半を存置ということではしております。

なお、下野田地内の一部箇所で路盤材採石が基準値以下で、直下の土壌において環境基準値を超えるフッ素化合物が検出された3か所、3路線については、スラグ砕石と因果関係を確認するための再調査を実施しております。

結果については、環境基準値を超過した2路線については費用負担をすることで合意がされております。今後も、該当箇所を掘り起こすなど必要が生じた際には、撤去費用の負担手続などの協議をし、負担をお願いしていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 建設課が所管する事案において、鉄鋼スラグ採石が環境基準値を超えた箇所につきましては、具体的に必要が生じた時点で大同特殊鋼から補修その他の工事等で再度掘り起こす場合、協議の上で費用負担をするとの合意は得ております。現在は、現場ごとに個別に対応方針について協議を行いながら適正な処理に向けて進めております。

なお、住宅建設に伴い、道路を掘り起こす必要が生じた箇所では、既に開発業者を含め費用撤去の負担手続などを協議し、大同特殊鋼に費用負担をしております。具体的には、町と大同特殊鋼、それから掘削を行う施工業者の三者で覚書を取り交わし、この中で大同特殊鋼に負担をしていただく処分費用を定め、適正な処理を進めていくものでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 三者とはどこですか。



議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 道路管理者である町と大同特殊鋼と、民間開発に伴うその掘削をする業者  
でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 掘削会社なんか掘削するだけで、その業者って何の意味もないからね。それがちゃんとスラグであるかどうかと。前は三者協議会というのがあったんだけど、その三者協議会とは違いますよね。だって、掘削業者と、掘削、掘る業者なんていうのは関係ないですよ。掘削したとき、そんな人と協議したところで、それがだってちゃんと基準値を超してあるスラグであるかどうかということが大事なわけで、いいですよ、時間もなくなってくるんで、これはスラグというのは撤去片づけが基本ですから、それでまずはどこをどんだけ片づけた、またどこにはどれだけ残っていますよというのを、またいずれかそんなに先に行かないうちにそれを出してください。それは分かっていますからね。そうしていただければ、取りあえずいいですよ。このことはまた後の機会で行いますから。以上であります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていました一般質問は終了しました。

---

散 会

議 長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後4時30分散会

# 令和2年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和2年9月11日（金曜日）

## 議事日程 第4号

令和2年9月11日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第2～第5・第8～第23〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について  
(討論・表決)
- 日程第 6 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）〔第7〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 7 認定第 1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 8 認定第 2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 9 認定第 3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第10 認定第 4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第11 認定第 5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第12 認定第 6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第13 認定第 7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第14 認定第 8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第15 認定第 9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第16 議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

(討論・表決)

日程第17 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第18 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第19 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第20 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第21 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第22 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第23 発委第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第31 議会議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	寺島 悦 子 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、会議は成立しています。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

各委員会に付託した議案の審査報告ですが、議事日程第2から第5と第8から第23までの付託した議案について報告願います。なお、予算決算特別委員会の委員長報告は、議事日程第6で行います。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、9月1日本会議において議長より付託された議案7件、依頼1件について、9月9日水曜日午前10時より2階大会議室において審査を行いました。

なお、10時からというのは、付託された議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）にある8款土木費、補修工事、城山みはらし公園、金額400万円、コンクリートの階段及び歩道部のクラック補修とのことで、審査前に現場の確認ということで9時に役場を出発し、現地を確認を行ったための10時からということです。このことは所定の手続を経て関係機関の承諾を得てのことです。

委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、課長、室長の出席の下、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億8,597万4,000円を追加し、総額を104億3,251万6,000円とするものです。事項別明細の款、項の順に審査しました。

主な質疑としては、歳入では、1款町税、固定資産税250万9,000円の減は、徴収猶予の申請があった法人4件、個人1件、入湯税418万2,000円の減は、よしおか温泉リゾートピアの4月、5月の休館による実績。

15款国庫支出金、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金287万7,0

00円はコロナ対策関係で児童福祉施設1園に最大50万円までの補助。

16款県支出金、農林水産業費県補助金、農業次世代人材投資資金75万円は、認定新規就農者1名に対する農業等就農計画に基づく補助金交付。

21款諸収入、雑入、特殊勤務手当24万円は、コロナ関連で渋川のPCRセンターに町の保健師を派遣したときの1回につき4,000円の補助、管理の渋川医師会より。

歳出では、2款総務費、企画費、委託路線におけるICカード導入に係る負担金180万円は、路線バスのSuica導入によるもの。

8款土木費、道路維持費、道路維持補修工事2,596万円は、緊急補修工事に400万円、町道等の除草に196万円、自治会等の要望対応の各所補修に2,000万円を計上。都市施設費、補修費、城山みはらし公園400万円は、クラックの補修費とのこと。完成引渡しからまだ3年しか経過していないとのことで、冒頭お話ししたように、現地の現状確認をしてきた次第であります。また、設計図書、設計業務委託契約書、工事請負契約書、工事写真、工事完成写真、出来高管理写真等の資料提出を依頼し、内容などについて審査しました。

まず、現場の状況から、クラック、ひび割れは長い距離の歩道部分中央部短辺方向に、階段に関しては踏面中央手摺子が立っている部分、これは共通事項です。踏面上り下り部分の中央短辺方向に部分的、段鼻留め擬木部分に見られました。

現状を見た限りの見解では、歩道部分、距離がある場合にはクラック誘発目地があったほうがよかったのではないかと。階段中央部分手摺子が立っている部分は踏面幅が狭くなるのでクラックが入りやすいのではないかと。段鼻に関しては、留めが樹脂の擬木にてコンクリートと樹脂との温度差による収縮が違うので、当然、すき間ができるのではないかと。これはクラックと言わないのではないかと。共通事項で、コンクリートにはメッシュ等が入っていればよかったのではないかなど意見が出ました。この設計内容については、小規模構造物のため、コンクリート構造に定めがないとのこと。工事は設計図書どおり施工されている。工事、設計ともに、瑕疵担保期間は過ぎている。原因については不明であるが、事象は事象で認め、補修はこれを認めてすぐに修理していただき、今後、このようなことが起こらないような対応策、また原因をこのまま不明で終わらせるのではなく、さらに精査して、早急の報告をしていただくとのこと。

10款教育費、事務局費、修学旅行負担費、コロナ関連570万円は、新型コロナウイルス感染予防対策として移動手段の変更とのこと。3密を避け、1クラスにバス2台を使用するため、計12台分のバス代と新型コロナウイルス対策ガイドラインに基づく国内旅行、修学旅行の手引で安全を遵守しての10月27、28、29日の修学旅行。ただし、参加率90%以下、京都・奈良・群馬のコロナレベルによっては中止とのこと。3項中学

校費、学校建設費、トイレ改修及び給水設備更新工事設計委託料719万4,000円は、便器の洋式化等の設計業務委託。4項社会教育費、文化財保護調査費、維持補修工事105万5,000円は、防犯カメラ2台、三津屋古墳内と文化センター各1台等のこと。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更については、令和3年を始期とする次期総合計画の令和2年度末策定予定をしていたが、コロナ感染拡大防止で住民参加が難しいこと、また、このような中、社会経済情勢を軽々見通すことの困難にて、現総合計画の計画期間を令和2年から3年に変更し、次期総合計画の始期を令和4年とするもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入、2款使用料及び手数料、下水道使用料現年度分1,203万5,963円の内訳は、現年度分94人、公営企業会計に伴う特例的収入3,047人分とのこと。歳出、報償費、受益者負担金一括納入報償金92万2,260円は、新規供用開始104件とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出において、支出で4万6,000円の減で、計4億2,894万2,000円、資本的収入及び支出において、支出、5,000円の増で計2億1,537万円とするもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出において、収入で、公共下水道収益558万5,000円の追加、農業集落排水事業収益で1,850万7,000円の追加、支出で、公共下水道費用505万1,000円の追加、農業集落排水事業費2,670万8,000円の追加、資本的収入及び支出において、収入で公共下水道事業資本的収入311万2,000円の減、支出で、公共下水道事業費、資本的支出84万1,000円の減、農業集落排水事業、資本的支出7万円の減とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出（依頼）は、コロナ禍で地方税、地方交付税等の一般税源の激減が避けがたくなっている中で、地方自治体はもろもろの対策などに迫られ、財政が厳しくなることが予想されるため、国に財源確保を要望するものであります。審査の結果、原案適



正と認め、意見書の提出を委員会発議とすることに全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、ただいま報告いただきました、まずは議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）についてお尋ねをいたします。

36ページであります。土木費の中の2目都市施設費の中で、工事請負費400万円、城山みはらし公園については、委員会で視察に行ってきたということでした。私は、このこと自体、そもそも工事が終わって2年ちょっとしか経過していないという中で、これだけ大規模な400万円もする補修工事を行うということだけで尋常なことではないなと思って、私も実は現地を見てきました。その場所を見ますと、町から説明があったように、確かにクラックが本当に数えてみれば100か所を超える部分でありますし、ほとんどが1センチぐらゐを超えているようなところもあるし、またその割れたところから草も生えているというような状況を見てきました。そして、ちょっと驚いたことに、そのままかと思ったら、もう一度あれは補修していますよね。割れ目を補修していますね。ということは、それは1年前だか半年前だか分かりませんが、結構古くなっています。ということは、瑕疵担保責任2年ですから、もう2年たつ前に補修していることは明らかですよ。それで、もうそろそろ3年目に入るということで、今だったらいわゆるこれは全く業者の意向と同じですよ。2年過ぎたからもう瑕疵担保責任も請求できないから、今になって出せば、もう瑕疵担保責任は問わないで工事ができるということで今出したんじゃないですか。本来は、このクラックが入って、その時点で恐らく会計検査が何かも入ったと思うんですよ。聞いていると、その頃にもそういう指摘があったということなので、あわてて直したというようなことも聞いていますし、そういうことになれば、承知していて2年たって、まだ瑕疵担保責任がある期間のうちちょこちょこっと手直しをしてごまかして、それでもう2年過ぎて瑕疵担保責任が問えなくなったら、ここのところで町が予算を400万円つけて、それでこれを工事しようということなんじゃないですか。

先ほど、委員長のほうからメッシュが入っていなかったのではないかと、確かにそういうことも考えられますよね。コンクリートでもあれだけ縮まないですから。まして、またメッシュとか入っていればあれだけ開かないですよ。ということは、もしかしたら、この工事が下からほとんどにみんな入っていますから、ということは、そもそも設計に誤りがあったんじゃないか、まず考えられるのは、設計の誤り。そして、2番目に考えられる

のは施工ミスですね。それとか故意的な手抜き。いずれかこういうものがなければ、私はこういうことにならないと思うんですよ。僅か二、三年でこんなになれば、本当に、5年10年たったらもう凸凹になりますよ。階段、もう上れなくなっちゃうんじゃないかというように思うんですよ。

様々な意見もあったようですけれども、問題を提起してから限られた時間でありますから、どこまで委員会として調査できたかというのは私も分かりませんが、これはそういう様々な問題をはらんでいますよね。これは正確に言うと、先ほど委員長の答えの中で約3年という話がありましたけれども、西暦にすると、いわゆる引き渡してから予算編成、町が直しますよと、瑕疵担保がないんだよということを答えましたから、そういうふうに思った日というのは、正式には何年と何か月なんですかね。調べていなければそれはいいですよ。先ほど3年と言いましたけれども、実際には何年と何か月だったのかということがすごく微妙なところで、瑕疵担保責任が問えるか問えないかという、ただの数字だけなんですけれども、でも、それ以前に、先ほど言ったような様々な問題、状況がありますから、ここをどうするか。

それとまた、委員会で調べた中で、原因が不明だという回答も委員長報告の中にありました。不明であれば、その原因は解明しなければなりません。原因の解明次第では、今恐らく町はこのまま議会が通れば、この400万円をもう投入して、それで工事をさせるんだという考えだというふうに答えたのか、それともまた、業者等とも協議して、この問題は対応していくんだというような回答があったのか。その辺もちょっと見えてこないの、その辺も含めたどのような町の調査と委員会での調査と見解と見ますか、結論に至ったか、その部分も併せてお答えを願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 金谷委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君発言〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 金谷です。

いっぱいご質問がありましたので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず最初に、設計内容のことですけれども、設計においては、コンクリート厚70ミリ、碎石100ミリ、幅員2メートルであります。建築確認等を取る場合のものは、きちんと建物だとか、確認を取るものはきちんと構造計算等して数値を出して、配筋だとかそういうものもろもろ計算して設計するんですけれども、城山みはらし公園においては、先ほど申したように、小規模構造物であるため設計基準がございません。設計内容についての有無を問うことは非常に厳しいかと思えます。

そして、工事内容についてなんですけれども、一応、工事中の写真等、資料提出していただき確認して見る限りでは、設計図どおりきちんと施工されている。それは確認できま

す。

そして、瑕疵担保責任のことについてでございますが、まず設計のほうからですけれども、設計業務請負契約日、平成27年10月27日、業務完了報告完了検査日、平成28年3月18日、瑕疵については引渡しを受けてから3年以内、重大な過失は10年。3年と申しますと平成31年ということになります。

工事請負の規約についてですが、仮契約日、平成28年9月30日、完了検査、平成29年7月12日、完成引渡し、平成29年7月13日、瑕疵については引渡しを受けた日から2年以内、重大な過失は10年となっております。

調べた中で不明という発言がありましたが、不明にしたままこのまま400万円を投入して工事をしちゃうやむやにするのかというようなご指摘がありましたけれども、当委員会としては、事象は事象として認め、現場をこのままにしておくわけにもいかず、補修はこれを認め、すぐに修理していただき、今後このようなことが絶対に起こらないように、各課にとどめず、全ての課において認識していただき、きちんと対応していただく。そして、不明な点については、原因をこのまま不明にしておくのではなく、きちんと精査して、早急の報告をきちんと求める趣旨の要望はしてあります。

そして、一番最初、冒頭に質問された工事が瑕疵担保責任を逃げるための意図的なものではないかということについては判断しかねます。質問者もこれは、そうではないかということなので、はっきりした原因で質問されているのではないと思います。委員会としてもそこら辺のことについては解明できません。

以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 確かに私もちょっとした時間の中で委員会が結論を出すと、ましてや調査特別委員会でもありませんから、そこまではできないと思いますけれども、私が言いたいのは、恐らく私が委員長に対する質問を、当然執行のほうも聞いていますから、こういう中において、様々なこういう問題があるんだということをもって、これで議会が通ったから、もう400万円あるからこれで今までのことは関係ないと、どんどんやっちゃえと。今、委員長が言ったことだって、今後このようなことがないようにという回答だったから、今後というのはこれからのことだなど。じゃあ今回のことはいいんだなというような思いにはならないでほしいと思っているんですよ。これは必ず、こういう問題があった以上は、どこに問題があったのかということをちゃんと解明して、二度と起こらないのは常識ですけれども、これは、だから、責任というのはどこが果たすべきなのか。本当に瑕疵担保責任が問えないのか。普通の家庭でしたら、業者に物を頼んで、まだ2年ちょっとしかたっ

てないよと、こんなになっちゃったと。そうしたら、もう2年過ぎたから関係ないよというふうにならないと思うんですよね。冗談じゃないと、こんな多額の金を、1,400万円でしたか、出して頼んで造ってもらったのがこれでは、2年もたないうちにひびが入ったということですから。やはり、一番気になるのは、私はさっきも言いましたけれども、行ったら、もう割れたところを補修しているんですよね。いっぱい補修しているんです。ということは、もう2年たつ前から、これはひび割れたのを承知していて、それでも補修しているんですよ。今になって、もう3年たつたからという話だけれども、3年たつ前に補修しているんですよ、もう。2年たつ前に。このことも明らかかなんですよ。

そういう中でも委員会は承諾したということだから通るんでしょうけれども、ぜひともこの問題については様々な問題もあると思いますので、委員会として引き続きこの点については議案が通ったからいいやというのではなくて、最後まで公金の使途の中で正しく公金が本当に使われているかどうかということも含めて、所管委員会で調査をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点については委員長いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 金谷委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君発言〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

ここは委員会報告にて委員長の意見の見解を述べる場ではないですけれども、取りあえず先ほど質問に出たことで、委員会であったことを報告したいと思います。

まず、原因説明についてですけれども、工事に関しては図面どおり施工されている。設計に関しては細かな基準がない。その点については説明できません。

それと、今後の対応なんですけれども、もう委員会で認め400万円を払って工事したから終わりというのではなくて、きちんと原因説明を求め、報告をきちんと委員会としては求めていくつもりであります。

そしてまた、委員会の中においては、執行に対して職員一人一人が税金を使っていることを自覚し、このような漫然とした対応を猛省し、真剣に業務に取り組むことが当たり前という意識をきちんと持っていただきたいとのきつい意見もありました。

そしてまた、町長からも「この件に関しては自分も関わっていなかったとはいえ今の結果ですから、これは本当に深く反省して今後の事業に活かしていきたい。これは大きな問題であると自分は思っています。実際のところ、この問題がこれらの町の事業に大きく影響を及ぼす可能性は大であると感じています。職員みんなで反省していかなければならないと考えております」という言葉ももらっております。

当委員会としても、きつく執行に言って、原因追及、報告を強く求めていくものであります。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 報告いたします。

去る9月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案に対し審査報告を行いました。9月10日午前9時半より委員会室において委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたのでご報告いたします。

議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例につきましては、質問に対し、町長から最終処分場設置候補地の適した場所がないことを報告することも考えられるとの意見を示された上、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の法改正により町の条例を改正するもので、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、コロナにより3月分の給食が休止したため、不用額が出たのが特徴でした。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきまし

ては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

また、文教厚生常任委員会の総括として、学童保育の待機児童の解消及び町が行う就学援助については、保護者へ周知することを求めました。

また、コロナ対策として、独り親世帯の生活困窮の支援対策の実施を求めました。また、小中学校の修学旅行に関して、9月25日に最終判断をし、実施となった場合は修学旅行の実施前、実施中、実施後の安全対策を十分に施した上で実施されることを求めました。

なお、審査の過程で問題となった事案に対しましては要望書を提出することに決定しました。要望事項は、1. ROBA ROBAの利用拡大、2. コロナ対策緊急小口資金特別貸付のPRの充実、3. 高齢者の配食サービスの適正範囲の充実と助成制度の導入、4. 通学バス使用料の無料化。

以上であります。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

---

## 日程第2 議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第2、議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第3 議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例**

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会設置条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第4 議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5 議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更について

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号 第5次吉岡町総合計画基本構想の変更についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第6、委員会議案審査報告を議題といたします。

それでは、予算決算特別委員会小池委員長、報告願います。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） 報告いたします。

去る9月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、9月4日、7日、8日の3日間、コロナ対策を考慮し、大会議室において午前9時半より、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたので報告いたします。

4日は歳入について目ごとに細かく審査を行いました。特に、1款1項1目、2目町税収入の収入未済、不納欠損におきましては、収納状況の確認などに多く質疑がありました。18款1項2目ふるさと納税について、経過確認と今後の取組について質疑が多くあり、説明を求めました。

歳出におきましては、7日と8日、2日間にわたり細かく審査を行いました。特に、2款1項2目広報紙印刷製本業務委託の業者委託選定に対して質疑が多くありました。3款1項4目老人福祉費において、老人クラブの状況やROBA ROBAの利用状況等に対



して質疑が多くありました。7款1項1目商工総務費において、商工会振興事業費補助金に対して質疑が多くありました。10款6項1目給食センター費において、調理業務委託に対し質疑が多くあり、説明を求めました。

審査を終え、採決の結果、賛成多数により認定、可決されました。

なお、審査の過程で問題となった事案に対しては、要望書を提出することと決定をいたしました。

要望事項につきましては、早期の予算執行と令和3年度予算編成に対する要望書として、

1. 緊急対策経営支援助成金が受けられなかった方を対象とし、農業や小規模事業者に一律5万円の支給を図りたい。
2. 子育て支援として、大学生までを持つ家庭に対し、一律3万円の学習支援を図りたい。（以前の支援金を含めて3万円とすることを図りたい。）
3. 国からの支援と併せて、住民に一律1万円の支援を図りたい。
4. 高校生までの医療費、幼保の保育料、小中学校の給食費の無料化を図りたい。
5. 学童保育の待機児童の解消と利用時間等の利用者ニーズに対応するための施策を図りたい。
6. 全職員の英知を結集し、ふるさと納税の強化充実を図りたい。
7. 決算書の成果説明がさらに詳細な資料となるよう改善を図りたい。

以上であります。

議 長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

---

## 日程第7 認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第7、認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和元年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第8 認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第8、認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和元年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第9 認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第9、認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第10 認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第10、認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第11 認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第11、認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第12 認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（山畑祐男君） 日程第12、認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別

会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 令和元年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第13 認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第13、認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第14 認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第14、認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第15 認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（山畑祐男君） 日程第15、認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号 令和元年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第16 議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議 長（山畑祐男君） 日程第16、議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第17 議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第17、議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第18、議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第19、議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第20 議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第20、議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第21 議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第21、議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第22 議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第23 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

議長（山畑祐男君） 日程第23、発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の総務産業常任委員会金谷委員長より提案理由の説明を求めます。

金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

それでは、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発委第2号

令和2年9月11日

吉岡町議会議長 山畑祐男様

提出者 総務産業常任委員会  
委員長 金谷 康弘



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実に努めること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

群馬県吉岡町議会

議長 山畑 祐男

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

まち・ひと・しごと創生担当大臣 北村 誠吾 様

以上です。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ただいまの発議の中で、1、2、3、4、5とあるけれども、3番目に減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応することというのがありますけれども、これは、要するに、地方消費税の配分するお金を弾力的にやってくれという意味で、消費税に手をつけてこれを増やせという意味とは違うわけですね。要するに、地方消費税として弾力的に扱えというふうに理解してよろしいですね。（「はい、そのとおりでございます」の声あり）

終わります。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、ご苦労さまでした。

この件は委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、発委第2号は原案のとおり提出することに決定されました。

---

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第24、25、26、27、28、29、30の各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、地域開発対策特別委員会委員長、人口問題対策特別委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出7件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決

しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

総務産業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

予算決算特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

地域開発対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、地域開発対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

人口問題対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに  
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、人口問題対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第31 議会議員の派遣について

議 長（山畑祐男君） 日程第31、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣すること  
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

---

### 町長挨拶

議 長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和2年度第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

先週末から台風10号が九州を縦断いたしました。くしくも、昨年、千葉県を中心とした関東地方を直撃した台風15号から1年の経過と重なりましたが、昨年の教訓を生かした対応が功を奏し、被害状況は想定されたものより小さいものとなったとの報道もございましたが、被災された皆様には謹んでお見舞いを申し上げるものでございます。

また、千葉県では、昨年の災害により居宅に大きな被害を受けられた皆さんは、現在も復旧作業に取り組んでいらっしゃるとの報道もございます。

吉岡町でも想定外に備えた対応を念頭に置きながら、災害の対策に努めなければならない

いと思っております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定及び同意案件につきまして、いずれも認定、可決いただき、誠にありがとうございました。

令和元年度の決算認定に当たりまして、議員の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。今年度進捗中の事業はもちろんのこと、今後の調整運営においてもできる限り反映させてまいりたいと考えております。令和2年度事業も、今が取組の最盛期であります。本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後、町政執行の中で留意してまいりたいと思います。今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナ対策もまだ予断を許さない状況下にあります。議会への情報提供その他、急を要する場合も想定されますので、格別のご協力とご理解をお願いする次第でございます。

結びに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和2年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 小 林 静 弥

吉岡町議会議員 富 岡 栄 一